

2015年版

浄化槽の設計・施工上の運用指針

[資料編]

編集 日本建築行政会議

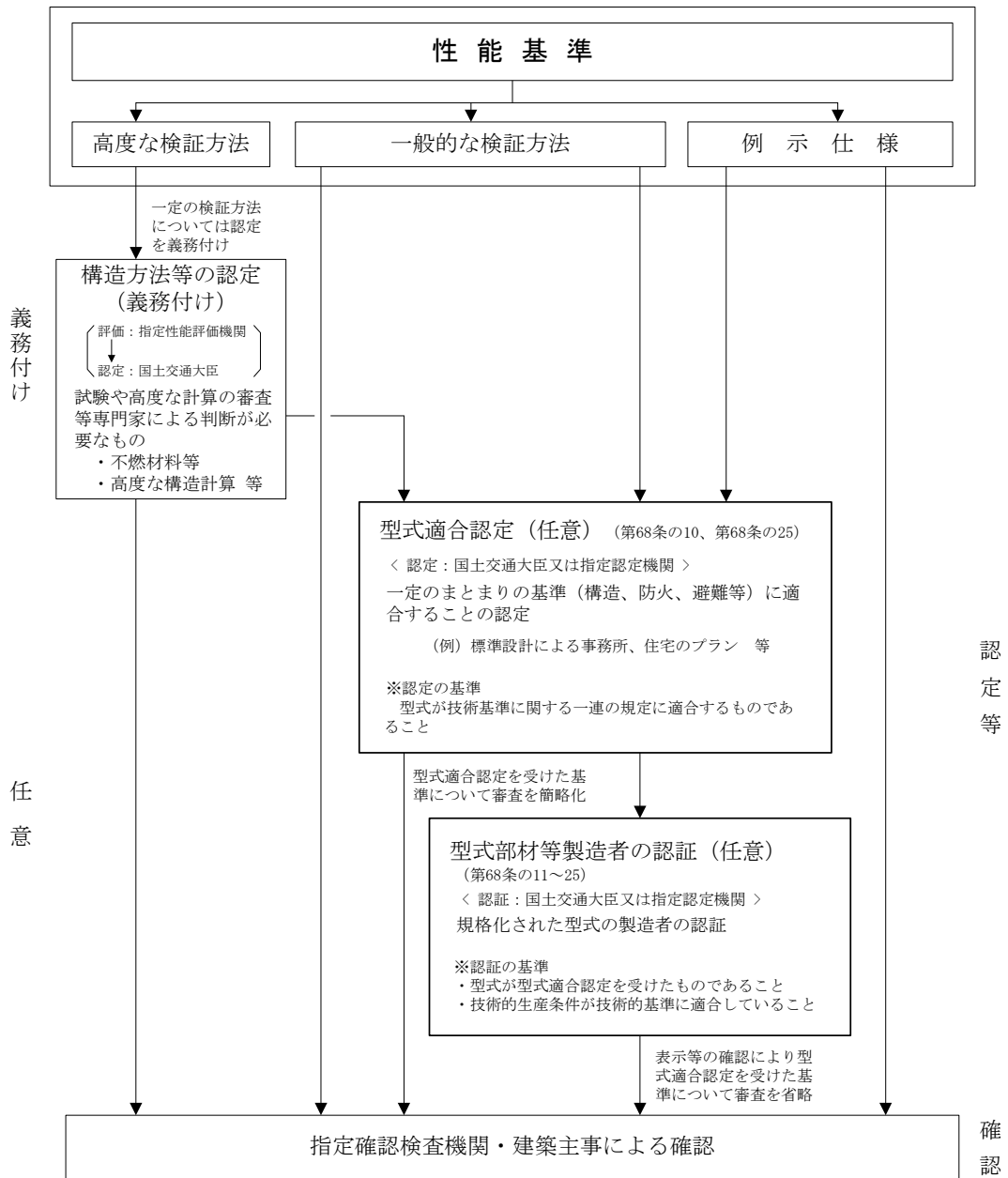
浄化槽の設計・施工上の運用指針 2015年版（資料編）

目 次

資料編

1	性能規定化による建築確認の流れ	1
2	形式適合認定と形式部材等製造者認証の関係	2
3	浄化槽法の体系図	3
4	昭和 55 年建設省告示第 1292 号の改正経過	4
(1)	平成 7 年、平成 12 年、平成 13 年、平成 18 年改正	4
(2)	昭和 55 年制定及び昭和 63 年、平成 3 年、平成 7 年改正	48

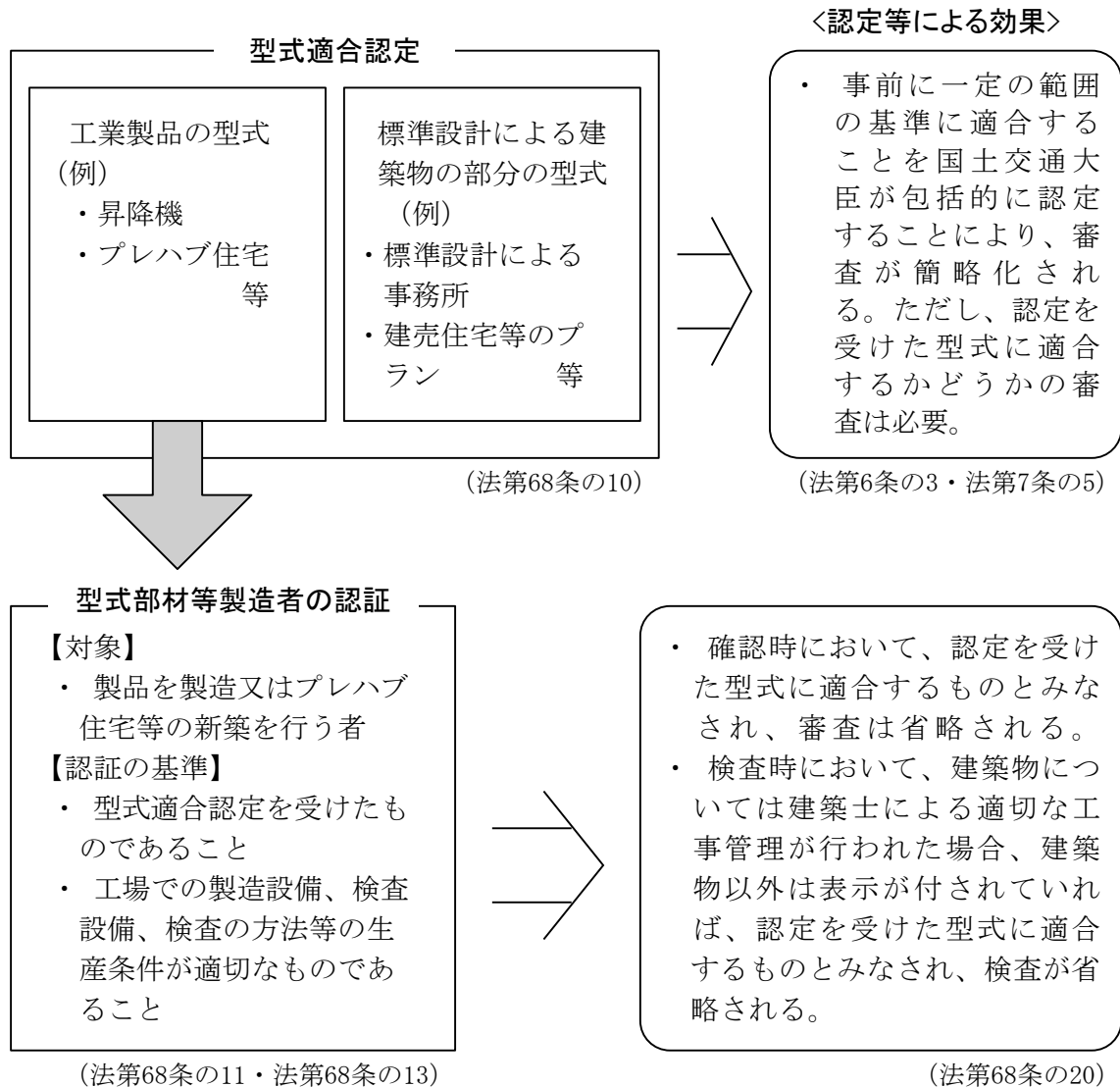
1 性能規定化による建築確認の流れ



- 指定認定機関等 (第77条の36～55)
(型式適合認定・型式部材等製造者の認証)
- 指定性能評価機関等 (第77条の56・57)
(構造方法等の認定)

- 指定の基準等
- ・認定員 (評価員)、設備等が適切
 - ・役職員の構成制限
 - ・兼業禁止
 - ・役職員の守秘義務、みなし公務員
 - ・国土交通大臣による取消等

2 型式適合認定と型式部材等製造者認定の関係

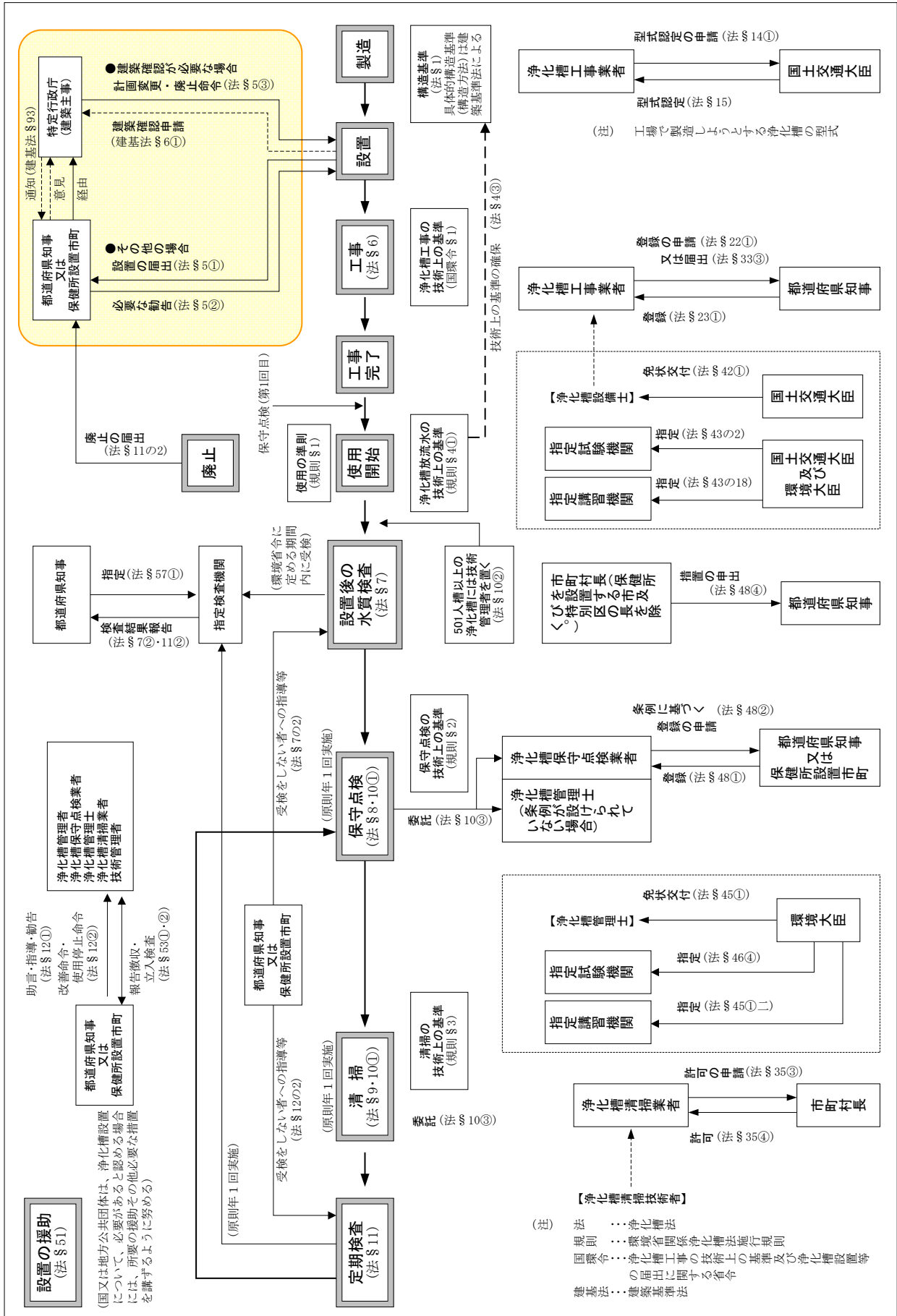


型式適合認定と型式部材等製造者の認証との関係

型式適合認定の対象となる建築設備と一連の規定(浄化槽関連抜粋)

建築物の部分	建築基準法の一連の規定
尿尿浄化槽	イ 法第28条の2(第三号を除く)、法第31条第2項及び法第37条の規定 ロ 令第32条及び令第129条の2の4第二号(国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。)の規定
合併処理浄化槽	イ 法第28条の2(第三号を除く)、法第37条の規定 ロ 令第32条、令第35条第1項及び令第129条の2の4第二号(国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。)の規定

3 浄化槽法の体系図



4 昭和55年建設省告示第1292号の改正経過

(1) 昭和55年建設省告示第1292号 改正経過一覧(平成7年、平成12年、平成13年、平成18年改正まで) [参考] 赤字及びアンダーライン(青色破線)部は当該改正箇所を示す。

改正 平成18年国土交通省告示第154号	改正 平成13年国土交通省告示第353号	改正 平成12年建設省告示第1465号	改正 平成7年建設省告示第2094号
昭和55年7月14日建設省告示第1292号 尿尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件 建築基準法(昭和25年法律第201号)第31条第2項の規定に基づき、尿尿浄化槽の構造方法を第4及び第5に、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第35条第1項の規定に基づき、合併処理浄化槽の構造方法を第1から第3まで及び第6から第12までに定める。	昭和55年7月14日建設省告示第1292号 尿尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件 建築基準法(昭和25年法律第201号)第31条第2項の規定に 基づき、尿尿浄化槽の構造方法を第4及び第5に、建築基準法 施行令(昭和25年政令第338号)第35条第1項の規定に基づ き、合併処理浄化槽の構造方法を第1から第3まで及び第6 から第12までに定める。	昭和55年7月14日建設省告示第1292号 尿尿浄化槽の構造方法を定める件 建築基準法(昭和25年法律第201号)第31条第2項の規定に 基づき、尿尿浄化槽の構造方法を次のように定める。	昭和55年7月14日建設省告示第1292号 尿尿浄化槽の構造 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条の規定 に基づき、尿尿浄化槽の構造を次のように指定する。
最終改正 平成18年1月17日 国土交通省告示第154号 合併処理浄化槽の構造 第1 環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第 17号)第1条の2に規定する放流水の水質の技術上の基準に 適合する合併処理浄化槽の構造は、第一号から第三号まで、第 6第一号から第五号まで、第7第一号若しくは第二号、第8第 一号若しくは第二号、第9第一号若しくは第二号、第10第一 号若しくは第二号又は第11第一号若しくは第二号に該当し、 かつ、第四号に定める構造としたものとする。	最終改正 平成13年3月28日 国土交通省告示第353号 合併処理浄化槽の構造 第1 生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)の除 去率が65パーセント以上及び合併処理浄化槽からの放流水の BOD(第4を除き、以下「放流水のBOD」という。)が1リッ トルにつき90ミリグラム以下である性能を有し、かつ、衛生 上支障がないものの構造は、第一号から第三号までのいずれか に該当し、かつ、第四号に定める構造としたものとする。ただ し、尿尿と雑排水(工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。 以下同じ。)とを合併して処理する方法による場合に限る。	最終改正 平成12年5月31日 建設省告示第1465号 尿尿浄化槽の構造 第1 生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)の除 去率が65パーセント以上及び尿尿浄化槽からの放流水の BOD(以下「放流水のBOD」という。)が1リットルにつき 90ミリグラム以下である性能を有し、かつ、衛生上支障がな いものの構造は、第一号から第三号までのいずれかに該当し、 かつ、第四号に定める構造としたものとする。ただし、尿尿と 雑排水(工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。以下同じ。 とを合併して処理する方法による場合に限る。	最終改正 平成7年12月27日 建設省告示第2094号 尿尿浄化槽の構造 第1 生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)の除 去率が65パーセント以上及び尿尿浄化槽からの放流水の BOD(以下「放流水のBOD」という。)が1リットルにつき 90ミリグラム以下である性能を有し、かつ、衛生上支障がな いものの構造は、第一号から第六号までの一に該当し、かつ、 第七号に定める構造としたものとする。
			<ul style="list-style-type: none"> 一 分離接触ばっ気方式(単独処理) (一) から(四)までに定める構造の沈殿分離室、接触ばっ 気室、沈殿室及び消毒室をこの順序に組み合わせた構造で尿尿 を単独に処理するもの。 (一) 沈殿分離室 <p>有効容量は、0.75立方メートル以上とし、処理対象人員が5 人を超える場合においては、5人を超える部分1人当たり0.09 立方メートル以上をこれに加算すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (二) 接触ばっ気室 (イ) 有効容量は、0.25立方メートル以上とし、処理対象 人員が5人を超える場合においては、5人を超える部分1 人当たり0.025立方メートル以上をこれに加算すること。 (ロ) 接触材は、生物膜等により閉塞が生じ難い形状で、か つ、生物膜が付着しやすい構造とし、有効容量に対する接 触材の充填率は、おおむね50パーセントとすること。

改正 平成 18 年国土交通省告示第 154 号	改正 平成 13 年国土交通省告示第 353 号	改正 平成 12 年建設省告示第 1465 号	改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号
			<p>(ハ) ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に攪拌し、溶存酸素をおおむね1リットルにつき0.3ミリグラムに保持するように十分な酸素を供給し、かつ、はく離汚泥を沈殿分離室に移送することができる構造とすること。</p> <p>(三) 沈殿室</p> <p>(イ) 有効容量は、消毒室の有効容量との合計を0.15立方メートル以上とし、処理対象人員が5人を超える場合においては、5人を超える部分1人当たり0.015立方メートル以上をこれに加算すること。</p> <p>(ロ) 流入水の沈殿作用を速やかに行うことができる構造とするほか、スカムの生成を少なくすることができること、かつ、生成物の流出を防止することができる構造とすること。</p> <p>(四) 消毒室</p> <p>消毒室は、汚水の塩素接触による消毒作用を有効に継続して行うことができる構造とすること。</p> <p>二分離ばつ気方式</p> <p>(一) から (四) までに定める構造の沈殿分離室、ばつ気室、沈殿室及び消毒室をこの順序に組み合わせた構造で尿尿を単独に処理するもの。</p> <p>(一) 沈殿分離室</p> <p>第一号の (一) に定める構造とすること。</p> <p>(二) ばつ気室</p> <p>(イ) 有効容量は、0.45 立方メートル以上とし、処理対象人員が5人を超える場合においては、5人を超える部分1人当たり0.06立方メートル以上をこれに加算すること。</p> <p>(ロ) ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に攪拌し、溶存酸素をおおむね1リットルにつき0.3ミリグラムに保持するように十分な酸素を供給することができる構造とすること。</p> <p>(三) 沈殿室</p> <p>(イ) 有効容量は、消毒室の有効容量との合計を0.15立方メートル以上とし、処理対象人員が5人を超える場合においては、5人を超える部分1人当たり0.02立方メートル以上をこれに加算すること。</p> <p>(ロ) 流入水の沈殿作用を速やかに行うことができ、かつ、沈殿汚泥の全量をばつ気室に返送することができる構造とするほか、スカムの生成を少なくすることができること、かつ、生成物の流出を防止することができる構造とすること。</p>

改正 平成 18 年国土交通省告示第 154 号	改正 平成 13 年国土交通省告示第 353 号	改正 平成 12 年建設省告示第 1465 号	改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号
			<p>(四) 消毒室</p> <p>第一号の(四)に定める構造とすること。</p> <p>三 散水濾床方式</p> <p>(一) から(三)までに定める構造の腐敗室、散水濾床及び消毒室をこの順序に組み合わせた構造で尿尿を単独に処理するもの。</p> <p>(一) 腐敗室</p> <p>腐敗室は、汚水の沈殿分離作用及び消化作用を行う機能を有するものとし、(イ)又は(ロ)によること。</p> <p>(イ) 多室型</p> <p>(1) 2室以上4室以下の室に区分し、直列に接続すること。</p> <p>(2) 有効容量は、1.5立方メートル以上とし、処理対象人員が5人を超える場合においては、5人を超える部分1人当たり0.1立方メートル以上をこれに加算すること。</p> <p>(3) 第1室の有効容量は、2室型の場合にあつては腐敗室の有効容量のおおむね3分の2、3室型又は4室型の場合にあつては腐敗室の有効容量のおおむね2分の1とすること。</p> <p>(4) 最終の室に予備濾過装置を設け、当該装置の下方より汚水を通ずる構造とすること。この場合において、当該装置の碎石層又はこれに準ずるものの体積は、有効容量の10分の1を限度として当該有効容量に算入することができるものとする。</p> <p>(5) 各室の有効水深は、1メートル以上3メートル以下とすること。</p> <p>(6) 第1室においては、流入管の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね3分の1の深さとすること。</p> <p>(7) 各室においては、流出管又はバツフルの下端の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね2分の1の深さとし、浮上物の流出し難い構造とすること。</p> <p>(ロ) 変形多室型</p> <p>(1) 沈殿室の下方に消化室を設け、汚水が消化室を経由して沈殿室に流入する構造とすること。</p> <p>(2) 有効容量は、(イ)の(2)に定める数値とすること。</p> <p>(3) 消化室の有効容量は、腐敗室の有効容量のおおむね4分の3とすること。</p> <p>(4) 沈殿室から浮上物の流出を防止することができる構造とすること。</p>

改正 平成 18 年国土交通省告示第 154 号	改正 平成 13 年国土交通省告示第 353 号	改正 平成 12 年建設省告示第 1465 号	改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号
<p>一 分離接触ばつ気方式</p> <p>(一) から (四) までに定める構造の沈殿分離槽、接触ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせた構造で処理対象人員が 50 人以下であるもの。</p> <p>(一) 沈殿分離槽</p> <p>(イ) 2 室に区分し、直列に接続すること。</p> <p>(ロ) 有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること</p>	<p>一 分離接触ばつ気方式</p> <p>(一) から (四) までに定める構造の沈殿分離槽、接触ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせた構造で処理対象人員が 50 人以下であるもの。</p> <p>(一) 沈殿分離槽</p> <p>(イ) 2 室に区分し、直列に接続すること。</p> <p>(ロ) 有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。</p>	<p>一 分離接触ばつ気方式</p> <p>(一) から (四) までに定める構造の沈殿分離槽、接触ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせた構造で処理対象人員が 50 人以下であるもの。</p> <p>(一) 沈殿分離槽</p> <p>(イ) 2 室に区分し、直列に接続すること。</p> <p>(ロ) 有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。</p>	<p>(5) 沈殿室のホッパーのスロットの位置は、水面から有効水深のおおむね 2 分の 1 の深さとすること。</p> <p>(6) 沈殿室のホッパーは、勾配を水平面に対し 50 度以上、スロットの幅を 3 センチメートル以上 10 センチメートル以下、オーバークラップを水平距離でスロットの幅以上とし、閉塞をきたさない滑らかな構造とすること。</p> <p>(二) 散水濾床</p> <p>(イ) 濾材の部分の有効容量は、0.75 立方メートル以上とし、処理対象人員が 5 人を超える場合においては、5 人を超える部分 1 人当たり 0.05 立方メートル以上をこれに加算すること。</p> <p>(ロ) 濾材部分の深さは、0.9 メートル以上 2 メートル以下とすること。</p> <p>(ハ) 濾材には、径が 5 センチメートル以上 7.5 センチメートル以下の硬質の碎石その他これと同等以上に好気性生物膜を生成しやすいものを用いること。</p> <p>(ニ) 散水樋を使用する場合には、散水樋の下面と濾材面との間隔を 10 センチメートル以上とすること。</p> <p>(ホ) 濾材受けの下面と槽の底部との間隔は、10 センチメートル以上とすること。</p> <p>(ヘ) 送気及び排気のための通気設備を設けること。</p> <p>(ト) 濾床の表面に対して均等に散水することができる構造とすること。</p> <p>(三) 消毒室</p> <p>第一号の (四) に定める構造とすること。</p> <p>四 分離接触ばつ気方式 <u>(合併処理)</u></p> <p>(一) から (四) までに定める構造の沈殿分離槽、接触ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせた構造で尿尿と雑排水(工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。以下同じ。)とを合併して処理する方法によるもの。ただし、処理対象人員が 50 人以下であるものに限る。</p> <p>(一) 沈殿分離槽</p> <p>(イ) 2 室に区分し、直列に接続すること。</p> <p>(ロ) 有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。</p>

改正 平成 18 年国土交通省告示第 154 号	改正 平成 13 年国土交通省告示第 353 号	改正 平成 12 年建設省告示第 1465 号	改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号
$n \leq 5$ $V = 2.5$ $6 \leq n \leq 10$ $V = 2.5 + 0.5(n - 5)$ $11 \leq n \leq 50$ $V = 5 + 0.25(n - 10)$ この表において、 n 及び V は、それぞれ次の数値を表すものとする n 処理対象人員 (単位 人) V 有効容量 (単位 立方メートル)	$n \leq 5$ $V = 2.5$ $6 \leq n \leq 10$ $V = 2.5 + 0.5(n - 5)$ $11 \leq n \leq 50$ $V = 5 + 0.25(n - 10)$ この表において、 n 及び V は、それぞれ次の数値を表すものとする n 処理対象人員 (単位 人) V 有効容量 (単位 立方メートル)	$n \leq 5$ $V = 2.5$ $6 \leq n \leq 10$ $V = 2.5 + 0.5(n - 5)$ $11 \leq n \leq 50$ $V = 5 + 0.25(n - 10)$ この表において、 n 及び V は、それぞれ次の数値を表すものとする n 処理対象人員 (単位 人) V 有効容量 (単位 立方メートル)	$n \leq 5$ $V = 2.5$ $6 \leq n \leq 10$ $V = 2.5 + 0.5(n - 5)$ $11 \leq n \leq 50$ $V = 5 + 0.25(n - 10)$ この表において、 n 及び V は、それぞれ次の数値を表すものとする n 処理対象人員 (単位 人) V 有効容量 (単位 立方メートル)
<p>(ハ) 第 1 室の有効容量は、沈殿分離槽の有効容量のおおむね 3 分の 2 とすること。</p> <p>(ニ) 各室の有効水深は、1.2 メートル (処理対象人員が 10 人を超える場合においては、1.5 メートル) 以上とすること。</p> <p>(ホ) 第 1 室においては、流入管の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね 3 分の 1 から 4 分の 1 までの深さとし、沈殿汚泥を攪乱しない構造とすること。</p> <p>(ヘ) 各室においては、流出管又はバツフルの下端の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね 2 分の 1 から 3 分の 1 までの深さとし、浮上物の流出し難い構造とすること。</p> <p>(ト) ポンプにより沈殿分離槽へ汚水を移送する場合には、当該ポンプは、次の (1) から (3) までに定めるところによること。</p> <p>(1) 2 台以上備え、閉塞を生じ難い構造とすること。</p> <p>(2) 1 日当たりの送水容量は、1 台ごとに、日平均汚水量のおおむね 2.5 倍に相当する容量とすること。</p> <p>(3) ポンプ升の有効容量は、1 台のポンプで移送した場合に、汚水があふれ出ない容量とすること。</p> <p>(二) 接触ばつ気槽</p> <p>(イ) 有効容量が 5.2 立方メートルを超える場合においては、2 室に区分し、直列に接続すること。</p> <p>(ロ) 有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によって計算した数値以上とすること。</p>	<p>(ハ) 第 1 室の有効容量は、沈殿分離槽の有効容量のおおむね 3 分の 2 とすること。</p> <p>(ニ) 各室の有効水深は、1.2 メートル (処理対象人員が 10 人を超える場合においては、1.5 メートル) 以上とすること。</p> <p>(ホ) 第 1 室においては、流入管の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね 3 分の 1 から 4 分の 1 までの深さとし、沈殿汚泥を攪乱しない構造とすること。</p> <p>(ヘ) 各室においては、流出管又はバツフルの下端の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね 2 分の 1 から 3 分の 1 までの深さとし、浮上物の流出し難い構造とすること。</p> <p>(ト) ポンプにより沈殿分離槽へ汚水を移送する場合には、当該ポンプは、次の (1) から (3) までに定めるところによること。</p> <p>(1) 2 台以上備え、閉塞を生じ難い構造とすること。</p> <p>(2) 1 日当たりの送水容量は、1 台ごとに、日平均汚水量のおおむね 2.5 倍に相当する容量とすること。</p> <p>(3) ポンプ升の有効容量は、1 台のポンプで移送した場合に、汚水があふれ出ない容量とすること。</p> <p>(二) 接触ばつ気槽</p> <p>(イ) 有効容量が 5.2 立方メートルを超える場合においては、2 室に区分し、直列に接続すること。</p> <p>(ロ) 有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によって計算した数値以上とすること。</p>	<p>(ハ) 第 1 室の有効容量は、沈殿分離槽の有効容量のおおむね 3 分の 2 とすること。</p> <p>(ニ) 各室の有効水深は、1.2 メートル (処理対象人員が 10 人を超える場合においては、1.5 メートル) 以上とすること。</p> <p>(ホ) 第 1 室においては、流入管の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね 3 分の 1 から 4 分の 1 までの深さとし、沈殿汚泥を攪乱しない構造とすること。</p> <p>(ヘ) 各室においては、流出管又はバツフルの下端の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね 2 分の 1 から 3 分の 1 までの深さとし、浮上物の流出し難い構造とすること。</p> <p>(ト) ポンプにより沈殿分離槽へ汚水を移送する場合には、当該ポンプは、次の (1) から (3) までに定めるところによること。</p> <p>(1) 2 台以上備え、閉塞を生じ難い構造とすること。</p> <p>(2) 1 日当たりの送水容量は、1 台ごとに、日平均汚水量のおおむね 2.5 倍に相当する容量とすること。</p> <p>(3) ポンプ升の有効容量は、1 台のポンプで移送した場合に、汚水があふれ出ない容量とすること。</p> <p>(二) 接触ばつ気槽</p> <p>(イ) 有効容量が 5.2 立方メートルを超える場合においては、2 室に区分し、直列に接続すること。</p> <p>(ロ) 有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によって計算した数値以上とすること。</p>	<p>(ハ) 第 1 室の有効容量は、沈殿分離槽の有効容量のおおむね 3 分の 2 とすること。</p> <p>(ニ) 各室の有効水深は、1.2 メートル (処理対象人員が 10 人を超える場合においては、1.5 メートル) 以上とすること。</p> <p>(ホ) 第 1 室においては、流入管の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね 3 分の 1 から 4 分の 1 までの深さとし、沈殿汚泥を攪乱しない構造とすること。</p> <p>(ヘ) 各室においては、流出管又はバツフルの下端の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね 2 分の 1 から 3 分の 1 までの深さとし、浮上物の流出し難い構造とすること。</p> <p>(ト) ポンプにより沈殿分離槽へ汚水を移送する場合には、当該ポンプは、次の (1) から (3) までに定めるところによること。</p> <p>(1) 2 台以上備え、閉塞を生じ難い構造とすること。</p> <p>(2) 1 日当たりの送水容量は、1 台ごとに、日平均汚水量のおおむね 2.5 倍に相当する容量とすること。</p> <p>(3) ポンプ升の有効容量は、1 台のポンプで移送した場合に、汚水があふれ出ない容量とすること。</p> <p>(二) 接触ばつ気槽</p> <p>(イ) 有効容量が 5.2 立方メートルを超える場合においては、2 室に区分し、直列に接続すること。</p> <p>(ロ) 有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によって計算した数値以上とすること。</p>

改正 平成 18 年国土交通省告示第 154 号	改正 平成 13 年国土交通省告示第 353 号	改正 平成 12 年建設省告示第 1465 号	改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号
$n \leq 5$ $6 \leq n \leq 10$ $11 \leq n \leq 50$ この表において、 n 及び V は、それぞれ次の数値を表すものとする。 n 処理対象人員 (単位 人) V 有効容量 (単位 立方メートル)	$n \leq 5$ $6 \leq n \leq 10$ $11 \leq n \leq 50$ この表において、 n 及び V は、それぞれ次の数値を表すものとする。 n 処理対象人員 (単位 人) V 有効容量 (単位 立方メートル)	$n \leq 5$ $6 \leq n \leq 10$ $11 \leq n \leq 50$ この表において、 n 及び V は、それぞれ次の数値を表すものとする。 n 処理対象人員 (単位 人) V 有効容量 (単位 立方メートル)	$n \leq 5$ $6 \leq n \leq 10$ $11 \leq n \leq 50$ この表において、 n 及び V は、それぞれ次の数値を表すものとする。 n 処理対象人員 (単位 人) V 有効容量 (単位 立方メートル)
<p>(ハ) 2室に区分する場合には、第1室の有効容量は、接触ばつ気槽の有効容量のおおむね5分の3とすること。</p> <p>(ニ) 有効水深(接触ばつ気槽を2室に区分する場合には、第1室の有効水深)は、1.2メートル(処理対象人員が10人を超える場合には、1.5メートル)以上とすること。</p> <p>(ホ) 汚水が長時間接触材に接触する構造とすること。</p> <p>(ヘ) 接触材は、次の(1)から(3)までに定めるところによること。</p> <p>(1) 接触ばつ気槽の底部との距離を適切に保持する等当該槽内の循環流を妨げず、かつ、当該槽内の水流が短絡しないように充填すること。</p> <p>(2) 有効容量に対する充填率は、おおむね 55 パーセントとすること。</p> <p>(3) 生物膜による閉塞が生じ難い形状とし、生物膜が付着しやすく、十分な物理的強度を有する構造とすること。</p> <p>(ト) ばつ気装置は、次の(1)から(3)までに定めるところによること。</p> <p>(1) 室内の汚水を均等に攪拌することができる構造とすること。</p> <p>(2) 1時間当たりに送気できる空気量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によって計算した数値以上とすること。</p>	<p>(ハ) 2室に区分する場合には、第1室の有効容量は、接触ばつ気槽の有効容量のおおむね5分の3とすること。</p> <p>(ニ) 有効水深(接触ばつ気槽を2室に区分する場合には、第1室の有効水深)は、1.2メートル(処理対象人員が10人を超える場合には、1.5メートル)以上とすること。</p> <p>(ホ) 汚水が長時間接触材に接触する構造とすること。</p> <p>(ヘ) 接触材は、次の(1)から(3)までに定めるところによること。</p> <p>(1) 接触ばつ気槽の底部との距離を適切に保持する等当該槽内の循環流を妨げず、かつ、当該槽内の水流が短絡しないように充填すること。</p> <p>(2) 有効容量に対する充填率は、おおむね 55 パーセントとすること。</p> <p>(3) 生物膜による閉塞が生じ難い形状とし、生物膜が付着しやすく、十分な物理的強度を有する構造とすること。</p> <p>(ト) ばつ気装置は、次の(1)から(3)までに定めるところによること。</p> <p>(1) 室内の汚水を均等に攪拌することができる構造とすること。</p> <p>(2) 1時間当たりに送気できる空気量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によって計算した数値以上とすること。</p>	<p>(ハ) 2室に区分する場合には、第1室の有効容量は、接触ばつ気槽の有効容量のおおむね5分の3とすること。</p> <p>(ニ) 有効水深(接触ばつ気槽を2室に区分する場合には、第1室の有効水深)は、1.2メートル(処理対象人員が10人を超える場合には、1.5メートル)以上とすること。</p> <p>(ホ) 汚水が長時間接触材に接触する構造とすること。</p> <p>(ヘ) 接触材は、次の(1)から(3)までに定めるところによること。</p> <p>(1) 接触ばつ気槽の底部との距離を適切に保持する等当該槽内の循環流を妨げず、かつ、当該槽内の水流が短絡しないように充填すること。</p> <p>(2) 有効容量に対する充填率は、おおむね 55 パーセントとすること。</p> <p>(3) 生物膜による閉塞が生じ難い形状とし、生物膜が付着しやすく、十分な物理的強度を有する構造とすること。</p> <p>(ト) ばつ気装置は、次の(1)から(3)までに定めるところによること。</p> <p>(1) 室内の汚水を均等に攪拌することができる構造とすること。</p> <p>(2) 1時間当たりに送気できる空気量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によって計算した数値以上とすること。</p>	<p>(ハ) 2室に区分する場合には、第1室の有効容量は、接触ばつ気槽の有効容量のおおむね5分の3とすること。</p> <p>(ニ) 有効水深(接触ばつ気槽を2室に区分する場合には、第1室の有効水深)は、1.2メートル(処理対象人員が10人を超える場合には、1.5メートル)以上とすること。</p> <p>(ホ) 汚水が長時間接触材に接触する構造とすること。</p> <p>(ヘ) 接触材は、次の(1)から(3)までに定めるところによること。</p> <p>(1) 接触ばつ気槽の底部との距離を適切に保持する等当該槽内の循環流を妨げず、かつ、当該槽内の水流が短絡しないように充填すること。</p> <p>(2) 有効容量に対する充填率は、おおむね 55 パーセントとすること。</p> <p>(3) 生物膜による閉塞が生じ難い形状とし、生物膜が付着しやすく、十分な物理的強度を有する構造とすること。</p> <p>(ト) ばつ気装置は、次の(1)から(3)までに定めるところによること。</p> <p>(1) 室内の汚水を均等に攪拌することができる構造とすること。</p> <p>(2) 1時間当たりに送気できる空気量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によって計算した数値以上とすること。</p>

改正 平成 18 年国土交通省告示第 154 号	改正 平成 13 年国土交通省告示第 353 号	改正 平成 12 年建設省告示第 1465 号	改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号																																																
<table border="1"> <tr><td>$n \leq 5$</td><td>$Q=2$</td></tr> <tr><td>$6 \leq n \leq 10$</td><td>$Q=2+0.4(n-5)$</td></tr> <tr><td>$11 \leq n \leq 50$</td><td>$Q=4+0.25(n-10)$</td></tr> </table> <p>この表において、n 及び Q は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>n 処理対象人員 (単位 人)</p> <p>Q 1 時間当たりに送気できる空気量 (単位 立方メートル / 時間)</p> <p>(3) 空気量を調節できる構造とすること。</p> <p>(チ) 生物膜を効率よく逆洗し、はく離することができ、機能を有し、かつ、はく離汚泥その他の浮遊汚泥を沈殿分離槽へ移送することができ、構造とすること。ただし、2 室に区分する場合には、各室は、はく離汚泥その他の浮遊汚泥を引き抜くことにより、沈殿分離槽へ移送することができ、構造とすること。なお、ポンプ等により強制的に移送する場合には、移送量を調整することができ、構造とすること。</p> <p>(リ) 有効容量が 5.2 立方メートルを超える場合においては、消泡装置を設けること。</p> <p>(三) 沈殿槽</p> <p>(イ) 有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。</p> <table border="1"> <tr><td>$n \leq 5$</td><td>$V=0.3$</td></tr> <tr><td>$6 \leq n \leq 10$</td><td>$V=0.3+0.08(n-5)$</td></tr> <tr><td>$11 \leq n \leq 50$</td><td>$V=0.7+0.04(n-10)$</td></tr> </table> <p>この表において、n 及び V は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>n 処理対象人員 (単位 人)</p> <p>V 有効容量 (単位 立方メートル)</p> <p>(ロ) 有効容量が 1.5 立方メートル以下の場合においては、沈殿槽の底部にスロットを設け、汚泥を重力により接触ばつ気槽へ速やかに移送することができ、構造とし、有効容量が 1.5 立方メートルを超える場合には、当該槽の底部をホッパー型とし、汚泥を有効に集積し、かつ、自動的に引き抜くことにより、沈殿分離槽へ移送することができ、構造とすること。</p>	$n \leq 5$	$Q=2$	$6 \leq n \leq 10$	$Q=2+0.4(n-5)$	$11 \leq n \leq 50$	$Q=4+0.25(n-10)$	$n \leq 5$	$V=0.3$	$6 \leq n \leq 10$	$V=0.3+0.08(n-5)$	$11 \leq n \leq 50$	$V=0.7+0.04(n-10)$	<table border="1"> <tr><td>$n \leq 5$</td><td>$Q=2$</td></tr> <tr><td>$6 \leq n \leq 10$</td><td>$Q=2+0.4(n-5)$</td></tr> <tr><td>$11 \leq n \leq 50$</td><td>$Q=4+0.25(n-10)$</td></tr> </table> <p>この表において、n 及び Q は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>n 処理対象人員 (単位 人)</p> <p>Q 1 時間当たりに送気できる空気量 (単位 立方メートル / 時間)</p> <p>(3) 空気量を調節できる構造とすること。</p> <p>(チ) 生物膜を効率よく逆洗し、はく離することができ、機能を有し、かつ、はく離汚泥その他の浮遊汚泥を沈殿分離槽へ移送することができ、構造とすること。ただし、2 室に区分する場合には、各室は、はく離汚泥その他の浮遊汚泥を引き抜くことにより、沈殿分離槽へ移送することができ、構造とすること。なお、ポンプ等により強制的に移送する場合には、移送量を調整することができ、構造とすること。</p> <p>(リ) 有効容量が 5.2 立方メートルを超える場合においては、消泡装置を設けること。</p> <p>(三) 沈殿槽</p> <p>(イ) 有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。</p> <table border="1"> <tr><td>$n \leq 5$</td><td>$V=0.3$</td></tr> <tr><td>$6 \leq n \leq 10$</td><td>$V=0.3+0.08(n-5)$</td></tr> <tr><td>$11 \leq n \leq 50$</td><td>$V=0.7+0.04(n-10)$</td></tr> </table> <p>この表において、n 及び V は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>n 処理対象人員 (単位 人)</p> <p>V 有効容量 (単位 立方メートル)</p> <p>(ロ) 有効容量が 1.5 立方メートル以下の場合においては、沈殿槽の底部にスロットを設け、汚泥を重力により接触ばつ気槽へ速やかに移送することができ、構造とし、有効容量が 1.5 立方メートルを超える場合には、当該槽の底部をホッパー型とし、汚泥を有効に集積し、かつ、自動的に引き抜くことにより、沈殿分離槽へ移送することができ、構造とすること。</p>	$n \leq 5$	$Q=2$	$6 \leq n \leq 10$	$Q=2+0.4(n-5)$	$11 \leq n \leq 50$	$Q=4+0.25(n-10)$	$n \leq 5$	$V=0.3$	$6 \leq n \leq 10$	$V=0.3+0.08(n-5)$	$11 \leq n \leq 50$	$V=0.7+0.04(n-10)$	<table border="1"> <tr><td>$n \leq 5$</td><td>$Q=2$</td></tr> <tr><td>$6 \leq n \leq 10$</td><td>$Q=2+0.4(n-5)$</td></tr> <tr><td>$11 \leq n \leq 50$</td><td>$Q=4+0.25(n-10)$</td></tr> </table> <p>この表において、n 及び Q は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>n 処理対象人員 (単位 人)</p> <p>Q 1 時間当たりに送気できる空気量 (単位 立方メートル / 時間)</p> <p>(3) 空気量を調節できる構造とすること。</p> <p>(チ) 生物膜を効率よく逆洗し、はく離することができ、機能を有し、かつ、はく離汚泥その他の浮遊汚泥を沈殿分離槽へ移送することができ、構造とすること。ただし、2 室に区分する場合には、各室は、はく離汚泥その他の浮遊汚泥を引き抜くことにより、沈殿分離槽へ移送することができ、構造とすること。なお、ポンプ等により強制的に移送する場合には、移送量を調整することができ、構造とすること。</p> <p>(リ) 有効容量が 5.2 立方メートルを超える場合においては、消泡装置を設けること。</p> <p>(三) 沈殿槽</p> <p>(イ) 有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。</p> <table border="1"> <tr><td>$n \leq 5$</td><td>$V=0.3$</td></tr> <tr><td>$6 \leq n \leq 10$</td><td>$V=0.3+0.08(n-5)$</td></tr> <tr><td>$11 \leq n \leq 50$</td><td>$V=0.7+0.04(n-10)$</td></tr> </table> <p>この表において、n 及び V は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>n 処理対象人員 (単位 人)</p> <p>V 有効容量 (単位 立方メートル)</p> <p>(ロ) 有効容量が 1.5 立方メートル以下の場合においては、沈殿槽の底部にスロットを設け、汚泥を重力により接触ばつ気槽へ速やかに移送することができ、構造とし、有効容量が 1.5 立方メートルを超える場合には、当該槽の底部をホッパー型とし、汚泥を有効に集積し、かつ、自動的に引き抜くことにより、沈殿分離槽へ移送することができ、構造とすること。</p>	$n \leq 5$	$Q=2$	$6 \leq n \leq 10$	$Q=2+0.4(n-5)$	$11 \leq n \leq 50$	$Q=4+0.25(n-10)$	$n \leq 5$	$V=0.3$	$6 \leq n \leq 10$	$V=0.3+0.08(n-5)$	$11 \leq n \leq 50$	$V=0.7+0.04(n-10)$	<table border="1"> <tr><td>$n \leq 5$</td><td>$Q=2$</td></tr> <tr><td>$6 \leq n \leq 10$</td><td>$Q=2+0.4(n-5)$</td></tr> <tr><td>$11 \leq n \leq 50$</td><td>$Q=4+0.25(n-10)$</td></tr> </table> <p>この表において、n 及び Q は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>n 処理対象人員 (単位 人)</p> <p>Q 1 時間当たりに送気できる空気量 (単位 立方メートル / 時間)</p> <p>(3) 空気量を調節できる構造とすること。</p> <p>(チ) 生物膜を効率よく逆洗し、はく離することができ、機能を有し、かつ、はく離汚泥その他の浮遊汚泥を沈殿分離槽へ移送することができ、構造とすること。ただし、2 室に区分する場合には、各室は、はく離汚泥その他の浮遊汚泥を引き抜くことにより、沈殿分離槽へ移送することができ、構造とすること。なお、ポンプ等により強制的に移送する場合には、移送量を調整することができ、構造とすること。</p> <p>(リ) 有効容量が 5.2 立方メートルを超える場合においては、消泡装置を設けること。</p> <p>(三) 沈殿槽</p> <p>(イ) 有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。</p> <table border="1"> <tr><td>$n \leq 5$</td><td>$V=0.3$</td></tr> <tr><td>$6 \leq n \leq 10$</td><td>$V=0.3+0.08(n-5)$</td></tr> <tr><td>$11 \leq n \leq 50$</td><td>$V=0.7+0.04(n-10)$</td></tr> </table> <p>この表において、n 及び V は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>n 処理対象人員 (単位 人)</p> <p>V 有効容量 (単位 立方メートル)</p> <p>(ロ) 有効容量が 1.5 立方メートル以下の場合においては、沈殿槽の底部にスロットを設け、汚泥を重力により接触ばつ気槽へ速やかに移送することができ、構造とし、有効容量が 1.5 立方メートルを超える場合には、当該槽の底部をホッパー型とし、汚泥を有効に集積し、かつ、自動的に引き抜くことにより、沈殿分離槽へ移送することができ、構造とすること。</p>	$n \leq 5$	$Q=2$	$6 \leq n \leq 10$	$Q=2+0.4(n-5)$	$11 \leq n \leq 50$	$Q=4+0.25(n-10)$	$n \leq 5$	$V=0.3$	$6 \leq n \leq 10$	$V=0.3+0.08(n-5)$	$11 \leq n \leq 50$	$V=0.7+0.04(n-10)$
$n \leq 5$	$Q=2$																																																		
$6 \leq n \leq 10$	$Q=2+0.4(n-5)$																																																		
$11 \leq n \leq 50$	$Q=4+0.25(n-10)$																																																		
$n \leq 5$	$V=0.3$																																																		
$6 \leq n \leq 10$	$V=0.3+0.08(n-5)$																																																		
$11 \leq n \leq 50$	$V=0.7+0.04(n-10)$																																																		
$n \leq 5$	$Q=2$																																																		
$6 \leq n \leq 10$	$Q=2+0.4(n-5)$																																																		
$11 \leq n \leq 50$	$Q=4+0.25(n-10)$																																																		
$n \leq 5$	$V=0.3$																																																		
$6 \leq n \leq 10$	$V=0.3+0.08(n-5)$																																																		
$11 \leq n \leq 50$	$V=0.7+0.04(n-10)$																																																		
$n \leq 5$	$Q=2$																																																		
$6 \leq n \leq 10$	$Q=2+0.4(n-5)$																																																		
$11 \leq n \leq 50$	$Q=4+0.25(n-10)$																																																		
$n \leq 5$	$V=0.3$																																																		
$6 \leq n \leq 10$	$V=0.3+0.08(n-5)$																																																		
$11 \leq n \leq 50$	$V=0.7+0.04(n-10)$																																																		
$n \leq 5$	$Q=2$																																																		
$6 \leq n \leq 10$	$Q=2+0.4(n-5)$																																																		
$11 \leq n \leq 50$	$Q=4+0.25(n-10)$																																																		
$n \leq 5$	$V=0.3$																																																		
$6 \leq n \leq 10$	$V=0.3+0.08(n-5)$																																																		
$11 \leq n \leq 50$	$V=0.7+0.04(n-10)$																																																		

改正 平成 18 年国土交通省告示第 154 号	改正 平成 13 年国土交通省告示第 353 号	改正 平成 12 年建設省告示第 1465 号	改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号
<p>(ハ) 沈殿槽の底部がホッパー型の場合においては、当該槽の水面の面積は、水面の面積 1 平方メートル当たりの日平均汚水量（以下「水面積負荷」という。）が 8 立方メートル以下となるようにすること。</p> <p>(ニ) 越流せきを設けて汚水が沈殿槽から消毒槽へ越流する構造とし、当該越流せきの長さは、越流せきの長さ 1 メートル当たりの日平均汚水量（以下「越流負荷」という。）が 20 立方メートル以下となるようにすること。</p> <p>(ホ) 有効水深は、1 メートル以上とすること。ただし、沈殿槽の底部がホッパー型の場合においては、ホッパー部の高さの 2 分の 1 に相当する長さを当該有効水深に含めな いものとする。</p> <p>(ヘ) 沈殿槽の底部がホッパー型の場合においては、当該槽の平面の形状を円形又は正多角形（正三角形を除く。）とすること。</p> <p>(ト) ホッパーは、勾配を水平面に対し 60 度以上とし、底部を汚泥の有効な引き抜きをすることができる構造とすること。</p> <p>(チ) 浮上物の流出を防止することができる構造とすること。</p> <p>(四) 消毒槽</p> <p>消毒槽は、汚水の塩素接触による消毒作用を有効に継続し て行うことができる構造とすること。</p> <p>二 嫌気濾床接触ばつ気方式</p> <p>(一) から (四) までに定める構造の嫌気濾床槽、接触ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせた構造で処理対象人員が 50 人以下であるもの。</p> <p>(一) 嫌気濾床槽</p> <p>(イ) 2 室以上に区分し、直列に接続すること。</p> <p>(ロ) 有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。</p>	<p>(ハ) 沈殿槽の底部がホッパー型の場合においては、当該槽の水面の面積は、水面の面積 1 平方メートル当たりの日平均汚水量（以下「水面積負荷」という。）が 8 立方メートル以下となるようにすること。</p> <p>(ニ) 越流せきを設けて汚水が沈殿槽から消毒槽へ越流する構造とし、当該越流せきの長さは、越流せきの長さ 1 メートル当たりの日平均汚水量（以下「越流負荷」という。）が 20 立方メートル以下となるようにすること。</p> <p>(ホ) 有効水深は、1 メートル以上とすること。ただし、沈殿槽の底部がホッパー型の場合においては、ホッパー部の高さの 2 分の 1 に相当する長さを当該有効水深に含めな いものとする。</p> <p>(ヘ) 沈殿槽の底部がホッパー型の場合においては、当該槽の平面の形状を円形又は正多角形（正三角形を除く。）とすること。</p> <p>(ト) ホッパーは、勾配を水平面に対し 60 度以上とし、底部を汚泥の有効な引き抜きをすることができる構造とすること。</p> <p>(チ) 浮上物の流出を防止することができる構造とすること。</p> <p>(四) 消毒槽</p> <p>消毒槽は、汚水の塩素接触による消毒作用を有効に継続し て行うことができる構造とすること。</p> <p>二 嫌気濾床接触ばつ気方式</p> <p>(一) から (四) までに定める構造の嫌気濾床槽、接触ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせた構造で処理対象人員が 50 人以下であるもの。</p> <p>(一) 嫌気濾床槽</p> <p>(イ) 2 室以上に区分し、直列に接続すること。</p> <p>(ロ) 有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。</p>	<p>(ハ) 沈殿槽の底部がホッパー型の場合においては、当該槽の水面の面積は、水面の面積 1 平方メートル当たりの日平均汚水量（以下「水面積負荷」という。）が 8 立方メートル以下となるようにすること。</p> <p>(ニ) 越流せきを設けて汚水が沈殿槽から消毒槽へ越流する構造とし、当該越流せきの長さは、越流せきの長さ 1 メートル当たりの日平均汚水量（以下「越流負荷」という。）が 20 立方メートル以下となるようにすること。</p> <p>(ホ) 有効水深は、1 メートル以上とすること。ただし、沈殿槽の底部がホッパー型の場合においては、ホッパー部の高さの 2 分の 1 に相当する長さを当該有効水深に含めな いものとする。</p> <p>(ヘ) 沈殿槽の底部がホッパー型の場合においては、当該槽の平面の形状を円形又は正多角形（正三角形を除く。）とすること。</p> <p>(ト) ホッパーは、勾配を水平面に対し 60 度以上とし、底部を汚泥の有効な引き抜きをすることができる構造とすること。</p> <p>(チ) 浮上物の流出を防止することができる構造とすること。</p> <p>(四) 消毒槽</p> <p>消毒槽は、汚水の塩素接触による消毒作用を有効に継続し て行うことができる構造とすること。</p> <p>二 嫌気濾床接触ばつ気方式</p> <p>(一) から (四) までに定める構造の嫌気濾床槽、接触ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせた構造で処理対象人員が 50 人以下であるもの。</p> <p>(一) 嫌気濾床槽</p> <p>(イ) 2 室以上に区分し、直列に接続すること。</p> <p>(ロ) 有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。</p>	<p>(ハ) 沈殿槽の底部がホッパー型の場合においては、当該槽の水面の面積は、水面の面積 1 平方メートル当たりの日平均汚水量（以下「水面積負荷」という。）が 8 立方メートル以下となるようにすること。</p> <p>(ニ) 越流せきを設けて汚水が沈殿槽から消毒槽へ越流する構造とし、当該越流せきの長さは、越流せきの長さ 1 メートル当たりの日平均汚水量（以下「越流負荷」という。）が 20 立方メートル以下となるようにすること。</p> <p>(ホ) 有効水深は、1 メートル以上とすること。ただし、沈殿槽の底部がホッパー型の場合においては、ホッパー部の高さの 2 分の 1 に相当する長さを当該有効水深に含めな いものとする。</p> <p>(ヘ) 沈殿槽の底部がホッパー型の場合においては、当該槽の平面の形状を円形又は正多角形（正三角形を除く。）とすること。</p> <p>(ト) ホッパーは、勾配を水平面に対し 60 度以上とし、底部を汚泥の有効な引き抜きをすることができる構造とすること。</p> <p>(チ) 浮上物の流出を防止することができる構造とすること。</p> <p>(四) 消毒槽</p> <p>第一号の(四)に定める構造とすること。</p> <p>五 嫌気濾床接触ばつ気方式</p> <p>(一) から (四) までに定める構造の嫌気濾床槽、接触ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせた構造で尿尿と雑排水とを合併して処理する方法によるもの。ただし、処理対象人員が 50 人以下であるものに限る。</p> <p>(一) 嫌気濾床槽</p> <p>(イ) 2 室以上に区分し、直列に接続すること。</p> <p>(ロ) 有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。</p>

改正 平成 18 年国土交通省告示第 154 号	改正 平成 13 年国土交通省告示第 353 号	改正 平成 12 年建設省告示第 1465 号	改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号																								
<table border="1"> <tr><td>$n \leq 5$</td><td>$V = 1.5$</td></tr> <tr><td>$6 \leq n \leq 10$</td><td>$V = 1.5 + 0.4 (n - 5)$</td></tr> <tr><td>$11 \leq n \leq 50$</td><td>$V = 3.5 + 0.2 (n - 10)$</td></tr> </table> <p>この表において、n 及び V は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>n 処理対象人員 (単位 人)</p> <p>V 有効容量 (単位 立方メートル)</p>	$n \leq 5$	$V = 1.5$	$6 \leq n \leq 10$	$V = 1.5 + 0.4 (n - 5)$	$11 \leq n \leq 50$	$V = 3.5 + 0.2 (n - 10)$	<table border="1"> <tr><td>$n \leq 5$</td><td>$V = 1.5$</td></tr> <tr><td>$6 \leq n \leq 10$</td><td>$V = 1.5 + 0.4 (n - 5)$</td></tr> <tr><td>$11 \leq n \leq 50$</td><td>$V = 3.5 + 0.2 (n - 10)$</td></tr> </table> <p>この表において、n 及び V は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>n 処理対象人員 (単位 人)</p> <p>V 有効容量 (単位 立方メートル)</p>	$n \leq 5$	$V = 1.5$	$6 \leq n \leq 10$	$V = 1.5 + 0.4 (n - 5)$	$11 \leq n \leq 50$	$V = 3.5 + 0.2 (n - 10)$	<table border="1"> <tr><td>$n \leq 5$</td><td>$V = 1.5$</td></tr> <tr><td>$6 \leq n \leq 10$</td><td>$V = 1.5 + 0.4 (n - 5)$</td></tr> <tr><td>$11 \leq n \leq 50$</td><td>$V = 3.5 + 0.2 (n - 10)$</td></tr> </table> <p>この表において、n 及び V は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>n 処理対象人員 (単位 人)</p> <p>V 有効容量 (単位 立方メートル)</p>	$n \leq 5$	$V = 1.5$	$6 \leq n \leq 10$	$V = 1.5 + 0.4 (n - 5)$	$11 \leq n \leq 50$	$V = 3.5 + 0.2 (n - 10)$	<table border="1"> <tr><td>$n \leq 5$</td><td>$V = 1.5$</td></tr> <tr><td>$6 \leq n \leq 10$</td><td>$V = 1.5 + 0.4 (n - 5)$</td></tr> <tr><td>$11 \leq n \leq 50$</td><td>$V = 3.5 + 0.2 (n - 10)$</td></tr> </table> <p>この表において、n 及び V は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>n 処理対象人員 (単位 人)</p> <p>V 有効容量 (単位 立方メートル)</p>	$n \leq 5$	$V = 1.5$	$6 \leq n \leq 10$	$V = 1.5 + 0.4 (n - 5)$	$11 \leq n \leq 50$	$V = 3.5 + 0.2 (n - 10)$
$n \leq 5$	$V = 1.5$																										
$6 \leq n \leq 10$	$V = 1.5 + 0.4 (n - 5)$																										
$11 \leq n \leq 50$	$V = 3.5 + 0.2 (n - 10)$																										
$n \leq 5$	$V = 1.5$																										
$6 \leq n \leq 10$	$V = 1.5 + 0.4 (n - 5)$																										
$11 \leq n \leq 50$	$V = 3.5 + 0.2 (n - 10)$																										
$n \leq 5$	$V = 1.5$																										
$6 \leq n \leq 10$	$V = 1.5 + 0.4 (n - 5)$																										
$11 \leq n \leq 50$	$V = 3.5 + 0.2 (n - 10)$																										
$n \leq 5$	$V = 1.5$																										
$6 \leq n \leq 10$	$V = 1.5 + 0.4 (n - 5)$																										
$11 \leq n \leq 50$	$V = 3.5 + 0.2 (n - 10)$																										
<p>(ハ) 第1室の有効容量は、嫌気濾床槽の有効容量のおおむね2分の1からおおむね3分の2までとすること。</p> <p>(ニ) 各室の有効水深は、1.2メートル(処理対象人員が10人を超える場合においては、1.5メートル)以上とすること。</p> <p>(ホ) 各室の有効容量に対する濾材の充填率は、第1室にあつてはおおむね40パーセントとし、その他の室にあつてはおおむね60パーセントとすること。</p> <p>(ヘ) 濾材は、汚泥を捕捉しやすく、かつ、嫌気濾床槽内の水流が短絡し難い形状とし、当該槽の底部との距離を適切に保持する等当該槽内に閉塞が生じ難い構造とすること。</p> <p>(ト) 濾材に汚泥清掃孔(直径15センチメートル以上の円が内接するものに限る。)を設けるほか、各室の浮上物及び汚泥の有効な引き抜きができる構造とすること。</p> <p>(チ) ポンプにより嫌気濾床槽へ汚水を移送する場合には、当該ポンプは、次の(1)から(3)までに定めるところによること。</p> <p>(1) 2台以上備え、閉塞を生じ難い構造とすること。</p> <p>(2) 1日当たりの送水容量は、1台ごとに、日平均汚水量のおおむね2.5倍に相当する容量とすること。</p> <p>(3) ポンプ升の有効容量は、1台のポンプで移送した場合に、汚水があふれ出ない容量とすること。</p> <p>(二) 接触ばつ気槽</p> <p>前号(二)に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号(二)(チ)中「沈殿分離槽」を「嫌気濾床槽」と、「なお、ポンプ等により強制的に移送する場合は、移送量を調整すること。」を「ただし、ポンプ等により強制的に移送し、かつ、移送量を調整すること。」と読み替えるものとする。</p>	<p>(ハ) 第1室の有効容量は、嫌気濾床槽の有効容量のおおむね2分の1からおおむね3分の2までとすること。</p> <p>(ニ) 各室の有効水深は、1.2メートル(処理対象人員が10人を超える場合においては、1.5メートル)以上とすること。</p> <p>(ホ) 各室の有効容量に対する濾材の充填率は、第1室にあつてはおおむね40パーセントとし、その他の室にあつてはおおむね60パーセントとすること。</p> <p>(ヘ) 濾材は、汚泥を捕捉しやすく、かつ、嫌気濾床槽内の水流が短絡し難い形状とし、当該槽の底部との距離を適切に保持する等当該槽内に閉塞が生じ難い構造とすること。</p> <p>(ト) 濾材に汚泥清掃孔(直径15センチメートル以上の円が内接するものに限る。)を設けるほか、各室の浮上物及び汚泥の有効な引き抜きができる構造とすること。</p> <p>(チ) ポンプにより嫌気濾床槽へ汚水を移送する場合には、当該ポンプは、次の(1)から(3)までに定めるところによること。</p> <p>(1) 2台以上備え、閉塞を生じ難い構造とすること。</p> <p>(2) 1日当たりの送水容量は、1台ごとに、日平均汚水量のおおむね2.5倍に相当する容量とすること。</p> <p>(3) ポンプ升の有効容量は、1台のポンプで移送した場合に、汚水があふれ出ない容量とすること。</p> <p>(二) 接触ばつ気槽</p> <p>前号(二)に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号(二)(チ)中「沈殿分離槽」を「嫌気濾床槽」と、「なお、ポンプ等により強制的に移送する場合は、移送量を調整すること。」を「ただし、ポンプ等により強制的に移送し、かつ、移送量を調整すること。」と読み替えるものとする。</p>	<p>(ハ) 第1室の有効容量は、嫌気濾床槽の有効容量のおおむね2分の1からおおむね3分の2までとすること。</p> <p>(ニ) 各室の有効水深は、1.2メートル(処理対象人員が10人を超える場合においては、1.5メートル)以上とすること。</p> <p>(ホ) 各室の有効容量に対する濾材の充填率は、第1室にあつてはおおむね40パーセントとし、その他の室にあつてはおおむね60パーセントとすること。</p> <p>(ヘ) 濾材は、汚泥を捕捉しやすく、かつ、嫌気濾床槽内の水流が短絡し難い形状とし、当該槽の底部との距離を適切に保持する等当該槽内に閉塞が生じ難い構造とすること。</p> <p>(ト) 濾材に汚泥清掃孔(直径15センチメートル以上の円が内接するものに限る。)を設けるほか、各室の浮上物及び汚泥の有効な引き抜きができる構造とすること。</p> <p>(チ) ポンプにより嫌気濾床槽へ汚水を移送する場合には、当該ポンプは、次の(1)から(3)までに定めるところによること。</p> <p>(1) 2台以上備え、閉塞を生じ難い構造とすること。</p> <p>(2) 1日当たりの送水容量は、1台ごとに、日平均汚水量のおおむね2.5倍に相当する容量とすること。</p> <p>(3) ポンプ升の有効容量は、1台のポンプで移送した場合に、汚水があふれ出ない容量とすること。</p> <p>(二) 接触ばつ気槽</p> <p>第四号の(二)に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号の(二)(チ)中「沈殿分離槽」を「嫌気濾床槽」と、「なお、ポンプ等により強制的に移送する場合は、移送量を調整すること。」を「ただし、ポンプ等により強制的に移送し、かつ、移送量を調整すること。」と読み替えるものとする。</p>	<p>(ハ) 第1室の有効容量は、嫌気濾床槽の有効容量のおおむね2分の1からおおむね3分の2までとすること。</p> <p>(ニ) 各室の有効水深は、1.2メートル(処理対象人員が10人を超える場合においては、1.5メートル)以上とすること。</p> <p>(ホ) 各室の有効容量に対する濾材の充填率は、第1室にあつてはおおむね40パーセントとし、その他の室にあつてはおおむね60パーセントとすること。</p> <p>(ヘ) 濾材は、汚泥を捕捉しやすく、かつ、嫌気濾床槽内の水流が短絡し難い形状とし、当該槽の底部との距離を適切に保持する等当該槽内に閉塞が生じ難い構造とすること。</p> <p>(ト) 濾材に汚泥清掃孔(直径15センチメートル以上の円が内接するものに限る。)を設けるほか、各室の浮上物及び汚泥の有効な引き抜きができる構造とすること。</p> <p>(チ) ポンプにより嫌気濾床槽へ汚水を移送する場合には、当該ポンプは、次の(1)から(3)までに定めるところによること。</p> <p>(1) 2台以上備え、閉塞を生じ難い構造とすること。</p> <p>(2) 1日当たりの送水容量は、1台ごとに、日平均汚水量のおおむね2.5倍に相当する容量とすること。</p> <p>(3) ポンプ升の有効容量は、1台のポンプで移送した場合に、汚水があふれ出ない容量とすること。</p> <p>(二) 接触ばつ気槽</p> <p>第四号の(二)に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号の(二)(チ)中「沈殿分離槽」を「嫌気濾床槽」と、「なお、ポンプ等により強制的に移送する場合は、移送量を調整すること。」を「ただし、ポンプ等により強制的に移送し、かつ、移送量を調整すること。」と読み替えるものとする。</p>																								

改正 平成 18 年国土交通省告示第 154 号	改正 平成 13 年国土交通省告示第 353 号	改正 平成 12 年建設省告示第 1465 号	改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号																								
<p>(三) 沈殿槽</p> <p>前号 (三) に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号 (三) (ロ) 中「沈殿分離槽」を「嫌気濾床槽」と読み替えるものとする。</p> <p>(四) 消毒槽</p> <p>第一号 (四) に定める構造とすること。</p> <p>三 脱窒濾床接触ばつ気方式</p> <p>(一) から (四) までに定める構造の脱窒濾床槽、接触ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせた構造で処理対象人員が 50 人以下であるもの。</p> <p>(一) 脱窒濾床槽</p> <p>(イ) 2 室以上に区分し、直列に接続すること。</p> <p>(ロ) 有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。</p> <table border="1" data-bbox="871 2160 1018 2834"> <tr><td>$n \leq 5$</td><td>$V=2.5$</td></tr> <tr><td>$6 \leq n \leq 10$</td><td>$V=2.5+0.5 (n-5)$</td></tr> <tr><td>$11 \leq n \leq 50$</td><td>$V=5+0.3 (n-10)$</td></tr> </table> <p>この表において、n 及び V は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>n 処理対象人員 (単位 人)</p> <p>V 有効容量 (単位 立方メートル)</p> <p>(ハ) 第 1 室の有効容量は、脱窒濾床槽の有効容量のおおむね 2 分の 1 から 3 分の 2 までとすること。</p> <p>(ニ) 各室の有効水深は、1.4 メートル (処理対象人員が 10 人を超える場合においては、1.5 メートル) 以上とすること。</p> <p>と。</p> <p>(ホ) 各室の有効容量に対する濾材の充填率は、第 1 室にあつてはおおむね 40 パーセントとし、その他の室にあつてはおおむね 60 パーセントとすること。</p> <p>(ヘ) 濾材は、汚泥を捕捉しやすく、かつ、脱窒濾床槽内の水流が短絡し難い形状とし、当該槽の底部との距離を適切に保持する等当該槽内に閉塞が生じ難い構造とすること。</p> <p>(ト) 濾材に汚泥清掃孔 (直径 15 センチメートル以上の円が内接するものに限る。) を設けるほか、各室の浮上物及び汚泥の有効な引き抜きができる構造とすること。</p>	$n \leq 5$	$V=2.5$	$6 \leq n \leq 10$	$V=2.5+0.5 (n-5)$	$11 \leq n \leq 50$	$V=5+0.3 (n-10)$	<p>(三) 沈殿槽</p> <p>第四号の (三) に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号の (三) の (ロ) 中「沈殿分離槽」を「嫌気濾床槽」と読み替えるものとする。</p> <p>(四) 消毒槽</p> <p>第一号の (四) に定める構造とすること。</p> <p>三 脱窒濾床接触ばつ気方式</p> <p>(一) から (四) までに定める構造の脱窒濾床槽、接触ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせた構造で処理対象人員が 50 人以下であるもの。</p> <p>(一) 脱窒濾床槽</p> <p>(イ) 2 室以上に区分し、直列に接続すること。</p> <p>(ロ) 有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。</p> <table border="1" data-bbox="871 1478 1018 2151"> <tr><td>$n \leq 5$</td><td>$V=2.5$</td></tr> <tr><td>$6 \leq n \leq 10$</td><td>$V=2.5+0.5 (n-5)$</td></tr> <tr><td>$11 \leq n \leq 50$</td><td>$V=5+0.3 (n-10)$</td></tr> </table> <p>この表において、n 及び V は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>n 処理対象人員 (単位 人)</p> <p>V 有効容量 (単位 立方メートル)</p> <p>(ハ) 第 1 室の有効容量は、脱窒濾床槽の有効容量のおおむね 2 分の 1 から 3 分の 2 までとすること。</p> <p>(ニ) 各室の有効水深は、1.4 メートル (処理対象人員が 10 人を超える場合においては、1.5 メートル) 以上とすること。</p> <p>と。</p> <p>(ホ) 各室の有効容量に対する濾材の充填率は、第 1 室にあつてはおおむね 40 パーセントとし、その他の室にあつてはおおむね 60 パーセントとすること。</p> <p>(ヘ) 濾材は、汚泥を捕捉しやすく、かつ、脱窒濾床槽内の水流が短絡し難い形状とし、当該槽の底部との距離を適切に保持する等当該槽内に閉塞が生じ難い構造とすること。</p> <p>(ト) 濾材に汚泥清掃孔 (直径 15 センチメートル以上の円が内接するものに限る。) を設けるほか、各室の浮上物及び汚泥の有効な引き抜きができる構造とすること。</p>	$n \leq 5$	$V=2.5$	$6 \leq n \leq 10$	$V=2.5+0.5 (n-5)$	$11 \leq n \leq 50$	$V=5+0.3 (n-10)$	<p>(三) 沈殿槽</p> <p>第四号の (三) に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号の (三) の (ロ) 中「沈殿分離槽」を「嫌気濾床槽」と読み替えるものとする。</p> <p>(四) 消毒槽</p> <p>第一号の (四) に定める構造とすること。</p> <p>六 脱窒濾床接触ばつ気方式</p> <p>(一) から (四) までに定める構造の脱窒濾床槽、接触ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせた構造で尿と雑排水とを合併して処理する方法によるもの。ただし、処理対象人員が 50 人以下であるものに限る。</p> <p>(一) 脱窒濾床槽</p> <p>(イ) 2 室以上に区分し、直列に接続すること。</p> <p>(ロ) 有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。</p> <table border="1" data-bbox="871 795 1018 1469"> <tr><td>$n \leq 5$</td><td>$V=2.5$</td></tr> <tr><td>$6 \leq n \leq 10$</td><td>$V=2.5+0.5 (n-5)$</td></tr> <tr><td>$11 \leq n \leq 50$</td><td>$V=5+0.3 (n-10)$</td></tr> </table> <p>この表において、n 及び V は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>n 処理対象人員 (単位 人)</p> <p>V 有効容量 (単位 立方メートル)</p> <p>(ハ) 第 1 室の有効容量は、脱窒濾床槽の有効容量のおおむね 2 分の 1 から 3 分の 2 までとすること。</p> <p>(ニ) 各室の有効水深は、1.4 メートル (処理対象人員が 10 人を超える場合においては、1.5 メートル) 以上とすること。</p> <p>と。</p> <p>(ホ) 各室の有効容量に対する濾材の充填率は、第 1 室にあつてはおおむね 40 パーセントとし、その他の室にあつてはおおむね 60 パーセントとすること。</p> <p>(ヘ) 濾材は、汚泥を捕捉しやすく、かつ、脱窒濾床槽内の水流が短絡し難い形状とし、当該槽の底部との距離を適切に保持する等当該槽内に閉塞が生じ難い構造とすること。</p> <p>(ト) 濾材に汚泥清掃孔 (直径 15 センチメートル以上の円が内接するものに限る。) を設けるほか、各室の浮上物及び汚泥の有効な引き抜きができる構造とすること。</p>	$n \leq 5$	$V=2.5$	$6 \leq n \leq 10$	$V=2.5+0.5 (n-5)$	$11 \leq n \leq 50$	$V=5+0.3 (n-10)$	<p>(三) 沈殿槽</p> <p>第四号の (三) に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号の (三) の (ロ) 中「沈殿分離槽」を「嫌気濾床槽」と読み替えるものとする。</p> <p>(四) 消毒槽</p> <p>第一号の (四) に定める構造とすること。</p> <p>六 脱窒濾床接触ばつ気方式</p> <p>(一) から (四) までに定める構造の脱窒濾床槽、接触ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせた構造で尿と雑排水とを合併して処理する方法によるもの。ただし、処理対象人員が 50 人以下であるものに限る。</p> <p>(一) 脱窒濾床槽</p> <p>(イ) 2 室以上に区分し、直列に接続すること。</p> <p>(ロ) 有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。</p> <table border="1" data-bbox="871 94 1018 786"> <tr><td>$n \leq 5$</td><td>$V=2.5$</td></tr> <tr><td>$6 \leq n \leq 10$</td><td>$V=2.5+0.5 (n-5)$</td></tr> <tr><td>$11 \leq n \leq 50$</td><td>$V=5+0.3 (n-10)$</td></tr> </table> <p>この表において、n 及び V は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>n 処理対象人員 (単位 人)</p> <p>V 有効容量 (単位 立方メートル)</p> <p>(ハ) 第 1 室の有効容量は、脱窒濾床槽の有効容量のおおむね 2 分の 1 から 3 分の 2 までとすること。</p> <p>(ニ) 各室の有効水深は、1.4 メートル (処理対象人員が 10 人を超える場合においては、1.5 メートル) 以上とすること。</p> <p>と。</p> <p>(ホ) 各室の有効容量に対する濾材の充填率は、第 1 室にあつてはおおむね 40 パーセントとし、その他の室にあつてはおおむね 60 パーセントとすること。</p> <p>(ヘ) 濾材は、汚泥を捕捉しやすく、かつ、脱窒濾床槽内の水流が短絡し難い形状とし、当該槽の底部との距離を適切に保持する等当該槽内に閉塞が生じ難い構造とすること。</p> <p>(ト) 濾材に汚泥清掃孔 (直径 15 センチメートル以上の円が内接するものに限る。) を設けるほか、各室の浮上物及び汚泥の有効な引き抜きができる構造とすること。</p>	$n \leq 5$	$V=2.5$	$6 \leq n \leq 10$	$V=2.5+0.5 (n-5)$	$11 \leq n \leq 50$	$V=5+0.3 (n-10)$
$n \leq 5$	$V=2.5$																										
$6 \leq n \leq 10$	$V=2.5+0.5 (n-5)$																										
$11 \leq n \leq 50$	$V=5+0.3 (n-10)$																										
$n \leq 5$	$V=2.5$																										
$6 \leq n \leq 10$	$V=2.5+0.5 (n-5)$																										
$11 \leq n \leq 50$	$V=5+0.3 (n-10)$																										
$n \leq 5$	$V=2.5$																										
$6 \leq n \leq 10$	$V=2.5+0.5 (n-5)$																										
$11 \leq n \leq 50$	$V=5+0.3 (n-10)$																										
$n \leq 5$	$V=2.5$																										
$6 \leq n \leq 10$	$V=2.5+0.5 (n-5)$																										
$11 \leq n \leq 50$	$V=5+0.3 (n-10)$																										

改正 平成 18 年国土交通省告示第 154 号	改正 平成 13 年国土交通省告示第 353 号	改正 平成 12 年建設省告示第 1465 号	改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号																								
<p>(チ) ポンプにより脱窒濾床槽へ汚水を移送する場合には、当該ポンプは、次の (1) から (3) までに定めるところによること。</p> <p>(1) 2 台以上備え、閉塞を生じ難い構造とすること。</p> <p>(2) 1 日当たりの送水容量は、1 台ごとに、日平均汚水量のおおむね 2.5 倍に相当する容量とすること。</p> <p>(3) ポンプ升の有効容量は、1 台のポンプで移送した場合に、汚水があふれ出ない容量とすること。</p> <p>(二) 接触ばつ気槽</p> <p>(イ) 処理対象人員が 18 人を超える場合には、2 室に区分し、直列に接続すること。</p> <p>(ロ) 有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。</p> <table border="1" data-bbox="783 2160 919 2834"> <tr><td>$n \leq 5$</td><td>$V=1.5$</td></tr> <tr><td>$6 \leq n \leq 10$</td><td>$V=1.5+0.3(n-5)$</td></tr> <tr><td>$11 \leq n \leq 50$</td><td>$V=3+0.26(n-10)$</td></tr> </table> <p>この表において、n 及び V は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>n 処理対象人員 (単位 人)</p> <p>V 有効容量 (単位 立方メートル)</p> <p>(ハ) 2 室に区分する場合には、第 1 室の有効容量は、接触ばつ気槽の有効容量のおおむね 5 分の 3 とすること。</p> <p>(ニ) 有効水深 (接触ばつ気槽を 2 室に区分する場合には、第 1 室の有効水深) は、1.4 メートル (処理対象人員が 10 人を超える場合には、1.5 メートル) 以上とすること。</p> <p>(ホ) 汚水が長時間接触材に接触すること。</p> <p>(ヘ) 接触材は、次の (1) から (3) までに定めるところによること。</p> <p>(1) 接触ばつ気槽の底部との距離を適切に保持する等当該槽内の循環流を妨げず、かつ、当該槽内の水流が短絡しないように充填すること。</p> <p>(2) 有効容量に対する充填率は、おおむね 55 パーセントとすること。</p> <p>(3) 生物膜による閉塞が生じ難い形状とし、生物膜が付着しやすく、十分な物理的強度を有する構造とすること。</p>	$n \leq 5$	$V=1.5$	$6 \leq n \leq 10$	$V=1.5+0.3(n-5)$	$11 \leq n \leq 50$	$V=3+0.26(n-10)$	<p>(チ) ポンプにより脱窒濾床槽へ汚水を移送する場合には、当該ポンプは、次の (1) から (3) までに定めるところによること。</p> <p>(1) 2 台以上備え、閉塞を生じ難い構造とすること。</p> <p>(2) 1 日当たりの送水容量は、1 台ごとに、日平均汚水量のおおむね 2.5 倍に相当する容量とすること。</p> <p>(3) ポンプ升の有効容量は、1 台のポンプで移送した場合に、汚水があふれ出ない容量とすること。</p> <p>(二) 接触ばつ気槽</p> <p>(イ) 処理対象人員が 18 人を超える場合には、2 室に区分し、直列に接続すること。</p> <p>(ロ) 有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。</p> <table border="1" data-bbox="783 1478 919 2151"> <tr><td>$n \leq 5$</td><td>$V=1.5$</td></tr> <tr><td>$6 \leq n \leq 10$</td><td>$V=1.5+0.3(n-5)$</td></tr> <tr><td>$11 \leq n \leq 50$</td><td>$V=3+0.26(n-10)$</td></tr> </table> <p>この表において、n 及び V は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>n 処理対象人員 (単位 人)</p> <p>V 有効容量 (単位 立方メートル)</p> <p>(ハ) 2 室に区分する場合には、第 1 室の有効容量は、接触ばつ気槽の有効容量のおおむね 5 分の 3 とすること。</p> <p>(ニ) 有効水深 (接触ばつ気槽を 2 室に区分する場合には、第 1 室の有効水深) は、1.4 メートル (処理対象人員が 10 人を超える場合には、1.5 メートル) 以上とすること。</p> <p>(ホ) 汚水が長時間接触材に接触すること。</p> <p>(ヘ) 接触材は、次の (1) から (3) までに定めるところによること。</p> <p>(1) 接触ばつ気槽の底部との距離を適切に保持する等当該槽内の循環流を妨げず、かつ、当該槽内の水流が短絡しないように充填すること。</p> <p>(2) 有効容量に対する充填率は、おおむね 55 パーセントとすること。</p> <p>(3) 生物膜による閉塞が生じ難い形状とし、生物膜が付着しやすく、十分な物理的強度を有する構造とすること。</p>	$n \leq 5$	$V=1.5$	$6 \leq n \leq 10$	$V=1.5+0.3(n-5)$	$11 \leq n \leq 50$	$V=3+0.26(n-10)$	<p>(チ) ポンプにより脱窒濾床槽へ汚水を移送する場合には、当該ポンプは、次の (1) から (3) までに定めるところによること。</p> <p>(1) 2 台以上備え、閉塞を生じ難い構造とすること。</p> <p>(2) 1 日当たりの送水容量は、1 台ごとに、日平均汚水量のおおむね 2.5 倍に相当する容量とすること。</p> <p>(3) ポンプ升の有効容量は、1 台のポンプで移送した場合に、汚水があふれ出ない容量とすること。</p> <p>(二) 接触ばつ気槽</p> <p>(イ) 処理対象人員が 18 人を超える場合には、2 室に区分し、直列に接続すること。</p> <p>(ロ) 有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。</p> <table border="1" data-bbox="783 795 919 1469"> <tr><td>$n \leq 5$</td><td>$V=1.5$</td></tr> <tr><td>$6 \leq n \leq 10$</td><td>$V=1.5+0.3(n-5)$</td></tr> <tr><td>$11 \leq n \leq 50$</td><td>$V=3+0.26(n-10)$</td></tr> </table> <p>この表において、n 及び V は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>n 処理対象人員 (単位 人)</p> <p>V 有効容量 (単位 立方メートル)</p> <p>(ハ) 2 室に区分する場合には、第 1 室の有効容量は、接触ばつ気槽の有効容量のおおむね 5 分の 3 とすること。</p> <p>(ニ) 有効水深 (接触ばつ気槽を 2 室に区分する場合には、第 1 室の有効水深) は、1.4 メートル (処理対象人員が 10 人を超える場合には、1.5 メートル) 以上とすること。</p> <p>(ホ) 汚水が長時間接触材に接触すること。</p> <p>(ヘ) 接触材は、次の (1) から (3) までに定めるところによること。</p> <p>(1) 接触ばつ気槽の底部との距離を適切に保持する等当該槽内の循環流を妨げず、かつ、当該槽内の水流が短絡しないように充填すること。</p> <p>(2) 有効容量に対する充填率は、おおむね 55 パーセントとすること。</p> <p>(3) 生物膜による閉塞が生じ難い形状とし、生物膜が付着しやすく、十分な物理的強度を有する構造とすること。</p>	$n \leq 5$	$V=1.5$	$6 \leq n \leq 10$	$V=1.5+0.3(n-5)$	$11 \leq n \leq 50$	$V=3+0.26(n-10)$	<p>(チ) ポンプにより脱窒濾床槽へ汚水を移送する場合には、当該ポンプは、次の (1) から (3) までに定めるところによること。</p> <p>(1) 2 台以上備え、閉塞を生じ難い構造とすること。</p> <p>(2) 1 日当たりの送水容量は、1 台ごとに、日平均汚水量のおおむね 2.5 倍に相当する容量とすること。</p> <p>(3) ポンプ升の有効容量は、1 台のポンプで移送した場合に、汚水があふれ出ない容量とすること。</p> <p>(二) 接触ばつ気槽</p> <p>(イ) 処理対象人員が 18 人を超える場合には、2 室に区分し、直列に接続すること。</p> <p>(ロ) 有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。</p> <table border="1" data-bbox="783 94 919 786"> <tr><td>$n \leq 5$</td><td>$V=1.5$</td></tr> <tr><td>$6 \leq n \leq 10$</td><td>$V=1.5+0.3(n-5)$</td></tr> <tr><td>$11 \leq n \leq 50$</td><td>$V=3+0.26(n-10)$</td></tr> </table> <p>この表において、n 及び V は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>n 処理対象人員 (単位 人)</p> <p>V 有効容量 (単位 立方メートル)</p> <p>(ハ) 2 室に区分する場合には、第 1 室の有効容量は、接触ばつ気槽の有効容量のおおむね 5 分の 3 とすること。</p> <p>(ニ) 有効水深 (接触ばつ気槽を 2 室に区分する場合には、第 1 室の有効水深) は、1.4 メートル (処理対象人員が 10 人を超える場合には、1.5 メートル) 以上とすること。</p> <p>(ホ) 汚水が長時間接触材に接触すること。</p> <p>(ヘ) 接触材は、次の (1) から (3) までに定めるところによること。</p> <p>(1) 接触ばつ気槽の底部との距離を適切に保持する等当該槽内の循環流を妨げず、かつ、当該槽内の水流が短絡しないように充填すること。</p> <p>(2) 有効容量に対する充填率は、おおむね 55 パーセントとすること。</p> <p>(3) 生物膜による閉塞が生じ難い形状とし、生物膜が付着しやすく、十分な物理的強度を有する構造とすること。</p>	$n \leq 5$	$V=1.5$	$6 \leq n \leq 10$	$V=1.5+0.3(n-5)$	$11 \leq n \leq 50$	$V=3+0.26(n-10)$
$n \leq 5$	$V=1.5$																										
$6 \leq n \leq 10$	$V=1.5+0.3(n-5)$																										
$11 \leq n \leq 50$	$V=3+0.26(n-10)$																										
$n \leq 5$	$V=1.5$																										
$6 \leq n \leq 10$	$V=1.5+0.3(n-5)$																										
$11 \leq n \leq 50$	$V=3+0.26(n-10)$																										
$n \leq 5$	$V=1.5$																										
$6 \leq n \leq 10$	$V=1.5+0.3(n-5)$																										
$11 \leq n \leq 50$	$V=3+0.26(n-10)$																										
$n \leq 5$	$V=1.5$																										
$6 \leq n \leq 10$	$V=1.5+0.3(n-5)$																										
$11 \leq n \leq 50$	$V=3+0.26(n-10)$																										

改正 平成 18 年国土交通省告示第 154 号	改正 平成 13 年国土交通省告示第 353 号	改正 平成 12 年建設省告示第 1465 号	改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号																								
<p>(ト) ばつ気装置は、次の (1) から (3) までに定めるところによること。</p> <p>(1) 室内の汚水を均等に攪拌することができる構造とすること。</p> <p>(2) 1 時間当たりに送気できる空気量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によって計算した数値以上とすること。</p> <table border="1" data-bbox="508 2160 646 2834"> <tr><td>$n \leq 5$</td><td>$Q=5$</td></tr> <tr><td>$6 \leq n \leq 10$</td><td>$Q=5+0.9(n-5)$</td></tr> <tr><td>$11 \leq n \leq 50$</td><td>$Q=9.5+0.67(n-10)$</td></tr> </table> <p>この表において、n 及び Q は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>n 処理対象人員 (単位 人)</p> <p>Q 1 時間当たりに送気できる空気量 (単位 立方メートル / 時間)</p> <p>(3) 空気量を調節できる構造とすること。</p> <p>(チ) 生物膜を効率よく逆洗し、はく離することができる機能を有し、はく離汚泥その他の浮遊汚泥を引き抜くことにより、脱室濾床槽第 1 室へ強制的に移送することができ、かつ、当該移送量を容易に調整することができる構造とすること。</p> <p>(リ) 循環装置を有し、接触ばつ気槽 (当該槽を 2 室に区分する場合には、第 2 室) から脱室濾床槽第 1 室の流入管の開口部付近へ汚水を安定して移送することができ、かつ、当該移送量を容量に調整し、及び計量することができる構造とすること。</p> <p>(ヌ) 処理対象人員が 18 人を超える場合には、消泡装置を設けること。</p> <p>(三) 沈殿槽</p> <p>第一号 (三) に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号 (三) (ロ) 中「沈殿分離槽」を「脱室濾床槽」と読み替えるものとする。</p> <p>(四) 消毒槽</p> <p>第一号 (四) に定める構造とすること。</p>	$n \leq 5$	$Q=5$	$6 \leq n \leq 10$	$Q=5+0.9(n-5)$	$11 \leq n \leq 50$	$Q=9.5+0.67(n-10)$	<p>(ト) ばつ気装置は、次の (1) から (3) までに定めるところによること。</p> <p>(1) 室内の汚水を均等に攪拌することができる構造とすること。</p> <p>(2) 1 時間当たりに送気できる空気量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によって計算した数値以上とすること。</p> <table border="1" data-bbox="508 1478 646 2151"> <tr><td>$n \leq 5$</td><td>$Q=5$</td></tr> <tr><td>$6 \leq n \leq 10$</td><td>$Q=5+0.9(n-5)$</td></tr> <tr><td>$11 \leq n \leq 50$</td><td>$Q=9.5+0.67(n-10)$</td></tr> </table> <p>この表において、n 及び Q は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>n 処理対象人員 (単位 人)</p> <p>Q 1 時間当たりに送気できる空気量 (単位 立方メートル / 時間)</p> <p>(3) 空気量を調節できる構造とすること。</p> <p>(チ) 生物膜を効率よく逆洗し、はく離することができる機能を有し、はく離汚泥その他の浮遊汚泥を引き抜くことにより、脱室濾床槽第 1 室へ強制的に移送することができ、かつ、当該移送量を容易に調整することができる構造とすること。</p> <p>(リ) 循環装置を有し、接触ばつ気槽 (当該槽を 2 室に区分する場合には、第 2 室) から脱室濾床槽第 1 室の流入管の開口部付近へ汚水を安定して移送することができ、かつ、当該移送量を容量に調整し、及び計量することができる構造とすること。</p> <p>(ヌ) 処理対象人員が 18 人を超える場合には、消泡装置を設けること。</p> <p>(三) 沈殿槽</p> <p>第一号 (三) に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号 (三) (ロ) 中「沈殿分離槽」を「脱室濾床槽」と読み替えるものとする。</p> <p>(四) 消毒槽</p> <p>第一号の (四) に定める構造とすること。</p>	$n \leq 5$	$Q=5$	$6 \leq n \leq 10$	$Q=5+0.9(n-5)$	$11 \leq n \leq 50$	$Q=9.5+0.67(n-10)$	<p>(ト) ばつ気装置は、次の (1) から (3) までに定めるところによること。</p> <p>(1) 室内の汚水を均等に攪拌することができる構造とすること。</p> <p>(2) 1 時間当たりに送気できる空気量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によって計算した数値以上とすること。</p> <table border="1" data-bbox="508 795 646 1469"> <tr><td>$n \leq 5$</td><td>$Q=5$</td></tr> <tr><td>$6 \leq n \leq 10$</td><td>$Q=5+0.9(n-5)$</td></tr> <tr><td>$11 \leq n \leq 50$</td><td>$Q=9.5+0.67(n-10)$</td></tr> </table> <p>この表において、n 及び Q は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>n 処理対象人員 (単位 人)</p> <p>Q 1 時間当たりに送気できる空気量 (単位 立方メートル / 時間)</p> <p>(3) 空気量を調節できる構造とすること。</p> <p>(チ) 生物膜を効率よく逆洗し、はく離することができる機能を有し、はく離汚泥その他の浮遊汚泥を引き抜くことにより、脱室濾床槽第 1 室へ強制的に移送することができ、かつ、当該移送量を容易に調整することができる構造とすること。</p> <p>(リ) 循環装置を有し、接触ばつ気槽 (当該槽を 2 室に区分する場合には、第 2 室) から脱室濾床槽第 1 室の流入管の開口部付近へ汚水を安定して移送することができ、かつ、当該移送量を容量に調整し、及び計量することができる構造とすること。</p> <p>(ヌ) 処理対象人員が 18 人を超える場合には、消泡装置を設けること。</p> <p>(三) 沈殿槽</p> <p>第四号の (三) に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号 (三) (ロ) 中「沈殿分離槽」を「脱室濾床槽」と読み替えるものとする。</p> <p>(四) 消毒槽</p> <p>第一号の (四) に定める構造とすること。</p>	$n \leq 5$	$Q=5$	$6 \leq n \leq 10$	$Q=5+0.9(n-5)$	$11 \leq n \leq 50$	$Q=9.5+0.67(n-10)$	<p>(ト) ばつ気装置は、次の (1) から (3) までに定めるところによること。</p> <p>(1) 室内の汚水を均等に攪拌することができる構造とすること。</p> <p>(2) 1 時間当たりに送気できる空気量は、処理対象人員に 応じて、次の表の式によって計算した数値以上とすること。</p> <table border="1" data-bbox="508 112 646 786"> <tr><td>$n \leq 5$</td><td>$Q=5$</td></tr> <tr><td>$6 \leq n \leq 10$</td><td>$Q=5+0.9(n-5)$</td></tr> <tr><td>$11 \leq n \leq 50$</td><td>$Q=9.5+0.67(n-10)$</td></tr> </table> <p>この表において、n 及び Q は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>n 処理対象人員 (単位 人)</p> <p>Q 1 時間当たりに送気できる空気量 (単位 立方メートル / 時間)</p> <p>(3) 空気量を調節できる構造とすること。</p> <p>(チ) 生物膜を効率よく逆洗し、はく離することができる機能を有し、はく離汚泥その他の浮遊汚泥を引き抜くことにより、脱室濾床槽第 1 室へ強制的に移送することができ、かつ、当該移送量を容易に調整することができる構造とすること。</p> <p>(リ) 循環装置を有し、接触ばつ気槽 (当該槽を 2 室に区分する場合には、第 2 室) から脱室濾床槽第 1 室の流入管の開口部付近へ汚水を安定して移送することができ、かつ、当該移送量を容量に調整し、及び計量することができる構造とすること。</p> <p>(ヌ) 処理対象人員が 18 人を超える場合には、消泡装置を設けること。</p> <p>(三) 沈殿槽</p> <p>第四号の (三) に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号 (三) (ロ) 中「沈殿分離槽」を「脱室濾床槽」と読み替えるものとする。</p> <p>(四) 消毒槽</p> <p>第一号の (四) に定める構造とすること。</p>	$n \leq 5$	$Q=5$	$6 \leq n \leq 10$	$Q=5+0.9(n-5)$	$11 \leq n \leq 50$	$Q=9.5+0.67(n-10)$
$n \leq 5$	$Q=5$																										
$6 \leq n \leq 10$	$Q=5+0.9(n-5)$																										
$11 \leq n \leq 50$	$Q=9.5+0.67(n-10)$																										
$n \leq 5$	$Q=5$																										
$6 \leq n \leq 10$	$Q=5+0.9(n-5)$																										
$11 \leq n \leq 50$	$Q=9.5+0.67(n-10)$																										
$n \leq 5$	$Q=5$																										
$6 \leq n \leq 10$	$Q=5+0.9(n-5)$																										
$11 \leq n \leq 50$	$Q=9.5+0.67(n-10)$																										
$n \leq 5$	$Q=5$																										
$6 \leq n \leq 10$	$Q=5+0.9(n-5)$																										
$11 \leq n \leq 50$	$Q=9.5+0.67(n-10)$																										

改正 平成 18 年国土交通省告示第 154 号	改正 平成 13 年国土交通省告示第 353 号	改正 平成 12 年建設省告示第 1465 号	改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号
<p>四 一般構造</p> <p>イ 槽の底、周壁及び隔壁は、防水材料で造り、漏水しない構造とすること。</p> <p>ロ 槽は、土圧、水圧、自重及びその他の荷重に対して安全な構造とすること。</p> <p>ハ 腐食、変形等のおそれのある部分には、腐食、変形等のできやすい材料又は有効な防腐、補強等の措置をした材料を使用すること。</p> <p>ニ 槽の天井がふたを兼ねる場合を除き、天井にはマンホール（径 45 センチメートル（処理対象人員が 51 人以上の場合においては、60 センチメートル）以上の円が内接するものに限り。）を設け、かつ、密閉することができる耐水材料又は鋼鉄で造られたふたを設けること。</p> <p>ホ 通気及び排気のための開口部は、雨水、土砂等の流入を防止することができる構造とするほか、昆虫類が発生するおそれのある部分に設けるものには、防虫網を設けること。</p> <p>ヘ 悪臭を生ずるおそれのある部分には、密閉するか、又は臭突その他の防臭装置を設けること。</p> <p>ト 機器類は、長時間の連続運転に対して故障が生じ難い堅牢な構造とするほか、振動及び騒音を防止することができる構造とすること。</p> <p>チ 流入水量、負荷量等の著しい変動に対して機能上支障がない構造とすること。</p> <p>リ 合併処理浄化槽に接続する配管は、閉塞、逆流及び漏水を生じない構造とすること。</p> <p>ヌ 槽の点検、保守、汚泥の管理及び清掃を容易かつ安全に行うことができる構造とし、必要に応じて換気のための措置を講ずること。</p> <p>ル 汚水の温度低下により処理機能に支障が生じない構造とすること。</p> <p>ヲ 調整及び計量が、適切に行われる構造とすること。</p> <p>ワ イからヲまでに定める構造とするほか、合併処理浄化槽として衛生上支障がない構造とすること。</p>	<p>四 一般構造</p> <p>イ 槽の底、周壁及び隔壁は、防水材料で造り、漏水しない構造とすること。</p> <p>ロ 槽は、土圧、水圧、自重及びその他の荷重に対して安全な構造とすること。</p> <p>ハ 腐食、変形等のおそれのある部分には、腐食、変形等のできやすい材料又は有効な防腐、補強等の措置をした材料を使用すること。</p> <p>ニ 槽の天井がふたを兼ねる場合を除き、天井にはマンホール（径 45 センチメートル（処理対象人員が 51 人以上の場合においては、60 センチメートル）以上の円が内接するものに限り。）を設け、かつ、密閉することができる耐水材料又は鋼鉄で造られたふたを設けること。</p> <p>ホ 通気及び排気のための開口部は、雨水、土砂等の流入を防止することができる構造とするほか、昆虫類が発生するおそれのある部分に設けるものには、防虫網を設けること。</p> <p>ヘ 悪臭を生ずるおそれのある部分には、密閉するか、又は臭突その他の防臭装置を設けること。</p> <p>ト 機器類は、長時間の連続運転に対して故障が生じ難い堅牢な構造とするほか、振動及び騒音を防止することができる構造とすること。</p> <p>チ 流入水量、負荷量等の著しい変動に対して機能上支障がない構造とすること。</p> <p>リ 合併処理浄化槽に接続する配管は、閉塞、逆流及び漏水を生じない構造とすること。</p> <p>ヌ 槽の点検、保守、汚泥の管理及び清掃を容易かつ安全に行うことができる構造とし、必要に応じて換気のための措置を講ずること。</p> <p>ル 汚水の温度低下により処理機能に支障が生じない構造とすること。</p> <p>ヲ 調整及び計量が、適切に行われる構造とすること。</p> <p>ワ イからヲまでに定める構造とするほか、合併処理浄化槽として衛生上支障がない構造とすること。</p>	<p>四 一般構造</p> <p>イ 槽の底、周壁及び隔壁は、防水材料で造り、漏水しない構造とすること。</p> <p>ロ 槽は、土圧、水圧、自重及びその他の荷重に対して安全な構造とすること。</p> <p>ハ 腐食、変形等のおそれのある部分には、腐食、変形等のできやすい材料又は有効な防腐、補強等の措置をした材料を使用すること。</p> <p>ニ 槽の天井がふたを兼ねる場合を除き、天井にはマンホール（径 45 センチメートル（処理対象人員が 51 人以上の場合においては、60 センチメートル）以上の円が内接するものに限り。）を設け、かつ、密閉することができる耐水材料又は鋼鉄で造られたふたを設けること。</p> <p>ホ 通気及び排気のための開口部は、雨水、土砂等の流入を防止することができる構造とするほか、昆虫類が発生するおそれのある部分に設けるものには、防虫網を設けること。</p> <p>ヘ 悪臭を生ずるおそれのある部分には、密閉するか、又は臭突その他の防臭装置を設けること。</p> <p>ト 機器類は、長時間の連続運転に対して故障が生じ難い堅牢な構造とするほか、振動及び騒音を防止することができる構造とすること。</p> <p>チ 流入水量、負荷量等の著しい変動に対して機能上支障がない構造とすること。</p> <p>リ 尿管浄化槽に接続する配管は、閉塞、逆流及び漏水を生じない構造とすること。</p> <p>ヌ 槽の点検、保守、汚泥の管理及び清掃を容易かつ安全に行うことができる構造とし、必要に応じて換気のための措置を講ずること。</p> <p>ル 汚水の温度低下により処理機能に支障が生じない構造とすること。</p> <p>ヲ 調整及び計量が、適切に行われる構造とすること。</p> <p>ワ イからヲまでに定める構造とするほか、尿管浄化槽として衛生上支障がない構造とすること。</p>	<p>七 一般構造</p> <p>イ 槽の底、周壁及び隔壁は、防水材料で造り、漏水しない構造とすること。</p> <p>ロ 槽は、土圧、水圧、自重及びその他の荷重に対して安全な構造とすること。</p> <p>ハ 腐食、変形等のおそれのある部分には、腐食、変形等のできやすい材料又は有効な防腐、補強等の措置をした材料を使用すること。</p> <p>ニ 槽の天井がふたを兼ねる場合を除き、天井にはマンホール（径 45 センチメートル（処理対象人員が 51 人以上の場合においては、60 センチメートル）以上の円が内接するものに限り。）を設け、かつ、密閉することができる耐水材料又は鋼鉄で造られたふたを設けること。</p> <p>ホ 通気及び排気のための開口部は、雨水、土砂等の流入を防止することができる構造とするほか、昆虫類が発生するおそれのある部分に設けるものには、防虫網を設けること。</p> <p>ヘ 悪臭を生ずるおそれのある部分には、密閉するか、又は臭突その他の防臭装置を設けること。</p> <p>ト 機器類は、長時間の連続運転に対して故障が生じ難い堅牢な構造とするほか、振動及び騒音を防止することができる構造とすること。</p> <p>チ 流入水量、負荷量等の著しい変動に対して機能上支障がない構造とすること。</p> <p>リ 尿管浄化槽に接続する配管は、閉塞、逆流及び漏水を生じない構造とすること。</p> <p>ヌ 槽の点検、保守、汚泥の管理及び清掃を容易かつ安全に行うことができる構造とし、必要に応じて換気のための措置を講ずること。</p> <p>ル 汚水の温度低下により処理機能に支障が生じない構造とすること。</p> <p>ヲ 調整及び計量が、適切に行われる構造とすること。</p> <p>ワ イからヲまでに定める構造とするほか、尿管浄化槽として衛生上支障がない構造とすること。</p>

改正 平成18年国土交通省告示第154号 第2及び第3 削除	改正 平成13年国土交通省告示第353号	改正 平成12年建設省告示第1465号	改正 平成7年建設省告示第2094号																		
	<p>第2 BOD の除去率が 70 パーセント以上及び放流水の BOD が 1 リットルにつき 60 ミリグラム以下である性能を有し、かつ、衛生上支障がないものの構造は、第一号から第四号までのいずれかに該当し、かつ、第1 第四号に定める構造としたものとする。ただし、尿尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。</p> <p>一 回転板接触方式</p> <p>(一) 及び (五) から (七) までに定める構造の沈殿分離槽、回転板接触槽、沈澱槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせた構造で処理対象人員が 51 人以上 500 人以下であるもの又は (二) 及び (三) に定める構造のスクリーン及び沈砂槽に、(四) から (七) までに定める構造の流量調整槽、回転板接触槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、(八) に定める構造の汚泥濃縮貯留槽 (処理対象人員が 501 人以上の場合において (九) 及び (十) に定める構造の汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽) を備えた構造で処理対象人員が 101 人以上 2,000 人以下であるもの。</p> <p>(一) 沈殿分離槽</p> <p>(イ) 2 室又は 3 室に区分し、直列に接続すること。</p> <p>(ロ) 有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によって計算した数値以上とすること。</p> <table border="1" data-bbox="1192 1469 1333 2154"> <tr> <td>$n \leq 100$</td> <td>$V = 1.5qn$</td> </tr> <tr> <td>$101 \leq n \leq 200$</td> <td>$V = 150q + q (n - 100)$</td> </tr> <tr> <td>$n \geq 201$</td> <td>$V = 250q + 0.5q (n - 200)$</td> </tr> </table> <p>この表において、n、V 及び q は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>n 処理対象人員 (単位 人)</p> <p>V 有効容量 (単位 立方メートル)</p> <p>q 1 人当たりの日平均汚水量 (単位 立方メートル)</p> <p>(ハ) 第1 室の有効容量は、2 室に区分する場合においては、沈殿分離槽の有効容量のおおむね 3 分の 2 とし、3 室に区分する場合には、おおむね 2 分の 1 とすること。</p> <p>(ニ) 各室の有効水深は、1.8 メートル以上 5 メートル以下とすること。</p>	$n \leq 100$	$V = 1.5qn$	$101 \leq n \leq 200$	$V = 150q + q (n - 100)$	$n \geq 201$	$V = 250q + 0.5q (n - 200)$	<p>第2 BOD の除去率が 70 パーセント以上及び放流水の BOD が 1 リットルにつき 60 ミリグラム以下である性能を有し、かつ、衛生上支障がないものの構造は、第一号から第四号までのいずれかに該当し、かつ、第1 第四号に定める構造としたものとする。ただし、尿尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。</p> <p>一 回転板接触方式</p> <p>(一) 及び (五) から (七) までに定める構造の沈殿分離槽、回転板接触槽、沈澱槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせた構造で処理対象人員が 51 人以上 500 人以下であるもの又は (二) 及び (三) に定める構造のスクリーン及び沈砂槽に、(四) から (七) までに定める構造の流量調整槽、回転板接触槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、(八) に定める構造の汚泥濃縮貯留槽 (処理対象人員が 501 人以上の場合において (九) 及び (十) に定める構造の汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽) を備えた構造で処理対象人員が 101 人以上 2,000 人以下であるもの。</p> <p>(一) 沈殿分離槽</p> <p>(イ) 2 室又は 3 室に区分し、直列に接続すること。</p> <p>(ロ) 有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によって計算した数値以上とすること。</p> <table border="1" data-bbox="1192 783 1333 1469"> <tr> <td>$n \leq 100$</td> <td>$V = 1.5qn$</td> </tr> <tr> <td>$101 \leq n \leq 200$</td> <td>$V = 150q + q (n - 100)$</td> </tr> <tr> <td>$n \geq 201$</td> <td>$V = 250q + 0.5q (n - 200)$</td> </tr> </table> <p>この表において、n、V 及び q は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>n 処理対象人員 (単位 人)</p> <p>V 有効容量 (単位 立方メートル)</p> <p>q 1 人当たりの日平均汚水量 (単位 立方メートル)</p> <p>(ハ) 第1 室の有効容量は、2 室に区分する場合においては、沈殿分離槽の有効容量のおおむね 3 分の 2 とし、3 室に区分する場合には、おおむね 2 分の 1 とすること。</p> <p>(ニ) 各室の有効水深は、1.8 メートル以上 5 メートル以下とすること。</p>	$n \leq 100$	$V = 1.5qn$	$101 \leq n \leq 200$	$V = 150q + q (n - 100)$	$n \geq 201$	$V = 250q + 0.5q (n - 200)$	<p>第2 BOD の除去率が 70 パーセント以上及び放流水の BOD が 1 リットルにつき 60 ミリグラム以下である性能を有し、かつ、衛生上支障がないものの構造は、第一号から第四号までのいずれかに該当し、かつ、第1 第七号に定める構造としたものとする。ただし、尿尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。</p> <p>一 回転板接触方式</p> <p>(一) 及び (五) から (七) までに定める構造の沈殿分離槽、回転板接触槽、沈澱槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせた構造で処理対象人員が 51 人以上 500 人以下であるもの又は (二) 及び (三) に定める構造のスクリーン及び沈砂槽に、(四) から (七) までに定める構造の流量調整槽、回転板接触槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、(八) に定める構造の汚泥濃縮貯留槽 (処理対象人員が 501 人以上の場合において (九) 及び (十) に定める構造の汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽) を備えた構造で処理対象人員が 101 人以上 2,000 人以下であるもの。</p> <p>(一) 沈殿分離槽</p> <p>(イ) 2 室又は 3 室に区分し、直列に接続すること。</p> <p>(ロ) 有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によって計算した数値以上とすること。</p> <table border="1" data-bbox="1192 97 1333 783"> <tr> <td>$n \leq 100$</td> <td>$V = 1.5qn$</td> </tr> <tr> <td>$101 \leq n \leq 200$</td> <td>$V = 150q + q (n - 100)$</td> </tr> <tr> <td>$n \geq 201$</td> <td>$V = 250q + 0.5q (n - 200)$</td> </tr> </table> <p>この表において、n、V 及び q は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>n 処理対象人員 (単位 人)</p> <p>V 有効容量 (単位 立方メートル)</p> <p>q 1 人当たりの日平均汚水量 (単位 立方メートル)</p> <p>(ハ) 第1 室の有効容量は、2 室に区分する場合には、沈殿分離槽の有効容量のおおむね 3 分の 2 とし、3 室に区分する場合には、おおむね 2 分の 1 とすること</p> <p>(ニ) 各室の有効水深は、1.8 メートル以上 5 メートル 以下とすること。</p>	$n \leq 100$	$V = 1.5qn$	$101 \leq n \leq 200$	$V = 150q + q (n - 100)$	$n \geq 201$	$V = 250q + 0.5q (n - 200)$
$n \leq 100$	$V = 1.5qn$																				
$101 \leq n \leq 200$	$V = 150q + q (n - 100)$																				
$n \geq 201$	$V = 250q + 0.5q (n - 200)$																				
$n \leq 100$	$V = 1.5qn$																				
$101 \leq n \leq 200$	$V = 150q + q (n - 100)$																				
$n \geq 201$	$V = 250q + 0.5q (n - 200)$																				
$n \leq 100$	$V = 1.5qn$																				
$101 \leq n \leq 200$	$V = 150q + q (n - 100)$																				
$n \geq 201$	$V = 250q + 0.5q (n - 200)$																				

改正 平成 18 年国土交通省告示第 154 号	改正 平成 13 年国土交通省告示第 353 号	改正 平成 12 年建設省告示第 1465 号	改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号
<p>(ホ) 第 1 室においては、流入管の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね 3 分の 1 から 4 分の 1 までの深さとし、沈殿汚泥を攪乱しない構造とすること。</p> <p>(ハ) 各室においては、流出管又はバツフルの下端の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね 2 分の 1 から 3 分の 1 までの深さとし、浮上物の流出し難い構造とすること。</p> <p>(ト) ポンプにより沈殿分離槽へ汚水を移送する場合には、当該ポンプの 1 日当たりの送水容量を日平均汚水容量のおおむね 2.5 倍に相当する容量とし、ポンプ升の有効容量は、当該ポンプで移送した場合に、汚水があふれ出ない容量とすること。</p> <p>(チ) 流入水の流量変動が大きい場合には、流量を調整することができる構造とすること。</p> <p>(二) スクリュー</p> <p>(イ) 荒目スクリーン（処理対象人員が 500 人以下の場合においては、荒目スクリーン及び沈砂槽に代えて、ばつ気型スクリーンを設けることができる。）及び微細目スクリーンをこの順序に組み合わせた構造とすること。ただし、微細目スクリーンは、流量調整槽の次に設けることができる。</p> <p>(ロ) 荒目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね 50 ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができ、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とすること。</p> <p>(ハ) ばつ気型スクリーンは、目幅の有効間隔を 30 ミリメートルから 50 ミリメートル程度とし、下部に散気装置を設け、スクリーンに付着した汚物等を除去することができる構造とするほか、除去した汚物等及び砂等を貯留することができる構造とすること。</p> <p>(ニ) 微細目スクリーンは、目幅の有効間隔を 1 ミリメートルから 2.5 ミリメートル程度とし、スクリーンに付着した汚物等を自動的に除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とするとともに、目幅の有効間隔が 5 ミリメートル以下のスクリーンを備えた副水路を設けること。</p>	<p>(ホ) 第 1 室においては、流入管の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね 3 分の 1 から 4 分の 1 までの深さとし、沈殿汚泥を攪乱しない構造とすること。</p> <p>(ハ) 各室においては、流出管又はバツフルの下端の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね 2 分の 1 から 3 分の 1 までの深さとし、浮上物の流出し難い構造とすること。</p> <p>(ト) ポンプにより沈殿分離槽へ汚水を移送する場合には、当該ポンプの 1 日当たりの送水容量を日平均汚水容量のおおむね 2.5 倍に相当する容量とし、ポンプ升の有効容量は、当該ポンプで移送した場合に、汚水があふれ出ない容量とすること。</p> <p>(チ) 流入水の流量変動が大きい場合には、流量を調整することができる構造とすること。</p> <p>(二) スクリュー</p> <p>(イ) 荒目スクリーン（処理対象人員が 500 人以下の場合においては、荒目スクリーン及び沈砂槽に代えて、ばつ気型スクリーンを設けることができる。）及び微細目スクリーンをこの順序に組み合わせた構造とすること。ただし、微細目スクリーンは、流量調整槽の次に設けることができる。</p> <p>(ロ) 荒目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね 50 ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができ、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とすること。</p> <p>(ハ) ばつ気型スクリーンは、目幅の有効間隔を 30 ミリメートルから 50 ミリメートル程度とし、下部に散気装置を設け、スクリーンに付着した汚物等を除去することができる構造とするほか、除去した汚物等及び砂等を貯留することができる構造とすること。</p> <p>(ニ) 微細目スクリーンは、目幅の有効間隔を 1 ミリメートルから 2.5 ミリメートル程度とし、スクリーンに付着した汚物等を自動的に除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とするとともに、目幅の有効間隔が 5 ミリメートル以下のスクリーンを備えた副水路を設けること。</p>	<p>(ホ) 第 1 室においては、流入管の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね 3 分の 1 から 4 分の 1 までの深さとし、沈殿汚泥を攪乱しない構造とすること。</p> <p>(ハ) 各室においては、流出管又はバツフルの下端の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね 2 分の 1 から 3 分の 1 までの深さとし、浮上物の流出し難い構造とすること。</p> <p>(ト) ポンプにより沈殿分離槽へ汚水を移送する場合には、当該ポンプの 1 日当たりの送水容量を日平均汚水容量のおおむね 2.5 倍に相当する容量とし、ポンプ升の有効容量は、当該ポンプで移送した場合に、汚水があふれ出ない容量とすること。</p> <p>(チ) 流入水の流量変動が大きい場合には、流量を調整することができる構造とすること。</p> <p>(二) スクリュー</p> <p>(イ) 荒目スクリーン（処理対象人員が 500 人以下の場合においては、荒目スクリーン及び沈砂槽に代えて、ばつ気型スクリーンを設けることができる。）及び微細目スクリーンをこの順序に組み合わせた構造とすること。ただし、微細目スクリーンは、流量調整槽の次に設けることができる。</p> <p>(ロ) 荒目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね 50 ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができ、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とすること。</p> <p>(ハ) ばつ気型スクリーンは、目幅の有効間隔を 30 ミリメートルから 50 ミリメートル程度とし、下部に散気装置を設け、スクリーンに付着した汚物等を除去することができる構造とするほか、除去した汚物等及び砂等を貯留することができる構造とすること。</p> <p>(ニ) 微細目スクリーンは、目幅の有効間隔を 1 ミリメートルから 2.5 ミリメートル程度とし、スクリーンに付着した汚物等を自動的に除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とするとともに、目幅の有効間隔が 5 ミリメートル以下のスクリーンを備えた副水路を設けること。</p>	<p>(ホ) 第 1 室においては、流入管の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね 3 分の 1 から 4 分の 1 までの深さとし、沈殿汚泥を攪乱しない構造とすること。</p> <p>(ハ) 各室においては、流出管又はバツフルの下端の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね 2 分の 1 から 3 分の 1 までの深さとし、浮上物の流出し難い構造とすること。</p> <p>(ト) ポンプにより沈殿分離槽へ汚水を移送する場合には、当該ポンプの 1 日当たりの送水容量を日平均汚水容量のおおむね 2.5 倍に相当する容量とし、ポンプ升の有効容量は、当該ポンプで移送した場合に、汚水があふれ出ない容量とすること。</p> <p>(チ) 流入水の流量変動が大きい場合には、流量を調整することができる構造とすること。</p> <p>(二) スクリュー</p> <p>(イ) 荒目スクリーン（処理対象人員が 500 人以下の場合においては、荒目スクリーン及び沈砂槽に代えて、ばつ気型スクリーンを設けることができる。）及び微細目スクリーンをこの順序に組み合わせた構造とすること。ただし、微細目スクリーンは、流量調整槽の次に設けることができる。</p> <p>(ロ) 荒目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね 50 ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができ、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とすること。</p> <p>(ハ) ばつ気型スクリーンは、目幅の有効間隔を 30 ミリメートルから 50 ミリメートル程度とし、下部に散気装置を設け、スクリーンに付着した汚物等を除去することができる構造とするほか、除去した汚物等及び砂等を貯留することができる構造とすること。</p> <p>(ニ) 微細目スクリーンは、目幅の有効間隔を 1 ミリメートルから 2.5 ミリメートル程度とし、スクリーンに付着した汚物等を自動的に除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とするとともに、目幅の有効間隔が 5 ミリメートル以下のスクリーンを備えた副水路を設けること。</p>

改正 平成 18 年国土交通省告示第 154 号	改正 平成 13 年国土交通省告示第 353 号	改正 平成 12 年建設省告示第 1465 号	改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号
<p>(ホ) 微細目スクリーンを流量調整槽の前に設ける場合は、破碎装置と組み合わせること。ただし、処理対象人員が 500 人以下の場合においては、この限りでない。</p> <p>(ハ) 破碎装置は、汚物等を有効に破碎することができる構造とし、目幅の有効間隔がおおむね 20 ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。</p> <p>(三) 沈砂槽</p> <p>(イ) 有効容量は、1 時間当たりの最大汚水量の 60 分の 1 に相当する容量以上とすること。ただし、ばつ気装置を設ける場合においては、1 時間当たりの最大汚水量の 60 分の 3 に相当する容量以上とし、かつ、消泡装置を設けるものとする。</p> <p>(ロ) 槽の底部は、ホッパー型とし、排砂装置を設けること。</p> <p>(ハ) 槽の底部から排砂装置により排出された砂等を貯留する排砂槽を設けること。</p> <p>(四) 流量調整槽</p> <p>(イ) 流量調整槽から移送する 1 時間当たりの汚水量は、当該槽に流入する日平均汚水量の 24 分の 1 の 1.5 倍以下となる構造とすること。</p> <p>(ロ) 汚水を攪拌することができる装置を設けること。</p> <p>(ハ) 有効水深は、1 メートル（処理対象人員が 501 人以上の場合においては、1.5 メートル）以上とすること。ただし、槽の底部及び上端から 50 センチメートルまでの部分を当該有効水深に含めないものとする。</p> <p>(ニ) 当該槽において、異常に水位が上昇した場合に、次の槽に有効に汚水を移送することができる構造とすること。</p> <p>(ホ) ポンプにより汚水を移送する場合には、2 台以上のポンプを設けること。</p> <p>(ハ) 当該槽に流入する 1 日当たりの汚水量を計量し、及び記録することができる装置を設けること。</p> <p>(ト) 当該槽から移送する 1 時間当たりの汚水量を容易に調整し、及び計量することができる装置を設けること。</p> <p>(五) 回転板接触槽</p> <p>(イ) 3 室以上に区分し、汚水が長時間回転板に接触する構造とすること。</p>	<p>(ホ) 微細目スクリーンを流量調整槽の前に設ける場合は、破碎装置と組み合わせること。ただし、処理対象人員が 500 人以下の場合においては、この限りでない。</p> <p>(ハ) 破碎装置は、汚物等を有効に破碎することができる構造とし、目幅の有効間隔がおおむね 20 ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。</p> <p>(三) 沈砂槽</p> <p>(イ) 有効容量は、1 時間当たりの最大汚水量の 60 分の 1 に相当する容量以上とすること。ただし、ばつ気装置を設ける場合においては、1 時間当たりの最大汚水量の 60 分の 3 に相当する容量以上とし、かつ、消泡装置を設けるものとする。</p> <p>(ロ) 槽の底部は、ホッパー型とし、排砂装置を設けること。</p> <p>(ハ) 槽の底部から排砂装置により排出された砂等を貯留する排砂槽を設けること。</p> <p>(四) 流量調整槽</p> <p>(イ) 流量調整槽から移送する 1 時間当たりの汚水量は、当該槽に流入する日平均汚水量の 24 分の 1 の 1.5 倍以下となる構造とすること。</p> <p>(ロ) 汚水を攪拌することができる装置を設けること。</p> <p>(ハ) 有効水深は、1 メートル（処理対象人員が 501 人以上の場合においては、1.5 メートル）以上とすること。ただし、槽の底部及び上端から 50 センチメートルまでの部分を当該有効水深に含めないものとする。</p> <p>(ニ) 当該槽において、異常に水位が上昇した場合に、次の槽に有効に汚水を移送することができる構造とすること。</p> <p>(ホ) ポンプにより汚水を移送する場合には、2 台以上のポンプを設けること。</p> <p>(ハ) 当該槽に流入する 1 日当たりの汚水量を計量し、及び記録することができる装置を設けること。</p> <p>(ト) 当該槽から移送する 1 時間当たりの汚水量を容易に調整し、及び計量することができる装置を設けること。</p> <p>(五) 回転板接触槽</p> <p>(イ) 3 室以上に区分し、汚水が長時間回転板に接触する構造とすること。</p>	<p>(ホ) 微細目スクリーンを流量調整槽の前に設ける場合は、破碎装置と組み合わせること。ただし、処理対象人員が 500 人以下の場合においては、この限りでない。</p> <p>(ハ) 破碎装置は、汚物等を有効に破碎することができる構造とし、目幅の有効間隔がおおむね 20 ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。</p> <p>(三) 沈砂槽</p> <p>(イ) 有効容量は、1 時間当たりの最大汚水量の 60 分の 1 に相当する容量以上とすること。ただし、ばつ気装置を設ける場合においては、1 時間当たりの最大汚水量の 60 分の 3 に相当する容量以上とし、かつ、消泡装置を設けるものとする。</p> <p>(ロ) 槽の底部は、ホッパー型とし、排砂装置を設けること。</p> <p>(ハ) 槽の底部から排砂装置により排出された砂等を貯留する排砂槽を設けること。</p> <p>(四) 流量調整槽</p> <p>(イ) 流量調整槽から移送する 1 時間当たりの汚水量は、当該槽に流入する日平均汚水量の 24 分の 1 の 1.5 倍以下となる構造とすること。</p> <p>(ロ) 汚水を攪拌することができる装置を設けること。</p> <p>(ハ) 有効水深は、1 メートル（処理対象人員が 501 人以上の場合においては、1.5 メートル）以上とすること。ただし、槽の底部及び上端から 50 センチメートルまでの部分を当該有効水深に含めないものとする。</p> <p>(ニ) 当該槽において、異常に水位が上昇した場合に、次の槽に有効に汚水を移送することができる構造とすること。</p> <p>(ホ) ポンプにより汚水を移送する場合には、2 台以上のポンプを設けること。</p> <p>(ハ) 当該槽に流入する 1 日当たりの汚水量を計量し、及び記録することができる装置を設けること。</p> <p>(ト) 当該槽から移送する 1 時間当たりの汚水量を容易に調整し、及び計量することができる装置を設けること。</p> <p>(五) 回転板接触槽</p> <p>(イ) 3 室以上に区分し、汚水が長時間回転板に接触する構造とすること。</p>	<p>(ホ) 微細目スクリーンを流量調整槽の前に設ける場合は、破碎装置と組み合わせること。ただし、処理対象人員が 500 人以下の場合においては、この限りでない。</p> <p>(ハ) 破碎装置は、汚物等を有効に破碎することができる構造とし、目幅の有効間隔がおおむね 20 ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。</p> <p>(三) 沈砂槽</p> <p>(イ) 有効容量は、1 時間当たりの最大汚水量の 60 分の 1 に相当する容量以上とすること。ただし、ばつ気装置を設ける場合においては、1 時間当たりの最大汚水量の 60 分の 3 に相当する容量以上とし、かつ、消泡装置を設けるものとする。</p> <p>(ロ) 槽の底部は、ホッパー型とし、排砂装置を設けること。</p> <p>(ハ) 槽の底部から排砂装置により排出された砂等を貯留する排砂槽を設けること。</p> <p>(四) 流量調整槽</p> <p>(イ) 流量調整槽から移送する 1 時間当たりの汚水量は、当該槽に流入する日平均汚水量の 24 分の 1 の 1.5 倍以下となる構造とすること。</p> <p>(ロ) 汚水を攪拌することができる装置を設けること。</p> <p>(ハ) 有効水深は、1 メートル（処理対象人員が 501 人以上の場合においては、1.5 メートル）以上とすること。ただし、槽の底部及び上端から 50 センチメートルまでの部分を当該有効水深に含めないものとする。</p> <p>(ニ) 当該槽において、異常に水位が上昇した場合に、次の槽に有効に汚水を移送することができる構造とすること。</p> <p>(ホ) ポンプにより汚水を移送する場合には、2 台以上のポンプを設けること。</p> <p>(ハ) 当該槽に流入する 1 日当たりの汚水量を計量し、及び記録することができる装置を設けること。</p> <p>(ト) 当該槽から移送する 1 時間当たりの汚水量を容易に調整し、及び計量することができる装置を設けること。</p> <p>(五) 回転板接触槽</p> <p>(イ) 3 室以上に区分し、汚水が長時間回転板に接触する構造とすること。</p>

改正 平成 18 年国土交通省告示第 154 号	改正 平成 13 年国土交通省告示第 353 号	改正 平成 12 年建設省告示第 1465 号	改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号														
<p>(ロ) 有効容量は、流量調整槽を設けない場合にあっては日平均汚水量の 4 分の 1 に相当する容量以上、流量調整槽を設ける場合にあっては日平均汚水量の 6 分の 1 に相当する容量以上とすること。</p> <p>(ハ) 回転板の表面積は、回転板の表面積 1 平方メートルに對する 1 日当たりの平均の流入水の BOD (以下「日平均流入水 BOD」という。) が 12 グラム以下となるようにすること。</p> <p>(ニ) 回転板は、その表面積のおおむね 40 パーセントが汚水に接触すること。</p> <p>(ホ) 回転板は、回転板相互の間隔を 20 ミリメートル以上とし、生物膜が付着しやすい構造とすること。</p> <p>(ヘ) 回転板の円周速度は、1 分間につき 20 メートル以下とすること。</p> <p>(ト) 槽の壁及び底部は、回転板との間隔を回転板の径のおおむね 10 パーセントとする等汚泥の堆積が生じ難く、かつ、汚水が回転板に有効に接触する構造とすること。</p> <p>(チ) 槽には上家等を設け、かつ、通気を十分に行うことができる構造とすること。</p> <p>(六) 沈殿槽</p> <p>(イ) 有効容量は、流量調整槽を設けない場合にあっては日平均汚水量の 6 分の 1 に相当する容量以上、流量調整槽を設ける場合にあっては日平均汚水量の 8 分の 1 に相当する容量以上とすること。ただし、処理対象人員が 90 人以下の場合にあっては、次の表の計算式によって計算した容量以上とすること。</p> <table border="1" data-bbox="1373 1472 1650 2154"> <tr> <td>$V=2.3+(15q-2.3)(n-50)/40$</td> </tr> <tr> <td>この表において、n、V 及び q は、それぞれ次の数値を表すものとする。</td> </tr> <tr> <td>n 処理対象人員 (単位 人)</td> </tr> <tr> <td>V 有効容量 (単位 立方メートル)</td> </tr> <tr> <td>q 1 人当たりの日平均汚水量 (単位 立方メートル)</td> </tr> </table> <p>(ロ) 槽の水面の面積は、水面積負荷が流量調整槽を設けない場合にあっては 8 立方メートル以下、流量調整槽を設ける場合にあっては 12 立方メートル (処理対象人員が 500 人を超える部分については、15 立方メートル) 以下となるようにすること。</p>	$V=2.3+(15q-2.3)(n-50)/40$	この表において、n、V 及び q は、それぞれ次の数値を表すものとする。	n 処理対象人員 (単位 人)	V 有効容量 (単位 立方メートル)	q 1 人当たりの日平均汚水量 (単位 立方メートル)	<p>(ロ) 有効容量は、流量調整槽を設けない場合にあっては日平均汚水量の 4 分の 1 に相当する容量以上、流量調整槽を設ける場合にあっては日平均汚水量の 6 分の 1 に相当する容量以上とすること。</p> <p>(ハ) 回転板の表面積は、回転板の表面積 1 平方メートルに對する 1 日当たりの平均の流入水の BOD (以下「日平均流入水 BOD」という。) が 12 グラム以下となるようにすること。</p> <p>(ニ) 回転板は、その表面積のおおむね 40 パーセントが汚水に接触すること。</p> <p>(ホ) 回転板は、回転板相互の間隔を 20 ミリメートル以上とし、生物膜が付着しやすい構造とすること。</p> <p>(ヘ) 回転板の円周速度は、1 分間につき 20 メートル以下とすること。</p> <p>(ト) 槽の壁及び底部は、回転板との間隔を回転板の径のおおむね 10 パーセントとする等汚泥の堆積が生じ難く、かつ、汚水が回転板に有効に接触する構造とすること。</p> <p>(チ) 槽には上家等を設け、かつ、通気を十分に行うことができる構造とすること。</p> <p>(六) 沈殿槽</p> <p>(イ) 有効容量は、流量調整槽を設けない場合にあっては日平均汚水量の 6 分の 1 に相当する容量以上、流量調整槽を設ける場合にあっては日平均汚水量の 8 分の 1 に相当する容量以上とすること。ただし、処理対象人員が 90 人以下の場合にあっては、次の表の計算式によって計算した容量以上とすること。</p> <table border="1" data-bbox="1373 789 1650 1472"> <tr> <td>$V=2.3+(15q-2.3)(n-50)/40$</td> </tr> <tr> <td>この表において、n、V 及び q は、それぞれ次の数値を表すものとする。</td> </tr> <tr> <td>n 処理対象人員 (単位 人)</td> </tr> <tr> <td>V 有効容量 (単位 立方メートル)</td> </tr> <tr> <td>q 1 人当たりの日平均汚水量 (単位 立方メートル)</td> </tr> </table> <p>(ロ) 槽の水面の面積は、水面積負荷が流量調整槽を設けない場合にあっては 8 立方メートル以下、流量調整槽を設ける場合にあっては 12 立方メートル (処理対象人員が 500 人を超える部分については、15 立方メートル) 以下となるようにすること。</p>	$V=2.3+(15q-2.3)(n-50)/40$	この表において、n、V 及び q は、それぞれ次の数値を表すものとする。	n 処理対象人員 (単位 人)	V 有効容量 (単位 立方メートル)	q 1 人当たりの日平均汚水量 (単位 立方メートル)	<p>(ロ) 有効容量は、流量調整槽を設けない場合にあっては日平均汚水量の 4 分の 1 に相当する容量以上、流量調整槽を設ける場合にあっては日平均汚水量の 6 分の 1 に相当する容量以上とすること。</p> <p>(ハ) 回転板の表面積は、回転板の表面積 1 平方メートルに對する 1 日当たりの平均の流入水の BOD (以下「日平均流入水 BOD」という。) が 12 グラム以下となるようにすること。</p> <p>(ニ) 回転板は、その表面積のおおむね 40 パーセントが汚水に接触すること。</p> <p>(ホ) 回転板は、回転板相互の間隔を 20 ミリメートル以上とし、生物膜が付着しやすい構造とすること。</p> <p>(ヘ) 回転板の円周速度は、1 分間につき 20 メートル以下とすること。</p> <p>(ト) 槽の壁及び底部は、回転板との間隔を回転板の径のおおむね 10 パーセントとする等汚泥の堆積が生じ難く、かつ、汚水が回転板に有効に接触する構造とすること。</p> <p>(チ) 槽には上家等を設け、かつ、通気を十分に行うことができる構造とすること。</p> <p>(六) 沈殿槽</p> <p>(イ) 有効容量は、流量調整槽を設けない場合にあっては日平均汚水量の 6 分の 1 に相当する容量以上、流量調整槽を設ける場合にあっては日平均汚水量の 8 分の 1 に相当する容量以上とすること。ただし、処理対象人員が 90 人以下の場合にあっては、次の表の計算式によって計算した容量以上とすること。</p> <table border="1" data-bbox="1373 94 1650 789"> <tr> <td>$V=2.3+(15q-2.3)(n-50)/40$</td> </tr> <tr> <td>この表において、n、V 及び q は、それぞれ次の数値を表すものとする。</td> </tr> <tr> <td>n 処理対象人員 (単位 人)</td> </tr> <tr> <td>V 有効容量 (単位 立方メートル)</td> </tr> <tr> <td>q 1 人当たりの日平均汚水量 (単位 立方メートル)</td> </tr> </table> <p>(ロ) 槽の水面の面積は、水面積負荷が流量調整槽を設けない場合にあっては 8 立方メートル以下、流量調整槽を設ける場合にあっては 12 立方メートル (処理対象人員が 500 人を超える部分については、15 立方メートル) 以下となるようにすること。</p>	$V=2.3+(15q-2.3)(n-50)/40$	この表において、n、V 及び q は、それぞれ次の数値を表すものとする。	n 処理対象人員 (単位 人)	V 有効容量 (単位 立方メートル)	q 1 人当たりの日平均汚水量 (単位 立方メートル)
$V=2.3+(15q-2.3)(n-50)/40$																	
この表において、n、V 及び q は、それぞれ次の数値を表すものとする。																	
n 処理対象人員 (単位 人)																	
V 有効容量 (単位 立方メートル)																	
q 1 人当たりの日平均汚水量 (単位 立方メートル)																	
$V=2.3+(15q-2.3)(n-50)/40$																	
この表において、n、V 及び q は、それぞれ次の数値を表すものとする。																	
n 処理対象人員 (単位 人)																	
V 有効容量 (単位 立方メートル)																	
q 1 人当たりの日平均汚水量 (単位 立方メートル)																	
$V=2.3+(15q-2.3)(n-50)/40$																	
この表において、n、V 及び q は、それぞれ次の数値を表すものとする。																	
n 処理対象人員 (単位 人)																	
V 有効容量 (単位 立方メートル)																	
q 1 人当たりの日平均汚水量 (単位 立方メートル)																	

改正 平成 18 年国土交通省告示第 154 号	改正 平成 13 年国土交通省告示第 353 号	改正 平成 12 年建設省告示第 1465 号	改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号
<p>(ハ) 越流せきを設けて沈殿槽から汚水が越流する構造とし、越流せきの長さは、越流負荷が流量調整槽を設けない場合にあっては 30 立方メートル以下、流量調整槽を設ける場合にあっては 45 立方メートル（処理対象人員が 500 人を超える部分については、50 立方メートル）以下となるようにすること。</p> <p>(ニ) 有効水深は、処理対象人員が 100 人以下の場合にあっては 1 メートル以上、101 人以上 500 人以下の場合にあっては 1.5 メートル以上、501 人以上の場合にあっては 2 メートル以上とすること。ただし、槽の底部がホッパー型の場合においては、ホッパー部の高さの 2 分の 1 に相当する長さを当該有効水深に含めないものとする。</p> <p>(ホ) 槽の底部がホッパー型の場合においては、当該槽の平面の形状を円形又は正多角形（正三角形を除く。）とすること。</p> <p>(ハ) ホッパーは、勾配を水平面に対し 60 度以上とし、底部を汚泥の有効な引抜きをすることができる構造とすること。</p> <p>(ト) 汚泥を有効に集積し、かつ、自動的に引き抜くことにより、沈殿分離槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備へ移送することができる構造とすること。</p> <p>(チ) 浮上物が生ずるおそれのあるものにあつては、浮上物を除去することができる装置を設けること。</p> <p>(七) 消毒槽</p> <p>第 1 第一号の（四）に定める構造とすること。</p> <p>(八) 汚泥濃縮貯留槽</p> <p>(イ) 汚泥の濃縮により生じた脱離液を流量調整槽へ移送することができる構造とすること。</p> <p>(ロ) 有効容量は、流入汚泥量及び濃縮汚泥の搬出計画に見合う容量とし、有効水深は、1.5 メートル以上 5 メートル以下とすること。</p> <p>(ハ) 流入管の開口部及び流出管又はパツフルの下端の開口部は、汚泥の固液分離を妨げない構造とすること。</p> <p>(ニ) 汚泥の搬出を容易に行うことができる構造とすること。</p> <p>(ホ) 槽内を攪拌することができる装置を設けること。</p>	<p>(ハ) 越流せきを設けて沈殿槽から汚水が越流する構造とし、越流せきの長さは、越流負荷が流量調整槽を設けない場合にあっては 30 立方メートル以下、流量調整槽を設ける場合にあっては 45 立方メートル（処理対象人員が 500 人を超える部分については、50 立方メートル）以下となるようにすること。</p> <p>(ニ) 有効水深は、処理対象人員が 100 人以下の場合にあっては 1 メートル以上、101 人以上 500 人以下の場合にあっては 1.5 メートル以上、501 人以上の場合にあっては 2 メートル以上とすること。ただし、槽の底部がホッパー型の場合においては、ホッパー部の高さの 2 分の 1 に相当する長さを当該有効水深に含めないものとする。</p> <p>(ホ) 槽の底部がホッパー型の場合においては、当該槽の平面の形状を円形又は正多角形（正三角形を除く。）とすること。</p> <p>(ハ) ホッパーは、勾配を水平面に対し 60 度以上とし、底部を汚泥の有効な引抜きをすることができる構造とすること。</p> <p>(ト) 汚泥を有効に集積し、かつ、自動的に引き抜くことにより、沈殿分離槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備へ移送することができる構造とすること。</p> <p>(チ) 浮上物が生ずるおそれのあるものにあつては、浮上物を除去することができる装置を設けること。</p> <p>(七) 消毒槽</p> <p>第 1 第一号の（四）に定める構造とすること。</p> <p>(八) 汚泥濃縮貯留槽</p> <p>(イ) 汚泥の濃縮により生じた脱離液を流量調整槽へ移送することができる構造とすること。</p> <p>(ロ) 有効容量は、流入汚泥量及び濃縮汚泥の搬出計画に見合う容量とし、有効水深は、1.5 メートル以上 5 メートル以下とすること。</p> <p>(ハ) 流入管の開口部及び流出管又はパツフルの下端の開口部は、汚泥の固液分離を妨げない構造とすること。</p> <p>(ニ) 汚泥の搬出を容易に行うことができる構造とすること。</p> <p>(ホ) 槽内を攪拌することができる装置を設けること。</p>	<p>(ハ) 越流せきを設けて沈殿槽から汚水が越流する構造とし、越流せきの長さは、越流負荷が流量調整槽を設けない場合にあっては 30 立方メートル以下、流量調整槽を設ける場合にあっては 45 立方メートル（処理対象人員が 500 人を超える部分については、50 立方メートル）以下となるようにすること。</p> <p>(ニ) 有効水深は、処理対象人員が 100 人以下の場合にあっては 1 メートル以上、101 人以上 500 人以下の場合にあっては 1.5 メートル以上、501 人以上の場合にあっては 2 メートル以上とすること。ただし、槽の底部がホッパー型の場合においては、ホッパー部の高さの 2 分の 1 に相当する長さを当該有効水深に含めないものとする。</p> <p>(ホ) 槽の底部がホッパー型の場合においては、当該槽の平面の形状を円形又は正多角形（正三角形を除く。）とすること。</p> <p>(ハ) ホッパーは、勾配を水平面に対し 60 度以上とし、底部を汚泥の有効な引抜きをすることができる構造とすること。</p> <p>(ト) 汚泥を有効に集積し、かつ、自動的に引き抜くことにより、沈殿分離槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備へ移送することができる構造とすること。</p> <p>(チ) 浮上物が生ずるおそれのあるものにあつては、浮上物を除去することができる装置を設けること。</p> <p>(七) 消毒槽</p> <p>第 1 第一号の（四）に定める構造とすること。</p> <p>(八) 汚泥濃縮貯留槽</p> <p>(イ) 汚泥の濃縮により生じた脱離液を流量調整槽へ移送することができる構造とすること。</p> <p>(ロ) 有効容量は、流入汚泥量及び濃縮汚泥の搬出計画に見合う容量とし、有効水深は、1.5 メートル以上 5 メートル以下とすること。</p> <p>(ハ) 流入管の開口部及び流出管又はパツフルの下端の開口部は、汚泥の固液分離を妨げない構造とすること。</p> <p>(ニ) 汚泥の搬出を容易に行うことができる構造とすること。</p> <p>(ホ) 槽内を攪拌することができる装置を設けること。</p>	<p>(ハ) 越流せきを設けて沈殿槽から汚水が越流する構造とし、越流せきの長さは、越流負荷が流量調整槽を設けない場合にあっては 30 立方メートル以下、流量調整槽を設ける場合にあっては 45 立方メートル（処理対象人員が 500 人を超える部分については、50 立方メートル）以下となるようにすること。</p> <p>(ニ) 有効水深は、処理対象人員が 100 人以下の場合にあっては 1 メートル以上、101 人以上 500 人以下の場合にあっては 1.5 メートル以上、501 人以上の場合にあっては 2 メートル以上とすること。ただし、槽の底部がホッパー型の場合においては、ホッパー部の高さの 2 分の 1 に相当する長さを当該有効水深に含めないものとする。</p> <p>(ホ) 槽の底部がホッパー型の場合においては、当該槽の平面の形状を円形又は正多角形（正三角形を除く。）とすること。</p> <p>(ハ) ホッパーは、勾配を水平面に対し 60 度以上とし、底部を汚泥の有効な引抜きをすることができる構造とすること。</p> <p>(ト) 汚泥を有効に集積し、かつ、自動的に引き抜くことにより、沈殿分離槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備へ移送することができる構造とすること。</p> <p>(チ) 浮上物が生ずるおそれのあるものにあつては、浮上物を除去することができる装置を設けること。</p> <p>(七) 消毒槽</p> <p>第 1 第一号の（四）に定める構造とすること。</p> <p>(八) 汚泥濃縮貯留槽</p> <p>(イ) 汚泥の濃縮により生じた脱離液を流量調整槽へ移送することができる構造とすること。</p> <p>(ロ) 有効容量は、流入汚泥量及び濃縮汚泥の搬出計画に見合う容量とし、有効水深は、1.5 メートル以上 5 メートル以下とすること。</p> <p>(ハ) 流入管の開口部及び流出管又はパツフルの下端の開口部は、汚泥の固液分離を妨げない構造とすること。</p> <p>(ニ) 汚泥の搬出を容易に行うことができる構造とすること。</p> <p>(ホ) 槽内を攪拌することができる装置を設けること。</p>

改正 平成 18 年国土交通省告示第 154 号	改正 平成 13 年国土交通省告示第 353 号	改正 平成 12 年建設省告示第 1465 号	改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号
	<p>(九) 汚泥濃縮設備 汚泥濃縮設備は、汚泥を濃縮し、脱離液を流量調整槽へ、濃縮汚泥を汚泥貯留槽へそれぞれ移送することができる構造とし、(イ)又は(ロ)によること。</p> <p>(イ) 汚泥濃縮槽</p> <p>(1) 有効容量は、濃縮汚泥の引抜計画に見合う容量とし、有効水深は、2メートル以上5メートル以下とすること。</p> <p>(2) 流入管の開口部及び流出管又はパツフルの下端の開口部は、汚泥の固液分離を妨げない構造とすること。</p> <p>(3) 汚泥かきよせ装置を設ける場合にあつては底部の勾配は100分の5以上とし、当該装置を設けない場合にあつては底部をホッパー型とし、ホッパーの勾配を水平面に対しては45度以上とすること。</p> <p>(ロ) 汚泥濃縮装置</p> <p>(1) 汚泥を脱離液と濃縮汚泥とに有効に分離することができる構造とすること。</p> <p>(2) 濃縮汚泥中の固形物の濃度をおおむね4パーセントに濃縮できる構造とすること。</p> <p>(十) 汚泥貯留槽</p> <p>(イ) 有効容量は、汚泥の搬出計画に見合う容量とすること。</p> <p>(ロ) 汚泥の搬出を容易に行うことができる構造とすること。</p> <p>(ハ) 槽内を攪拌することができる装置を設けること。</p> <p>二 接触ばつ気方式 前号に定める合併処理浄化槽の構造で同号の(五)の回転板接触槽を(一)から(九)までに定める構造の接触ばつ気槽に置き換えた構造としたもの。</p> <p>(一) 2室以上に区分し、汚水が長時間接触材に接触する構造とすること。</p> <p>(二) 有効容量は、有効容量1立方メートルに対する日平均流入水BODが0.5キログラム以下となるようにし、かつ、日平均汚水量の5分の2に相当する容量以上とすること。</p> <p>(三) 第1室の有効容量は、第1室の有効容量1立方メートルに対する日平均流入水BODが0.8キログラム以下となるようにし、かつ、接触ばつ気槽の有効容量の5分の3に相当する容量以上とすること。</p>	<p>(九) 汚泥濃縮設備 汚泥濃縮設備は、汚泥を濃縮し、脱離液を流量調整槽へ、濃縮汚泥を汚泥貯留槽へそれぞれ移送することができる構造とし、(イ)又は(ロ)によること。</p> <p>(イ) 汚泥濃縮槽</p> <p>(1) 有効容量は、濃縮汚泥の引抜計画に見合う容量とし、有効水深は、2メートル以上5メートル以下とすること。</p> <p>(2) 流入管の開口部及び流出管又はパツフルの下端の開口部は、汚泥の固液分離を妨げない構造とすること。</p> <p>(3) 汚泥かきよせ装置を設ける場合にあつては底部の勾配は100分の5以上とし、当該装置を設けない場合にあつては底部をホッパー型とし、ホッパーの勾配を水平面に対しては45度以上とすること。</p> <p>(ロ) 汚泥濃縮装置</p> <p>(1) 汚泥を脱離液と濃縮汚泥とに有効に分離することができる構造とすること。</p> <p>(2) 濃縮汚泥中の固形物の濃度をおおむね4パーセントに濃縮できる構造とすること。</p> <p>(十) 汚泥貯留槽</p> <p>(イ) 有効容量は、汚泥の搬出計画に見合う容量とすること。</p> <p>(ロ) 汚泥の搬出を容易に行うことができる構造とすること。</p> <p>(ハ) 槽内を攪拌することができる装置を設けること。</p> <p>二 接触ばつ気方式 前号に定める尿尿浄化槽の構造で同号の(五)の回転板接触槽を(一)から(九)までに定める構造の接触ばつ気槽に置き換えた構造としたもの。</p> <p>(一) 2室以上に区分し、汚水が長時間接触材に接触する構造とすること。</p> <p>(二) 有効容量は、有効容量1立方メートルに対する日平均流入水BODが0.5キログラム以下となるようにし、かつ、日平均汚水量の5分の2に相当する容量以上とすること。</p> <p>(三) 第1室の有効容量は、第1室の有効容量1立方メートルに対する日平均流入水BODが0.8キログラム以下となるようにし、かつ、接触ばつ気槽の有効容量の5分の3に相当する容量以上とすること。</p>	<p>(九) 汚泥濃縮設備 汚泥濃縮設備は、汚泥を濃縮し、脱離液を流量調整槽へ、濃縮汚泥を汚泥貯留槽へそれぞれ移送することができる構造とし、(イ)又は(ロ)によること。</p> <p>(イ) 汚泥濃縮槽</p> <p>(1) 有効容量は、濃縮汚泥の引抜計画に見合う容量とし、有効水深は、2メートル以上5メートル以下とすること。</p> <p>(2) 流入管の開口部及び流出管又はパツフルの下端の開口部は、汚泥の固液分離を妨げない構造とすること。</p> <p>(3) 汚泥かきよせ装置を設ける場合にあつては底部の勾配は100分の5以上とし、当該装置を設けない場合にあつては底部をホッパー型とし、ホッパーの勾配を水平面に対しては45度以上とすること。</p> <p>(ロ) 汚泥濃縮装置</p> <p>(1) 汚泥を脱離液と濃縮汚泥とに有効に分離することができる構造とすること。</p> <p>(2) 濃縮汚泥中の固形物の濃度をおおむね4パーセントに濃縮できる構造とすること。</p> <p>(十) 汚泥貯留槽</p> <p>(イ) 有効容量は、汚泥の搬出計画に見合う容量とすること。</p> <p>(ロ) 汚泥の搬出を容易に行うことができる構造とすること。</p> <p>(ハ) 槽内を攪拌することができる装置を設けること。</p> <p>二 接触ばつ気方式 前号に定める尿尿浄化槽の構造で同号の(五)の回転板接触槽を(一)から(九)までに定める構造の接触ばつ気槽に置き換えた構造としたもの。</p> <p>(一) 2室以上に区分し、汚水が長時間接触材に接触する構造とすること。</p> <p>(二) 有効容量は、有効容量1立方メートルに対する日平均流入水BODが0.5キログラム以下となるようにし、かつ、日平均汚水量の5分の2に相当する容量以上とすること。</p> <p>(三) 第1室の有効容量は、第1室の有効容量1立方メートルに対する日平均流入水BODが0.8キログラム以下となるようにし、かつ、接触ばつ気槽の有効容量の5分の3に相当する容量以上とすること。</p>

改正 平成 18 年国土交通省告示第 154 号	改正 平成 13 年国土交通省告示第 353 号	改正 平成 12 年建設省告示第 1465 号	改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号
<p>(四) 有効水深は、1.5メートル以上5メートル以下とすること。</p> <p>(五) 有効容量に対する接触材の充填率は、55パーセント以上とし、接触ばつ気槽の底部との距離を適切に保持する等、当該槽内の循環流を妨げず、かつ、当該槽内の水流が短絡しないように充填すること。</p> <p>(六) 接触材は、生物膜による閉塞が生じ難い形状とし、生物膜が付着しやすく、十分な物理的強度を有する構造とすること。</p> <p>(七) ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に攪拌し、溶存酸素を1リットルにつき1ミリグラム以上に保持し、かつ、空気を容易に調整することができる構造とすること。</p> <p>(八) 各室は、生物膜を効率よく逆洗し、はく離することができる機能を有し、かつ、はく離汚泥その他の浮遊汚泥を引き抜き、沈殿分離槽、沈殿槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備へ移送することができる構造とすること。なお、ポンプ等により強制的に移送する場合には、移送量を調整することができる構造とすること。</p> <p>(九) 消泡装置を設けること。</p> <p>三 散水濾床方式</p> <p>第一号に定める合併処理浄化槽の構造で同号の(五)の回転板接触槽を(一)から(九)までに定める構造の散水濾床に置き換えた構造としたもの。</p> <p>(一) 濾材の部分の有効容量は、砕石を用いる場合にあつては濾材1立方メートルに対する日平均流入水BODが0.7キログラム以下、砕石以外のものを用いる場合にあつては濾材の表面積1平方メートルに対する日平均流入水BODが8グラム以下となるようにすること。</p> <p>(二) 濾材の部分の深さは、砕石を用いる場合にあつては1.2メートル以上、砕石以外のものを用いる場合にあつては2.5メートル以上とすること。</p>	<p>(四) 有効水深は、1.5メートル以上5メートル以下とすること。</p> <p>(五) 有効容量に対する接触材の充填率は、55パーセント以上とし、接触ばつ気槽の底部との距離を適切に保持する等、当該槽内の循環流を妨げず、かつ、当該槽内の水流が短絡しないように充填すること。</p> <p>(六) 接触材は、生物膜による閉塞が生じ難い形状とし、生物膜が付着しやすく、十分な物理的強度を有する構造とすること。</p> <p>(七) ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に攪拌し、溶存酸素を1リットルにつき1ミリグラム以上に保持し、かつ、空気を容易に調整することができる構造とすること。</p> <p>(八) 各室は、生物膜を効率よく逆洗し、はく離することができる機能を有し、かつ、はく離汚泥その他の浮遊汚泥を引き抜き、沈殿分離槽、沈殿槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備へ移送することができる構造とすること。なお、ポンプ等により強制的に移送する場合には、移送量を調整することができる構造とすること。</p> <p>(九) 消泡装置を設けること。</p> <p>三 散水濾床方式</p> <p>第一号に定める合併処理浄化槽の構造で同号の(五)の回転板接触槽を(一)から(九)までに定める構造の散水濾床に置き換えた構造としたもの。</p> <p>(一) 濾材の部分の有効容量は、砕石を用いる場合にあつては濾材1立方メートルに対する日平均流入水BODが0.7キログラム以下、砕石以外のものを用いる場合にあつては濾材の表面積1平方メートルに対する日平均流入水BODが8グラム以下となるようにすること。</p> <p>(二) 濾材の部分の深さは、砕石を用いる場合にあつては1.2メートル以上、砕石以外のものを用いる場合にあつては2.5メートル以上とすること。</p>	<p>(四) 有効水深は、1.5メートル以上5メートル以下とすること。</p> <p>(五) 有効容量に対する接触材の充填率は、55パーセント以上とし、接触ばつ気槽の底部との距離を適切に保持する等、当該槽内の循環流を妨げず、かつ、当該槽内の水流が短絡しないように充填すること。</p> <p>(六) 接触材は、生物膜による閉塞が生じ難い形状とし、生物膜が付着しやすく、十分な物理的強度を有する構造とすること。</p> <p>(七) ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に攪拌し、溶存酸素を1リットルにつき1ミリグラム以上に保持し、かつ、空気を容易に調整することができる構造とすること。</p> <p>(八) 各室は、生物膜を効率よく逆洗し、はく離することができる機能を有し、かつ、はく離汚泥その他の浮遊汚泥を引き抜き、沈殿分離槽、沈殿槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備へ移送することができる構造とすること。なお、ポンプ等により強制的に移送する場合には、移送量を調整することができる構造とすること。</p> <p>(九) 消泡装置を設けること。</p> <p>三 散水濾床方式</p> <p>第一号に定める尿尿浄化槽の構造で同号の(五)の回転板接触槽を(一)から(九)までに定める構造の散水濾床に置き換えた構造としたもの。</p> <p>(一) 濾材の部分の有効容量は、砕石を用いる場合にあつては濾材1立方メートルに対する日平均流入水BODが0.7キログラム以下、砕石以外のものを用いる場合にあつては濾材の表面積1平方メートルに対する日平均流入水BODが8グラム以下となるようにすること。</p> <p>(二) 濾材の部分の深さは、砕石を用いる場合にあつては1.2メートル以上、砕石以外のものを用いる場合にあつては2.5メートル以上とすること。</p>	<p>(四) 有効水深は、1.5メートル以上5メートル以下とすること。</p> <p>(五) 有効容量に対する接触材の充填率は、55パーセント以上とし、接触ばつ気槽の底部との距離を適切に保持する等、当該槽内の循環流を妨げず、かつ、当該槽内の水流が短絡しないように充填すること。</p> <p>(六) 接触材は、生物膜による閉塞が生じ難い形状とし、生物膜が付着しやすく、十分な物理的強度を有する構造とすること。</p> <p>(七) ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に攪拌し、溶存酸素を1リットルにつき1ミリグラム以上に保持し、かつ、空気を容易に調整することができる構造とすること。</p> <p>(八) 各室は、生物膜を効率よく逆洗し、はく離することができる機能を有し、かつ、はく離汚泥その他の浮遊汚泥を引き抜き、沈殿分離槽、沈殿槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備へ移送することができる構造とすること。なお、ポンプ等により強制的に移送する場合には、移送量を調整することができる構造とすること。</p> <p>(九) 消泡装置を設けること。</p> <p>三 散水濾床方式</p> <p>第一号に定める尿尿浄化槽の構造で同号の(五)の回転板接触槽を(一)から(九)までに定める構造の散水濾床に置き換えた構造としたもの。</p> <p>(一) 濾材の部分の有効容量は、砕石を用いる場合にあつては濾材1立方メートルに対する日平均流入水BODが0.7キログラム以下、砕石以外のものを用いる場合にあつては濾材の表面積1平方メートルに対する日平均流入水BODが8グラム以下となるようにすること。</p> <p>(二) 濾材の部分の深さは、砕石を用いる場合にあつては1.2メートル以上、砕石以外のものを用いる場合にあつては2.5メートル以上とすること。</p>

改正 平成 18 年国土交通省告示第 154 号	改正 平成 13 年国土交通省告示第 353 号	改正 平成 12 年建設省告示第 1465 号	改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号
	<p>(三) 散水量は、砕石を用いる場合にあつては濾床の表面積 1 平方メートルに対して 1 日当たり 10 立方メートル以下、砕石以外のものを用いる場合にあつては濾材の表面積 1 平方メートルに対して 1 日当たり 0.6 立方メートル以上とする。</p> <p>(四) 固定ノズル又は回転散水機（回転散水機の散水口と濾床の表面との間隔を 15 センチメートル以上としたものに限る。）によつて濾床の表面に均等に散水することができる構造とすること。</p> <p>(五) 濾材受けの下面と槽の底部との間隔は、30 センチメートル以上とし、かつ、槽の底部の勾配は、50 分の 1 以上とすること。</p> <p>(六) 送気及び排気のための通気設備を設けること。</p> <p>(七) 濾材には、径が 5 センチメートル以上 7.5 センチメートル以下の硬質の砕石又はこれと同等以上に好気性生物膜を生成しやすく、1 立方メートル当たりの表面積が 80 平方メートル以上、かつ空隙率が 90 パーセント以上であるものを用いること。</p> <p>(八) ポンプ升を有し、当該ポンプ升には、浮遊物によつて閉塞しない構造で、かつ、十分な処理能力を有する散水用ポンプを 2 台以上設けること。</p> <p>(九) 分水装置を有し、当該装置は、砕石を用いる場合にあつては日平均汚水量の 100 パーセントに相当する容量以上、砕石以外のものを用いる場合にあつては濾材の部分の深さが 2.5 メートルのときに日平均汚水量の 200 パーセント以上に相当する容量（濾材の部分の深さが異なる場合においては、当該深さに応じた容量）以上の散水濾床からの流出水をポンプ升へ 1 日に移送することができる構造とすること。</p>	<p>(三) 散水量は、砕石を用いる場合にあつては濾床の表面積 1 平方メートルに対して 1 日当たり 10 立方メートル以下、砕石以外のものを用いる場合にあつては濾材の表面積 1 平方メートルに対して 1 日当たり 0.6 立方メートル以上とする。</p> <p>(四) 固定ノズル又は回転散水機（回転散水機の散水口と濾床の表面との間隔を 15 センチメートル以上としたものに限る。）によつて濾床の表面に均等に散水することができる構造とすること。</p> <p>(五) 濾材受けの下面と槽の底部との間隔は、30 センチメートル以上とし、かつ、槽の底部の勾配は、50 分の 1 以上とすること。</p> <p>(六) 送気及び排気のための通気設備を設けること。</p> <p>(七) 濾材には、径が 5 センチメートル以上 7.5 センチメートル以下の硬質の砕石又はこれと同等以上に好気性生物膜を生成しやすく、1 立方メートル当たりの表面積が 80 平方メートル以上、かつ空隙率が 90 パーセント以上であるものを用いること。</p> <p>(八) ポンプ升を有し、当該ポンプ升には、浮遊物によつて閉塞しない構造で、かつ、十分な処理能力を有する散水用ポンプを 2 台以上設けること。</p> <p>(九) 分水装置を有し、当該装置は、砕石を用いる場合にあつては日平均汚水量の 100 パーセントに相当する容量以上、砕石以外のものを用いる場合にあつては濾材の部分の深さが 2.5 メートルのときに日平均汚水量の 200 パーセント以上に相当する容量（濾材の部分の深さが異なる場合においては、当該深さに応じた容量）以上の散水濾床からの流出水をポンプ升へ 1 日に移送することができる構造とすること。</p>	<p>(三) 散水量は、砕石を用いる場合にあつては濾床の表面積 1 平方メートルに対して 1 日当たり 10 立方メートル以下、砕石以外のものを用いる場合にあつては濾材の表面積 1 平方メートルに対して 1 日当たり 0.6 立方メートル以上とする。</p> <p>(四) 固定ノズル又は回転散水機（回転散水機の散水口と濾床の表面との間隔を 15 センチメートル以上としたものに限る。）によつて濾床の表面に均等に散水することができる構造とすること。</p> <p>(五) 濾材受けの下面と槽の底部との間隔は、30 センチメートル以上とし、かつ、槽の底部の勾配は、50 分の 1 以上とすること。</p> <p>(六) 送気及び排気のための通気設備を設けること。</p> <p>(七) 濾材には、径が 5 センチメートル以上 7.5 センチメートル以下の硬質の砕石又はこれと同等以上に好気性生物膜を生成しやすく、1 立方メートル当たりの表面積が 80 平方メートル以上、かつ空隙率が 90 パーセント以上であるものを用いること。</p> <p>(八) ポンプ升を有し、当該ポンプ升には、浮遊物によつて閉塞しない構造で、かつ、十分な処理能力を有する散水用ポンプを 2 台以上設けること。</p> <p>(九) 分水装置を有し、当該装置は、砕石を用いる場合にあつては日平均汚水量の 100 パーセントに相当する容量以上、砕石以外のものを用いる場合にあつては濾材の部分の深さが 2.5 メートルのときに日平均汚水量の 200 パーセント以上に相当する容量（濾材の部分の深さが異なる場合においては、当該深さに応じた容量）以上の散水濾床からの流出水をポンプ升へ 1 日に移送することができる構造とすること。</p>

改正 平成 18 年国土交通省告示第 154 号	改正 平成 13 年国土交通省告示第 353 号	改正 平成 12 年建設省告示第 1465 号	改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号
	<p>四 長時間ばつ気方式</p> <p>(一) 及び (二) に定める構造のスクリーン及び、沈砂槽に、(三) から (六) までに定める構造の流量調整槽、ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、(七) に定める構造の汚泥濃縮貯留槽 (処理対象人員が 501 人以上の場合) においては、(八) 及び (九) に定める構造の汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽) を備えた構造で処理対象人員が 101 人以上 2,000 人以下であるもの。</p> <p>(一) スクリーン</p> <p>(イ) 荒目スクリーンに細目スクリーン、破砕装置又は微細目スクリーンのいずれかをこの順序に組み合わせた構造とすること。ただし、微細目スクリーンにあつては、流量調整槽の次に設けることができる。</p> <p>(ロ) 荒目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね 50 ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができ、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とすること。</p> <p>(ハ) 細目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね 20 ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができ、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とすること。</p> <p>(ニ) 破砕装置は、汚物等を有効に破砕することができる構造とし、目幅の有効間隔をおおむね 20 ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。</p> <p>(ホ) 微細目スクリーンは、目幅の有効間隔を 1 ミリメートルから 2.5 ミリメートル程度とし、スクリーンに付着した汚物等を自動的に除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とするとともに、目幅の有効間隔をおおむね 20 ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。</p>	<p>四 長時間ばつ気方式</p> <p>(一) 及び (二) に定める構造のスクリーン及び、沈砂槽に、(三) から (六) までに定める構造の流量調整槽、ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、(七) に定める構造の汚泥濃縮貯留槽 (処理対象人員が 501 人以上の場合) においては、(八) 及び (九) に定める構造の汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽) を備えた構造で処理対象人員が 101 人以上 2,000 人以下であるもの。</p> <p>(一) スクリーン</p> <p>(イ) 荒目スクリーンに細目スクリーン、破砕装置又は微細目スクリーンのいずれかをこの順序に組み合わせた構造とすること。ただし、微細目スクリーンにあつては、流量調整槽の次に設けることができる。</p> <p>(ロ) 荒目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね 50 ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができ、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とすること。</p> <p>(ハ) 細目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね 20 ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができ、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とすること。</p> <p>(ニ) 破砕装置は、汚物等を有効に破砕することができる構造とし、目幅の有効間隔をおおむね 20 ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。</p> <p>(ホ) 微細目スクリーンは、目幅の有効間隔を 1 ミリメートルから 2.5 ミリメートル程度とし、スクリーンに付着した汚物等を自動的に除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とするとともに、目幅の有効間隔をおおむね 20 ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。</p>	<p>四 長時間ばつ気方式</p> <p>(一) 及び (二) に定める構造のスクリーン及び、沈砂槽に、(三) から (六) までに定める構造の流量調整槽、ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、(七) に定める構造の汚泥濃縮貯留槽 (処理対象人員が 501 人以上の場合) においては、(八) 及び (九) に定める構造の汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽) を備えた構造で処理対象人員が 101 人以上 2,000 人以下であるもの。</p> <p>(一) スクリーン</p> <p>(イ) 荒目スクリーンに細目スクリーン、破砕装置又は微細目スクリーンのいずれかをこの順序に組み合わせた構造とすること。ただし、微細目スクリーンにあつては、流量調整槽の次に設けることができる。</p> <p>(ロ) 荒目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね 50 ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができ、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とすること。</p> <p>(ハ) 細目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね 20 ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができ、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とすること。</p> <p>(ニ) 破砕装置は、汚物等を有効に破砕することができる構造とし、目幅の有効間隔をおおむね 20 ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。</p> <p>(ホ) 微細目スクリーンは、目幅の有効間隔を 1 ミリメートルから 2.5 ミリメートル程度とし、スクリーンに付着した汚物等を自動的に除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とするとともに、目幅の有効間隔をおおむね 20 ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。</p>

改正 平成 18 年国土交通省告示第 154 号	改正 平成 13 年国土交通省告示第 353 号	改正 平成 12 年建設省告示第 1465 号	改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号
	<p>(ハ) 微細目スクリーンを流量調整槽の前に設ける場合は、 破砕装置と組み合わせること。</p> <p>(ト) 処理対象人員が 500 人以下の場合においては、(イ) から (ハ) までにかかわらず、第一号の (二) によること ができる。</p> <p>(二) 沈砂槽 第一号の (三) に定める構造とすること。</p> <p>(三) 流量調整槽 第一号の (四) に定める構造とすること。</p> <p>(四) ばつ気槽</p> <p>(イ) 有効容量は、有効容量 1 立方メートルに対する日平均 流入水 BOD が 0.3 キログラム以下となるようにし、かつ、 日平均汚水量の 3 分の 2 に相当する容量以上とすること。</p> <p>(ロ) 有効水深は、1.5 メートル (処理対象人員が 501 人以 上の場合においては、2 メートル) 以上 5 メートル以下と すること。ただし、特殊な装置を設けた場合においては、 5 メートルを超えることができる。</p> <p>(ハ) ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に攪拌し、溶存 酸素をおおむね 1 リットルにつき 1 ミリグラム以上に保 持し、かつ、空気を容易に調整することができる構造と すること。</p> <p>(ニ) 沈殿槽からの汚泥返送量を容易に調整し、及び計量す ることができる装置を設けること。</p> <p>(ホ) 消泡装置を設けること。</p> <p>(五) 沈殿槽</p> <p>(イ) 有効容量は、日平均汚水量の 6 分の 1 に相当する容 量以上とすること。</p> <p>(ロ) 槽の水面の面積は、水面積負荷が 8 立方メートル (処 理対象人員が 500 人を超える部分については、15 立方メ ートル) 以下となるようにすること。</p>	<p>(ハ) 微細目スクリーンを流量調整槽の前に設ける場合は、 破砕装置と組み合わせること。</p> <p>(ト) 処理対象人員が 500 人以下の場合においては、(イ) から (ハ) までにかかわらず、第一号の (二) によること ができる。</p> <p>(二) 沈砂槽 第一号の (三) に定める構造とすること。</p> <p>(三) 流量調整槽 第一号の (四) に定める構造とすること。</p> <p>(四) ばつ気槽</p> <p>(イ) 有効容量は、有効容量 1 立方メートルに対する日平均 流入水 BOD が 0.3 キログラム以下となるようにし、かつ、 日平均汚水量の 3 分の 2 に相当する容量以上とすること。</p> <p>(ロ) 有効水深は、1.5 メートル (処理対象人員が 501 人以 上の場合においては、2 メートル) 以上 5 メートル以下と すること。ただし、特殊な装置を設けた場合においては、 5 メートルを超えることができる。</p> <p>(ハ) ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に攪拌し、溶存 酸素をおおむね 1 リットルにつき 1 ミリグラム以上に保 持し、かつ、空気を容易に調整することができる構造と すること。</p> <p>(ニ) 沈殿槽からの汚泥返送量を容易に調整し、及び計量す ることができる装置を設けること。</p> <p>(ホ) 消泡装置を設けること。</p> <p>(五) 沈殿槽</p> <p>(イ) 有効容量は、日平均汚水量の 6 分の 1 に相当する容 量以上とすること。</p> <p>(ロ) 槽の水面の面積は、水面積負荷が 8 立方メートル (処 理対象人員が 500 人を超える部分については、15 立方メ ートル) 以下となるようにすること。</p>	<p>(ハ) 微細目スクリーンを流量調整槽の前に設ける場合は、 破砕装置と組み合わせること。</p> <p>(ト) 処理対象人員が 500 人以下の場合においては、(イ) から (ハ) までにかかわらず、第一号の (二) によること ができる。</p> <p>(二) 沈砂槽 第一号の (三) に定める構造とすること。</p> <p>(三) 流量調整槽 第一号の (四) に定める構造とすること。</p> <p>(四) ばつ気槽</p> <p>(イ) 有効容量は、有効容量 1 立方メートルに対する日平均 流入水 BOD が 0.3 キログラム以下となるようにし、かつ、 日平均汚水量の 3 分の 2 に相当する容量以上とすること。</p> <p>(ロ) 有効水深は、1.5 メートル (処理対象人員が 501 人以 上の場合においては、2 メートル) 以上 5 メートル以下と すること。ただし、特殊な装置を設けた場合においては、 5 メートルを超えることができる。</p> <p>(ハ) ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に攪乱し、溶存 酸素をおおむね 1 リットルにつき 1 ミリグラム以上に保持 し、かつ、空気を容易に調整することができる構造とす ること。</p> <p>(ニ) 沈殿槽からの汚泥返送量を 容易に調整し、及び計量す ることができる装置を設けること。</p> <p>(ホ) 消泡装置を設けること。</p> <p>(五) 沈殿槽</p> <p>(イ) 有効容量は、日平均汚水量の 6 分の 1 に相当する容 量以上とすること。</p> <p>(ロ) 槽の水面の面積は、水面積負荷が 8 立方メートル (処 理対象人員が 500 人を超える部分については、15 立方メ ートル) 以下となるようにすること。</p>

改正 平成 18 年国土交通省告示第 154 号	改正 平成 13 年国土交通省告示第 353 号	改正 平成 12 年建設省告示第 1465 号	改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号
	<p>(ハ) 越流せきを設けて沈殿槽から汚水が越流する構造とし、越流せきの長さは、越流負荷が 30 立方メートル（処理対象人員が 500 人を超える部分については、50 立方メートル）以下となるようにすること。</p> <p>(ニ) 有効水深は、1.5メートル（処理対象人員が 501 人以上の場合においては、2メートル）以上とすること。ただし、槽の底部がホッパー型の場合においては、ホッパー部の高さの 2 分の 1 に相当する長さを当該有効水深に含めないものとする。</p> <p>(ホ) 槽の底部がホッパー型の場合においては、当該槽の平面の形状を円形又は正多角形（正三角形を除く。）とすること。</p> <p>(ヘ) ホッパーは、勾配を水平面に対し 60 度以上とし、底部を汚泥の有効な引抜きをすることができる構造とすること。</p> <p>(ト) 汚泥を有効に集積し、かつ、自動的に引き抜くことにより、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備へ移送するとともに、ばつ気槽へ日平均汚水量の 200 パーセント以上に相当する汚泥を 1 日に移送することができる構造とすること。</p> <p>(チ) 浮上物が生ずるおそれのあるものにあつては、浮上物を除去することができる装置を設けること。</p> <p>(六) 消毒槽</p> <p>第 1 第一号の（四）に定める構造とすること。</p> <p>(七) 汚泥濃縮貯留槽</p> <p>第一号の（八）に定める構造に準ずるものとする。この場合において、第一号の（八）の（イ）中「流量調整槽」を「流量調整槽又はばつ気槽」と読み替えるものとする。</p> <p>(八) 汚泥濃縮設備</p> <p>第一号の（九）に定める構造に準ずるものとする。この場合において、第一号の（九）中「流量調整槽」を「流量調整槽又はばつ気槽」と読み替えるものとする。</p> <p>(九) 汚泥貯留槽</p> <p>第一号の（十）に定める構造とすること。</p>	<p>(ハ) 越流せきを設けて沈殿槽から汚水が越流する構造とし、越流せきの長さは、越流負荷が 30 立方メートル（処理対象人員が 500 人を超える部分については、50 立方メートル）以下となるようにすること。</p> <p>(ニ) 有効水深は、1.5メートル（処理対象人員が 501 人以上の場合においては、2メートル）以上とすること。ただし、槽の底部がホッパー型の場合においては、ホッパー部の高さの 2 分の 1 に相当する長さを当該有効水深に含めないものとする。</p> <p>(ホ) 槽の底部がホッパー型の場合においては、当該槽の平面の形状を円形又は正多角形（正三角形を除く。）とすること。</p> <p>(ヘ) ホッパーは、勾配を水平面に対し 60 度以上とし、底部を汚泥の有効な引抜きをすることができる構造とすること。</p> <p>(ト) 汚泥を有効に集積し、かつ、自動的に引き抜くことにより、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備へ移送するとともに、ばつ気槽へ日平均汚水量の 200 パーセント以上に相当する汚泥を 1 日に移送することができる構造とすること。</p> <p>(チ) 浮上物が生ずるおそれのあるものにあつては、浮上物を除去することができる装置を設けること。</p> <p>(六) 消毒槽</p> <p>第 1 第一号の（四）に定める構造とすること。</p> <p>(七) 汚泥濃縮貯留槽</p> <p>第一号の（八）に定める構造に準ずるものとする。この場合において、第一号の（八）の（イ）中「流量調整槽」を「流量調整槽又はばつ気槽」と読み替えるものとする。</p> <p>(八) 汚泥濃縮設備</p> <p>第一号の（九）に定める構造に準ずるものとする。この場合において、第一号の（九）中「流量調整槽」を「流量調整槽又はばつ気槽」と読み替えるものとする。</p> <p>(九) 汚泥貯留槽</p> <p>第一号の（十）に定める構造とすること。</p>	<p>(ハ) 越流せきを設けて沈殿槽から汚水が越流する構造とし、越流せきの長さは、越流負荷が 30 立方メートル（処理対象人員が 500 人を超える部分については、50 立方メートル）以下となるようにすること。</p> <p>(ニ) 有効水深は、1.5メートル（処理対象人員が 501 人以上の場合においては、2メートル）以上とすること。ただし、槽の底部がホッパー型の場合においては、ホッパー部の高さの 2 分の 1 に相当する長さを当該有効水深に含めないものとする。</p> <p>(ホ) 槽の底部がホッパー型の場合においては、当該槽の平面の形状を円形又は正多角形（正三角形を除く。）とすること。</p> <p>(ヘ) ホッパーは、勾配を水平面に対し 60 度以上とし、底部を汚泥の有効な引抜きをすることができる構造とすること。</p> <p>(ト) 汚泥を有効に集積し、かつ、自動的に引き抜くことにより、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備へ移送するとともに、ばつ気槽へ日平均汚水量の 200 パーセント以上に相当する汚泥を 1 日に移送することができる構造とすること。</p> <p>(チ) 浮上物が生ずるおそれのあるものにあつては、浮上物を除去することができる装置を設けること。</p> <p>(六) 消毒槽</p> <p>第 1 第一号の（四）に定める構造とすること。</p> <p>(七) 汚泥濃縮貯留槽</p> <p>第一号の（八）に定める構造に準ずるものとする。この場合において、第一号の（八）の（イ）中「流量調整槽」を「流量調整槽又はばつ気槽」と読み替えるものとする。</p> <p>(八) 汚泥濃縮設備</p> <p>第一号の（九）に定める構造に準ずるものとする。この場合において、第一号の（九）中「流量調整槽」を「流量調整槽又はばつ気槽」と読み替えるものとする。</p> <p>(九) 汚泥貯留槽</p> <p>第一号の（十）に定める構造とすること。</p>

改正 平成 18 年国土交通省告示第 154 号	改正 平成 13 年国土交通省告示第 353 号	改正 平成 12 年建設省告示第 1465 号	改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号
	<p>第 3 BOD の除去率が 85 パーセント以上及び放流水の BOD が 1 リットルにつき 30 ミリグラム以下である性能を有し、かつ、衛生上支障がないものの構造は、第一号から第五号までのいずれかに該当し、かつ、第 1 第四号に定める構造としたものとする。ただし、尿尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。</p> <p>一 回転板接触方式</p> <p>第 2 第一号に定める合併処理浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、同号本文中「101 人以上 2,000 人以下であるもの」を「101 人以上であるもの」と、同号の (五) の (ハ) の (ハ) 中「12 グラム」を「5 グラム」と読み替えるものとする。</p> <p>二 接触ばつ気方式</p> <p>第 2 第二号に定める合併処理浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、第 2 第一号本文中「101 人以上 2,000 人以下であるもの」を「101 人以上であるもの」と、第 2 第二号の (ニ) 中「0.5 キログラム」を「0.3 キログラム」と、「5 分の 2」を「3 分の 2」と、同号の (三) 中「0.8 キログラム」を「0.5 キログラム」と読み替えるものとする。</p> <p>三 散水濾床方式</p> <p>第 2 第三号に定める合併処理浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、第 2 第一号本文中「101 人以上 2,000 人以下であるもの」を「101 人以上であるもの」と、第 2 第三号の (一) 中「0.7 キログラム」を「0.1 キログラム」と、「8 グラム」を「3 グラム」と読み替えるものとする。</p> <p>四 長時間ばつ気方式</p> <p>第 2 第四号に定める合併処理浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、同号本文中「101 人以上 2,000 人以下であるもの」を「101 人以上 5,000 人以下であるもの」と、同号の (四) の (イ) 中「0.3 キログラム」を「0.2 キログラム (処理対象人員が 500 人を超える部分については、0.3 キログラム)」と読み替えるものとする。</p>	<p>第 3 BOD の除去率が 85 パーセント以上及び放流水の BOD が 1 リットルにつき 30 ミリグラム以下である性能を有し、かつ、衛生上支障がないものの構造は、第一号から第五号までのいずれかに該当し、かつ、第 1 第四号に定める構造としたものとする。ただし、尿尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。</p> <p>一 回転板接触方式</p> <p>第 2 第一号に定める尿尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、同号本文中「101 人以上 2,000 人以下であるもの」を「101 人以上であるもの」と、同号の (五) の (ハ) 中「12 グラム」を「5 グラム」と読み替えるものとする。</p> <p>二 接触ばつ気方式</p> <p>第 2 第二号に定める尿尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、第 2 第一号本文中「101 人以上 2,000 人以下であるもの」を「101 人以上であるもの」と、第 2 第二号の (ニ) 中「0.5 キログラム」を「0.3 キログラム」と、「5 分の 2」を「3 分の 2」と、同号の (三) 中「0.8 キログラム」を「0.5 キログラム」と読み替えるものとする。</p> <p>三 散水濾床方式</p> <p>第 2 第三号に定める尿尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、第 2 第一号本文中「101 人以上 2,000 人以下であるもの」を「101 人以上であるもの」と、第 2 第三号の (一) 中「0.7 キログラム」を「0.1 キログラム」と、「8 グラム」を「3 グラム」と読み替えるものとする。</p> <p>四 長時間ばつ気方式</p> <p>第 2 第四号に定める尿尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、同号本文中「101 人以上 2,000 人以下であるもの」を「101 人以上 5,000 人以下であるもの」と、同号の (四) の (イ) 中「0.3 キログラム」を「0.2 キログラム (処理対象人員が 500 人を超える部分については、0.3 キログラム)」と読み替えるものとする。</p>	<p>第 3 BOD の除去率が 85 パーセント以上及び放流水の BOD が 1 リットルにつき 30 ミリグラム以下である性能を有し、かつ、衛生上支障がないものの構造は、第一号から第五号までの一に該当し、かつ、第 1 第七号に定める構造としたものとする。ただし、尿尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。</p> <p>一 回転板接触方式</p> <p>第 2 第一号に定める尿尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、同号本文中「101 人以上 2,000 人以下であるもの」を「101 人以上であるもの」と、同号の (五) の (ハ) 中「12 グラム」を「5 グラム」と読み替えるものとする。</p> <p>二 接触ばつ気方式</p> <p>第 2 第二号に定める尿尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、第 2 第一号本文中「101 人以上 2,000 人以下であるもの」を「101 人以上であるもの」と、第 2 第二号の (ニ) 中「0.5 キログラム」を「0.3 キログラム」と、「5 分の 2」を「3 分の 2」と、同号の (三) 中「0.8 キログラム」を「0.5 キログラム」と読み替えるものとする。</p> <p>三 散水濾床方式</p> <p>第 2 第三号に定める尿尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、第 2 第一号本文中「101 人以上 2,000 人以下であるもの」を「101 人以上であるもの」と、第 2 第三号の (一) 中「0.7 キログラム」を「0.1 キログラム」と、「8 グラム」を「3 グラム」と読み替えるものとする。</p> <p>四 長時間ばつ気方式</p> <p>第 2 第四号に定める尿尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、同号本文中「101 人以上 2,000 人以下であるもの」を「101 人以上 5,000 人以下であるもの」と、同号の (四) の (イ) 中「0.3 キログラム」を「0.2 キログラム (処理対象人員が 500 人を超える部分については、0.3 キログラム)」と読み替えるものとする。</p>

改正 平成 18 年国土交通省告示第 154 号	改正 平成 13 年国土交通省告示第 353 号	改正 平成 12 年建設省告示第 1465 号	改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号
<p>五 標準活性汚泥方式</p> <p>(一) 及び (二) に定める構造のスクリーン及び沈砂槽に、(三) から (六) までに定める構造の流量調整槽、ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、(七) 及び (八) に定める構造の汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽を備えた構造で処理対象人員が 5,001 人以上であるもの。</p> <p>(一) スクリュー</p> <p>第 2 第四号の (一) に定める構造とすること。</p> <p>(二) 沈砂槽</p> <p>第 2 第一号の (三) に定める構造とすること。</p> <p>(三) 流量調整槽</p> <p>第 2 第一号の (四) に定める構造とすること。</p> <p>(四) ばつ気槽</p> <p>第 2 第四号の (四) に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号の (四) の (イ) 中「0.3 キログラム」を「0.6 キログラム」と、「3 分の 2」を「3 分の 1」と、同号の (四) の (ロ) 中「1.5 メートル」を「3 メートル」と読み替えるものとする。</p> <p>(五) 沈殿槽</p> <p>第 2 第四号の (五) に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号の (五) の (イ) 中「6 分の 1」を「8 分の 1」と、同号の (五) の (ロ) 中「8 立方メートル (処理対象人員が 500 人を超える部分については、15 立方メートル)」を「18 立方メートル」と、同号の (五) の (ト) 中「200 パーセント」を「100 パーセント」と読み替えるものとする。</p> <p>(六) 消毒槽</p> <p>第 1 第一号の (四) に定める構造とすること。</p> <p>(七) 汚泥濃縮設備</p> <p>第 2 第一号の (九) に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号の (九) 中「流量調整槽」を「流量調整槽又はばつ気槽」と読み替えるものとする。</p> <p>(八) 汚泥貯留槽</p> <p>第 2 第一号の (十) に定める構造とすること。</p>	<p>五 標準活性汚泥方式</p> <p>(一) 及び (二) に定める構造のスクリーン及び沈砂槽に、(三) から (六) までに定める構造の流量調整槽、ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、(七) 及び (八) に定める構造の汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽を備えた構造で処理対象人員が 5,001 人以上であるもの。</p> <p>(一) スクリュー</p> <p>第 2 第四号の (一) に定める構造とすること。</p> <p>(二) 沈砂槽</p> <p>第 2 第一号の (三) に定める構造とすること。</p> <p>(三) 流量調整槽</p> <p>第 2 第一号の (四) に定める構造とすること。</p> <p>(四) ばつ気槽</p> <p>第 2 第四号の (四) に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号の (四) の (イ) 中「0.3 キログラム」を「0.6 キログラム」と、「3 分の 2」を「3 分の 1」と、同号の (四) の (ロ) 中「1.5 メートル」を「3 メートル」と読み替えるものとする。</p> <p>(五) 沈殿槽</p> <p>第 2 第四号の (五) に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号の (五) の (イ) 中「6 分の 1」を「8 分の 1」と、同号の (五) の (ロ) 中「8 立方メートル (処理対象人員が 500 人を超える部分については、15 立方メートル)」を「18 立方メートル」と、同号の (五) の (ト) 中「200 パーセント」を「100 パーセント」と読み替えるものとする。</p> <p>(六) 消毒槽</p> <p>第 1 第一号の (四) に定める構造とすること。</p> <p>(七) 汚泥濃縮設備</p> <p>第 2 第一号の (九) に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号の (九) 中「流量調整槽」を「流量調整槽又はばつ気槽」と読み替えるものとする。</p> <p>(八) 汚泥貯留槽</p> <p>第 2 第一号の (十) に定める構造とすること。</p>	<p>五 標準活性汚泥方式</p> <p>(一) 及び (二) に定める構造のスクリーン及び沈砂槽に、(三) から (六) までに定める構造の流量調整槽、ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、(七) 及び (八) に定める構造の汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽を備えた構造で処理対象人員が 5,001 人以上であるもの。</p> <p>(一) スクリュー</p> <p>第 2 第四号の (一) に定める構造とすること。</p> <p>(二) 沈砂槽</p> <p>第 2 第一号の (三) に定める構造とすること。</p> <p>(三) 流量調整槽</p> <p>第 2 第一号の (四) に定める構造とすること。</p> <p>(四) ばつ気槽</p> <p>第 2 第四号の (四) に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号の (四) の (イ) 中「0.3 キログラム」を「0.6 キログラム」と、「3 分の 2」を「3 分の 1」と、同号の (四) の (ロ) 中「1.5 メートル」を「3 メートル」と読み替えるものとする。</p> <p>(五) 沈殿槽</p> <p>第 2 第四号の (五) に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号の (五) の (イ) 中「6 分の 1」を「8 分の 1」と、同号の (五) の (ロ) 中「8 立方メートル (処理対象人員が 500 人を超える部分については、15 立方メートル)」を「18 立方メートル」と、同号の (五) の (ト) 中「200 パーセント」を「100 パーセント」と読み替えるものとする。</p> <p>(六) 消毒槽</p> <p>第 1 第一号の (四) に定める構造とすること。</p> <p>(七) 汚泥濃縮設備</p> <p>第 2 第一号の (九) に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号の (九) 中「流量調整槽」を「流量調整槽又はばつ気槽」と読み替えるものとする。</p> <p>(八) 汚泥貯留槽</p> <p>第 2 第一号の (十) に定める構造とすること。</p>	<p>五 標準活性汚泥方式</p> <p>(一) 及び (二) に定める構造のスクリーン及び沈砂槽に、(三) から (六) までに定める構造の流量調整槽、ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、(七) 及び (八) に定める構造の汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽を備えた構造で処理対象人員が 5,001 人以上であるもの。</p> <p>(一) スクリュー</p> <p>第 2 第四号の (一) に定める構造とすること。</p> <p>(二) 沈砂槽</p> <p>第 2 第一号の (三) に定める構造とすること。</p> <p>(三) 流量調整槽</p> <p>第 2 第一号の (四) に定める構造とすること。</p> <p>(四) ばつ気槽</p> <p>第 2 第四号の (四) に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号の (四) の (イ) 中「0.3 キログラム」を「0.6 キログラム」と、「3 分の 2」を「3 分の 1」と、同号の (四) の (ロ) 中「1.5 メートル」を「3 メートル」と読み替えるものとする。</p> <p>(五) 沈殿槽</p> <p>第 2 第四号の (五) に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号の (五) の (イ) 中「6 分の 1」を「8 分の 1」と、同号の (五) の (ロ) 中「8 立方メートル (処理対象人員が 500 人を超える部分については、15 立方メートル)」を「18 立方メートル」と、同号の (五) の (ト) 中「200 パーセント」を「100 パーセント」と読み替えるものとする。</p> <p>(六) 消毒槽</p> <p>第 1 第一号の (四) に定める構造とすること。</p> <p>(七) 汚泥濃縮設備</p> <p>第 2 第一号の (九) に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号の (九) 中「流量調整槽」を「流量調整槽又はばつ気槽」と読み替えるものとする。</p> <p>(八) 汚泥貯留槽</p> <p>第 2 第一号の (十) に定める構造とすること。</p>

改正 平成 18 年国土交通省告示第 154 号	改正 平成 13 年国土交通省告示第 353 号	改正 平成 12 年建設省告示第 1465 号	改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号
<p>第 4 生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が 55 パーセント以上及び尿尿浄化槽からの放流水の BOD が 1 リットルにつき 120 ミリグラム以下である性能を有し、かつ、衛生上支障がないものの構造は、次に定める構造の腐敗室及び消毒室をこの順序に組み合わせた構造で尿尿を単独に処理するものとし、かつ、第 1 第四号に定める構造としたものとあるのは「尿尿浄化槽」と読み替えるものとする。</p> <p>一 腐敗室</p> <p>腐敗室は、汚水の沈殿分離作用及び消化作用を行う機能をもつものとし、次の（一）又は（二）によること。</p> <p>（一） 多室型</p> <p>（イ） 2 室以上 4 室以下の室に区分し、直列に接続すること。</p> <p>（ロ） 有効容量は、1.5 立方メートル以上とし、処理対象人員が 5 人を超える場合においては、5 人を超える部分 1 人当たり 0.1 立方メートル以上をこれに加算すること。</p> <p>（ハ） 第 1 室の有効容量は、2 室型の場合にあつては腐敗室の有効容量のおおむね 3 分の 2、3 室型又は 4 室型の場合にあつては腐敗室の有効容量のおおむね 2 分の 1 とすること。</p> <p>（ニ） 最終の室に予備濾過装置を設け、当該装置の下方より汚水を通ずる構造とすること。この場合において、当該装置の碎石層又はこれに準ずるものの体積は、有効容量の 10 分の 1 を限度として当該有効容量に算入することができるものとする。</p> <p>（ホ） 各室の有効水深は、1 メートル以上 3 メートル以下とすること。</p> <p>（ヘ） 第 1 室においては、流入管の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね 3 分の 1 の深さとすること。</p> <p>（ト） 各室においては、流出管又はバツフルの下端の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね 2 分の 1 の深さとし、浮上物の流出し難い構造とすること。</p>	<p>第 4 BOD の除去率が 55 パーセント以上及び尿尿浄化槽からの放流水の BOD が 1 リットルにつき 120 ミリグラム以下である性能を有し、かつ、衛生上支障がないものの構造は、次に定める構造の腐敗室及び消毒室をこの順序に組み合わせた構造で尿尿を単独に処理するものとし、かつ、第 1 第四号に定める構造としたものとあるのは「尿尿浄化槽」と読み替えるものとする。</p> <p>一 腐敗室</p> <p>腐敗室は、汚水の沈殿分離作用及び消化作用を行う機能をもつものとし、次の（一）又は（二）によること。</p> <p>（一） 多室型</p> <p>（イ） 2 室以上 4 室以下の室に区分し、直列に接続すること。</p> <p>（ロ） 有効容量は、1.5 立方メートル以上とし、処理対象人員が 5 人を超える場合においては、5 人を超える部分 1 人当たり 0.1 立方メートル以上をこれに加算すること。</p> <p>（ハ） 第 1 室の有効容量は、2 室型の場合にあつては腐敗室の有効容量のおおむね 3 分の 2、3 室型又は 4 室型の場合にあつては腐敗室の有効容量のおおむね 2 分の 1 とすること。</p> <p>（ニ） 最終の室に予備濾過装置を設け、当該装置の下方より汚水を通ずる構造とすること。この場合において、当該装置の碎石層又はこれに準ずるものの体積は、有効容量の 10 分の 1 を限度として当該有効容量に算入することができるものとする。</p> <p>（ホ） 各室の有効水深は、1 メートル以上 3 メートル以下とすること。</p> <p>（ヘ） 第 1 室においては、流入管の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね 3 分の 1 の深さとすること。</p> <p>（ト） 各室においては、流出管又はバツフルの下端の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね 2 分の 1 の深さとし、浮上物の流出し難い構造とすること。</p>	<p>第 4 BOD の除去率が 55 パーセント以上及び放流水の BOD が 1 リットルにつき 120 ミリグラム以下である性能を有し、かつ、衛生上支障がないものの構造は、次に定める構造の腐敗室及び消毒室をこの順序に組み合わせた構造で尿尿を単独に処理するものとし、かつ、第 1 第四号に定める構造としたものとする。</p> <p>一 腐敗室</p> <p>腐敗室は、汚水の沈殿分離作用及び消化作用を行う機能をもつものとし、次の（一）又は（二）によること。</p> <p>（一） 多室型</p> <p>（イ） 2 室以上 4 室以下の室に区分し、直列に接続すること。</p> <p>（ロ） 有効容量は、1.5 立方メートル以上とし、処理対象人員が 5 人を超える場合においては、5 人を超える部分 1 人当たり 0.1 立方メートル以上をこれに加算すること。</p> <p>（ハ） 第 1 室の有効容量は、2 室型の場合にあつては腐敗室の有効容量のおおむね 3 分の 2、3 室型又は 4 室型の場合にあつては腐敗室の有効容量のおおむね 2 分の 1 とすること。</p> <p>（ニ） 最終の室に予備濾過装置を設け、当該装置の下方より汚水を通ずる構造とすること。この場合において、当該装置の碎石層又はこれに準ずるものの体積は、有効容量の 10 分の 1 を限度として当該有効容量に算入することができるものとする。</p> <p>（ホ） 各室の有効水深は、1 メートル以上 3 メートル以下とすること。</p> <p>（ヘ） 第 1 室においては、流入管の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね 3 分の 1 の深さとすること。</p> <p>（ト） 各室においては、流出管又はバツフルの下端の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね 2 分の 1 の深さとし、浮上物の流出し難い構造とすること。</p>	<p>第 4 BOD の除去率が 55 パーセント以上及び放流水の BOD が 1 リットルにつき 120 ミリグラム以下である性能を有し、かつ、衛生上支障がないものの構造は、第 1 第三号のうち同号の（二）の散水濾床を除いたものに該当し、かつ、第 1 第七号に定める構造としたものとする。</p>

改正 平成 18 年国土交通省告示第 154 号	改正 平成 13 年国土交通省告示第 353 号	改正 平成 12 年建設省告示第 1465 号	改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号
<p>(二) 変形多室型</p> <p>(イ) 沈殿室の下方に消化室を設け、汚水が消化室を経由して沈殿室に流入する構造とすること。</p> <p>(ロ) 有効容量は、(一)(ロ)に定める数値とすること。</p> <p>(ハ) 消化室の有効容量は、腐敗室の有効容量のおおむね4分の3とすること。</p> <p>(ニ) 沈殿室から浮上物の流出を防止することができる構造とすること。</p> <p>(ホ) 沈殿室のホッパーのスロットの位置は、水面から有効水深のおおむね2分の1の深さとすること。</p> <p>(ヘ) 沈殿室のホッパーは、勾配を水平面に対し50度以上、スロットの幅を3センチメートル以上10センチメートル以下、オーバーラップを水平距離でスロットの幅以上とし、閉塞を来さない滑らかな構造とすること。</p> <p>二 消毒室</p> <p>第1第一号(四)に定める構造とすること。</p>	<p>(二) 変形多室型</p> <p>(イ) 沈殿室の下方に消化室を設け、汚水が消化室を経由して沈殿室に流入する構造とすること。</p> <p>(ロ) 有効容量は、(一)の(ロ)に定める数値とすること。</p> <p>(ハ) 消化室の有効容量は、腐敗室の有効容量のおおむね4分の3とすること。</p> <p>(ニ) 沈殿室から浮上物の流出を防止することができる構造とすること。</p> <p>(ホ) 沈殿室のホッパーのスロットの位置は、水面から有効水深のおおむね2分の1の深さとすること。</p> <p>(ヘ) 沈殿室のホッパーは、勾配を水平面に対し50度以上、スロットの幅を3センチメートル以上10センチメートル以下、オーバーラップを水平距離でスロットの幅以上とし、閉塞を来さない滑らかな構造とすること。</p> <p>二 消毒室</p> <p>第1第一号の(四)に定める構造とすること。</p>	<p>(二) 変形多室型</p> <p>(イ) 沈殿室の下方に消化室を設け、汚水が消化室を経由して沈殿室に流入する構造とすること。</p> <p>(ロ) 有効容量は、(一)の(ロ)に定める数値とすること。</p> <p>(ハ) 消化室の有効容量は、腐敗室の有効容量のおおむね4分の3とすること。</p> <p>(ニ) 沈殿室から浮上物の流出を防止することができる構造とすること。</p> <p>(ホ) 沈殿室のホッパーのスロットの位置は、水面から有効水深のおおむね2分の1の深さとすること。</p> <p>(ヘ) 沈殿室のホッパーは、勾配を水平面に対し50度以上、スロットの幅を3センチメートル以上10センチメートル以下、オーバーラップを水平距離でスロットの幅以上とし、閉塞を来さない滑らかな構造とすること。</p> <p>二 消毒室</p> <p>第1第一号の(四)に定める構造とすること。</p>	

改正 平成18年国土交通省告示第154号	改正 平成13年国土交通省告示第353号	改正 平成12年建設省告示第1465号	改正 平成7年建設省告示第2094号																																																																																																
<p>第5 一次処理装置による浮遊物質の除去率が55パーセント以上、一次処理装置からの流出水に含まれる浮遊物質が1リットルにつき250ミリグラム以下及び一次処理装置からの流出水が滞留しない程度の地下浸透能力を有し、かつ、衛生上支障がない尿尿浄化槽の構造は、次の各号に定める構造としたものとする。</p> <p>一 第4第一号に定める構造で、かつ、第1第四号に定める構造とした一次処理装置とこれからの流出水を土壤に均等に散水して浸透処理する地下浸透部分とを組み合わせた構造とすること。この場合において、第1第四号中「合併処理浄化槽」とあるのは「尿尿浄化槽」と読み替えるものとする。</p> <p>二 地下浸透部分は、地下水位が地表面（地質が不透透性の場 合においては、トレンチの底面）から1.5メートル以上深い地域に、かつ、井戸その他の水源からの水平距離が30メートル以上の位置に設けること。</p> <p>三 処理対象人員1人当たりの地下浸透部分の面積は、次の表に掲げる数値以上とすること。ただし、土壤の浸透時間は、次号に定める試験方法により測定するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1052 2169 1331 2822"> <tr> <td>土壤の浸透時間 (単位 分)</td> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>0</td><td>5</td><td>0</td><td>5</td><td>0</td><td>6</td> </tr> <tr> <td>1人当たりの浸透面積 (単位 平方メートル)</td> <td>1.</td><td>2.</td><td>3.</td><td>3.</td><td>7.</td><td>9.</td><td>1.</td><td>5.</td><td>6.</td><td>0</td><td>5</td> </tr> </table> <p>四 土壤の浸透時間試験方法は、次の(一)から(三)までに定める方法によること。</p> <p>(一) 3箇所ないし5箇所に設置した試験孔においてそれぞれ測定した浸透時間の平均値を浸透処理予定地の浸透時間とすること。</p> <p>(二) 試験孔は、浸透処理予定地又はその近接地において、径を30センチメートル、深さを散水管の深さにおおむね15センチメートルを加算したもの(地盤面より40センチメートル未満の場合においては、40センチメートル)とした円筒形の下部に厚さがおおむね5センチメートルの砂利を敷いたものとする。</p>	土壤の浸透時間 (単位 分)	1	2	3	4	5	0	5	0	5	0	6	1人当たりの浸透面積 (単位 平方メートル)	1.	2.	3.	3.	7.	9.	1.	5.	6.	0	5	<p>第5 一次処理装置による浮遊物質の除去率が55パーセント以上、一次処理装置からの流出水に含まれる浮遊物質が1リットルにつき250ミリグラム以下及び一次処理装置からの流出水が滞留しない程度の地下浸透能力を有し、かつ、衛生上支障がない尿尿浄化槽の構造は、次の各号に定める構造としたものとする。</p> <p>一 第4第一号に定める構造で、かつ、第1第四号に定める構造とした一次処理装置とこれからの流出水を土壤に均等に散水して浸透処理する地下浸透部分とを組み合わせた構造とすること。この場合においては「尿尿浄化槽」と読み替えるものとする。</p> <p>二 地下浸透部分は、地下水位が地表面（地質が不透透性の場 合においては、トレンチの底面）から1.5メートル以上深い地域に、かつ、井戸その他の水源からの水平距離が30メートル以上の位置に設けること。</p> <p>三 処理対象人員1人当たりの地下浸透部分の面積は、次の表に掲げる数値以上とすること。ただし、土壤の浸透時間は、次号に定める試験方法により測定するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1052 1484 1331 2136"> <tr> <td>土壤の浸透時間 (単位 分)</td> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>0</td><td>5</td><td>0</td><td>5</td><td>0</td><td>6</td> </tr> <tr> <td>1人当たりの浸透面積 (単位 平方メートル)</td> <td>1.</td><td>2.</td><td>3.</td><td>3.</td><td>7.</td><td>9.</td><td>1.</td><td>5.</td><td>6.</td><td>0</td><td>5</td> </tr> </table> <p>四 土壤の浸透時間試験方法は、次の(一)から(三)までに定める方法によること。</p> <p>(一) 3箇所ないし5箇所に設置した試験孔においてそれぞれ測定した浸透時間の平均値を浸透処理予定地の浸透時間とすること。</p> <p>(二) 試験孔は、浸透処理予定地又はその近接地において、径を30センチメートル、深さを散水管の深さにおおむね15センチメートルを加算したもの(地盤面より40センチメートル未満の場合においては、40センチメートル)とした円筒形の下部に厚さがおおむね5センチメートルの砂利を敷いたものとする。</p>	土壤の浸透時間 (単位 分)	1	2	3	4	5	0	5	0	5	0	6	1人当たりの浸透面積 (単位 平方メートル)	1.	2.	3.	3.	7.	9.	1.	5.	6.	0	5	<p>第5 一次処理装置による浮遊物質の除去率が55パーセント以上、一次処理装置からの流出水に含まれる浮遊物質が1リットルにつき250ミリグラム以下及び一次処理装置からの流出水が滞留しない程度の地下浸透能力を有し、かつ、衛生上支障がない尿尿浄化槽の構造は、次の各号に定める構造としたものとする。</p> <p>一 第4第一号に定める構造で、かつ、第1第四号に定める構造とした一次処理装置とこれからの流出水を土壤に均等に散水して浸透処理する地下浸透部分とを組み合わせた構造とすること。</p> <p>二 地下浸透部分は、地下水位が地表面（地質が不透透性の場 合においては、トレンチの底面）から1.5メートル以上深い地域に、かつ、井戸その他の水源からの水平距離が30メートル以上の位置に設けること。</p> <p>三 処理対象人員1人当たりの地下浸透部分の面積は、次の表に掲げる数値以上とすること。ただし、土壤の浸透時間は、次号に定める試験方法により測定するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1052 798 1331 1451"> <tr> <td>土壤の浸透時間 (単位 分)</td> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>0</td><td>5</td><td>0</td><td>5</td><td>0</td><td>6</td> </tr> <tr> <td>1人当たりの浸透面積 (単位 平方メートル)</td> <td>1.</td><td>2.</td><td>3.</td><td>3.</td><td>7.</td><td>9.</td><td>1.</td><td>5.</td><td>6.</td><td>0</td><td>5</td> </tr> </table> <p>四 土壤の浸透時間試験方法は、次の(一)から(三)までに定める方法によること。</p> <p>(一) 3箇所ないし5箇所に設置した試験孔においてそれぞれ測定した浸透時間の平均値を浸透処理予定地の浸透時間とすること。</p> <p>(二) 試験孔は、浸透処理予定地又はその近接地において、径を30センチメートル、深さを散水管の深さにおおむね15センチメートルを加算したもの(地盤面より40センチメートル未満の場合においては、40センチメートル)とした円筒形の下部に厚さがおおむね5センチメートルの砂利を敷いたものとする。</p>	土壤の浸透時間 (単位 分)	1	2	3	4	5	0	5	0	5	0	6	1人当たりの浸透面積 (単位 平方メートル)	1.	2.	3.	3.	7.	9.	1.	5.	6.	0	5	<p>第5 一次処理装置による浮遊物質の除去率が55パーセント以上、一次処理装置からの流出水に含まれる浮遊物質が1リットルにつき250ミリグラム以下及び一次処理装置からの流出水が滞留しない程度の地下浸透能力を有し、かつ、衛生上支障がない尿尿浄化槽の構造は、次の各号に定める構造としたものとする。</p> <p>一 第1第三号の(一)に定める構造で、かつ、第1第七号に定める構造とした一次処理装置とこれからの流出水を土壤に均等に散水して浸透処理する地下浸透部分とを組み合わせた構造とすること。</p> <p>二 地下浸透部分は、地下水位が地表面（地質が不透透性の場 合においては、トレンチの底面）から1.5メートル以上深い地域に、かつ、井戸その他の水源からの水平距離が30メートル以上の位置に設けること。</p> <p>三 処理対象人員1人当たりの地下浸透部分の面積は、次の表に掲げる数値以上とすること。ただし、土壤の浸透時間は、次号に定める試験方法により測定するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1052 109 1331 762"> <tr> <td>土壤の浸透時間 (単位 分)</td> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>0</td><td>5</td><td>0</td><td>5</td><td>0</td><td>6</td> </tr> <tr> <td>1人当たりの浸透面積 (単位 平方メートル)</td> <td>1.</td><td>2.</td><td>2.</td><td>3.</td><td>3.</td><td>7.</td><td>9.</td><td>1.</td><td>5.</td><td>6.</td><td>0</td> </tr> </table> <p>四 土壤の浸透時間試験方法は、次の(一)から(三)までに定める方法によること。</p> <p>(一) 3箇所ないし5箇所に設置した試験孔においてそれぞれ測定した浸透時間の平均値を浸透処理予定地の浸透時間とすること。</p> <p>(二) 試験孔は、浸透処理予定地又はその近接地において、径を30センチメートル、深さを散水管の深さにおおむね15センチメートルを加算したもの(地盤面より40センチメートル未満の場合においては、40センチメートル)とした円筒形の下部に厚さがおおむね5センチメートルの砂利を敷いたものとする。</p>	土壤の浸透時間 (単位 分)	1	2	3	4	5	0	5	0	5	0	6	1人当たりの浸透面積 (単位 平方メートル)	1.	2.	2.	3.	3.	7.	9.	1.	5.	6.	0
土壤の浸透時間 (単位 分)	1	2	3	4	5	0	5	0	5	0	6																																																																																								
1人当たりの浸透面積 (単位 平方メートル)	1.	2.	3.	3.	7.	9.	1.	5.	6.	0	5																																																																																								
土壤の浸透時間 (単位 分)	1	2	3	4	5	0	5	0	5	0	6																																																																																								
1人当たりの浸透面積 (単位 平方メートル)	1.	2.	3.	3.	7.	9.	1.	5.	6.	0	5																																																																																								
土壤の浸透時間 (単位 分)	1	2	3	4	5	0	5	0	5	0	6																																																																																								
1人当たりの浸透面積 (単位 平方メートル)	1.	2.	3.	3.	7.	9.	1.	5.	6.	0	5																																																																																								
土壤の浸透時間 (単位 分)	1	2	3	4	5	0	5	0	5	0	6																																																																																								
1人当たりの浸透面積 (単位 平方メートル)	1.	2.	2.	3.	3.	7.	9.	1.	5.	6.	0																																																																																								

改正 平成 18 年国土交通省告示第 154 号	改正 平成 13 年国土交通省告示第 353 号	改正 平成 12 年建設省告示第 1465 号	改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号
<p>(三) 浸透速度の測定は、降雨時を避けて次の順序に従い行うものとする。</p> <p>(イ) 砂利上 25 センチメートルの深さになるよう清水を注水し、水深が 10 センチメートル下つた時は砂利上おおむね 25 センチメートルの深さにもどるまで注水し、水深の変動と時間をフックゲージにより測定し、浸透水量が一定化するまで繰り返すこと。</p> <p>(ロ) 浸透水量が一定化してから 20 分経過後水位を砂利上 25 センチメートルにもどし、土質が粘質の場合にあつては 10 ミリメートル、その他の場合にあつては 30 ミリメートル水が降下するに要する時間を測定し、1 分当たりの浸透水深（単位 ミリメートル）で 25 ミリメートルを除いた数値を浸透時間とすること。</p> <p>五 トレンチは、均等に散水することができる構造とし、幅を 50 センチメートル以上 70 センチメートル以下、深さを散水管の深さに 15 センチメートル以上を加算したものとし、砂利又は砂で埋めること。</p> <p>六 トレンチは、長さを 20 メートル以下とし、散水管相互の間隔を 2 メートル以上とすること。</p> <p>七 トレンチは、泥、ごみ、雨水等の浸入を防ぐため地表面を厚さおおむね 15 センチメートル突き固めた土で覆うこと。</p>	<p>(三) 浸透速度の測定は、降雨時を避けて次の順序に従い行うものとする。</p> <p>(イ) 砂利上 25 センチメートルの深さになるよう清水を注水し、水深が 10 センチメートル下つた時は砂利上おおむね 25 センチメートルの深さにもどるまで注水し、水深の変動と時間をフックゲージにより測定し、浸透水量が一定化するまで繰り返すこと。</p> <p>(ロ) 浸透水量が一定化してから 20 分経過後水位を砂利上 25 センチメートルにもどし、土質が粘質の場合にあつては 10 ミリメートル、その他の場合にあつては 30 ミリメートル水が降下するに要する時間を測定し、1 分当たりの浸透水深（単位 ミリメートル）で 25 ミリメートルを除いた数値を浸透時間とすること。</p> <p>五 トレンチは、均等に散水することができる構造とし、幅を 50 センチメートル以上 70 センチメートル以下、深さを散水管の深さに 15 センチメートル以上を加算したものとし、砂利又は砂で埋めること。</p> <p>六 トレンチは、長さを 20 メートル以下とし、散水管相互の間隔を 2 メートル以上とすること。</p> <p>七 トレンチは、泥、ごみ、雨水等の浸入を防ぐため地表面を厚さおおむね 15 センチメートル突き固めた土で覆うこと。</p>	<p>(三) 浸透速度の測定は、降雨時を避けて次の順序に従い行うものとする。</p> <p>(イ) 砂利上 25 センチメートルの深さになるよう清水を注水し、水深が 10 センチメートル下つた時は砂利上おおむね 25 センチメートルの深さにもどるまで注水し、水深の変動と時間をフックゲージにより測定し、浸透水量が一定化するまで繰り返すこと。</p> <p>(ロ) 浸透水量が一定化してから 20 分経過後水位を砂利上 25 センチメートルにもどし、土質が粘質の場合にあつては 10 ミリメートル、その他の場合にあつては 30 ミリメートル水が降下するに要する時間を測定し、1 分当たりの浸透水深（単位 ミリメートル）で 25 ミリメートルを除いた数値を浸透時間とすること。</p> <p>五 トレンチは、均等に散水することができる構造とし、幅を 50 センチメートル以上 70 センチメートル以下、深さを散水管の深さに 15 センチメートル以上を加算したものとし、砂利又は砂で埋めること。</p> <p>六 トレンチは、長さを 20 メートル以下とし、散水管相互の間隔を 2 メートル以上とすること。</p> <p>七 トレンチは、泥、ごみ、雨水等の浸入を防ぐため地表面を厚さおおむね 15 センチメートル突き固めた土で覆うこと。</p>	<p>(三) 浸透速度の測定は、降雨時を避けて次の順序に従い行うものとする。</p> <p>(イ) 砂利上 25 センチメートルの深さになるよう清水を注水し、水深が 10 センチメートル下つた時は砂利上おおむね 25 センチメートルの深さにもどるまで注水し、水深の変動と時間をフックゲージにより測定し、浸透水量が一定化するまで繰り返すこと。</p> <p>(ロ) 浸透水量が一定化してから 20 分経過後水位を砂利上 25 センチメートルにもどし、土質が粘質の場合にあつては 10 ミリメートル、その他の場合にあつては 30 ミリメートル水が降下するに要する時間を測定し、1 分当たりの浸透水深（単位 ミリメートル）で 25 ミリメートルを除いた数値を浸透時間とすること。</p> <p>五 トレンチは、均等に散水することができる構造とし、幅を 50 センチメートル以上 70 センチメートル以下、深さを散水管の深さに 15 センチメートル以上を加算したものとし、砂利又は砂で埋めること。</p> <p>六 トレンチは、長さを 20 メートル以下とし、散水管相互の間隔を 2 メートル以上とすること。</p> <p>七 トレンチは、泥、ごみ、雨水等の浸入を防ぐため地表面を厚さおおむね 15 センチメートル突き固めた土で覆うこと。</p>

改正 平成 18 年国土交通省告示第 154 号	改正 平成 13 年国土交通省告示第 353 号	改正 平成 12 年建設省告示第 1465 号	改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号						
<p>第 6 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項又は第 3 項の規定により、同法第 2 条第 1 項に規定する公共用水域に放流水を排出する合併処理浄化槽に関して、合併処理浄化槽からの放流水の BOD（以下「放流水の BOD」という。）を 1 リットルにつき 20 ミリグラム以下とする排水基準が定められている場合には、当該合併処理浄化槽の構造は、第一号から第五号までのいずれかにかに該当し、かつ、第 1 第四号に定める構造としたものとする。ただし、尿尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。</p> <p>一 回転板接触方式</p> <p>(一) 及び (五) から (七) までに定める構造の沈殿分離槽、回転板接触槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせた構造で処理対象人員が 51 人以上 500 人以下であるもの又は (二) 及び (三) に定める構造のスクリーン及び沈砂槽に、(四) から (七) までに定める構造の流量調整槽、回転板接触槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、(八) に定める構造の汚泥濃縮貯留槽（処理対象人員が 501 人以上の場合において (九) 及び (十) に定める構造の汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽）を備えた構造で処理対象人員が 101 人以上であるもの。</p> <p>(一) 沈殿分離槽</p> <p>(イ) 2 室又は 3 室に区分し、直列に接続すること。</p> <p>(ロ) 有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によって計算した数値以上とすること。</p> <table border="1" data-bbox="1281 2166 1428 2819"> <tr> <td>$n \leq 100$</td> <td>$V = 1.65qn$</td> </tr> <tr> <td>$101 \leq n \leq 200$</td> <td>$V = 165q + 1.1q(n - 100)$</td> </tr> <tr> <td>$n \geq 201$</td> <td>$V = 275q + 0.55q(n - 200)$</td> </tr> </table> <p>この表において、n、V 及び q は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>n 処理対象人員（単位 人）</p> <p>V 有効容量（単位 立方メートル）</p> <p>q 1 人当たりの日平均汚水量（単位 立方メートル）</p> <p>(ハ) 第 1 室の有効容量は、2 室に区分する場合においては、沈殿分離槽の有効容量のおおむね 3 分の 2 とし、3 室に区分する場合には、おおむね 2 分の 1 とすること。</p> <p>(ニ) 各室の有効水深は、1.8 メートル以上 5 メートル以下とすること。</p>	$n \leq 100$	$V = 1.65qn$	$101 \leq n \leq 200$	$V = 165q + 1.1q(n - 100)$	$n \geq 201$	$V = 275q + 0.55q(n - 200)$	<p>第 6 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項又は第 3 項の規定により、同法第 2 条第 1 項に規定する公共用水域に放流水を排出する合併処理浄化槽に関して、放流水の BOD を 1 リットルにつき 20 ミリグラム以下とする排水基準が定められている場合には、当該合併処理浄化槽の構造は、第一号から第五号までのいずれかにかに該当し、かつ、第 1 第四号に定める構造としたものとする。ただし、尿尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。</p> <p>一 回転板接触方式</p> <p>第 2 第一号に定める合併処理浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、同号本文中「二 101 人以上 2,000 人以下であるもの」を「101 人以上であるもの」と、同号の (一) の (ロ) 中「計算した数値以上」を「計算した数値に 1.1 を乗じて得た数値以上」と、同号の (四) の (イ) 中「24 分の 1 の 1.5 倍」を「24 分の 1 の 1 倍」と、同号の (五) の (ハ) 中「12 グラム」を「5 グラム」と読み替えるものとする。</p>	<p>第 6 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項又は第 3 項の規定により、同法第 2 条第 1 項に規定する公共用水域に放流水を排出する尿尿浄化槽に関して、放流水の BOD を 1 リットルにつき 20 ミリグラム以下とする排水基準が定められている場合には、当該尿尿浄化槽の構造は、第一号から第五号までのいずれかにかに該当し、かつ、第 1 第四号に定める構造としたものとする。ただし、尿尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。</p> <p>一 回転板接触方式</p> <p>第 2 第一号に定める尿尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、同号本文中「二 101 人以上 2,000 人以下であるもの」を「101 人以上であるもの」と、同号の (一) の (ロ) 中「計算した数値以上」を「計算した数値に 1.1 を乗じて得た数値以上」と、同号の (四) の (イ) 中「24 分の 1 の 1.5 倍」を「24 分の 1 の 1 倍」と、同号の (五) の (ハ) 中「12 グラム」を「5 グラム」と読み替えるものとする。</p>	<p>第 6 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項又は第 3 項の規定により、同法第 2 条第 1 項に規定する公共用水域に放流水を排出する尿尿浄化槽に関して、放流水の BOD を 1 リットルにつき 20 ミリグラム以下とする排水基準が定められている場合には、当該尿尿浄化槽の構造は、第一号から第五号までの一に該当し、かつ、第 1 第七号に定める構造としたものとする。ただし、尿尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。</p> <p>一 回転板接触方式</p> <p>第 2 第一号に定める尿尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、同号本文中「二 101 人以上 2,000 人以下であるもの」を「101 人以上であるもの」と、同号の (一) の (ロ) 中「計算した数値以上」を「計算した数値に 1.1 を乗じて得た数値以上」と、同号の (四) の (イ) 中「24 分の 1 の 1.5 倍」を「24 分の 1 の 1 倍」と、同号の (五) の (ハ) 中「12 グラム」を「5 グラム」と読み替えるものとする。</p>
$n \leq 100$	$V = 1.65qn$								
$101 \leq n \leq 200$	$V = 165q + 1.1q(n - 100)$								
$n \geq 201$	$V = 275q + 0.55q(n - 200)$								

改正 平成 18 年国土交通省告示第 154 号	改正 平成 13 年国土交通省告示第 353 号	改正 平成 12 年建設省告示第 1465 号	改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号
<p>(ホ) 第 1 室においては、流入管の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね3分の1から4分の1までの深さとし、沈殿汚泥を攪乱しない構造とすること。</p> <p>(ヘ) 各室においては、流出管又はバッフルの下端の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね2分の1から3分の1までの深さとし、浮上物の流出し難い構造とすること。</p> <p>(ト) ポンプにより沈殿分離槽へ汚水を移送する場合には、当該ポンプの1日当たりの送水容量を日平均汚水容量のおおむね2.5倍に相当する容量とし、ポンプ升の有効容量は、当該ポンプで移送した場合に、汚水があふれ出ない容量とすること。</p> <p>(チ) 流入水の流量変動が大きい場合においては、流量を調整することができる構造とすること。</p> <p>(ニ) スクリュー</p> <p>(イ) 荒目スクリーン（処理対象人員が500人以下の場合においては、荒目スクリーン及び沈砂槽に代えて、ばつ気型スクリーンを設けることができる。）及び微細目スクリーンをこの順序に組み合わせた構造とすること。ただし、微細目スクリーンは、流量調整槽の次に設けることができる。</p> <p>(ロ) 荒目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね50ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とすること。</p> <p>(ハ) ばつ気型スクリーンは、目幅の有効間隔を30ミリメートルから50ミリメートル程度とし、下部に散気装置を設け、スクリーンに付着した汚物等を除去することができる構造とするほか、除去した汚物等及び砂等を貯留することができる構造とすること。</p> <p>(ニ) 微細目スクリーンは、目幅の有効間隔を1ミリメートルから2.5ミリメートル程度とし、スクリーンに付着した汚物等を自動的に除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とするともに、目幅の有効間隔が5ミリメートル以下のスクリーンを備えた副水路を設けること。</p>			

改正 平成 18 年国土交通省告示第 154 号	改正 平成 13 年国土交通省告示第 353 号	改正 平成 12 年建設省告示第 1465 号	改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号
<p>(ホ) 微細目スクリーンを流量調整槽の前に設ける場合は、破砕装置と組み合わせること。ただし、処理対象人員が 500 人以下の場合においては、この限りでない。</p> <p>(ヘ) 破砕装置は、汚物等を有効に破砕することができる構造とし、目幅の有効間隔がおおむね 20 ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。</p> <p>(三) 沈砂槽</p> <p>(イ) 有効容量は、1 時間当たりの最大汚水量の 60 分の 1 に相当する容量以上とすること。ただし、ばつ気装置を設ける場合においては、1 時間当たりの最大汚水量の 60 分の 3 に相当する容量以上とし、かつ、消泡装置を設けるものとする。</p> <p>(ロ) 槽の底部は、ホッパー型とし、排砂装置を設けること。</p> <p>(ハ) 槽の底部から排砂装置により排出された砂等を貯留する排砂槽を設けること。</p> <p>(四) 流量調整槽</p> <p>(イ) 流量調整槽から移送する 1 時間当たりの汚水量は、当該槽に流入する日平均汚水量の 24 分の 1 の 1 倍以下となる構造とすること。</p> <p>(ロ) 汚水を攪拌することができる装置を設けること。</p> <p>(ハ) 有効水深は、1 メートル（処理対象人員が 501 人以上の場合においては、1.5 メートル）以上とすること。ただし、槽の底部及び上端から 50 センチメートルまでの部分を当該有効水深に含めないものとする。</p> <p>(ニ) 当該槽において、異常に水位が上昇した場合に、次の槽に有効に汚水を移送することができる構造とすること。</p> <p>(ホ) ポンプにより汚水を移送する場合には、2 台以上のポンプを設けること。</p> <p>(ヘ) 当該槽に流入する 1 日当たりの汚水量を計量し、及び記録することができる装置を設けること。</p> <p>(ト) 当該槽から移送する 1 時間当たりの汚水量を容易に調整し、及び計量することができる装置を設けること。</p> <p>(五) 回転板接触槽</p> <p>(イ) 3 室以上に区分し、汚水が長時間回転板に接触する構造とすること。</p>			

改正 平成 18 年国土交通省告示第 154 号	改正 平成 13 年国土交通省告示第 353 号	改正 平成 12 年建設省告示第 1465 号	改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号
<p>(ロ) 有効容量は、流量調整槽を設けない場合にあっては日平均汚水量の 4 分の 1 に相当する容量以上、流量調整槽を設ける場合にあっては日平均汚水量の 6 分の 1 に相当する容量以上とすること。</p> <p>(ハ) 回転板の表面積は、回転板の表面積 1 平方メートルに對する 1 日当たりの平均の流入水の BOD (以下「日平均流入水 BOD」という。) が 5 グラム以下となるようにすること。</p> <p>(ニ) 回転板は、その表面積のおおむね 40 パーセントが汚水に接触すること。</p> <p>(ホ) 回転板は、回転板相互の間隔を 20 ミリメートル以上とし、生物膜が付着しやすい構造とすること。</p> <p>(ヘ) 回転板の円周速度は、1 分間につき 20 メートル以下とすること。</p> <p>(ト) 槽の壁及び底部は、回転板との間隔を回転板の径のおおむね 10 パーセントとする等汚泥の堆積が生じ難く、かつ、汚水が回転板に有効に接触する構造とすること。</p> <p>(チ) 槽には上家等を設け、かつ、通気を十分に行うことができる構造とすること。</p> <p>(六) 沈殿槽</p> <p>(イ) 有効容量は、流量調整槽を設けない場合にあっては日平均汚水量の 6 分の 1 に相当する容量以上、流量調整槽を設ける場合にあっては日平均汚水量の 8 分の 1 に相当する容量以上とすること。ただし、処理対象人員が 90 人以下の場合にあっては、次の表の計算式によつて計算した容量以上とすること。</p>			
$V = 2.3 + (15q - 2.3)(n - 50) / 40$ <p>この表において、n、V 及び q は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>n 処理対象人員 (単位 人)</p> <p>V 有効容量 (単位 立方メートル)</p> <p>q 1 人当たりの日平均汚水量 (単位 立方メートル)</p>			

改正 平成 18 年国土交通省告示第 154 号	改正 平成 13 年国土交通省告示第 353 号	改正 平成 12 年建設省告示第 1465 号	改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号
<p>(ロ) 槽の水面の面積は、水面積負荷が流量調整槽を設けない場合にあつては 8 立方メートル以下、流量調整槽を設ける場合にあつては 12 立方メートル（処理対象人員が 500 人を超える部分については、15 立方メートル）以下となるようにすること。</p> <p>(ハ) 越流せきを設けて沈殿槽から汚水が越流する構造とし、越流せきの長さは、越流負荷が流量調整槽を設けない場合にあつては 30 立方メートル以下、流量調整槽を設ける場合にあつては 45 立方メートル（処理対象人員が 500 人を超える部分については、50 立方メートル）以下となるようにすること。</p> <p>(ニ) 有効水深は、処理対象人員が 100 人以下の場合にあつては 1 メートル以上、101 人以上 500 人以下の場合にあつては 1.5 メートル以上、501 人以上の場合にあつては 2 メートル以上とすること。ただし、槽の底部がホッパー型の場合においては、ホッパー部の高さの 2 分の 1 に相当する長さを当該有効水深に含めないものとする。</p> <p>(ホ) 槽の底部がホッパー型の場合においては、当該槽の平面の形状を円形又は正多角形（正三角形を除く。）とすること。</p> <p>(ヘ) ホッパーは、勾配を水平面に対し 60 度以上とし、底部を汚泥の有効な引抜きをすることができる構造とすること。</p> <p>(ト) 汚泥を有効に集積し、かつ、自動的に引き抜くことにより、沈殿分離槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備へ移送することができる構造とすること。</p> <p>(チ) 浮上物が生ずるおそれのあるものにあつては、浮上物を除去することができる装置を設けること。</p> <p>(七) 消毒槽</p> <p>第 1 第一号（四）に定める構造とすること。</p> <p>(八) 汚泥濃縮貯留槽</p> <p>(イ) 汚泥の濃縮により生じた脱離液を流量調整槽へ移送することができる構造とすること。</p>			

改正 平成 18 年国土交通省告示第 154 号	改正 平成 13 年国土交通省告示第 353 号	改正 平成 12 年建設省告示第 1465 号	改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号
<p>(ロ) 有効容量は、流入汚泥量及び濃縮汚泥の搬出計画に見合う容量とし、有効水深は、1.5メートル以上5メートル以下とすること。</p> <p>(ハ) 流入管の開口部及び流出管又はバツフルの下端の開口部は、汚泥の固液分離を妨げない構造とすること。</p> <p>(ニ) 汚泥の搬出を容易に行うことができる構造とすること。</p> <p>(ホ) 槽内を攪拌することができる装置を設けること。</p> <p>(九) 汚泥濃縮設備</p> <p>汚泥濃縮設備は、汚泥を濃縮し、脱離液を流量調整槽へ、濃縮汚泥を汚泥貯留槽へそれぞれ移送することができる構造とし、(イ)又は(ロ)によること。</p> <p>(イ) 汚泥濃縮槽</p> <p>(1) 有効容量は、濃縮汚泥の引抜計画に見合う容量とし、有効水深は、2メートル以上5メートル以下とすること。</p> <p>(2) 流入管の開口部及び流出管又はバツフルの下端の開口部は、汚泥の固液分離を妨げない構造とすること。</p> <p>(3) 汚泥かきよせ装置を設ける場合にあつては底部の勾配は100分の5以上とし、当該装置を設けない場合にあつては底部をホッパー型とし、ホッパーの勾配を水平面に対して45度以上とすること。</p> <p>(ロ) 汚泥濃縮装置</p> <p>(1) 汚泥を脱離液と濃縮汚泥とに有効に分離することができる構造とすること。</p> <p>(2) 濃縮汚泥中の固形物の濃度をおおむね4パーセントに濃縮できる構造とすること。</p> <p>(十) 汚泥貯留槽</p> <p>(イ) 有効容量は、汚泥の搬出計画に見合う容量とすること。</p> <p>(ロ) 汚泥の搬出を容易に行うことができる構造とすること。</p> <p>(ハ) 槽内を攪拌することができる装置を設けること。</p>			

改正 平成 18 年国土交通省告示第 154 号	改正 平成 13 年国土交通省告示第 353 号	改正 平成 12 年建設省告示第 1465 号	改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号
<p>二 接触ばつ気方式</p> <p>前号に定める合併処理浄化槽の構造で同号(五)の回転板接触槽を(一)から(九)までに定める構造の接触ばつ気槽に置き換えた構造としたもの。</p> <p>(一) 2室以上に区分し、汚水が長時間接触材に接触する構造とすること。</p> <p>(二) 有効容量は、有効容量1立方メートルに対する日平均流入水BODが0.3キログラム以下となるようにし、かつ、日平均汚水量の3分の2に相当する容量以上とすること。</p> <p>(三) 第1室の有効容量は、第1室の有効容量1立方メートルに対する日平均流入水BODが0.5キログラム以下となるようにし、かつ、接触ばつ気槽の有効容量の5分の3に相当する容量以上とすること。</p> <p>(四) 有効水深は、1.5メートル以上5メートル以下とすること。</p> <p>(五) 有効容量に対する接触材の充填率は、55パーセント以上とし、接触ばつ気槽の底部との距離を適切に保持する等、当該槽内の循環流を妨げず、かつ、当該槽内の水流が短絡しないように充填すること。</p> <p>(六) 接触材は、生物膜による閉塞が生じ難い形状とし、生物膜が付着しやすく、十分な物理的強度を有する構造とすること。</p> <p>(七) ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に攪拌し、溶存酸素を1リットルにつき1ミリグラム以上に保持し、かつ、空気を容易に調整することができる構造とすること。</p> <p>(八) 各室は、生物膜を効率よく逆洗し、はく離することができる機能を有し、かつ、はく離汚泥その他の浮遊汚泥を引き抜き、沈殿分離槽、沈殿槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備へ移送することができる構造とすること。なお、ポンプ等により強制的に移送する場合には、移送量を調整することができる構造とすること。</p> <p>(九) 消泡装置を設けること。</p>	<p>二 接触ばつ気方式</p> <p>第2号に定める合併処理浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、第2号本文中「101人以上2,000人以下であるもの」を「101人以上であるもの」と、同号の(一)の(ロ)中「計算した数値以上」を「計算した数値に1.1を乗じて得た数値以上」と、同号の(四)の(イ)中「24分の1の1.5倍」を「24分の1の1倍」と、第2号の(二)中「0.5キログラム」を「0.3キログラム」と、「5分の2」を「3分の2」と、同号の(三)中「0.8キログラム」を「0.5キログラム」と読み替えるものとする。</p>	<p>二 接触ばつ気方式</p> <p>第2号に定める尿尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、第2号本文中「101人以上2,000人以下であるもの」を「101人以上であるもの」と、同号の(一)の(ロ)中「計算した数値以上」を「計算した数値に1.1を乗じて得た数値以上」と、同号の(四)の(イ)中「24分の1の1.5倍」を「24分の1の1倍」と、第2号の(二)中「0.5キログラム」を「0.3キログラム」と、「5分の2」を「3分の2」と、同号の(三)中「0.8キログラム」を「0.5キログラム」と読み替えるものとする。</p>	<p>二 接触ばつ気方式</p> <p>第2号に定める尿尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、第2号本文中「101人以上2,000人以下であるもの」を「101人以上であるもの」と、同号の(一)の(ロ)中「計算した数値以上」を「計算した数値に1.1を乗じて得た数値以上」と、同号の(四)の(イ)中「24分の1の1.5倍」を「24分の1の1倍」と、第2号の(二)中「0.5キログラム」を「0.3キログラム」と、「5分の2」を「3分の2」と、同号の(三)中「0.8キログラム」を「0.5キログラム」と読み替えるものとする。</p>

改正 平成 18 年国土交通省告示第 154 号	改正 平成 13 年国土交通省告示第 353 号	改正 平成 12 年建設省告示第 1465 号	改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号
<p>三 散水濾床方式</p> <p>(一) 及び (二) に定める構造のスクリーン及び沈砂槽に、(三) から (六) までに定める構造の流量調整槽、散水濾床、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、(七) 及び (八) に定める構造の汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽を備えた構造で処理対象人員が 501 人以上であるもの。</p> <p>(一) スクリーン</p> <p>(イ) 荒目スクリーン及び微細目スクリーンをこの順序に組み合わせた構造とすること。ただし、微細目スクリーンは、流量調整槽の次に設けることができる。</p> <p>(ロ) 荒目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね 50 ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができ、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができること。</p> <p>(ハ) 微細目スクリーンは、目幅の有効間隔を 1 ミリメートルから 2.5 ミリメートル程度とし、スクリーンに付着した汚物等を自動的に除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができ、目幅の有効間隔が 5 ミリメートル以下のスクリーンを備えた副水路を設けること。</p> <p>(ニ) 微細目スクリーンを流量調整槽の前に設ける場合は、破碎装置と組み合わせること。</p> <p>(ホ) 破碎装置は、汚物等を有効に破碎することができる構造とし、目幅の有効間隔がおおむね 20 ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。</p> <p>(二) 沈砂槽</p> <p>第一号 (三) に定める構造とすること。</p> <p>(三) 流量調整槽</p> <p>第一号 (四) に定める構造とすること。</p> <p>(四) 散水濾床</p>	<p>三 散水濾床方式</p> <p>(一) 及び (二) に定める構造のスクリーン及び沈砂槽に、(三) から (六) までに定める構造の流量調整槽、散水濾床、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、(七) 及び (八) に定める構造の汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽を備えた構造で処理対象人員が 501 人以上であるもの。</p> <p>(一) スクリーン</p> <p>(イ) 荒目スクリーン及び微細目スクリーンをこの順序に組み合わせた構造とすること。ただし、微細目スクリーンは、流量調整槽の次に設けることができる。</p> <p>(ロ) 荒目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね 50 ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができ、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができること。</p> <p>(ハ) 微細目スクリーンは、目幅の有効間隔を 1 ミリメートルから 2.5 ミリメートル程度とし、スクリーンに付着した汚物等を自動的に除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができ、目幅の有効間隔が 5 ミリメートル以下のスクリーンを備えた副水路を設けること。</p> <p>(ニ) 微細目スクリーンを流量調整槽の前に設ける場合は、破碎装置と組み合わせること。</p> <p>(ホ) 破碎装置は、汚物等を有効に破碎することができる構造とし、目幅の有効間隔がおおむね 20 ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。</p> <p>(二) 沈砂槽</p> <p>第二号 (三) に定める構造とすること。</p> <p>(三) 流量調整槽</p> <p>第二号 (四) に定める構造に準ずるものとする。</p> <p>(四) 散水濾床</p> <p>第二号 (一) から (九) までに定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号の (一) 中「0.7 キログラム」を「0.1 キログラム」と、「8 グラム」を「3 グラム」と読み替えるものとする。</p>	<p>三 散水濾床方式</p> <p>(一) 及び (二) に定める構造のスクリーン及び沈砂槽に、(三) から (六) までに定める構造の流量調整槽、散水濾床、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、(七) 及び (八) に定める構造の汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽を備えた構造で処理対象人員が 501 人以上であるもの。</p> <p>(一) スクリーン</p> <p>(イ) 荒目スクリーン及び微細目スクリーンをこの順序に組み合わせた構造とすること。ただし、微細目スクリーンは、流量調整槽の次に設けることができる。</p> <p>(ロ) 荒目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね 50 ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができ、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができること。</p> <p>(ハ) 微細目スクリーンは、目幅の有効間隔を 1 ミリメートルから 2.5 ミリメートル程度とし、スクリーンに付着した汚物等を自動的に除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができ、目幅の有効間隔が 5 ミリメートル以下のスクリーンを備えた副水路を設けること。</p> <p>(ニ) 微細目スクリーンを流量調整槽の前に設ける場合は、破碎装置と組み合わせること。</p> <p>(ホ) 破碎装置は、汚物等を有効に破碎することができる構造とし、目幅の有効間隔がおおむね 20 ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。</p> <p>(二) 沈砂槽</p> <p>第二号 (三) に定める構造とすること。</p> <p>(三) 流量調整槽</p> <p>第二号 (四) に定める構造に準ずるものとする。</p> <p>(四) 散水濾床</p> <p>第二号 (一) から (九) までに定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号の (一) 中「0.7 キログラム」を「0.1 キログラム」と、「8 グラム」を「3 グラム」と読み替えるものとする。</p>	<p>三 散水濾床方式</p> <p>(一) 及び (二) に定める構造のスクリーン及び沈砂槽に、(三) から (六) までに定める構造の流量調整槽、散水濾床、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、(七) 及び (八) に定める構造の汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽を備えた構造で処理対象人員が 501 人以上であるもの。</p> <p>(一) スクリーン</p> <p>(イ) 荒目スクリーン及び微細目スクリーンをこの順序に組み合わせた構造とすること。ただし、微細目スクリーンは、流量調整槽の次に設けることができる。</p> <p>(ロ) 荒目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね 50 ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができ、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができること。</p> <p>(ハ) 微細目スクリーンは、目幅の有効間隔を 1 ミリメートルから 2.5 ミリメートル程度とし、スクリーンに付着した汚物等を自動的に除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができ、目幅の有効間隔が 5 ミリメートル以下のスクリーンを備えた副水路を設けること。</p> <p>(ニ) 微細目スクリーンを流量調整槽の前に設ける場合は、破碎装置と組み合わせること。</p> <p>(ホ) 破碎装置は、汚物等を有効に破碎することができる構造とし、目幅の有効間隔がおおむね 20 ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。</p> <p>(二) 沈砂槽</p> <p>第二号 (三) に定める構造とすること。</p> <p>(三) 流量調整槽</p> <p>第二号 (四) に定める構造に準ずるものとする。</p> <p>(四) 散水濾床</p> <p>第二号 (一) から (九) までに定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号の (一) 中「0.7 キログラム」を「0.1 キログラム」と、「8 グラム」を「3 グラム」と読み替えるものとする。</p>

改正 平成 18 年国土交通省告示第 154 号	改正 平成 13 年国土交通省告示第 353 号	改正 平成 12 年建設省告示第 1465 号	改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号
<p>(イ) 濾材の部分の有効容量は、砕石を用いる場合にあつては濾材 1 立方メートルに対する日平均流入水 BOD が 0.1 キログラム以下、砕石以外のものを用いる場合にあつては濾材の表面積 1 平方メートルに対する日平均流入水 BOD が 3 グラム以下となるようにすること。</p> <p>(ロ) 濾材の部分の深さは、砕石を用いる場合にあつては 1.2 メートル以上、砕石以外のものを用いる場合にあつては 2.5 メートル以上とすること。</p> <p>(ハ) 散水量は、砕石を用いる場合にあつては濾床の表面積 1 平方メートルに対して 1 日当たり 10 立方メートル以下、砕石以外のものを用いる場合にあつては濾材の表面積 1 平方メートルに対して 1 日当たり 0.6 立方メートル以上とすること。</p> <p>(ニ) 固定ノズル又は回転散水機（回転散水機の散水口と濾床の表面との間隔を 15 センチメートル以上としたものに限る。）によつて濾床の表面に均等に散水することができ、構造とすること。</p> <p>(ホ) 濾材受けの下面と槽の底部との間隔は、30 センチメートル以上とし、かつ、槽の底部の勾配は、50 分の 1 以上とすること。</p> <p>(ヘ) 送気及び排気のための通気設備を設けること。</p> <p>(ト) 濾材には、径が 5 センチメートル以上 7.5 センチメートル以下の硬質の砕石又はこれと同等以上に好気性生物膜を生成しやすく、1 立方メートル当たりの表面積が 80 平方メートル以上、かつ、空隙率が 90 パーセント以上であるものを用いること。</p> <p>(チ) ポンプ升を有し、当該ポンプ升には、浮遊物によつて閉塞しない構造で、かつ、十分な処理能力を有する散水用ポンプを 2 台以上設けること。</p>			

改正 平成 18 年国土交通省告示第 154 号	改正 平成 13 年国土交通省告示第 353 号	改正 平成 12 年建設省告示第 1465 号	改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号
<p>(リ) 分水装置を有し、当該装置は、碎石を用いる場合にあつては日平均汚水量の 100 パーセントに相当する容量以上、碎石以外のものを用いる場合にあつては濾材の部分の深さが 2.5 メートルのときに日平均汚水量の 200 パーセント以上に相当する容量(濾材の部分の深さが異なる場合においては、当該深さに応じた容量)以上の散水濾床からの流出水をポンプ升へ 1 日に移送することができる構造とすること。</p> <p>(五) 沈殿槽 第一号(六)に定める構造とすること。</p> <p>(六) 消毒槽 第一号の(四)に定める構造とすること。</p> <p>(七) 汚泥濃縮設備 第一号(九)に定める構造とすること。</p> <p>(八) 汚泥貯留槽 第一号(十)に定める構造とすること。</p> <p>四 長時間ばつ気方式 (一)及び(二)に定める構造のスクリーン及び沈砂槽に、(三)から(六)までに定める構造の流量調整槽、ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、(七)に定める構造の汚泥濃縮貯留槽(処理対象人員が 501 人以上の場合においては、(八)及び(九)に定める構造の汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽)を備えた構造で処理対象人員が 101 人以上であるもの。</p> <p>(一) スクリュー (イ) 荒目スクリーンに細目スクリーン、破砕装置又は微細目スクリーンのいずれかをこの順序に組み合わせた構造とすること。ただし、微細目スクリーンにあつては、流量調整槽の次に設けることができる。</p> <p>(ロ) 荒目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね 50 ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とすること。</p>	<p>(五) 沈殿槽 第二号の(六)に定める構造とすること。</p> <p>(六) 消毒槽 第一号の(四)に定める構造とすること。</p> <p>(七) 汚泥濃縮設備 第二号の(九)に定める構造とすること。</p> <p>(八) 汚泥貯留槽 第二号の(十)に定める構造とすること。</p> <p>四 長時間ばつ気方式 第二号に定める合併処理浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、同号本文中「二 101 人以上 2,000 人以下であるもの」を「101 人以上であるもの」と、同号の(三)中「構造とすること」を「構造に準ずるもの」とすること。この場合において、同号の(四)の(イ)中「24 分の 1 の 1.5 倍」を「24 分の 1 の 1 倍」と読み替えるもの」と、同号の(四)の(イ)中「0.3 キログラム」を「0.2 キログラム(処理対象人員が 500 人を超える部分については、0.3 キログラム)」と読み替えるものとする。</p>	<p>(五) 沈殿槽 第二号の(六)に定める構造とすること。</p> <p>(六) 消毒槽 第一号の(四)に定める構造とすること。</p> <p>(七) 汚泥濃縮設備 第二号の(九)に定める構造とすること。</p> <p>(八) 汚泥貯留槽 第二号の(十)に定める構造とすること。</p> <p>四 長時間ばつ気方式 第二号に定める尿尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、同号本文中「二 101 人以上 2,000 人以下であるもの」を「101 人以上であるもの」と、同号の(三)中「構造とすること」を「構造に準ずるもの」とすること。この場合において、同号の(四)の(イ)中「24 分の 1 の 1.5 倍」を「24 分の 1 の 1 倍」と読み替えるもの」と、同号の(四)の(イ)中「0.3 キログラム」を「0.2 キログラム(処理対象人員が 500 人を超える部分については、0.3 キログラム)」と読み替えるものとする。</p>	<p>(五) 沈殿槽 第二号の(六)に定める構造とすること。</p> <p>(六) 消毒槽 第一号の(四)に定める構造とすること。</p> <p>(七) 汚泥濃縮設備 第二号の(九)に定める構造とすること。</p> <p>(八) 汚泥貯留槽 第二号の(十)に定める構造とすること。</p> <p>四 長時間ばつ気方式 第二号に定める尿尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、同号本文中「二 101 人以上 2,000 人以下であるもの」を「101 人以上であるもの」と、同号の(三)中「構造とすること」を「構造に準ずるもの」とすること。この場合において、同号の(四)の(イ)中「24 分の 1 の 1.5 倍」を「24 分の 1 の 1 倍」と読み替えるもの」と、同号の(四)の(イ)中「0.3 キログラム」を「0.2 キログラム(処理対象人員が 500 人を超える部分については、0.3 キログラム)」と読み替えるものとする。</p>

改正 平成 18 年国土交通省告示第 154 号	改正 平成 13 年国土交通省告示第 353 号	改正 平成 12 年建設省告示第 1465 号	改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号
<p>(ハ) 細目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね 20 ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とすること。</p> <p>(ニ) 破砕装置は、汚物等を有効に破砕することができる構造とすること。</p> <p>造とし、目幅の有効間隔がおおむね 20 ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。</p> <p>(ホ) 微細目スクリーンは、目幅の有効間隔を 1 ミリメートルから 2.5 ミリメートル程度とし、スクリーンに付着した汚物等を自動的に除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とすること。同時に、目幅の有効間隔がおおむね 20 ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。</p> <p>(ヘ) 微細目スクリーンを流量調整槽の前に設ける場合は、破砕装置と組み合わせること。</p> <p>(ト) 処理対象人員が 500 人以下の場合においては、(イ) から(ハ) までにかかわらず、第一号の(二) によることができる。</p> <p>(二) 沈砂槽</p> <p>第一号(三) に定める構造とすること。</p> <p>(三) 流量調整槽</p> <p>第一号(四) に定める構造とすること。</p> <p>(四) ばつ気槽</p> <p>(イ) 有効容量は、有効容量 1 立方メートルに対する日平均流入水 BOD が 0.2 キログラム(処理対象人員が 500 人を超える部分については、0.3 キログラム) となるようにし、かつ、日平均汚水量の 3 分の 2 に相当する容量以上とすること。</p> <p>(ロ) 有効水深は、1.5 メートル(処理対象人員が 501 人以上の場合においては、2 メートル) 以上 5 メートル以下とすること。ただし、特殊な装置を設けた場合においては、5 メートルを超えることができる。</p>			

改正 平成 18 年国土交通省告示第 154 号	改正 平成 13 年国土交通省告示第 353 号	改正 平成 12 年建設省告示第 1465 号	改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号
<p>(ハ) ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に攪拌し、溶存酸素をおおむね 1 リットルにつき 1 ミリグラム以上に保持し、かつ、空気を容易に調整することができる構造とすること。</p> <p>(ニ) 沈殿槽からの汚泥返送量を容易に調整し、及び計量することができる装置を設けること。</p> <p>(ホ) 消泡装置を設けること。</p> <p>(五) 沈殿槽</p> <p>(イ) 有効容量は、日平均汚水量の 6 分の 1 に相当する容量以上とすること。</p> <p>(ロ) 槽の水面の面積は、水面積負荷が 8 立方メートル（処理対象人員が 500 人を超える部分については、15 立方メートル）以下となるようにすること。</p> <p>(ハ) 越流せきを設けて沈殿槽から汚水が越流する構造とし、越流せきの長さは、越流負荷が 30 立方メートル（処理対象人員が 500 人を超える部分については、50 立方メートル）以下となるようにすること。</p> <p>(ニ) 有効水深は、1.5 メートル（処理対象人員が 501 人以上の場合においては、2 メートル）以上とすること。ただし、槽の底部がホッパー型の場合においては、ホッパー部の高さの 2 分の 1 に相当する長さを当該有効水深に含めないものとする。</p> <p>(ホ) 槽の底部がホッパー型の場合においては、当該槽の平面の形状を円形又は正多角形（正三角形を除く。）とすること。</p> <p>(へ) ホッパーは、勾配を水平面に対し 60 度以上とし、底部を汚泥の有効な引抜きをすることができる構造とすること。</p> <p>(ト) 汚泥を有効に集積し、かつ、自動的に引き抜くことにより、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備へ移送するとともに、ばつ気槽へ日平均汚水量の 200 パーセント以上に相当する汚泥を 1 日に移送することができる構造とすること。</p>			

改正 平成 18 年国土交通省告示第 154 号	改正 平成 13 年国土交通省告示第 353 号	改正 平成 12 年建設省告示第 1465 号	改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号
<p>(チ) 浮上物が生ずるおそれのあるものにあっては、浮上物を除去することができる装置を設けること。</p> <p>(六) 消毒槽</p> <p>第 1 第一号 (四) に定める構造とすること。</p> <p>(七) 汚泥濃縮貯留槽</p> <p>第一号 (八) に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号 (八) (イ) 中「流量調整槽」を「流量調整槽又はばつ気槽」と読み替えるものとする。</p> <p>(八) 汚泥濃縮設備</p> <p>第一号 (九) に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号 (九) 中「流量調整槽」を「流量調整槽又はばつ気槽」と読み替えるものとする。</p> <p>(九) 汚泥貯留槽</p> <p>第一号 (十) に定める構造とすること。</p> <p>五 標準活性汚泥方式</p> <p>(一) 及び (二) に定める構造のスクリーン及び沈砂槽に、(三) から (六) までに定める構造の流量調整槽、ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、(七) 及び (八) に定める構造の汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽を備えた構造で処理対象人員が 5,001 人以上であるもの。</p> <p>(一) スクリュー</p> <p>前号 (一) に定める構造とすること。</p> <p>(二) 沈砂槽</p> <p>第一号 (三) に定める構造とすること。</p> <p>(三) 流量調整槽</p> <p>第一号 (四) に定める構造とすること。</p> <p>(四) ばつ気槽</p> <p>前号 (四) に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号 (四) (イ) 中「0.2 キログラム (処理対象人員が 500 人を超える部分については、0.3 キログラム)」を「0.6 キログラム」と、「3 分の 2」を「3 分の 1」と、同号 (四) (ロ) 中「1.5 メートル (処理対象人員が 501 人以上の場合においては、2 メートル)」を「3 メートル」と読み替えるものとする。</p>	<p>五 標準活性汚泥方式</p> <p>第 3 第五号に定める合併処理浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、同号の (三) 中「構造とすること」を「構造に準ずるものとする。この場合において、第 2 第一号の (四) の (イ) 中「24 分の 1 の 1.5 倍」を「24 分の 1 の 1 倍」と読み替えるものとする。</p>	<p>五 標準活性汚泥方式</p> <p>第 3 第五号に定める屎尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、同号の (三) 中「構造とすること」を「構造に準ずるものとする。この場合において、第 2 第一号の (四) の (イ) 中「24 分の 1 の 1.5 倍」を「24 分の 1 の 1 倍」と読み替えるものとする。</p>	<p>五 標準活性汚泥方式</p> <p>第 3 第五号に定める屎尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、同号の (三) 中「構造とすること」を「構造に準ずるものとする。この場合において、第 2 第一号の (四) の (イ) 中「24 分の 1 の 1.5 倍」を「24 分の 1 の 1 倍」と読み替えるものとする。</p>

改正 平成 18 年国土交通省告示第 154 号	改正 平成 13 年国土交通省告示第 353 号	改正 平成 12 年建設省告示第 1465 号	改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号
<p>(五) 沈殿槽 前号(五)に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号(五)(イ)中「6分の1」を「8分の1」と、同号(五)(ロ)中「8立方メートル(処理対象人員が500人を超える部分については、15立方メートル)」を「18立方メートル」と、同号(五)(ト)中「200パーセント」を「100パーセント」と読み替えるものとする。</p> <p>(六) 消毒槽 第1第一号(四)に定める構造とすること。</p> <p>(七) 汚泥濃縮設備 第一号(九)に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号(九)中「流量調整槽」を「流量調整槽又はばっ気槽」と読み替えるものとする。</p> <p>(八) 汚泥貯留槽 第一号(十)に定める構造とすること。</p> <p>第7から第12まで (略)</p> <p>附 則 (平成 18 年 1 月 17 日 国土交通省告示第 154 号) (施行期日) 1 この告示は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。 (経過措置) 2 この告示の施行の前日に設置された合併処理浄化槽又はこの告示の施行の際現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の合併処理浄化槽で、この告示による改正前の昭和 55 年建設省告示第 1292 号第二各号又は第三各号の規定に適合するものは、改正後の昭和 55 年建設省告示第 1292 号の規定に適合するものとみなす。</p>	<p>第7から第12まで (略)</p> <p>附 則 (平成 13 年 3 月 28 日 国土交通省告示第 353 号) この告示は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (平成 12 年 5 月 31 日 建設省告示第 1465 号) 1 この告示は、平成 12 年 6 月 1 日から施行する。 2 この告示の施行の際現に設置されている尿尿浄化槽若しくは現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物の尿尿浄化槽又はこの告示の施行の日から 6 月を経過しない間に設置される尿尿浄化槽で、この告示による改正前の昭和 55 年建設省告示第 1292 号第一号から第三号までの規定に適合する構造のものについては、建築基準法の一部を改正する法律(平成 10 年法律第 100 号)第 3 条の規定による改正後の建築基準法第 31 条第 2 項の国土交通大臣が定めた構造方法をを用いるものとみなす。</p>	<p>第7から第12まで (略)</p> <p>附 則 (平成 7 年 12 月 27 日 建設省告示第 2094 号) 1 この告示は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。 2 この告示の施行の日から起算して 3 月を経過する日までの間は、この告示による改正前の規定による尿尿浄化槽の構造については、なお従前の例によることができる。</p>	

(2) 昭和55年建設省告示第1292号 改正経過一覧（昭和63年、平成3年、平成7年改正まで）

[参考] 赤字及びアンダーライン（青色破線）部は当該改正箇所を示す。

改正 平成7年建設省告示第2094号	改正 平成3年建設省告示第135号	改正 昭和63年建設省告示第342号	制定 昭和55年建設省告示第1292号
昭和55年7月14日建設省告示第1292号 尿尿浄化槽の構造	昭和55年7月14日建設省告示第1292号 尿尿浄化槽の構造	昭和55年7月14日建設省告示第1292号 尿尿浄化槽の構造	昭和55年7月14日建設省告示第1292号 尿尿浄化槽の構造
建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条の規定に基づき、尿尿浄化槽の構造を次のように指定する。	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条の規定に基づき、尿尿浄化槽の構造を次のように指定する。	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条の規定に基づき、尿尿浄化槽の構造を次のように指定する。	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条の規定に基づき、尿尿浄化槽の構造を次のように指定する。
最終改正 平成7年12月27日 建設省告示第2094号 尿尿浄化槽の構造	最終改正 平成3年2月1日 建設省告示第135号 尿尿浄化槽の構造	最終改正 昭和63年3月8日 建設省告示第342号 尿尿浄化槽の構造	最終改正 昭和55年7月14日 建設省告示第1292号 尿尿浄化槽の構造
第1 生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が65パーセント以上及び尿尿浄化槽からの放流水のBOD（以下「放流水のBOD」という。）が 1リットルにつき90ミリグラム 以下である性能を有し、かつ、衛生上支障がないもの構造は、第一号か 第七号 に定める構造としたものとする。	第1 生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が65パーセント以上及び尿尿浄化槽からの放流水のBOD（以下「放流水のBOD」という。）が90（単位 1リットルにつきミリグラム）以下である性能を有し、かつ、衛生上支障がないもの構造は、第一号から第五号までの一に該当し、かつ、第六号に定める構造としたものとする。	第1 生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が65パーセント以上及び尿尿浄化槽からの放流水のBOD（以下「放流水のBOD」という。）が90（単位 1リットルにつきミリグラム）以下である性能を有し、かつ、衛生上支障がないもの構造は、第一号から 第五号 までの一に該当し、かつ、 第六号 に定める構造としたものとする。	第1 生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が65パーセント以上及び尿尿浄化槽からの放流水のBOD（以下「放流水のBOD」という。）が90（単位 1リットルにつきミリグラム）以下である性能を有し、かつ、衛生上支障がないもの構造は、第一号から第三号までの一に該当し、かつ、第四号に定める構造としたものとする。
一 分離接触ばつ気方式（単独処理） （一）から（四）までに定める構造の沈殿分離室、接触ばつ気室、沈殿室及び消毒室をこの順序に組み合わせた構造で尿尿を単独に処理するもの。 （一） 沈殿分離室 有効容量は、 0.75 立方メートル以上とし、処理対象人員が 5 人を超える場合においては、 5 人を超える部分 1 人当たり 0.09 立方メートル以上をこれに加算すること。 （二） 接触ばつ気室 （イ） 有効容量は、 0.25 立方メートル以上とし、処理対象人員が 5 人を超える場合においては、 5 人を超える部分 1 人当たり 0.025 立方メートル以上をこれに加算すること。	一 分離接触ばつ気方式（単独処理） （一）から（四）までに定める構造の沈殿分離室、接触ばつ気室、沈殿室及び消毒室をこの順序に組み合わせた構造で尿尿を単独に処理するもの。 （一） 沈殿分離室 有効容量は、 0.75 立方メートル以上とし、処理対象人員が 5 人を超える場合においては、 5 人を超える部分 1 人当たり 0.09 立方メートル以上をこれに加算すること。 （二） 接触ばつ気室 （イ） 有効容量は、 0.25 立方メートル以上とし、処理対象人員が 5 人を超える場合においては、 5 人を超える部分 1 人当たり 0.025 立方メートル以上をこれに加算すること。	一 分離接触ばつ気方式（ 単独処理 ） （一）から（四）までに定める構造の沈殿分離室、接触ばつ気室、沈殿室及び消毒室をこの順序に 組み合わせた 構造で尿尿を単独に処理するもの。 （一） 沈殿分離室 有効容量は、 0.75 立方メートル以上とし、処理対象人員が 5 人を超える場合においては、 5 人を超える部分 1 人当たり 0.09 立方メートル以上をこれに加算すること。 （二） 接触ばつ気室 （イ） 有効容量は、 0.25 立方メートル以上とし、処理対象人員が 5 人を超える場合においては、 5 人を超える部分 1 人当たり 0.025 立方メートル以上をこれに加算すること。	一 分離接触ばつ気方式 （一）から（四）までに定める構造の沈殿分離室、接触ばつ気室、沈殿室及び消毒室をこの順序に組み合わせた構造で尿尿を単独に処理するもの。 （一） 沈殿分離室 有効容量は、 0.75 立方メートル以上とし、処理対象人員が 5 人を超える場合においては、 5 人を超える部分 1 人当たり 0.09 立方メートル以上をこれに加算すること。 （二） 接触ばつ気室 （イ） 有効容量は、 0.25 立方メートル以上とし、処理対象人員が 5 人を超える場合においては、 5 人を超える部分 1 人当たり 0.025 立方メートル以上をこれに加算すること。

改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号	改正 平成 3 年建設省告示第 135 号	改正 昭和 63 年建設省告示第 342 号	制定 昭和 55 年建設省告示第 1292 号
<p>(ハ) ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に攪拌し、溶存酸素をおおむね1リットルに保持するよう十分な酸素を沈殿分離室に移送することができる構造とすること。</p> <p>(三) 沈殿室</p> <p>(イ) 有効容量は、消毒室の有効容量との合計を0.15立方メートル以上とし、処理対象人員が5人を超える場合において、5人を超える部分1人当たり0.015立方メートル以上をこれに加算すること。</p> <p>(ロ) 流入水の沈殿作用を速やかに行うことができる構造とするほか、スカムの生成を少なくすることができ、かつ、生成物の流出を防止することができる構造とすること。</p> <p>(四) 消毒室</p> <p>消毒室は、汚水の塩素接触による消毒作用を有効に継続して行うことができる構造とすること。</p> <p>二 分離ばつ気方式</p> <p>(一) から (四) までに定める構造の沈殿分離室、ばつ気室、沈殿室及び消毒室をこの順序に組み合わせた構造で尿尿を単独に処理するもの。</p> <p>(一) 沈殿分離室</p> <p>第一号の (一) に定める構造とすること。</p> <p>(二) ばつ気室</p> <p>(イ) 有効容量は、0.45立方メートル以上とし、処理対象人員が5人を超える場合においては、5人を超える部分1人当たり0.06立方メートル以上をこれに加算すること。</p> <p>(ロ) ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に攪拌し、溶存酸素をおおむね1リットルにつき0.3ミリグラムに保持するよう十分な酸素を供給することができる構造とすること。</p> <p>(三) 沈殿室</p> <p>(イ) 有効容量は、消毒室の有効容量との合計を0.15立方メートル以上とし、処理対象人員が5人を超える場合において、5人を超える部分1人当たり0.02立方メートル以上をこれに加算すること。</p> <p>(ロ) 流入水の沈殿作用を速やかに行うことができ、かつ、沈殿汚泥の全量をばつ気室に返送することができる構造とするほか、スカムの生成を少なくすることができ、かつ、生成物の流出を防止することができる構造とすること。</p>	<p>(ハ) ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に攪拌し、溶存酸素をおおむね0.3PPMに保持するよう十分な酸素を供給し、かつ、はく離汚泥を沈殿分離室に移送することができる構造とすること。</p> <p>(三) 沈殿室</p> <p>(イ) 有効容量は、消毒室の有効容量との合計を0.15立方メートル以上とし、処理対象人員が5人を超える場合において、5人を超える部分1人当たり0.015立方メートル以上をこれに加算すること。</p> <p>(ロ) 流入水の沈殿作用を速やかに行うことができる構造とするほか、スカムの生成を少なくすることができ、かつ、生成物の流出を防止することができる構造とすること。</p> <p>(四) 消毒室</p> <p>消毒室は、汚水の塩素接触による消毒作用を有効に継続して行うことができる構造とすること。</p> <p>二 分離ばつ気方式</p> <p>(一) から (四) までに定める構造の沈殿分離室、ばつ気室、沈殿室及び消毒室をこの順序に組み合わせた構造で尿尿を単独に処理するもの。</p> <p>(一) 沈殿分離室</p> <p>第一号の (一) に定める構造とすること。</p> <p>(二) ばつ気室</p> <p>(イ) 有効容量は、0.45立方メートル以上とし、処理対象人員が5人を超える場合においては、5人を超える部分1人当たり0.06立方メートル以上をこれに加算すること。</p> <p>(ロ) ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に攪拌し、溶存酸素をおおむね0.3PPMに保持するよう十分な酸素を供給することができる構造とすること。</p> <p>(三) 沈殿室</p> <p>(イ) 有効容量は、消毒室の有効容量との合計を0.15立方メートル以上とし、処理対象人員が5人を超える場合において、5人を超える部分1人当たり0.02立方メートル以上をこれに加算すること。</p> <p>(ロ) 流入水の沈殿作用を速やかに行うことができ、かつ、沈殿汚泥の全量をばつ気室に返送することができる構造とするほか、スカムの生成を少なくすることができ、かつ、生成物の流出を防止することができる構造とすること。</p>	<p>(ハ) ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に攪拌し、溶存酸素をおおむね0.3PPMに保持するよう十分な酸素を供給し、かつ、はく離汚泥を沈殿分離室に移送することができる構造とすること。</p> <p>(三) 沈殿室</p> <p>(イ) 有効容量は、消毒室の有効容量との合計を0.15立方メートル以上とし、処理対象人員が5人を超える場合において、5人を超える部分1人当たり0.015立方メートル以上をこれに加算すること。</p> <p>(ロ) 流入水の沈殿作用を速やかに行うことができる構造とするほか、スカムの生成を少なくすることができ、かつ、生成物の流出を防止することができる構造とすること。</p> <p>(四) 消毒室</p> <p>消毒室は、汚水の塩素接触による消毒作用を有効に継続して行うことができる構造とすること。</p> <p>二 分離ばつ気方式</p> <p>(一) から (四) までに定める構造の沈殿分離室、ばつ気室、沈殿室及び消毒室をこの順序に組み合わせた構造で尿尿を単独に処理するもの。</p> <p>(一) 沈殿分離室</p> <p>第一号の (一) に定める構造とすること。</p> <p>(二) ばつ気室</p> <p>(イ) 有効容量は、0.45立方メートル以上とし、処理対象人員が5人を超える場合においては、5人を超える部分1人当たり0.06立方メートル以上をこれに加算すること。</p> <p>(ロ) ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に攪拌し、溶存酸素をおおむね0.3PPMに保持するよう十分な酸素を供給することができる構造とすること。</p> <p>(三) 沈殿室</p> <p>(イ) 有効容量は、消毒室の有効容量との合計を0.15立方メートル以上とし、処理対象人員が5人を超える場合において、5人を超える部分1人当たり0.02立方メートル以上をこれに加算すること。</p> <p>(ロ) 流入水の沈殿作用を速やかに行うことができ、かつ、沈殿汚泥の全量をばつ気室に返送することができる構造とするほか、スカムの生成を少なくすることができ、かつ、生成物の流出を防止することができる構造とすること。</p>	<p>(ハ) ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に攪拌し、溶存酸素をおおむね0.3PPMに保持するよう十分な酸素を供給し、かつ、はく離汚泥を沈殿分離室に移送することができる構造とすること。</p> <p>(三) 沈殿室</p> <p>(イ) 有効容量は、消毒室の有効容量との合計を0.15立方メートル以上とし、処理対象人員が5人を超える場合において、5人を超える部分1人当たり0.015立方メートル以上をこれに加算すること。</p> <p>(ロ) 流入水の沈殿作用を速やかに行うことができる構造とするほか、スカムの浮上を少なくすることができ、かつ、浮上物の流出を防止することができる構造とすること。</p> <p>(四) 消毒室</p> <p>消毒室は、汚水の塩素接触による消毒作用を有効に継続して行うことができる構造とすること。</p> <p>二 分離ばつ気方式</p> <p>(一) から (四) までに定める構造の沈殿分離室、ばつ気室、沈殿室及び消毒室をこの順序に組み合わせた構造で尿尿を単独に処理するもの。</p> <p>(一) 沈殿分離室</p> <p>第一号の (一) に定める構造とすること。</p> <p>(二) ばつ気室</p> <p>(イ) 有効容量は、0.45立方メートル以上とし、処理対象人員が5人を超える場合においては、5人を超える部分1人当たり0.06立方メートル以上をこれに加算すること。</p> <p>(ロ) ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に攪拌し、溶存酸素をおおむね0.3PPMに保持するよう十分な酸素を供給することができる構造とすること。</p> <p>(三) 沈殿室</p> <p>(イ) 有効容量は、消毒室の有効容量との合計を0.15立方メートル以上とし、処理対象人員が5人を超える場合において、5人を超える部分1人当たり0.02立方メートル以上をこれに加算すること。</p> <p>(ロ) 流入水の沈殿作用を速やかに行うことができ、かつ、沈殿汚泥の全量をばつ気室に返送することができる構造とするほか、スカムの浮上を少なくすることができ、かつ、浮上物の流出を防止することができる構造とすること。</p>

改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号	改正 平成 3 年建設省告示第 135 号	改正 昭和 63 年建設省告示第 342 号	制定 昭和 55 年建設省告示第 1292 号
<p>(四) 消毒室</p> <p>第一号の(四)に定める構造とすること。</p> <p>三 散水濾床方式</p> <p>(一) から(三)までに定める構造の腐敗室、散水濾床及び消毒室をこの順序に組み合わせた構造で尿尿を単独に処理するもの。</p> <p>(一) 腐敗室</p> <p>腐敗室は、汚水の沈殿分離作用及び消化作用を行う機能をもつものとし、(イ)又は(ロ)によること。</p> <p>(イ) 多室型</p> <p>(1) 2室以上4室以下の室に区分し、直列に接続すること。</p> <p>(2) 有効容量は、1.5立方メートル以上とし、処理対象人員が5人を超える場合には、5人を超える部分1人当たり0.1立方メートル以上をこれに加算すること。</p> <p>(3) 第1室の有効容量は、2室型の場合にあつては腐敗室の有効容量のおおむね3分の2、3室型又は4室型の場合にあつては腐敗室の有効容量のおおむね2分の1とすること。</p> <p>(4) 最終の室に予備濾過装置を設け、当該装置の下方より汚水を通ずる構造とすること。この場合において、当該装置の碎石層又はこれに準ずるものの体積は、有効容量の10分の1を限度として当該有効容量に算入することができるものとする。</p> <p>(5) 各室の有効水深は、1メートル以上3メートル以下とすること。</p> <p>(6) 第1室においては、流入管の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね3分の1の深さとすること。</p> <p>(7) 各室においては、流出管又はパツフルの下端の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね2分の1の深さとし、浮上物の流出し難い構造とすること。</p> <p>(ロ) 変形多室型</p> <p>(1) 沈殿室の下方に消化室を設け、汚水が消化室を経由して沈殿室に流入する構造とすること。</p> <p>(2) 有効容量は、(イ)の(2)に定める数値とすること。</p> <p>(3) 消化室の有効容量は、腐敗室の有効容量のおおむね4分の3とすること。</p> <p>(4) 沈殿室から浮上物の流出を防止することができる構造とすること。</p>	<p>(四) 消毒室</p> <p>第一号の(四)に定める構造とすること。</p> <p>三 散水濾床方式</p> <p>(一) から(三)までに定める構造の腐敗室、散水濾床及び消毒室をこの順序に組み合わせた構造で尿尿を単独に処理するもの。</p> <p>(一) 腐敗室</p> <p>腐敗室は、汚水の沈殿分離作用及び消化作用を行う機能をもつものとし、(イ)又は(ロ)によること。</p> <p>(イ) 多室型</p> <p>(1) 2室以上4室以下の室に区分し、直列に接続すること。</p> <p>(2) 有効容量は、1.5立方メートル以上とし、処理対象人員が5人を超える場合には、5人を超える部分1人当たり0.1立方メートル以上をこれに加算すること。</p> <p>(3) 第1室の有効容量は、2室型の場合にあつては腐敗室の有効容量のおおむね3分の2、3室型又は4室型の場合にあつては腐敗室の有効容量のおおむね2分の1とすること。</p> <p>(4) 最終の室に予備濾過装置を設け、当該装置の下方より汚水を通ずる構造とすること。この場合において、当該装置の碎石層又はこれに準ずるものの体積は、有効容量の10分の1を限度として当該有効容量に算入することができるものとする。</p> <p>(5) 各室の有効水深は、1メートル以上3メートル以下とすること。</p> <p>(6) 第1室においては、流入管の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね3分の1の深さとすること。</p> <p>(7) 各室においては、流出管又はパツフルの下端の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね2分の1の深さとし、浮上物の流出し難い構造とすること。</p> <p>(ロ) 変形多室型</p> <p>(1) 沈殿室の下方に消化室を設け、汚水が消化室を経由して沈殿室に流入する構造とすること。</p> <p>(2) 有効容量は、(イ)の(2)に定める数値とすること。</p> <p>(3) 消化室の有効容量は、腐敗室の有効容量のおおむね4分の3とすること。</p> <p>(4) 沈殿室から浮上物の流出を防止することができる構造とすること。</p>	<p>(四) 消毒室</p> <p>第一号の(四)に定める構造とすること。</p> <p>三 散水濾床方式</p> <p>(一) から(三)までに定める構造の腐敗室、散水濾床及び消毒室をこの順序に組み合わせた構造で尿尿を単独に処理するもの。</p> <p>(一) 腐敗室</p> <p>腐敗室は、汚水の沈殿分離作用及び消化作用を行う機能をもつものとし、(イ)又は(ロ)によること。</p> <p>(イ) 多室型</p> <p>(1) 2室以上4室以下の室に区分し、直列に接続すること。</p> <p>(2) 有効容量は、1.5立方メートル以上とし、処理対象人員が5人を超える場合には、5人を超える部分1人当たり0.1立方メートル以上をこれに加算すること。</p> <p>(3) 第1室の有効容量は、2室型の場合にあつては腐敗室の有効容量のおおむね3分の2、3室型又は4室型の場合にあつては腐敗室の有効容量のおおむね2分の1とすること。</p> <p>(4) 最終の室に予備濾過装置を設け、当該装置の下方より汚水を通ずる構造とすること。この場合において、当該装置の碎石層又はこれに準ずるものの体積は、有効容量の10分の1を限度として当該有効容量に算入することができるものとする。</p> <p>(5) 各室の有効水深は、1メートル以上3メートル以下とすること。</p> <p>(6) 第1室においては、流入管の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね3分の1の深さとすること。</p> <p>(7) 各室においては、流出管又はパツフルの下端の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね2分の1の深さとし、浮上物の流出し難い構造とすること。</p> <p>(ロ) 変形多室型</p> <p>(1) 沈殿室の下方に消化室を設け、汚水が消化室を経由して沈殿室に流入する構造とすること。</p> <p>(2) 有効容量は、(イ)の(2)に定める数値とすること。</p> <p>(3) 消化室の有効容量は、腐敗室の有効容量のおおむね4分の3とすること。</p> <p>(4) 沈殿室から浮上物の流出を防止することができる構造とすること。</p>	<p>(四) 消毒室</p> <p>第一号の(四)に定める構造とすること。</p> <p>三 散水濾床方式</p> <p>(一) から(三)までに定める構造の腐敗室、散水濾床及び消毒室をこの順序に組み合わせた構造で尿尿を単独に処理するもの。</p> <p>(一) 腐敗室</p> <p>腐敗室は、汚水の沈殿分離作用及び消化作用を行う機能をもつものとし、(イ)又は(ロ)によること。</p> <p>(イ) 多室型</p> <p>(1) 2室以上4室以下の室に区分し、直列に接続すること。</p> <p>(2) 有効容量は、1.5立方メートル以上とし、処理対象人員が5人を超える場合には、5人を超える部分1人当たり0.1立方メートル以上をこれに加算すること。</p> <p>(3) 第1室の有効容量は、2室型の場合にあつては腐敗室の有効容量のおおむね3分の2、3室型又は4室型の場合にあつては腐敗室の有効容量のおおむね2分の1とすること。</p> <p>(4) 最終の室に予備濾過装置を設け、当該装置の下方より汚水を通ずる構造とすること。この場合において、当該装置の碎石層又はこれに準ずるものの体積は、有効容量の10分の1を限度として当該有効容量に算入することができるものとする。</p> <p>(5) 各室の有効水深は、1メートル以上3メートル以下とすること。</p> <p>(6) 第1室においては、流入管の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね3分の1の深さとすること。</p> <p>(7) 各室においては、流出管又はパツフルの下端の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね2分の1の深さとし、浮上物の流出し難い構造とすること。</p> <p>(ロ) 変形多室型</p> <p>(1) 沈殿室の下方に消化室を設け、汚水が消化室を経由して沈殿室に流入する構造とすること。</p> <p>(2) 有効容量は、(イ)の(2)に定める数値とすること。</p> <p>(3) 消化室の有効容量は、腐敗室の有効容量のおおむね4分の3とすること。</p> <p>(4) 沈殿室から浮上物又はスカムの流出を防止することができる構造とすること。</p>

改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号	改正 平成 3 年建設省告示第 135 号	改正 昭和 63 年建設省告示第 342 号	制定 昭和 55 年建設省告示第 1292 号
<p>(5) 沈殿室のホッパーのスロットの位置は、水面から有効水深のおおむね 2 分の 1 の深さとすること。</p> <p>(6) 沈殿室のホッパーは、勾配を水平面に対し 50 度以上、スロットの幅を 3 センチメートル以上 10 センチメートル以下、オーバーラップを水平距離でスロットの幅以上とし、閉塞をきたさない滑らかな構造とすること。</p> <p>(二) 散水濾床</p> <p>(イ) 濾材の部分の有効容量は、0.75 立方メートル以上とし、処理対象人員が 5 人を超える場合には、5 人を超える部分 1 人当たり 0.05 立方メートル以上をこれに加算すること。</p> <p>(ロ) 濾材部分の深さは、0.9 メートル以上 2 メートル以下とすること。</p> <p>(ハ) 濾材には、径が 5 センチメートル以上 7.5 センチメートル以下の硬質の砕石その他これと同等以上に好気性生物膜を生成しやすいものを用いること。</p> <p>(ニ) 散水樋を使用する場合には、散水樋の下面と濾材面との間隔を 10 センチメートル以上とすること。</p> <p>(ホ) 濾材受けの下面と槽の底部との間隔は、10 センチメートル以上とすること。</p> <p>(ヘ) 送気及び排気のための通気設備を設けること。</p> <p>(ト) 濾床の表面に対して均等に散水することができる構造とすること。</p> <p>(三) 消毒室</p> <p>第一号の(四)に定める構造とすること。</p> <p>四 分離接触ばつ気方式 <u>(合併処理)</u></p> <p>(一) から(四)までに定める構造の沈殿分離槽、接触ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせた構造で尿尿と雑排水(工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。以下同じ。)とを合併して処理する方法によるもの。ただし、処理対象人員が 50 人以下であるものに限る。</p> <p>(一) 沈殿分離槽</p> <p>(イ) 2 室に区分し、直列に接続すること。</p> <p>(ロ) 有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。</p>	<p>(5) 沈殿室のホッパーのスロットの位置は、水面から有効水深のおおむね 2 分の 1 の深さとすること。</p> <p>(6) 沈殿室のホッパーは、勾配を水平面に対し 50 度以上、スロットの幅を 3 センチメートル以上 10 センチメートル以下、オーバーラップを水平距離でスロットの幅以上とし、閉塞をきたさない滑らかな構造とすること。</p> <p>(二) 散水濾床</p> <p>(イ) 濾材の部分の有効容量は、0.75 立方メートル以上とし、処理対象人員が 5 人を超える場合には、5 人を超える部分 1 人当たり 0.05 立方メートル以上をこれに加算すること。</p> <p>(ロ) 濾材部分の深さは、0.9 メートル以上 2 メートル以下とすること。</p> <p>(ハ) 濾材には、径が 5 センチメートル以上 7.5 センチメートル以下の硬質の砕石その他これと同等以上に好気性生物膜を生成しやすいものを用いること。</p> <p>(ニ) 散水樋を使用する場合には、散水樋の下面と濾材面との間隔を 10 センチメートル以上とすること。</p> <p>(ホ) 濾材受けの下面と槽の底部との間隔は、10 センチメートル以上とすること。</p> <p>(ヘ) 送気及び排気のための通気設備を設けること。</p> <p>(ト) 濾床の表面に対して均等に散水することができる構造とすること。</p> <p>(三) 消毒室</p> <p>第一号の(四)に定める構造とすること。</p> <p>四 分離接触ばつ気方式 (合併処理)</p> <p>(一) から(四)までに定める構造の沈殿分離槽、接触ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせた構造で尿尿と雑排水(工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。以下同じ。)とを合併して処理する方法によるもの。ただし、処理対象人員が 50 人以下であるものに限る。</p> <p>(一) 沈殿分離槽</p> <p>(イ) 2 室に区分し、直列に接続すること。</p> <p>(ロ) 有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。</p>	<p>(5) 沈殿室のホッパーのスロットの位置は、水面から有効水深のおおむね 2 分の 1 の深さとすること。</p> <p>(6) 沈殿室のホッパーは、勾配を水平面に対し 50 度以上、スロットの幅を 3 センチメートル以上 10 センチメートル以下、オーバーラップを水平距離でスロットの幅以上とし、閉塞をきたさない滑らかな構造とすること。</p> <p>(二) 散水濾床</p> <p>(イ) 濾材の部分の有効容量は、0.75 立方メートル以上とし、処理対象人員が 5 人を超える場合には、5 人を超える部分 1 人当たり 0.05 立方メートル以上をこれに加算すること。</p> <p>(ロ) 濾材部分の深さは、0.9 メートル以上 2 メートル以下とすること。</p> <p>(ハ) 濾材には、径が 5 センチメートル以上 7.5 センチメートル以下の硬質の砕石その他これと同等以上に好気性生物膜を生成しやすいものを用いること。</p> <p>(ニ) 散水樋を使用する場合には、散水樋の下面と濾材面との間隔を 10 センチメートル以上とすること。</p> <p>(ホ) 濾材受けの下面と槽の底部との間隔は、10 センチメートル以上とすること。</p> <p>(ヘ) 送気及び排気のための通気設備を設けること。</p> <p>(ト) 濾床の表面に対して均等に散水することができる構造とすること。</p> <p>(三) 消毒室</p> <p>第一号の(四)に定める構造とすること。</p> <p>四 分離接触ばつ気方式 (合併処理)</p> <p>(一) から(四)までに定める構造の沈殿分離槽、接触ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせた構造で尿尿と雑排水(工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。以下同じ。)とを合併して処理する方法によるもの。ただし、処理対象人員が 50 人以下であるものに限る。</p> <p>(一) 沈殿分離槽</p> <p>(イ) 2 室に区分し、直列に接続すること。</p> <p>(ロ) 有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。</p>	<p>(5) 沈殿室のホッパーのスロットの位置は、水面から有効水深のおおむね 2 分の 1 の深さとすること。</p> <p>(6) 沈殿室のホッパーは、勾配を水平面に対し 50 度以上、スロットの幅を 3 センチメートル以上 10 センチメートル以下、オーバーラップを水平距離でスロットの幅以上とし、閉塞をきたさない滑らかな構造とすること。</p> <p>(二) 散水濾床</p> <p>(イ) 濾材の部分の有効容量は、0.75 立方メートル以上とし、処理対象人員が 5 人を超える場合には、5 人を超える部分 1 人当たり 0.05 立方メートル以上をこれに加算すること。</p> <p>(ロ) 濾材部分の深さは、0.9 メートル以上 2 メートル以下とすること。</p> <p>(ハ) 濾材には、径が 5 センチメートル以上 7.5 センチメートル以下の硬質の砕石その他これと同等以上に好気性生物膜を生成しやすいものを用いること。</p> <p>(ニ) 散水樋を使用する場合には、散水樋の下面と濾材面との間隔を 10 センチメートル以上とすること。</p> <p>(ホ) 濾材受けの下面と槽の底部との間隔は、10 センチメートル以上とすること。</p> <p>(ヘ) 送気及び排気のための通気設備を設けること。</p> <p>(ト) 濾床の表面に対して均等に散水することができる構造とすること。</p> <p>(三) 消毒室</p> <p>第一号の(四)に定める構造とすること。</p>

改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号	改正 平成 3 年建設省告示第 135 号	改正 昭和 63 年建設省告示第 342 号	制定 昭和 55 年建設省告示第 1292 号																		
<table border="1"> <tr><td>$n \leq 5$</td><td>$V = 2.5$</td></tr> <tr><td>$6 \leq n \leq 10$</td><td>$V = 2.5 + 0.5 (n - 5)$</td></tr> <tr><td>$11 \leq n \leq 50$</td><td>$V = 5 + 0.25 (n - 10)$</td></tr> </table> <p>この表において、n 及び V は、それぞれ次の数値を表すものとする</p> <p>n 処理対象人員 (単位 人)</p> <p>V 有効容量 (単位 立方メートル)</p>	$n \leq 5$	$V = 2.5$	$6 \leq n \leq 10$	$V = 2.5 + 0.5 (n - 5)$	$11 \leq n \leq 50$	$V = 5 + 0.25 (n - 10)$	<table border="1"> <tr><td>$n \leq 5$</td><td>$V = 2.5$</td></tr> <tr><td>$6 \leq n \leq 10$</td><td>$V = 2.5 + 0.5 (n - 5)$</td></tr> <tr><td>$11 \leq n \leq 50$</td><td>$V = 5 + 0.25 (n - 10)$</td></tr> </table> <p>この表において、n 及び V は、それぞれ次の数値を表すものとする</p> <p>n 処理対象人員 (単位 人)</p> <p>V 有効容量 (単位 立方メートル)</p>	$n \leq 5$	$V = 2.5$	$6 \leq n \leq 10$	$V = 2.5 + 0.5 (n - 5)$	$11 \leq n \leq 50$	$V = 5 + 0.25 (n - 10)$	<table border="1"> <tr><td>$n \leq 5$</td><td>$V = 2.5$</td></tr> <tr><td>$6 \leq n \leq 10$</td><td>$V = 2.5 + 0.5 (n - 5)$</td></tr> <tr><td>$11 \leq n \leq 50$</td><td>$V = 5 + 0.25 (n - 10)$</td></tr> </table> <p>この表において、n 及び V は、それぞれ次の数値を表すものとする</p> <p>n 処理対象人員 (単位 人)</p> <p>V 有効容量 (単位 立方メートル)</p>	$n \leq 5$	$V = 2.5$	$6 \leq n \leq 10$	$V = 2.5 + 0.5 (n - 5)$	$11 \leq n \leq 50$	$V = 5 + 0.25 (n - 10)$	
$n \leq 5$	$V = 2.5$																				
$6 \leq n \leq 10$	$V = 2.5 + 0.5 (n - 5)$																				
$11 \leq n \leq 50$	$V = 5 + 0.25 (n - 10)$																				
$n \leq 5$	$V = 2.5$																				
$6 \leq n \leq 10$	$V = 2.5 + 0.5 (n - 5)$																				
$11 \leq n \leq 50$	$V = 5 + 0.25 (n - 10)$																				
$n \leq 5$	$V = 2.5$																				
$6 \leq n \leq 10$	$V = 2.5 + 0.5 (n - 5)$																				
$11 \leq n \leq 50$	$V = 5 + 0.25 (n - 10)$																				
<p>(ハ) 第 1 室の有効容量は、沈殿分離槽の有効容量のおおむね 3 分の 2 とすること。</p> <p>(ニ) 各室の有効水深は、1.2 メートル (処理対象人員が 10 人を超える場合においては、1.5 メートル) 以上とすること。</p> <p>(ホ) 第 1 室においては、流入管の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね 3 分の 1 の深さとし、沈殿汚泥を攪乱しない構造とすること。</p> <p>(ヘ) 各室においては、流出管又はパツフルの下端の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね 2 分の 1 の深さとし、浮上物の流出し難い構造とすること。</p> <p>(ト) ポンプにより沈殿分離槽へ汚水を移送する場合には、当該ポンプは、次の (1) から (3) までに定めるところによること。</p> <p>(1) 2 台以上備え、閉塞を生じ難い構造とすること。</p> <p>(2) 1 日当たりの送水容量は、1 台ごとに、日平均汚水量のおおむね 2.5 倍に相当する容量とすること。</p> <p>(3) ポンプ升の有効容量は、1 台のポンプで移送した場合に、汚水があふれ出ない容量とすること。</p> <p>(二) 接触ばつ気槽</p> <p>(イ) 有効容量が 5.2 立方メートルを超える場合においては、2 室に区分し、直列に接続すること。</p> <p>(ロ) 有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によって計算した数値以上とすること。</p>	<p>(ハ) 第 1 室の有効容量は、沈殿分離槽の有効容量のおおむね 3 分の 2 とすること。</p> <p>(ニ) 各室の有効水深は、1.2 メートル (処理対象人員が 10 人を超える場合においては、1.5 メートル) 以上とすること。</p> <p>(ホ) 第 1 室においては、流入管の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね 3 分の 1 の深さとし、沈殿汚泥を攪乱しない構造とすること。</p> <p>(ヘ) 各室においては、流出管又はパツフルの下端の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね 2 分の 1 の深さとし、浮上物の流出し難い構造とすること。</p> <p>(ト) ポンプにより沈殿分離槽へ汚水を移送する場合には、当該ポンプは、次の (1) から (3) までに定めるところによること。</p> <p>(1) 2 台以上備え、閉塞を生じ難い構造とすること。</p> <p>(2) 1 日当たりの送水容量は、1 台ごとに、日平均汚水量に見合う容量とすること。</p> <p>(3) ポンプ升の有効容量は、1 台のポンプで移送した場合に、汚水があふれ出ない容量とすること。</p> <p>(二) 接触ばつ気槽</p> <p>(イ) 有効容量が 5.2 立方メートルを超える場合においては、2 室に区分し、直列に接続すること。</p> <p>(ロ) 有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によって計算した数値以上とすること。</p>	<p>(ハ) 第 1 室の有効容量は、沈殿分離槽の有効容量のおおむね 3 分の 2 とすること。</p> <p>(ニ) 各室の有効水深は、1.2 メートル (処理対象人員が 10 人を超える場合においては、1.5 メートル) 以上とすること。</p> <p>(ホ) 第 1 室においては、流入管の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね 3 分の 1 の深さとし、沈殿汚泥を攪乱しない構造とすること。</p> <p>(ヘ) 各室においては、流出管又はパツフルの下端の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね 2 分の 1 の深さとし、浮上物の流出し難い構造とすること。</p> <p>(ト) ポンプにより沈殿分離槽へ汚水を移送する場合には、当該ポンプは、次の (1) から (3) までに定めるところによること。</p> <p>(1) 2 台以上備え、閉塞を生じ難い構造とすること。</p> <p>(2) 1 日当たりの送水容量は、1 台ごとに、日平均汚水量に見合う容量とすること。</p> <p>(3) ポンプ升の有効容量は、1 台のポンプで移送した場合に、汚水があふれ出ない容量とすること。</p> <p>(二) 接触ばつ気槽</p> <p>(イ) 有効容量が 5.2 立方メートルを超える場合においては、2 室に区分し、直列に接続すること。</p> <p>(ロ) 有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によって計算した数値以上とすること。</p>																			

改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号	改正 平成 3 年建設省告示第 135 号	改正 昭和 63 年建設省告示第 342 号	制定 昭和 55 年建設省告示第 1292 号																		
<table border="1"> <tr><td>$n \leq 5$</td><td>$V = 1$</td></tr> <tr><td>$6 \leq n \leq 10$</td><td>$V = 1 + 0.2 (n - 5)$</td></tr> <tr><td>$11 \leq n \leq 50$</td><td>$V = 2 + 0.16 (n - 10)$</td></tr> </table> <p>この表において、n 及び V は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>n 処理対象人員 (単位 人)</p> <p>V 有効容量 (単位 立方メートル)</p> <p>(ハ) 2室に区分する場合においては、第1室の有効容量は、接触ばつ気槽の有効容量のおおむね5分の3とすること。</p> <p>(ニ) 有効水深(接触ばつ気槽を2室に区分する場合においては、第1室の有効水深)は、1.2メートル(処理対象人員が10人を超える場合においては、1.5メートル)以上とすること。</p> <p>(ホ) 汚水が長時間接触材に接触すること。</p> <p>(ヘ) 接触材は、次の(1)から(3)までに定めるところによること。</p> <p>(1) 接触ばつ気槽の底部との距離を適切に保持する等当該槽内の循環流を妨げず、かつ、当該槽内の水流が短絡しないように充填すること。</p> <p>(2) 有効容量に対する充填率は、おおむね55パーセントとすること。</p> <p>(3) 生物膜による閉塞が生じ難い形状とし、生物膜が付着しやすく、十分な物理的強度を有する構造とすること。</p> <p>(ト) ばつ気装置は、次の(1)から(3)までに定めるところによること。</p> <p>(1) 室内の汚水を均等に攪拌することができる構造とすること。</p> <p>(2) 1時間当たりに送気できる空気量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によって計算した数値以上とすること。</p>	$n \leq 5$	$V = 1$	$6 \leq n \leq 10$	$V = 1 + 0.2 (n - 5)$	$11 \leq n \leq 50$	$V = 2 + 0.16 (n - 10)$	<table border="1"> <tr><td>$n \leq 5$</td><td>$V = 1$</td></tr> <tr><td>$6 \leq n \leq 10$</td><td>$V = 1 + 0.2 (n - 5)$</td></tr> <tr><td>$11 \leq n \leq 50$</td><td>$V = 2 + 0.16 (n - 10)$</td></tr> </table> <p>この表において、n 及び V は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>n 処理対象人員 (単位 人)</p> <p>V 有効容量 (単位 立方メートル)</p> <p>(ハ) 2室に区分する場合においては、第1室の有効容量は、接触ばつ気槽の有効容量のおおむね5分の3とすること。</p> <p>(ニ) 有効水深(接触ばつ気槽を2室に区分する場合においては、第1室の有効水深)は、1.2メートル(処理対象人員が10人を超える場合においては、1.5メートル)以上とすること。</p> <p>(ホ) 汚水が長時間接触材に接触すること。</p> <p>(ヘ) 接触材は、次の(1)から(3)までに定めるところによること。</p> <p>(1) 接触ばつ気槽の底部との距離を適切に保持する等当該槽内の循環流を妨げないように充填すること。</p> <p>(2) 有効容量に対する充填率は、おおむね55パーセントとすること。</p> <p>(3) 生物膜による閉塞が生じ難い形状とし、生物膜が付着しやすき構造とすること。</p> <p>(ト) ばつ気装置は、次の(1)から(3)までに定めるところによること。</p> <p>(1) 室内の汚水を均等に攪拌することができる構造とすること。</p> <p>(2) 1時間当たりに送気できる空気量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によって計算した数値以上とすること。</p>	$n \leq 5$	$V = 1$	$6 \leq n \leq 10$	$V = 1 + 0.2 (n - 5)$	$11 \leq n \leq 50$	$V = 2 + 0.16 (n - 10)$	<table border="1"> <tr><td>$n \leq 5$</td><td>$V = 1$</td></tr> <tr><td>$6 \leq n \leq 10$</td><td>$V = 1 + 0.2 (n - 5)$</td></tr> <tr><td>$11 \leq n \leq 50$</td><td>$V = 2 + 0.16 (n - 10)$</td></tr> </table> <p>この表において、n 及び V は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>n 処理対象人員 (単位 人)</p> <p>V 有効容量 (単位 立方メートル)</p> <p>(ハ) 2室に区分する場合においては、第1室の有効容量は、接触ばつ気槽の有効容量のおおむね5分の3とすること。</p> <p>(ニ) 有効水深(接触ばつ気槽を2室に区分する場合においては、第1室の有効水深)は、1.2メートル(処理対象人員が10人を超える場合においては、1.5メートル)以上とすること。</p> <p>(ホ) 汚水が長時間接触材に接触すること。</p> <p>(ヘ) 接触材は、次の(1)から(3)までに定めるところによること。</p> <p>(1) 接触ばつ気槽の底部との距離を適切に保持する等当該槽内の循環流を妨げないように充填すること。</p> <p>(2) 有効容量に対する充填率は、おおむね55パーセントとすること。</p> <p>(3) 生物膜による閉塞が生じ難い形状とし、生物膜が付着しやすき構造とすること。</p> <p>(ト) ばつ気装置は、次の(1)から(3)までに定めるところによること。</p> <p>(1) 室内の汚水を均等に攪拌することができる構造とすること。</p> <p>(2) 1時間当たりに送気できる空気量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によって計算した数値以上とすること。</p>	$n \leq 5$	$V = 1$	$6 \leq n \leq 10$	$V = 1 + 0.2 (n - 5)$	$11 \leq n \leq 50$	$V = 2 + 0.16 (n - 10)$	
$n \leq 5$	$V = 1$																				
$6 \leq n \leq 10$	$V = 1 + 0.2 (n - 5)$																				
$11 \leq n \leq 50$	$V = 2 + 0.16 (n - 10)$																				
$n \leq 5$	$V = 1$																				
$6 \leq n \leq 10$	$V = 1 + 0.2 (n - 5)$																				
$11 \leq n \leq 50$	$V = 2 + 0.16 (n - 10)$																				
$n \leq 5$	$V = 1$																				
$6 \leq n \leq 10$	$V = 1 + 0.2 (n - 5)$																				
$11 \leq n \leq 50$	$V = 2 + 0.16 (n - 10)$																				

改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号	改正 平成 3 年建設省告示第 135 号	改正 昭和 63 年建設省告示第 342 号	制定 昭和 55 年建設省告示第 1292 号																																				
<table border="1"> <tr><td>$n \leq 5$</td><td>$Q=2$</td></tr> <tr><td>$6 \leq n \leq 10$</td><td>$Q=2+0.4(n-5)$</td></tr> <tr><td>$11 \leq n \leq 50$</td><td>$Q=4+0.25(n-10)$</td></tr> </table> <p>この表において、n 及び Q は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>n 処理対象人員 (単位 人)</p> <p>Q 1 時間当たりに送気できる空気量 (単位 立方メートル / 時間)</p> <p>(3) 空気量を調節できる構造とすること。</p> <p>(チ) 生物膜を効率よく逆洗し、はく離することができ機能有し、かつ、はく離汚泥を沈殿分離槽へ移送すること。ただし、2 室に区分する場合は、他の浮遊汚泥を引き抜くことにより、沈殿分離槽へ移送することができ構造とすること。なお、ポンプ等により強制的に移送する場合には、移送量を調整することができる構造とすること。</p> <p>(リ) 有効容量が 5.2 立方メートルを超える場合には、消泡装置を設けること。</p> <p>(三) 沈殿槽</p> <p>(イ) 有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によって計算した数値以上とすること。</p> <table border="1"> <tr><td>$n \leq 5$</td><td>$V=0.3$</td></tr> <tr><td>$6 \leq n \leq 10$</td><td>$V=0.3+0.08(n-5)$</td></tr> <tr><td>$11 \leq n \leq 50$</td><td>$V=0.7+0.04(n-10)$</td></tr> </table> <p>この表において、n 及び V は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>n 処理対象人員 (単位 人)</p> <p>V 有効容量 (単位 立方メートル)</p> <p>(ロ) 有効容量が 1.5 立方メートル以下の場合においては、沈殿槽の底部にスロットを設け、汚泥を重力により接触はく離槽へ速やかに移送することができ構造とし、有効容量が 1.5 立方メートルを超える場合には、当該槽の底部をホッパー型とし、汚泥を有効に集積し、かつ、自動的に引き抜くことにより、沈殿分離槽へ移送することができる構造とすること。</p>	$n \leq 5$	$Q=2$	$6 \leq n \leq 10$	$Q=2+0.4(n-5)$	$11 \leq n \leq 50$	$Q=4+0.25(n-10)$	$n \leq 5$	$V=0.3$	$6 \leq n \leq 10$	$V=0.3+0.08(n-5)$	$11 \leq n \leq 50$	$V=0.7+0.04(n-10)$	<table border="1"> <tr><td>$n \leq 5$</td><td>$Q=2$</td></tr> <tr><td>$6 \leq n \leq 10$</td><td>$Q=2+0.4(n-5)$</td></tr> <tr><td>$11 \leq n \leq 50$</td><td>$Q=4+0.25(n-10)$</td></tr> </table> <p>この表において、n 及び Q は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>n 処理対象人員 (単位 人)</p> <p>Q 1 時間当たりに送気できる空気量 (単位 立方メートル / 時間)</p> <p>(3) 空気量を調節できる構造とすること。</p> <p>(チ) 生物膜をはく離することができ機能有し、かつ、はく離汚泥を沈殿分離槽へ移送することができ構造とすること。ただし、2 室に区分する場合は、第 1 室は、はく離汚泥を引き抜くことにより、沈殿分離槽へ移送することができる構造に限る。</p> <p>(リ) 有効容量が 5.2 立方メートルを超える場合には、消泡装置を設けること。</p> <p>(三) 沈殿槽</p> <p>(イ) 有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によって計算した数値以上とすること。</p> <table border="1"> <tr><td>$n \leq 5$</td><td>$V=0.3$</td></tr> <tr><td>$6 \leq n \leq 10$</td><td>$V=0.3+0.08(n-5)$</td></tr> <tr><td>$11 \leq n \leq 50$</td><td>$V=0.7+0.04(n-10)$</td></tr> </table> <p>この表において、n 及び V は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>n 処理対象人員 (単位 人)</p> <p>V 有効容量 (単位 立方メートル)</p> <p>(ロ) 有効容量が 1.5 立方メートル以下の場合においては、沈殿槽の底部にスロットを設け、汚泥を重力により接触はく離槽へ速やかに移送することができ構造とし、有効容量が 1.5 立方メートルを超える場合には、当該槽の底部をホッパー型とし、汚泥を有効に集積し、かつ、自動的に引き抜くことにより、沈殿分離槽へ移送することができる構造とすること。</p>	$n \leq 5$	$Q=2$	$6 \leq n \leq 10$	$Q=2+0.4(n-5)$	$11 \leq n \leq 50$	$Q=4+0.25(n-10)$	$n \leq 5$	$V=0.3$	$6 \leq n \leq 10$	$V=0.3+0.08(n-5)$	$11 \leq n \leq 50$	$V=0.7+0.04(n-10)$	<table border="1"> <tr><td>$n \leq 5$</td><td>$Q=2$</td></tr> <tr><td>$6 \leq n \leq 10$</td><td>$Q=2+0.4(n-5)$</td></tr> <tr><td>$11 \leq n \leq 50$</td><td>$Q=4+0.25(n-10)$</td></tr> </table> <p>この表において、n 及び Q は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>n 処理対象人員 (単位 人)</p> <p>Q 1 時間当たりに送気できる空気量 (単位 立方メートル / 時間)</p> <p>(3) 空気量を調節できる構造とすること。</p> <p>(チ) 生物膜をはく離することができ機能有し、かつ、はく離汚泥を沈殿分離槽へ移送することができ構造とすること。ただし、2 室に区分する場合は、第 1 室は、はく離汚泥を引き抜くことにより、沈殿分離槽へ移送することができる構造に限る。</p> <p>(リ) 有効容量が 5.2 立方メートルを超える場合には、消泡装置を設けること。</p> <p>(三) 沈殿槽</p> <p>(イ) 有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によって計算した数値以上とすること。</p> <table border="1"> <tr><td>$n \leq 5$</td><td>$V=0.3$</td></tr> <tr><td>$6 \leq n \leq 10$</td><td>$V=0.3+0.08(n-5)$</td></tr> <tr><td>$11 \leq n \leq 50$</td><td>$V=0.7+0.04(n-10)$</td></tr> </table> <p>この表において、n 及び V は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>n 処理対象人員 (単位 人)</p> <p>V 有効容量 (単位 立方メートル)</p> <p>(ロ) 有効容量が 1.5 立方メートル以下の場合においては、沈殿槽の底部にスロットを設け、汚泥を重力により接触はく離槽へ速やかに移送することができ構造とし、有効容量が 1.5 立方メートルを超える場合には、当該槽の底部をホッパー型とし、汚泥を有効に集積し、かつ、自動的に引き抜くことにより、沈殿分離槽へ移送することができる構造とすること。</p>	$n \leq 5$	$Q=2$	$6 \leq n \leq 10$	$Q=2+0.4(n-5)$	$11 \leq n \leq 50$	$Q=4+0.25(n-10)$	$n \leq 5$	$V=0.3$	$6 \leq n \leq 10$	$V=0.3+0.08(n-5)$	$11 \leq n \leq 50$	$V=0.7+0.04(n-10)$	
$n \leq 5$	$Q=2$																																						
$6 \leq n \leq 10$	$Q=2+0.4(n-5)$																																						
$11 \leq n \leq 50$	$Q=4+0.25(n-10)$																																						
$n \leq 5$	$V=0.3$																																						
$6 \leq n \leq 10$	$V=0.3+0.08(n-5)$																																						
$11 \leq n \leq 50$	$V=0.7+0.04(n-10)$																																						
$n \leq 5$	$Q=2$																																						
$6 \leq n \leq 10$	$Q=2+0.4(n-5)$																																						
$11 \leq n \leq 50$	$Q=4+0.25(n-10)$																																						
$n \leq 5$	$V=0.3$																																						
$6 \leq n \leq 10$	$V=0.3+0.08(n-5)$																																						
$11 \leq n \leq 50$	$V=0.7+0.04(n-10)$																																						
$n \leq 5$	$Q=2$																																						
$6 \leq n \leq 10$	$Q=2+0.4(n-5)$																																						
$11 \leq n \leq 50$	$Q=4+0.25(n-10)$																																						
$n \leq 5$	$V=0.3$																																						
$6 \leq n \leq 10$	$V=0.3+0.08(n-5)$																																						
$11 \leq n \leq 50$	$V=0.7+0.04(n-10)$																																						

改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号	改正 平成 3 年建設省告示第 135 号	改正 昭和 63 年建設省告示第 342 号	制定 昭和 55 年建設省告示第 1292 号
<p>(ハ) 沈殿槽の底部がホッパー型の場合においては、当該槽の水面の面積は、水面の面積 1 平方メートル当たりの日平均汚水量（以下「水面積負荷」という。）が 8 立方メートル以下となるようにすること。</p> <p>(ニ) 越流せきを設けて汚水が沈殿槽から消毒槽へ越流する構造とし、当該越流せきの長さは、越流せきの長さ 1 メートル当たりの日平均汚水量（以下「越流負荷」という。）が 20 立方メートル以下となるようにすること。</p> <p>(ホ) 有効水深は、1 メートル以上とすること。ただし、沈殿槽の底部がホッパー型の場合においては、ホッパー部の高さの 2 分の 1 に相当する長さを当該有効水深に含めないものとする。</p> <p>(ヘ) 沈殿槽の底部がホッパー型の場合においては、当該槽の平面の形状を円形又は正多角形（正三角形を除く。）とすること。</p> <p>(ト) ホッパーは、勾配を水平面に対し 60 度以上とし、底部を汚泥の有効な引き抜きをすることができる構造とすること。</p> <p>(チ) 浮上物の流出を防止することができる構造とすること。</p> <p>(四) 消毒槽 第一号の(四)に定める構造とすること。</p> <p>五 嫌気濾床接触ばつ気方式 (一) から(四)までに定める構造の嫌気濾床槽、接触ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせた構造で尿尿と雑排水とを合併して処理する方法によるもの。ただし、処理対象人員が 50 人以下であるものに限る。</p> <p>(一) 嫌気濾床槽 (イ) 2 室以上に区分し、直列に接続すること。 (ロ) 有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。</p>	<p>(ハ) 沈殿槽の底部がホッパー型の場合においては、当該槽の水面の面積は、水面の面積 1 平方メートル当たりの日平均汚水量（以下「水面積負荷」という。）が 8 立方メートル以下となるようにすること。</p> <p>(ニ) 越流せきを設けて汚水が沈殿槽から消毒槽へ越流する構造とし、当該越流せきの長さは、越流せきの長さ 1 メートル当たりの日平均汚水量（以下「越流負荷」という。）が 20 立方メートル以下となるようにすること。</p> <p>(ホ) 有効水深は、1 メートル以上とすること。ただし、沈殿槽の底部がホッパー型の場合においては、ホッパー部の高さの 2 分の 1 に相当する長さを当該有効水深に含めないものとする。</p> <p>(ヘ) 沈殿槽の底部がホッパー型の場合においては、当該槽の平面の形状を円形又は正多角形（正三角形を除く。）とすること。</p> <p>(ト) ホッパーは、勾配を水平面に対し 60 度以上とし、底部を汚泥の有効な引き抜きをすることができる構造とすること。</p> <p>(チ) 浮上物の流出を防止することができる構造とすること。</p> <p>(四) 消毒槽 第一号(四)に定める構造とすること。</p> <p>五 嫌気濾床接触ばつ気方式 (一) から(四)までに定める構造の嫌気濾床槽、接触ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせた構造で尿尿と雑排水とを合併して処理する方法によるもの。ただし、処理対象人員が 50 人以下であるものに限る。</p> <p>(一) 嫌気濾床槽 (イ) 2 室以上に区分し、直列に接続すること。 (ロ) 有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。</p>	<p>(ハ) 沈殿槽の底部がホッパー型の場合においては、当該槽の水面の面積は、水面の面積 1 平方メートル当たりの日平均汚水量（以下「水面積負荷」という。）が 8 立方メートル以下となるようにすること。</p> <p>(ニ) 越流せきを設けて汚水が沈殿槽から消毒槽へ越流する構造とし、当該越流せきの長さは、越流せきの長さ 1 メートル当たりの日平均汚水量（以下「越流負荷」という。）が 20 立方メートル以下となるようにすること。</p> <p>(ホ) 有効水深は、1 メートル以上とすること。ただし、沈殿槽の底部がホッパー型の場合においては、ホッパー部の高さの 2 分の 1 に相当する長さを当該有効水深に含めないものとする。</p> <p>(ヘ) 沈殿槽の底部がホッパー型の場合においては、当該槽の平面の形状を円形又は正多角形（正三角形を除く。）とすること。</p> <p>(ト) ホッパーは、勾配を水平面に対し 60 度以上とし、底部を汚泥の有効な引き抜きをすることができる構造とすること。</p> <p>(チ) 浮上物の流出を防止することができる構造とすること。</p> <p>(四) 消毒槽 第一号(四)に定める構造とすること。</p> <p>五 嫌気濾床接触ばつ気方式 (一) から(四)までに定める構造の嫌気濾床槽、接触ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせた構造で尿尿と雑排水とを合併して処理する方法によるもの。ただし、処理対象人員が 50 人以下であるものに限る。</p> <p>(一) 嫌気濾床槽 (イ) 2 室以上に区分し、直列に接続すること。 (ロ) 有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。</p>	

改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号	改正 平成 3 年建設省告示第 135 号	改正 昭和 63 年建設省告示第 342 号	制定 昭和 55 年建設省告示第 1292 号																		
<table border="1"> <tr><td>$n \leq 5$</td><td>$V = 1.5$</td></tr> <tr><td>$6 \leq n \leq 10$</td><td>$V = 1.5 + 0.4 (n - 5)$</td></tr> <tr><td>$11 \leq n \leq 50$</td><td>$V = 3.5 + 0.2 (n - 10)$</td></tr> </table> <p>この表において、n 及び V は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>n 処理対象人員 (単位 人)</p> <p>V 有効容量 (単位 立方メートル)</p>	$n \leq 5$	$V = 1.5$	$6 \leq n \leq 10$	$V = 1.5 + 0.4 (n - 5)$	$11 \leq n \leq 50$	$V = 3.5 + 0.2 (n - 10)$	<table border="1"> <tr><td>$n \leq 5$</td><td>$V = 1.5$</td></tr> <tr><td>$6 \leq n \leq 10$</td><td>$V = 1.5 + 0.4 (n - 5)$</td></tr> <tr><td>$11 \leq n \leq 50$</td><td>$V = 3.5 + 0.2 (n - 10)$</td></tr> </table> <p>この表において、n 及び V は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>n 処理対象人員 (単位 人)</p> <p>V 有効容量 (単位 立方メートル)</p>	$n \leq 5$	$V = 1.5$	$6 \leq n \leq 10$	$V = 1.5 + 0.4 (n - 5)$	$11 \leq n \leq 50$	$V = 3.5 + 0.2 (n - 10)$	<table border="1"> <tr><td>$n \leq 5$</td><td>$V = 1.5$</td></tr> <tr><td>$6 \leq n \leq 10$</td><td>$V = 1.5 + 0.4 (n - 5)$</td></tr> <tr><td>$11 \leq n \leq 50$</td><td>$V = 3.5 + 0.2 (n - 10)$</td></tr> </table> <p>この表において、n 及び V は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>n 処理対象人員 (単位 人)</p> <p>V 有効容量 (単位 立方メートル)</p>	$n \leq 5$	$V = 1.5$	$6 \leq n \leq 10$	$V = 1.5 + 0.4 (n - 5)$	$11 \leq n \leq 50$	$V = 3.5 + 0.2 (n - 10)$	
$n \leq 5$	$V = 1.5$																				
$6 \leq n \leq 10$	$V = 1.5 + 0.4 (n - 5)$																				
$11 \leq n \leq 50$	$V = 3.5 + 0.2 (n - 10)$																				
$n \leq 5$	$V = 1.5$																				
$6 \leq n \leq 10$	$V = 1.5 + 0.4 (n - 5)$																				
$11 \leq n \leq 50$	$V = 3.5 + 0.2 (n - 10)$																				
$n \leq 5$	$V = 1.5$																				
$6 \leq n \leq 10$	$V = 1.5 + 0.4 (n - 5)$																				
$11 \leq n \leq 50$	$V = 3.5 + 0.2 (n - 10)$																				
<p>(ハ) 第 1 室の有効容量は、嫌気濾床槽の有効容量のおおむね 2 分の 1 からおおむね 3 分の 2 までとすること。</p> <p>(ニ) 各室の有効水深は、1.2 メートル (処理対象人員が 10 人を超える場合においては、1.5 メートル) 以上とすること。</p> <p>(ホ) 各室の有効容量に対する濾材の充填率は、第 1 室にあつてはおおむね 40 パーセントとし、その他の室にあつてはおおむね 60 パーセントとすること。</p> <p>(ヘ) 濾材は、汚泥を捕捉しやすく、かつ、嫌気濾床槽内の水流が短絡し難い形状とし、当該槽の底部との距離を適切に保持する等当該槽内に閉塞が生じ難い構造とすること。</p> <p>(ト) 濾材に汚泥清掃孔 (直径 15 センチメートル以上の円が内接するものに限る。) を設けるほか、各室の浮上物及び汚泥の有効な引き抜きができる構造とすること。</p> <p>(チ) ポンプにより嫌気濾床槽へ汚水を移送する場合には、当該ポンプは、次の (1) から (3) までに定めるところによること。</p> <p>(1) 2 台以上備え、閉塞を生じ難い構造とすること。</p> <p>(2) 1 日当たりの送水容量は、1 台ごとに、日平均汚水容量のおおむね 2.5 倍に相当する容量とすること。</p> <p>(3) ポンプ升の有効容量は、1 台のポンプで移送した場合に、汚水があふれ出ない容量とすること。</p> <p>(二) 接触ばつ気槽</p> <p>第四号の (二) に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号の (二) の (チ) 中「沈殿分離槽」を「嫌気濾床槽」と、「なお、ポンプ等により強制的に移送する場合においては、移送量を調整することができる構造とすること。」を「ただし、ポンプ等により強制的に移送し、かつ、移送量を調整することができる構造に限る。」と読み替えるものとする。</p>	<p>(ハ) 第 1 室の有効容量は、嫌気濾床槽の有効容量のおおむね 2 分の 1 からおおむね 3 分の 2 までとすること。</p> <p>(ニ) 各室の有効水深は、1.2 メートル (処理対象人員が 10 人を超える場合においては、1.5 メートル) 以上とすること。</p> <p>(ホ) 各室の有効容量に対する濾材の充填率は、第 1 室にあつてはおおむね 40 パーセントとし、その他の室にあつてはおおむね 60 パーセントとすること。</p> <p>(ヘ) 濾材は、汚泥を捕捉しやすく、かつ、嫌気濾床槽内の水流が短絡し難い形状とし、当該槽の底部との距離を適切に保持する等当該槽内に閉塞が生じ難い構造とすること。</p> <p>(ト) 濾材に汚泥清掃孔 (直径 15 センチメートル以上の円が内接するものに限る。) を設けるほか、各室の浮上物及び汚泥の有効な引き抜きができる構造とすること。</p> <p>(チ) ポンプにより嫌気濾床槽へ汚水を移送する場合には、当該ポンプは、次の (1) から (3) までに定めるところによること。</p> <p>(1) 2 台以上備え、閉塞を生じ難い構造とすること。</p> <p>(2) 1 日当たりの送水容量は、1 台ごとに、日平均汚水容量に見合う容量とすること。</p> <p>(3) ポンプ升の有効容量は、1 台のポンプで移送した場合に、汚水があふれ出ない容量とすること。</p> <p>(二) 接触ばつ気槽</p> <p>第四号 (二) に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号の (二) (チ) 中「沈殿分離槽」を「嫌気濾床槽」と読み替えるものとする。</p>	<p>(ハ) 第 1 室の有効容量は、嫌気濾床槽の有効容量のおおむね 2 分の 1 からおおむね 3 分の 2 までとすること。</p> <p>(ニ) 各室の有効水深は、1.2 メートル (処理対象人員が 10 人を超える場合においては、1.5 メートル) 以上とすること。</p> <p>(ホ) 各室の有効容量に対する濾材の充填率は、第 1 室にあつてはおおむね 40 パーセントとし、その他の室にあつてはおおむね 60 パーセントとすること。</p> <p>(ヘ) 濾材は、汚泥を捕捉しやすく、かつ、嫌気濾床槽内の水流が短絡し難い形状とし、当該槽の底部との距離を適切に保持する等当該槽内に閉塞が生じ難い構造とすること。</p> <p>(ト) 濾材に汚泥清掃孔 (直径 15 センチメートル以上の円が内接するものに限る。) を設けるほか、各室の浮上物及び汚泥の有効な引き抜きができる構造とすること。</p> <p>(チ) ポンプにより嫌気濾床槽へ汚水を移送する場合には、当該ポンプは、次の (1) から (3) までに定めるところによること。</p> <p>(1) 2 台以上備え、閉塞を生じ難い構造とすること。</p> <p>(2) 1 日当たりの送水容量は、1 台ごとに、日平均汚水容量に見合う容量とすること。</p> <p>(3) ポンプ升の有効容量は、1 台のポンプで移送した場合に、汚水があふれ出ない容量とすること。</p> <p>(二) 接触ばつ気槽</p> <p>第四号 (二) に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号の (二) (チ) 中「沈殿分離槽」を「嫌気濾床槽」と読み替えるものとする。</p>																			

改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号	改正 平成 3 年建設省告示第 135 号	改正 昭和 63 年建設省告示第 342 号	制定 昭和 55 年建設省告示第 1292 号						
<p>(三) 沈殿槽</p> <p>第四号の(三)に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号の(三)の(ロ)中「沈殿分離槽」を「嫌気濾床槽」と読み替えるものとする。</p> <p>(四) 消毒槽</p> <p>第一号の(四)に定める構造とすること。</p> <p>六 脱窒濾床接触ばつ気方式</p> <p>(一) から(四)までに定める構造の脱窒濾床槽、接触ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせた構造で尿と雑排水とを合併して処理する方法によるもの。ただし、処理対象人員が50人以下であるものに限る。</p> <p>(一) 脱窒濾床槽</p> <p>(イ) 2室以上に区分し、直列に接続すること。</p> <p>(ロ) 有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。</p> <table border="1" data-bbox="871 2169 1010 2822"> <tr> <td>$n \leq 5$</td> <td>$V = 2.5$</td> </tr> <tr> <td>$6 \leq n \leq 10$</td> <td>$V = 2.5 + 0.5(n - 5)$</td> </tr> <tr> <td>$11 \leq n \leq 50$</td> <td>$V = 5 + 0.3(n - 10)$</td> </tr> </table> <p>この表において、n及びVは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>n 処理対象人員(単位 人)</p> <p>V 有効容量(単位 立方メートル)</p> <p>(ハ) 第1室の有効容量は、脱窒濾床槽の有効容量のおおむね2分の1から3分の2までとすること。</p> <p>(ニ) 各室の有効水深は、1.4メートル(処理対象人員が10人を超える場合においては、1.5メートル)以上とすること。</p> <p>(ホ) 各室の有効容量に対する濾材の充填率は、第1室にあつてはおおむね40パーセントとし、その他の室にあつてはおおむね60パーセントとすること。</p> <p>(ヘ) 濾材は、汚泥を捕捉しやすく、かつ、脱窒濾床槽内の水流が短絡し難い形状とし、当該槽の底部との距離を適切に保持する等当該槽内に閉塞が生じ難い構造とすること。</p> <p>(ト) 濾材に汚泥清掃孔(直径15センチメートル以上の円が内接するものに限る。)を設けるほか、各室の浮上物及び汚泥の有効な引き抜きができる構造とすること。</p>	$n \leq 5$	$V = 2.5$	$6 \leq n \leq 10$	$V = 2.5 + 0.5(n - 5)$	$11 \leq n \leq 50$	$V = 5 + 0.3(n - 10)$	<p>(三) 沈殿槽</p> <p>第四号(三)に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号(三)(ロ)中「沈殿分離槽」を「嫌気濾床槽」と読み替えるものとする。</p> <p>(四) 消毒槽</p> <p>第一号(四)に定める構造とすること。</p>	<p>(三) 沈殿槽</p> <p>第四号(三)に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号(三)(ロ)中「沈殿分離槽」を「嫌気濾床槽」と読み替えるものとする。</p> <p>(四) 消毒槽</p> <p>第一号(四)に定める構造とすること。</p>	
$n \leq 5$	$V = 2.5$								
$6 \leq n \leq 10$	$V = 2.5 + 0.5(n - 5)$								
$11 \leq n \leq 50$	$V = 5 + 0.3(n - 10)$								

改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号	改正 平成 3 年建設省告示第 135 号	改正 昭和 63 年建設省告示第 342 号	制定 昭和 55 年建設省告示第 1292 号						
<p>(チ) ポンプにより脱窒濾床槽へ汚水を移送する場合には、当該ポンプは、次の (1) から (3) までに定めるところによること。</p> <p>(1) 2 台以上備え、閉塞を生じ難い構造とすること。</p> <p>(2) 1 日当たりの送水容量は、1 台ごとに、日平均汚水量のおおむね 2.5 倍に相当する容量とすること。</p> <p>(3) ポンプ升の有効容量は、1 台のポンプで移送した場合に、汚水があふれ出ない容量とすること。</p> <p>(ニ) 接触ばつ気槽</p> <p>(イ) 処理対象人員が 18 人を超える場合には、2 室に区分し、直列に接続すること。</p> <p>(ロ) 有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。</p> <table border="1" data-bbox="827 2169 968 2825"> <tr> <td>$n \leq 5$</td> <td>$V = 1.5$</td> </tr> <tr> <td>$6 \leq n \leq 10$</td> <td>$V = 1.5 + 0.3 (n - 5)$</td> </tr> <tr> <td>$11 \leq n \leq 50$</td> <td>$V = 3 + 0.26 (n - 10)$</td> </tr> </table> <p>この表において、n 及び V は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>n 処理対象人員 (単位 人)</p> <p>V 有効容量 (単位 立方メートル)</p> <p>(ハ) 2 室に区分する場合には、第 1 室の有効容量は、接触ばつ気槽の有効容量のおおむね 5 分の 3 とすること。</p> <p>(ニ) 有効水深 (接触ばつ気槽を 2 室に区分する場合には、有効水深は、第 1 室の有効水深) は、1.4 メートル (処理対象人員が 10 人を超える場合には、1.5 メートル) 以上とすること。</p> <p>(ホ) 汚水が長時間接触材に接触する構造とすること。</p> <p>(ヘ) 接触材は、次の (1) から (3) までに定めるところによること。</p> <p>(1) 接触ばつ気槽の底部との距離を適切に保持する等当該槽内の循環流を妨げず、かつ、当該槽内の水流が短絡しないように充填すること。</p> <p>(2) 有効容量に対する充填率は、おおむね 55 パーセントとすること。</p> <p>(3) 生物膜による閉塞が生じ難い形状とし、生物膜が付着しやすく、十分な物理的強度を有する構造とすること。</p>	$n \leq 5$	$V = 1.5$	$6 \leq n \leq 10$	$V = 1.5 + 0.3 (n - 5)$	$11 \leq n \leq 50$	$V = 3 + 0.26 (n - 10)$			
$n \leq 5$	$V = 1.5$								
$6 \leq n \leq 10$	$V = 1.5 + 0.3 (n - 5)$								
$11 \leq n \leq 50$	$V = 3 + 0.26 (n - 10)$								

改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号	改正 平成 3 年建設省告示第 135 号	改正 昭和 63 年建設省告示第 342 号	制定 昭和 55 年建設省告示第 1292 号						
<p>(ト) ばつ気装置は、次の (1) から (3) までに定めるところによること。</p> <p>(1) 室内の汚水を均等に攪拌することができる構造とすること。</p> <p>(2) 1 時間当たりに送気できる空気量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によって計算した数値以上とすること。</p> <table border="1" data-bbox="554 2169 921 2825"> <tr> <td>$n \leq 5$</td> <td>$Q=5$</td> </tr> <tr> <td>$6 \leq n \leq 10$</td> <td>$Q=5+0.9(n-5)$</td> </tr> <tr> <td>$11 \leq n \leq 50$</td> <td>$Q=9.5+0.67(n-10)$</td> </tr> </table> <p>この表において、n 及び Q は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>n 処理対象人員 (単位 人)</p> <p>Q 1 時間当たりに送気できる空気量 (単位 立方メートル / 時間)</p> <p>(3) 空気量を調節できる構造とすること。</p> <p>(チ) 生物膜を効率よく逆洗し、はく離することができる機能を有し、はく離汚泥その他の浮遊汚泥を引き抜くことにより、脱窒濾床槽第 1 室へ強制的に移送することができ、かつ、当該移送量を容易に調整することができる構造とすること。</p> <p>(リ) 循環装置を有し、接触ばつ気槽 (当該槽を 2 室に区分する場合においては、第 2 室) から脱窒濾床槽第 1 室の流入管の開口部付近へ汚水を安定して移送することができ、かつ、当該移送量を容量に調整し、及び計量することができる構造とすること。</p> <p>(ヌ) 処理対象人員が 18 人を超える場合においては、消泡装置を設けること。</p> <p>(三) 沈殿槽</p> <p>第四号の (三) に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号の (三) の (ロ) 中「沈殿分離槽」を「脱窒濾床槽」と読み替えるものとする。</p> <p>(四) 消毒槽</p> <p>第一号の (四) に定める構造とすること。</p>	$n \leq 5$	$Q=5$	$6 \leq n \leq 10$	$Q=5+0.9(n-5)$	$11 \leq n \leq 50$	$Q=9.5+0.67(n-10)$			
$n \leq 5$	$Q=5$								
$6 \leq n \leq 10$	$Q=5+0.9(n-5)$								
$11 \leq n \leq 50$	$Q=9.5+0.67(n-10)$								

改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号	改正 平成 3 年建設省告示第 135 号	改正 昭和 63 年建設省告示第 342 号	制定 昭和 55 年建設省告示第 1292 号
<p>七 一般構造</p> <p>イ 槽の底、周壁及び隔壁は、耐水材料で造り、漏水しない構造とすること。</p> <p>ロ 槽は、土圧、水圧、自重及びその他の荷重に対して安全な構造とすること。</p> <p>ハ 腐食、変形等のおそれのある部分には、腐食、変形等のし難い材料又は有効な防腐、補強等の措置をした材料を使用すること。</p> <p>ニ 槽の天井がふたを兼ねる場合を除き、天井にはマンホール（径 45 センチメートル（処理対象人員が 51 人以上の場合）においては、60 センチメートル）以上の円が内接するものに限る。）を設け、かつ、密閉することができる耐水材料又は鋼鉄で造られたふたを設けること。</p> <p>ホ 通気及び排気のための開口部は、雨水、土砂等の流入を防止することができる構造とするほか、昆虫類が発生するおそれのある部分に設けるものには、防虫網を設けること。</p> <p>ヘ 悪臭を生ずるおそれのある部分は、密閉するか、又は臭突その他の防臭装置を設けること。</p> <p>ト 機器類は、長時間の連続運転に対して故障が生じ難い堅牢な構造とするほか、振動及び騒音を防止することができる構造とすること。</p> <p>チ 流入水量、負荷量等の著しい変動に対して機能上支障がない構造とすること。</p> <p>リ 屎尿浄化槽に接続する配管は、閉塞、逆流及び漏水を生じない構造とすること。</p> <p>ヌ 槽の点検、保守、汚泥の管理及び清掃を容易かつ安全にすることができる構造とし、必要に応じて換気のための措置を講ずること。</p> <p>ル 汚水の温度低下により処理機能に支障が生じない構造とすること。</p> <p>ヲ 調整及び計量が、適切に行われる構造とすること。</p> <p>ワ イからラまでに定める構造とするほか、屎尿浄化槽として衛生上支障がない構造とすること。</p>	<p>六 一般構造</p> <p>イ 槽の底、周壁及び隔壁は、耐水材料で造り、漏水しない構造とすること。</p> <p>ロ 槽は、土圧、水圧、自重及びその他の荷重に対して安全な構造とすること。</p> <p>ハ 腐食、変形等のおそれのある部分には、腐食、変形等のし難い材料又は有効な防腐、補強等の措置をした材料を使用すること。</p> <p>ニ 槽の天井がふたを兼ねる場合を除き、天井にはマンホール（径 45 センチメートル（処理対象人員が 51 人以上の場合）においては、60 センチメートル）以上の円が内接するものに限る。）を設け、かつ、密閉することができる耐水材料又は鋼鉄で造られたふたを設けること。</p> <p>ホ 通気及び排気のための開口部は、雨水、土砂等の流入を防止することができる構造とするほか、昆虫類が発生するおそれのある部分に設けるものには、防虫網を設けること。</p> <p>ヘ 悪臭を生ずるおそれのある部分は、密閉するか、又は臭突その他の防臭装置を設けること。</p> <p>ト 機器類は、長時間の連続運転に対して故障が生じ難い堅牢な構造とするほか、振動及び騒音を防止することができる構造とすること。</p> <p>チ 流入水量、負荷量等の著しい変動に対して機能上支障がない構造とすること。</p> <p>リ 屎尿浄化槽に接続する配管は、閉塞、逆流及び漏水を生じない構造とすること。</p> <p>ヌ 槽の点検、保守、汚泥の管理及び清掃を容易かつ安全にすることができる構造とし、必要に応じて換気のための措置を講ずること。</p> <p>ル 汚水の温度低下により処理機能に支障が生じない構造とすること。</p> <p>ヲ イからラまでに定める構造とするほか、屎尿浄化槽として衛生上支障がない構造とすること。</p>	<p>六 一般構造</p> <p>イ 槽の底、周壁及び隔壁は、耐水材料で造り、漏水しない構造とすること。</p> <p>ロ 槽は、土圧、水圧、自重及びその他の荷重に対して安全な構造とすること。</p> <p>ハ 腐食、変形等のおそれのある部分には、腐食、変形等のし難い材料又は有効な防腐、補強等の措置をした材料を使用すること。</p> <p>ニ 槽の天井がふたを兼ねる場合を除き、天井にはマンホール（径 45 センチメートル（処理対象人員が 51 人以上の場合）においては、60 センチメートル）以上の円が内接するものに限る。）を設け、かつ、密閉することができる耐水材料又は鋼鉄で造られたふたを設けること。</p> <p>ホ 通気及び排気のための開口部は、雨水、土砂等の流入を防止することができる構造とするほか、昆虫類が発生するおそれのある部分に設けるものには、防虫網を設けること。</p> <p>ヘ 悪臭を生ずるおそれのある部分は、密閉するか、又は臭突その他の防臭装置を設けること。</p> <p>ト 機器類は、長時間の連続運転に対して故障が生じ難い堅牢な構造とするほか、振動及び騒音を防止することができる構造とすること。</p> <p>チ 流入水量、負荷量等の著しい変動に対して機能上支障がない構造とすること。</p> <p>リ 屎尿浄化槽に接続する配管は、閉塞、逆流及び漏水を生じない構造とすること。</p> <p>ヌ 槽の点検、保守、汚泥の管理及び清掃を容易かつ安全にすることができる構造とし、必要に応じて換気のための措置を講ずること。</p> <p>ル 汚水の温度低下により処理機能に支障が生じない構造とすること。</p> <p>ヲ イからラまでに定める構造とするほか、屎尿浄化槽として衛生上支障がない構造とすること。</p>	<p>四 一般構造</p> <p>イ 槽の底、周壁及び隔壁は、耐水材料で造り、漏水しない構造とすること。</p> <p>ロ 槽は、土圧、水圧、自重及びその他の荷重に対して安全な構造とすること。</p> <p>ハ 腐食、変形等のおそれのある部分には、腐食、変形等のし難い材料又は有効な防腐、補強等の措置をした材料を使用すること。</p> <p>ニ 槽の天井がふたを兼ねる場合を除き、天井にはマンホール（径 45 センチメートル（処理対象人員が 51 人以上の場合）においては、60 センチメートル）以上の円が内接するものに限る。）を設け、かつ、密閉することができる耐水材料又は鋼鉄で造られたふたを設けること。</p> <p>ホ 通気及び排気のための開口部は、雨水、土砂等の流入を防止することができる構造とするほか、昆虫類が発生するおそれのある部分に設けるものには、防虫網を設けること。</p> <p>ヘ 悪臭を生ずるおそれのある部分は、密閉するか、又は臭突その他の防臭装置を設けること。</p> <p>ト 機器類は、長時間の連続運転に対して故障が生じ難い堅牢な構造とするほか、振動及び騒音を防止することができる構造とすること。</p> <p>チ 流入水量、負荷量等の著しい変動に対して機能上支障がない構造とすること。</p> <p>リ 屎尿浄化槽に接続する配管は、閉塞、逆流及び漏水を生じない構造とすること。</p> <p>ヌ 槽の点検、保守、汚泥の管理及び清掃を容易かつ安全にすることができる構造とし、必要に応じて換気のための措置を講ずること。</p> <p>ル 汚水の温度低下により処理機能に支障が生じない構造とすること。</p> <p>ヲ イからラまでに定める構造とするほか、屎尿浄化槽として衛生上支障がない構造とすること。</p>

改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号	改正 平成 3 年建設省告示第 135 号	改正 昭和 63 年建設省告示第 342 号	制定 昭和 55 年建設省告示第 1292 号																								
<p>第 2 BOD の除去率が 70 パーセント以上及び放流水の BOD が 1 リットルにつき 60 ミリグラム以下である性能を有し、かつ、衛生上支障がないもの構造は、第一号から第四号までの一に該当し、かつ、衛生上支障がないもの構造は、第一号から第四号までの一に該当し、かつ、第 1 第七号に定める構造としたものとする。ただし、第 1 第七号に定める構造としたものとする。ただし、第 1 第七号に定める構造としたものとする。ただし、第 1 第七号に定める構造としたものとする。ただし、第 1 第七号に定める構造としたものとする。</p>	<p>第 2 BOD の除去率が 70 パーセント以上及び放流水の BOD が 60PPM 以下である性能を有し、かつ、衛生上支障がないもの構造は、第一号から第四号までの一に該当し、かつ、第 1 第六号に定める構造としたものとする。ただし、第 1 第六号に定める構造としたものとする。ただし、第 1 第六号に定める構造としたものとする。ただし、第 1 第六号に定める構造としたものとする。</p>	<p>第 2 BOD の除去率が 70 パーセント以上及び放流水の BOD が 60PPM 以下である性能を有し、かつ、衛生上支障がないもの構造は、第一号から第四号までの一に該当し、かつ、第 1 第六号に定める構造としたものとする。ただし、第 1 第六号に定める構造としたものとする。ただし、第 1 第六号に定める構造としたものとする。</p>	<p>第 2 BOD の除去率が 70 パーセント以上及び放流水の BOD が 60PPM 以下である性能を有し、かつ、衛生上支障がないもの構造は、第一号から第四号までの一に該当し、かつ、第 1 第四号に定める構造としたものとする。ただし、第 1 第四号に定める構造としたものとする。ただし、第 1 第四号に定める構造としたものとする。ただし、第 1 第四号に定める構造としたものとする。</p>																								
<p>一 回転板接触方式</p> <p>(一) 及び (五) から (七) までに定める構造の沈殿分離槽、回転板接触槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせた構造で処理対象人員が 51 人以上 500 人以下であるものは (二) 及び (三) に定める構造のスクリーン及び沈砂槽に、(四) から (七) までに定める構造の流量調整槽、回転板接触槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、(八) に定める構造の汚泥濃縮貯留槽 (処理対象人員が 501 人以上の場合においては、(九) 及び (十) に定める構造の汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽) を備えた構造で処理対象人員が 101 人以上 2,000 人以下であるもの。</p> <p>(一) 沈殿分離槽</p> <p>(イ) 2 室又は 3 室に区分し、直列に接続すること。</p> <p>(ロ) 有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。</p> <table border="1" data-bbox="1228 2151 1375 2837"> <tr><td>$n \leq 100$</td><td>$V = 1.5qn$</td></tr> <tr><td>$101 \leq n \leq 200$</td><td>$V = 150q + q (n - 100)$</td></tr> <tr><td>$n \geq 201$</td><td>$V = 250q + 0.5q (n - 200)$</td></tr> </table> <p>この表において、n、V 及び q は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>n 処理対象人員 (単位 人)</p> <p>V 有効容量 (単位 立方メートル)</p> <p>q 1 人当たりの日平均汚水量 (単位 立方メートル)</p> <p>(ハ) 第 1 室の有効容量は、2 室に区分する場合においては、沈殿分離槽の有効容量のおおむね 3 分の 2 とし、3 室に区分する場合には、おおむね 2 分の 1 とすること。</p> <p>(ニ) 各室の有効水深は、1.8 メートル以上 5 メートル以下とすること。</p>	$n \leq 100$	$V = 1.5qn$	$101 \leq n \leq 200$	$V = 150q + q (n - 100)$	$n \geq 201$	$V = 250q + 0.5q (n - 200)$	<p>一 回転板接触方式</p> <p>(一) 及び (四) から (六) までに定める構造の沈殿分離槽、回転板接触槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせた構造で処理対象人員が 51 人以上 500 人以下であるものは (二) から (六) までに定める構造のスクリーン、流量調整槽、回転板接触槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、(七) に定める構造の汚泥濃縮貯留槽 (処理対象人員が 501 人以上の場合においては、(八) 及び (九) に定める構造の汚泥濃縮槽及び汚泥貯留槽) を備えた構造で処理対象人員が 201 人以上 2,000 人以下であるもの。</p> <p>(一) 沈殿分離槽</p> <p>(イ) 2 室以上に区分し、直列に接続すること。</p> <p>(ロ) 有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。</p> <table border="1" data-bbox="1228 1469 1375 2151"> <tr><td>$n \leq 100$</td><td>$V = 1.5qn$</td></tr> <tr><td>$101 \leq n \leq 200$</td><td>$V = 150q + q (n - 100)$</td></tr> <tr><td>$n \geq 201$</td><td>$V = 250q + 0.5q (n - 200)$</td></tr> </table> <p>この表において、n、V 及び q は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>n 処理対象人員 (単位 人)</p> <p>V 有効容量 (単位 立方メートル)</p> <p>q 1 人当たりの日平均汚水量 (単位 立方メートル)</p> <p>(ハ) 第 1 室の有効容量は、沈殿分離槽の有効容量のおおむね 3 分の 2 とすること。</p> <p>(ニ) 各室の有効水深は、1.8 メートル以上 4 メートル以下とすること。</p>	$n \leq 100$	$V = 1.5qn$	$101 \leq n \leq 200$	$V = 150q + q (n - 100)$	$n \geq 201$	$V = 250q + 0.5q (n - 200)$	<p>一 回転板接触方式</p> <p>(一) 及び (四) から (六) までに定める構造の沈殿分離槽、回転板接触槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせた構造で処理対象人員が 51 人以上 500 人以下であるものは (二) から (六) までに定める構造のスクリーン、流量調整槽、回転板接触槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、(七) に定める構造の汚泥濃縮貯留槽 (処理対象人員が 501 人以上の場合においては、(八) 及び (九) に定める構造の汚泥濃縮槽及び汚泥貯留槽) を備えた構造で処理対象人員が 201 人以上 2,000 人以下であるもの。</p> <p>(一) 沈殿分離槽</p> <p>(イ) 2 室に区分し、直列に接続すること。</p> <p>(ロ) 有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。</p> <table border="1" data-bbox="1228 786 1375 1469"> <tr><td>$n \leq 100$</td><td>$V = 1.5qn$</td></tr> <tr><td>$101 \leq n \leq 200$</td><td>$V = 150q + q (n - 100)$</td></tr> <tr><td>$n \geq 201$</td><td>$V = 250q + 0.5q (n - 200)$</td></tr> </table> <p>この表において、n、V 及び q は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>n 処理対象人員 (単位 人)</p> <p>V 有効容量 (単位 立方メートル)</p> <p>q 1 人当たりの日平均汚水量 (単位 立方メートル)</p> <p>(ハ) 第 1 室の有効容量は、沈殿分離槽の有効容量のおおむね 3 分の 2 とすること。</p> <p>(ニ) 各室の有効水深は、2 メートル以上 4 メートル以下とすること。</p>	$n \leq 100$	$V = 1.5qn$	$101 \leq n \leq 200$	$V = 150q + q (n - 100)$	$n \geq 201$	$V = 250q + 0.5q (n - 200)$	<p>一 回転板接触方式</p> <p>(一) 及び (四) から (六) までに定める構造の沈殿分離槽、回転板接触槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせた構造で処理対象人員が 51 人以上 500 人以下であるものは (二) から (六) までに定める構造のスクリーン、流量調整槽、回転板接触槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、(七) に定める構造の汚泥濃縮貯留槽 (処理対象人員が 501 人以上の場合においては、(八) 及び (九) に定める構造の汚泥濃縮槽及び汚泥貯留槽) を備えた構造で処理対象人員が 201 人以上 2,000 人以下であるもの。</p> <p>(一) 沈殿分離槽</p> <p>(イ) 2 室に区分し、直列に接続すること。</p> <p>(ロ) 有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。</p> <table border="1" data-bbox="1228 97 1375 786"> <tr><td>$n \leq 100$</td><td>$V = 1.5qn$</td></tr> <tr><td>$101 \leq n \leq 200$</td><td>$V = 150q + q (n - 100)$</td></tr> <tr><td>$n \geq 201$</td><td>$V = 250q + 0.5q (n - 200)$</td></tr> </table> <p>この表において、n、V 及び q は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>n 処理対象人員 (単位 人)</p> <p>V 有効容量 (単位 立方メートル)</p> <p>q 1 人当たりの日平均汚水量 (単位 立方メートル)</p> <p>(ハ) 第 1 室の有効容量は、沈殿分離槽の有効容量のおおむね 3 分の 2 とすること。</p> <p>(ニ) 各室の有効水深は、2 メートル以上 4 メートル以下とすること。</p>	$n \leq 100$	$V = 1.5qn$	$101 \leq n \leq 200$	$V = 150q + q (n - 100)$	$n \geq 201$	$V = 250q + 0.5q (n - 200)$
$n \leq 100$	$V = 1.5qn$																										
$101 \leq n \leq 200$	$V = 150q + q (n - 100)$																										
$n \geq 201$	$V = 250q + 0.5q (n - 200)$																										
$n \leq 100$	$V = 1.5qn$																										
$101 \leq n \leq 200$	$V = 150q + q (n - 100)$																										
$n \geq 201$	$V = 250q + 0.5q (n - 200)$																										
$n \leq 100$	$V = 1.5qn$																										
$101 \leq n \leq 200$	$V = 150q + q (n - 100)$																										
$n \geq 201$	$V = 250q + 0.5q (n - 200)$																										
$n \leq 100$	$V = 1.5qn$																										
$101 \leq n \leq 200$	$V = 150q + q (n - 100)$																										
$n \geq 201$	$V = 250q + 0.5q (n - 200)$																										

改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号	改正 平成 3 年建設省告示第 135 号	改正 昭和 63 年建設省告示第 342 号	制定 昭和 55 年建設省告示第 1292 号
<p>(ホ) 第 1 室においては、流入管の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね3 分の 1 から 4 分の 1 までの深さとし、沈殿汚泥を攪乱しない構造とすること。</p> <p>(ハ) 各室においては、流出管又はパツフルの下端の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね2 分の 1 から 3 分の 1 までの深さとし、浮上物の流出し難い構造とすること。</p> <p>(ト) ポンプにより沈殿分離槽へ汚水を移送する場合には、当該ポンプの 1 日当たりの送水容量を日平均汚水容量のおおむね2.5 倍に相当する容量とし、ポンプ升の有効容量は、当該ポンプで移送した場合に、汚水があふれ出ない容量とすること。</p> <p>(チ) 流入水の流量変動が大きい場合には、流量を調整することができる構造とすること。</p> <p>(ニ) スクリュー</p> <p>(イ) 荒目スクリーン（処理対象人員が 500 人以下の場合においては、荒目スクリーン及び沈砂槽に代えて、ばつ気型スクリーンを設けることができる。）及び微細目スクリーンをこの順序に組み合わせた構造とすること。ただし、微細目スクリーンは、流量調整槽の次に設けることができる。</p> <p>(ロ) 荒目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね 50 ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とすること。</p> <p>(ハ) ばつ気型スクリーンは、目幅の有効間隔を 30 ミリメートルから 50 ミリメートル程度とし、下部に散気装置を設け、スクリーンに付着した汚物等を除去することができる構造とするほか、除去した汚物等及び砂等を貯留することができる構造とすること。</p> <p>(ニ) 微細目スクリーンは、目幅の有効間隔を 1 ミリメートルから 2.5 ミリメートル程度とし、スクリーンに付着した汚物等を自動的に除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とするとともに、目幅の有効間隔が 5 ミリメートル以下のスクリーンを備えた副水路を設けること。</p>	<p>(ホ) 第 1 室においては、流入管の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね 3 分の 1 の深さとし、沈殿汚泥を攪乱しない構造とすること。</p> <p>(ハ) 各室においては、流出管又はパツフルの下端の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね 2 分の 1 の深さとし、浮上物の流出し難い構造とすること。</p> <p>(ト) ポンプにより沈殿分離槽へ汚水を移送する場合には、当該ポンプの 1 日当たりの送水容量を日平均汚水容量の 2.5 倍に相当する容量以上とし、ポンプ升の有効容量は、当該ポンプで移送した場合に、汚水があふれ出ない容量とすること。</p> <p>(チ) 処理対象人員が 201 人以上のもので流入水の流量変動が大きい場合には、流量を調整することができる構造とすること。</p> <p>(ニ) スクリュー</p> <p>(イ) 荒目スクリーン及び微細目スクリーンをこの順序に組み合わせた構造とすること。ただし、微細目スクリーンは、流量調整槽の次に設けることができる。</p> <p>(ロ) 荒目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね 50 ミリメートルとし、砂だまり等を設けること。</p> <p>(ハ) 微細目スクリーンは、目幅の有効間隔を 1 ミリメートルから 2.5 ミリメートル程度とし、目幅の有効間隔が 5 ミリメートル以下のスクリーンを備えた副水路を設けること。</p>	<p>(ホ) 第 1 室においては、流入管の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね 3 分の 1 の深さとし、沈殿汚泥を攪乱しない構造とすること。</p> <p>(ハ) 各室においては、流出管又はパツフルの下端の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね 2 分の 1 の深さとし、浮上物の流出し難い構造とすること。</p> <p>(ト) ポンプにより沈殿分離槽へ汚水を移送する場合には、当該ポンプの 1 日当たりの送水容量を日平均汚水容量の 2.5 倍に相当する容量以上とし、ポンプ升の有効容量は、当該ポンプで移送した場合に、汚水があふれ出ない容量とすること。</p> <p>(チ) 処理対象人員が 201 人以上のもので流入水の流量変動が大きい場合には、流量を調整することができる構造とすること。</p> <p>(ニ) スクリュー</p> <p>(イ) 荒目スクリーン及び微細目スクリーンをこの順序に組み合わせた構造とすること。ただし、微細目スクリーンは、流量調整槽の次に設けることができる。</p> <p>(ロ) 荒目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね 50 ミリメートルとし、砂だまり等を設けること。</p> <p>(ハ) 微細目スクリーンは、目幅の有効間隔を 1 ミリメートルから 2.5 ミリメートル程度とし、目幅の有効間隔が 5 ミリメートル以下のスクリーンを備えた副水路を設けること。</p>	<p>(ホ) 第 1 室においては、流入管の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね 3 分の 1 の深さとし、沈殿汚泥を攪乱しない構造とすること。</p> <p>(ハ) 各室においては、流出管又はパツフルの下端の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね 2 分の 1 の深さとし、浮上物の流出し難い構造とすること。</p> <p>(ト) ポンプにより沈殿分離槽へ汚水を移送する場合には、当該ポンプの 1 日当たりの送水容量を日平均汚水容量の 2.5 倍に相当する容量以上とし、ポンプ升の有効容量は、当該ポンプで移送した場合に、汚水があふれ出ない容量以上とすること。</p> <p>(チ) 処理対象人員が 201 人以上のもので流入水の流量変動が大きい場合には、流量を調整することができる構造とすること。</p> <p>(ニ) スクリュー</p> <p>(イ) 荒目スクリーン及び微細目スクリーンをこの順序に組み合わせた構造とすること。ただし、微細目スクリーンは、流量調整槽の次に設けることができる。</p> <p>(ロ) 荒目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね 50 ミリメートルとし、砂だまり等を設けること。</p> <p>(ハ) 微細目スクリーンは、目幅の有効間隔を 1 ミリメートルから 2.5 ミリメートル程度とし、目幅の有効間隔が 5 ミリメートル以下のスクリーンを備えた副水路を設けること。</p>

改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号	改正 平成 3 年建設省告示第 135 号	改正 昭和 63 年建設省告示第 342 号	制定 昭和 55 年建設省告示第 1292 号
<p>(ホ) 微細目スクリーンを流量調整槽の前に設ける場合は、破砕装置と組み合わせること。ただし、処理対象人員が 500 人以下の場合においては、この限りでない。</p> <p>(ハ) 破砕装置は、汚物等を有効に破砕することができる構造とし、目幅の有効間隔がおおむね 20 ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。</p> <p>(三) 沈砂槽</p> <p>(イ) 有効容量は、1 時間当たりの最大汚水量の 60 分の 1 に相当する容量以上とすること。ただし、ばつ気装置を設ける場合においては、1 時間当たりの最大汚水量の 60 分の 3 に相当する容量以上とし、かつ、消泡装置を設けるものとする。</p> <p>(ロ) 槽の底部は、ホッパー型とし、排砂装置を設けること。</p> <p>(ハ) 槽の底部から排砂装置により排出された砂等を貯留する排砂槽を設けること。</p> <p>(四) 流量調整槽</p> <p>(イ) 流量調整槽から移送する 1 時間当たりの汚水量は、当該槽に流入する日平均汚水量の 24 分の 1 の 1.5 倍以下となる構造とすること。</p> <p>(ロ) 汚水を攪拌することができる装置を設けること。</p> <p>(ハ) 有効水深は、1 メートル（処理対象人員が 501 人以上の場合においては、1.5 メートル）以上とすること。ただし、槽の底部及び上端から 50 センチメートルまでの部分を当該有効水深に含めないものとする。</p> <p>(ニ) 当該槽において、異常に水位が上昇した場合に、次の槽に有効に汚水を移送することができる構造とすること。</p> <p>(ホ) ポンプにより汚水を移送する場合には、2 台以上のポンプを設けること。</p> <p>(ハ) 当該槽に流入する 1 日当たりの汚水量を計量し、及び記録することができる装置を設けること。</p> <p>(ト) 当該槽から移送する 1 時間当たりの汚水量を容易に調整し、及び計量することができる装置を設けること。</p> <p>(五) 回転板接触槽</p> <p>(イ) 3 室以上に区分し、汚水が長時間回転板に接触する構造とすること。</p>	<p>(ニ) スクリーンに付着した汚物等を除去することができる装置を設けること。</p> <p>(三) 流量調整槽</p> <p>(イ) 流量調整槽から移送する 1 時間当たりの汚水量は、当該槽に流入する日平均汚水量の 24 分の 1 の 1.5 倍以下となる構造とし、かつ、当該汚水量を計量することができる装置を設けること。</p> <p>(ロ) 汚水を攪拌することができる装置を設けること。</p> <p>(ハ) 有効水深は、1 メートル（処理対象人員が 501 人以上の場合においては、1.5 メートル）以上とすること。ただし、槽の底部及び上端から 50 センチメートルまでの部分を当該有効水深に含めないものとする。</p> <p>(ニ) 当該槽において、異常に水位が上昇した場合に、次の槽に有効に汚水を移送することができる構造とすること。</p> <p>(ホ) ポンプにより汚水を移送する場合には、2 台以上のポンプを設けること。</p> <p>(四) 回転板接触槽</p> <p>(イ) 3 室以上に区分し、汚水が長時間回転板に接触する構造とすること。</p>	<p>(ニ) スクリーンに付着した汚物等を除去することができる装置を設けること。</p> <p>(三) 流量調整槽</p> <p>(イ) 流量調整槽から移送する 1 時間当たりの汚水量は、当該槽に流入する日平均汚水量の 24 分の 1 の 1.5 倍以下となる構造とし、かつ、当該汚水量を計量することができる装置を設けること。</p> <p>(ロ) 汚水を攪拌することができる装置を設けること。</p> <p>(ハ) 有効水深は、1 メートル（処理対象人員が 501 人以上の場合においては、1.5 メートル）以上とすること。ただし、槽の底部及び上端から 50 センチメートルまでの部分を当該有効水深に含めないものとする。</p> <p>(ニ) 当該槽において、異常に水位が上昇した場合に、次の槽に有効に汚水を移送することができる構造とすること。</p> <p>(ホ) ポンプにより汚水を移送する場合には、2 台以上のポンプを設けること。</p> <p>(四) 回転板接触槽</p> <p>(イ) 3 室以上に区分し、汚水が長時間回転板に接触する構造とすること。</p>	<p>(ニ) スクリーンに付着した汚物等を除去することができる装置を設けること。</p> <p>(三) 流量調整槽</p> <p>(イ) 流量調整槽から移送する 1 時間当たりの汚水量は、当該槽に流入する日平均汚水量の 24 分の 1 の 1.5 倍以下となる構造とし、かつ、当該汚水量を計量することができる装置を設けること。</p> <p>(ロ) 汚水を攪拌することができる装置を設けること。</p> <p>(ハ) 有効水深は、1 メートル（処理対象人員が 501 人以上の場合においては、1.5 メートル）以上とすること。ただし、槽の底部及び上端から 50 センチメートルまでの部分を当該有効水深に含めないものとする。</p> <p>(ニ) 当該槽において、異常に水位が上昇した場合に、次の槽に有効に汚水を移送することができる構造とすること。</p> <p>(ホ) ポンプにより汚水を移送する場合には、2 台以上のポンプを設けること。</p> <p>(四) 回転板接触槽</p> <p>(イ) 3 室以上に区分し、汚水が長時間回転板に接触する構造とすること。</p>

改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号	改正 平成 3 年建設省告示第 135 号	改正 昭和 63 年建設省告示第 342 号	制定 昭和 55 年建設省告示第 1292 号
<p>(ロ) 有効容量は、流量調整槽を設けない場合にあっては日平均汚水量の 4 分の 1 に相当する容量以上、流量調整槽を設ける場合にあっては日平均汚水量の 6 分の 1 に相当する容量以上とすること。</p> <p>(ハ) 回転板の表面積は、回転板の表面積 1 平方メートルに對する 1 日当たりの平均の流入水の BOD (以下「日平均流入水 BOD」という。) が 12 グラム以下となるようにすること。</p> <p>(ニ) 回転板は、その表面積のおおむね 40 パーセントが汚水に接触すること。</p> <p>(ホ) 回転板は、回転板相互の間隔を 20 ミリメートル以上とし、生物膜が付着しやすい構造とすること。</p> <p>(ヘ) 回転板の円周速度は、1 分間につき 20 メートル以下とすること。</p> <p>(ト) 槽の壁及び底部は、回転板との間隔を回転板の径のおおむね 10 パーセントとする等汚泥の堆積が生じ難く、かつ、汚水が回転板に有効に接触する構造とすること。</p> <p>(チ) 槽には上家等を設け、かつ、通気を十分に行うことができる構造とすること。</p> <p>(六) 沈殿槽</p> <p>(イ) 有効容量は、流量調整槽を設けない場合にあっては日平均汚水量の 6 分の 1 に相当する容量以上、流量調整槽を設ける場合にあっては日平均汚水量の 8 分の 1 に相当する容量以上とすること。ただし、処理対象人員が 90 人以下の場合にあっては、次の表の計算式によって計算した容量以上とすること。</p>	<p>(ロ) 有効容量は、流量調整槽を設けない場合にあっては日平均汚水量の 4 分の 1 に相当する容量以上、流量調整槽を設ける場合にあっては日平均汚水量の 6 分の 1 に相当する容量以上とすること。</p> <p>(ハ) 回転板の表面積は、回転板の表面積 1 平方メートルに對する 1 日当たりの平均の流入水の BOD (以下「日平均流入水 BOD」という。) が 12 グラム以下となるようにすること。</p> <p>(ニ) 回転板は、その表面積のおおむね 40 パーセントが汚水に接触すること。</p> <p>(ホ) 回転板は、回転板相互の間隔を 20 ミリメートル以上とし、生物膜が付着しやすい構造とすること。</p> <p>(ヘ) 回転板の円周速度は、1 分間につき 20 メートル以下とすること。</p> <p>(ト) 槽の壁及び底部は、回転板との間隔を回転板の径のおおむね 10 パーセントとする等汚泥の堆積が生じ難く、かつ、汚水が回転板に有効に接触する構造とすること。</p> <p>(チ) 槽には上家等を設け、かつ、通気を十分に行うことができる構造とすること。</p> <p>(五) 沈殿槽</p> <p>(イ) 有効容量は、流量調整槽を設けない場合にあっては日平均汚水量の 6 分の 1 に相当する容量以上、流量調整槽を設ける場合にあっては日平均汚水量の 8 分の 1 に相当する容量以上とすること。ただし、これらの容量が 3 立方メートル未満の場合においては、3 立方メートルとする。</p>	<p>(ロ) 有効容量は、流量調整槽を設けない場合にあっては日平均汚水量の 4 分の 1 に相当する容量以上、流量調整槽を設ける場合にあっては日平均汚水量の 6 分の 1 に相当する容量以上とすること。</p> <p>(ハ) 回転板の表面積は、回転板の表面積 1 平方メートルに對する 1 日当たりの平均の流入水の BOD (以下「日平均流入水 BOD」という。) が 12 グラム以下となるようにすること。</p> <p>(ニ) 回転板は、その表面積のおおむね 40 パーセントが汚水に接触すること。</p> <p>(ホ) 回転板は、回転板相互の間隔を 20 ミリメートル以上とし、生物膜が付着しやすい構造とすること。</p> <p>(ヘ) 回転板の円周速度は、1 分間につき 20 メートル以下とすること。</p> <p>(ト) 槽の壁及び底部は、回転板との間隔を回転板の径のおおむね 10 パーセントとする等汚泥の堆積が生じ難く、かつ、汚水が回転板に有効に接触する構造とすること。</p> <p>(チ) 槽には上家等を設け、かつ、通気を十分に行うことができる構造とすること。</p> <p>(五) 沈殿槽</p> <p>(イ) 有効容量は、流量調整槽を設けない場合にあっては日平均汚水量の 6 分の 1 に相当する容量以上、流量調整槽を設ける場合にあっては日平均汚水量の 8 分の 1 に相当する容量以上とすること。ただし、これらの容量が 3 立方メートル未満の場合においては、3 立方メートルとする。</p>	<p>(ロ) 有効容量は、流量調整槽を設けない場合にあっては日平均汚水量の 4 分の 1 に相当する容量以上、流量調整槽を設ける場合にあっては日平均汚水量の 6 分の 1 に相当する容量以上とすること。</p> <p>(ハ) 回転板の表面積は、回転板の表面積 1 平方メートルに對する 1 日当たりの平均の流入水の BOD (以下「日平均流入水 BOD」という。) が 12 グラム以下となるようにすること。</p> <p>(ニ) 回転板は、その表面積のおおむね 40 パーセントが汚水に接触すること。</p> <p>(ホ) 回転板は、回転板相互の間隔を 20 ミリメートル以上とし、生物膜が付着しやすい構造とすること。</p> <p>(ヘ) 回転板の円周速度は、1 分間につき 20 メートル以下とすること。</p> <p>(ト) 槽の壁及び底部は、回転板との間隔を回転板の径のおおむね 10 パーセントとする等汚泥の堆積が生じ難く、かつ、汚水が回転板に有効に接触する構造とすること。</p> <p>(チ) 槽には上家等を設け、かつ、通気を十分に行うことができる構造とすること。</p> <p>(五) 沈殿槽</p> <p>(イ) 有効容量は、流量調整槽を設けない場合にあっては日平均汚水量の 6 分の 1 に相当する容量以上、流量調整槽を設ける場合にあっては日平均汚水量の 8 分の 1 に相当する容量以上とすること。ただし、これらの容量が 3 立方メートル未満の場合においては、3 立方メートルとする。</p>
<p>$V=2.3+(15q-2.3)(n-50)/40$</p> <p>この表において、n、V及びqは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>n 処理対象人員 (単位 人)</p> <p>V 有効容量 (単位 立方メートル)</p> <p>q 1 人当たりの日平均汚水量 (単位 立方メートル)</p> <p>(ロ) 槽の水面の面積は、水面積負荷が流量調整槽を設けない場合にあっては 8 立方メートル以下、流量調整槽を設ける場合にあっては 12 立方メートル (処理対象人員が 500 人を超える部分については、15 立方メートル) 以下となるようにすること。</p>	<p>(ロ) 槽の水面の面積は、水面積負荷が流量調整槽を設けない場合にあっては 8 立方メートル以下、流量調整槽を設ける場合にあっては 12 立方メートル (処理対象人員が 500 人を超える部分については、15 立方メートル) 以下となるようにすること。</p>	<p>(ロ) 槽の水面の面積は、水面積負荷が流量調整槽を設けない場合にあっては 8 立方メートル以下、流量調整槽を設ける場合にあっては 12 立方メートル (処理対象人員が 500 人を超える部分については、15 立方メートル) 以下となるようにすること。</p>	<p>(ロ) 槽の水面の面積は、水面の面積 1 平方メートル当たりの日平均汚水量 (以下「水面積負荷」という。) が流量調整槽を設けない場合にあっては 8 立方メートル以下、流量調整槽を設ける場合にあっては 12 立方メートル (処理対象人員が 500 人を超える部分については、15 立方メートル) 以下となるようにすること。</p>

改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号	改正 平成 3 年建設省告示第 135 号	改正 昭和 63 年建設省告示第 342 号	制定 昭和 55 年建設省告示第 1292 号
<p>(ハ) 越流せきを設けて沈殿槽から汚水が越流する構造とし、越流せきの長さは、越流負荷が流量調整槽を設けない場合にあっては 30 立方メートル以下、流量調整槽を設ける場合にあっては 45 立方メートル（処理対象人員が 500 人を超える部分については、50 立方メートル）以下となるようにすること。</p> <p>(ニ) 有効水深は、処理対象人員が 100 人以下の場合にあっては 1 メートル以上、101 人以上 500 人以下の場合にあっては 1.5 メートル以上、501 人以上の場合にあっては 2 メートル以上とすること。ただし、槽の底部がホッパー型の場合においては、ホッパー部の高さの 2 分の 1 に相当する長さを当該有効水深に含めないものとする。</p> <p>(ホ) 槽の底部がホッパー型の場合においては、当該槽の平面の形状を円形又は正多角形（正三角形を除く。）とすること。</p> <p>(ヘ) ホッパーは、勾配を水平面に対し 60 度以上とし、底部を汚泥の有効な引抜きをすることができる構造とすること。</p> <p>(ト) 汚泥を有効に集積し、かつ、自動的に引き抜くことにより、沈殿分離槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備へ移送することができる構造とすること。</p> <p>(チ) 浮上物が生ずるおそれのあるものにあつては、浮上物を除去することができる装置を設けること。</p> <p>(七) 消毒槽</p> <p>第 1 第一号の（四）に定める構造とすること。</p> <p>(八) 汚泥濃縮貯留槽</p> <p>(イ) 汚泥の濃縮により生じた脱離液を流量調整槽へ移送することができる構造とすること。</p> <p>(ロ) 有効容量は、流入汚泥量及び濃縮汚泥の搬出計画に見合う容量とし、有効水深は、1.5 メートル以上 5 メートル以下とすること。</p> <p>(ハ) 流入管の開口部及び流出管又はパツルの下端の開口部は、汚泥の固液分離を妨げない構造とすること。</p> <p>(ニ) 汚泥の搬出を容易に行うことができる構造とすること。</p> <p>(ホ) 槽内を攪拌することができる装置を設けること。</p>	<p>(ハ) 越流せきを設けて沈殿槽から汚水が越流する構造とし、越流せきの長さは、越流負荷が流量調整槽を設けない場合にあっては 30 立方メートル以下、流量調整槽を設ける場合にあっては 45 立方メートル（処理対象人員が 500 人を超える部分については、50 立方メートル）以下となるようにすること。</p> <p>(ニ) 有効水深は、処理対象人員が 100 人以下の場合にあっては 1 メートル以上、101 人以上 500 人以下の場合にあっては 1.5 メートル以上、501 人以上の場合にあっては 2 メートル以上とすること。ただし、槽の底部がホッパー型の場合においては、ホッパー部の高さの 2 分の 1 に相当する長さを当該有効水深に含めないものとする。</p> <p>(ホ) 処理対象人員が 500 人以下の場合においては、当該槽の平面の形状を円形又は正多角形（正三角形を除く。）とすること。</p> <p>(ヘ) ホッパーは、勾配を水平面に対し 60 度以上とし、底部を汚泥の有効な引抜きをすることができる構造とすること。</p> <p>(ト) 汚泥を有効に集積し、かつ、自動的に引き抜くことにより、沈殿分離槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮槽へ移送することができる構造とすること。</p> <p>(チ) 浮上物が生ずるおそれのあるものにあつては、浮上物を除去することができる装置を設けること。</p> <p>(六) 消毒槽</p> <p>第 1 第一号の（四）に定める構造とすること。</p> <p>(七) 汚泥濃縮貯留槽</p> <p>(イ) 汚泥の濃縮により生じた脱離液を流量調整槽へ移送することができる構造とすること。</p> <p>(ロ) 有効容量は、流入汚泥量及び濃縮汚泥の搬出計画に見合う容量とすること。</p> <p>(ハ) 汚泥の搬出を容易に行うことができる構造とすること。</p> <p>(ニ) 槽内を攪拌することができる装置を設けること。</p>	<p>(ハ) 越流せきを設けて沈殿槽から汚水が越流する構造とし、越流せきの長さは、越流負荷が流量調整槽を設けない場合にあっては 30 立方メートル以下、流量調整槽を設ける場合にあっては 45 立方メートル（処理対象人員が 500 人を超える部分については、50 立方メートル）以下となるようにすること。</p> <p>(ニ) 有効水深は、処理対象人員が 100 人以下の場合にあっては 1 メートル以上、101 人以上 500 人以下の場合にあっては 1.5 メートル以上、501 人以上の場合にあっては 2 メートル以上とすること。ただし、槽の底部がホッパー型の場合においては、ホッパー部の高さの 2 分の 1 に相当する長さを当該有効水深に含めないものとする。</p> <p>(ホ) 処理対象人員が 500 人以下の場合においては、当該槽の平面の形状を円形又は正多角形（正三角形を除く。）とすること。</p> <p>(ヘ) ホッパーは、勾配を水平面に対し 60 度以上とし、底部を汚泥の有効な引抜きをすることができる構造とすること。</p> <p>(ト) 汚泥を有効に集積し、かつ、自動的に引き抜くことにより、沈殿分離槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮槽へ移送することができる構造とすること。</p> <p>(チ) 浮上物が生ずるおそれのあるものにあつては、浮上物を除去することができる装置を設けること。</p> <p>(六) 消毒槽</p> <p>第 1 第一号の（四）に定める構造とすること。</p> <p>(七) 汚泥濃縮貯留槽</p> <p>(イ) 汚泥の濃縮により生じた脱離液を流量調整槽へ移送することができる構造とすること。</p> <p>(ロ) 有効容量は、流入汚泥量及び濃縮汚泥の搬出計画に見合う容量とすること。</p> <p>(ハ) 汚泥の搬出を容易に行うことができる構造とすること。</p> <p>(ニ) 槽内を攪拌することができる装置を設けること。</p>	<p>(ハ) 越流せきを設けて沈殿槽から汚水が越流する構造とし、越流せきの長さは、長さ 1 メートル当たりの日平均汚水量（以下「越流負荷」という。）が流量調整槽を設けない場合にあっては 30 立方メートル以下、流量調整槽を設ける場合にあっては 45 立方メートル（処理対象人員が 500 人を超える部分については、50 立方メートル）以下となるようにすること。</p> <p>(ニ) 有効水深は、処理対象人員が 100 人以下の場合にあっては 1 メートル以上、101 人以上 500 人以下の場合にあっては 1.5 メートル以上、501 人以上の場合にあっては 2 メートル以上とすること。ただし、槽の底部がホッパー型の場合においては、ホッパー部の高さの 2 分の 1 以下の部分を当該有効水深に含めないものとする。</p> <p>(ホ) 処理対象人員が 500 人以下の場合においては、平面の形状を円形又は正多角形（正三角形を除く。）とすること。</p> <p>(ヘ) ホッパーは、勾配を水平面に対し 60 度以上とし、底部を汚泥の有効な引抜きをすることができる構造とすること。</p> <p>(ト) 汚泥を有効に集積し、かつ、自動的に引き抜いて、沈殿分離槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮水槽へ移送することができる構造とすること。</p> <p>(チ) 浮上物が生ずるおそれのあるものにあつては、浮上物を除去することができる装置を設けること。</p> <p>(六) 消毒槽</p> <p>第 1 第一号の（四）に定める構造とすること。</p> <p>(七) 汚泥濃縮貯留槽</p> <p>(イ) 汚泥の濃縮により生じた脱離液を流量調整水槽へ移送することができる構造とすること。</p> <p>(ロ) 有効容量は、流入汚泥量及び濃縮汚泥の搬出計画に見合う容量とすること。</p> <p>(ハ) 汚泥の搬出を容易に行うことができる構造とすること。</p> <p>(ニ) 槽内を攪拌することができる装置を設けること。</p>

改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号	改正 平成 3 年建設省告示第 135 号	改正 昭和 63 年建設省告示第 342 号	制定 昭和 55 年建設省告示第 1292 号
<p>(九) 汚泥濃縮設備 汚泥濃縮設備は、汚泥を濃縮し、脱離液を流量調整槽へ、濃縮汚泥を汚泥貯留槽へそれぞれ移送することができる構造とし、(イ)又は(ロ)によること。</p> <p>(イ) 汚泥濃縮槽</p> <p>(1) 有効容量は、濃縮汚泥の引抜計画に見合う容量とし、有効水深は、2メートル以上5メートル以下とすること。</p> <p>(2) 流入管の開口部及び流出管又はパツフルの下端の開口部は、汚泥の固液分離を妨げない構造とすること。</p> <p>(3) 汚泥かきよせ装置を設ける場合にあつては底部の勾配は100分の5以上とし、当該装置を設けない場合にあつては底部をホッパー型とし、ホッパーの勾配を水平面に対しては45度以上とすること。</p> <p>(ロ) 汚泥濃縮装置</p> <p>(1) 汚泥を脱離液と濃縮汚泥とに有効に分離することができる構造とすること。</p> <p>(2) 濃縮汚泥中の固形物の濃度をおおむね4パーセントに濃縮できる構造とすること。</p> <p>(十) 汚泥貯留槽</p> <p>(イ) 有効容量は、汚泥の搬出計画に見合う容量とすること。</p> <p>(ロ) 汚泥の搬出を容易に行うことができる構造とすること。</p> <p>(ハ) 槽内を攪乱することができる装置を設けること。</p> <p>二 接触ばつ気方式</p> <p>前号に定める尿尿浄化槽の構造で同号の(五)の回転板接触槽を(一)から(九)までに定める構造の接触ばつ気槽に置き換えた構造としたもの。</p> <p>(一) 2室以上に区分し、汚水が長時間接触材に接触する構造とすること。</p> <p>(二) 有効容量は、有効容量1立方メートルに対する日平均流入水BODが0.5キログラム以下となるようにし、かつ、日平均汚水量の5分の2に相当する容量以上とすること。</p> <p>(三) 第1室の有効容量は、第1室の有効容量1立方メートルに対する日平均流入水BODが0.8キログラム以下となるようにし、かつ、接触ばつ気槽の有効容量の5分の3に相当する容量以上とすること。</p>	<p>(八) 汚泥濃縮槽</p> <p>(イ) 汚泥を濃縮し、脱離液を流量調整槽へ、濃縮汚泥を汚泥貯留槽へそれぞれ移送することができる構造とすること。</p> <p>(ロ) 有効容量は、濃縮汚泥の引抜計画に見合う容量とし、有効水深は、2メートル以上5メートル以下とすること。ただし、汚泥を脱離液と濃縮汚泥とに有効に分離することができる装置を設けた場合においては、この限りでない。</p> <p>(ハ) 汚泥かきよせ装置を設ける場合にあつては底部の勾配は100分の5以上とし、当該装置を設けない場合にあつては底部をホッパー型とし、ホッパーの勾配を水平面に対しては45度以上とすること。ただし、汚泥を脱離液と濃縮汚泥とに有効に分離することができる装置を設けた場合においては、この限りでない。</p> <p>(九) 汚泥貯留槽</p> <p>(イ) 有効容量は、汚泥の搬出計画に見合う容量とすること。</p> <p>(ロ) 汚泥の搬出を容易に行うことができる構造とすること。</p> <p>二 接触ばつ気方式</p> <p>前号に定める尿尿浄化槽の構造で同号の(四)の回転板接触槽を(一)から(九)までに定める構造の接触ばつ気槽に置き換えた構造としたもの。</p> <p>(一) 2室以上に区分し、汚水が長時間接触材に接触する構造とすること。</p> <p>(二) 有効容量は、有効容量1立方メートルに対する日平均流入水BODが0.5キログラム以下となるようにし、かつ、日平均汚水量の5分の2に相当する容量以上とすること。</p> <p>(三) 第1室の有効容量は、第1室の有効容量1立方メートルに対する日平均流入水BODが0.8キログラム以下となるようにし、かつ、接触ばつ気槽の有効容量の5分の3に相当する容量以上とすること。</p>	<p>(八) 汚泥濃縮槽</p> <p>(イ) 汚泥を濃縮し、脱離液を流量調整槽へ、濃縮汚泥を汚泥貯留槽へそれぞれ移送することができる構造とすること。</p> <p>(ロ) 有効容量は、濃縮汚泥の引抜計画に見合う容量とし、有効水深は、2メートル以上5メートル以下とすること。ただし、汚泥を脱離液と濃縮汚泥とに有効に分離することができる装置を設けた場合においては、この限りでない。</p> <p>(ハ) 汚泥かきよせ装置を設ける場合にあつては底部の勾配は100分の5以上とし、当該装置を設けない場合にあつては底部をホッパー型とし、ホッパーの勾配を水平面に対しては45度以上とすること。ただし、汚泥を脱離液と濃縮汚泥とに有効に分離することができる装置を設けた場合においては、この限りでない。</p> <p>(九) 汚泥貯留槽</p> <p>(イ) 有効容量は、汚泥の搬出計画に見合う容量とすること。</p> <p>(ロ) 汚泥の搬出を容易に行うことができる構造とすること。</p> <p>二 接触ばつ気方式</p> <p>前号に定める尿尿浄化槽の構造で同号の(四)の回転板接触槽を(一)から(九)までに定める構造の接触ばつ気槽に置き換えた構造としたもの。</p> <p>(一) 2室以上に区分し、汚水が長時間接触材に接触する構造とすること。</p> <p>(二) 有効容量は、有効容量1立方メートルに対する日平均流入水BODが0.5キログラム以下となるようにし、かつ、日平均汚水量の5分の2に相当する容量以上とすること。</p> <p>(三) 第1室の有効容量は、第1室の有効容量1立方メートルに対する日平均流入水BODが0.8キログラム以下となるようにし、かつ、接触ばつ気槽の有効容量の5分の3に相当する容量以上とすること。</p>	<p>(八) 汚泥濃縮槽</p> <p>(イ) 汚泥を濃縮し、脱離液を流量調整槽へ、濃縮汚泥を汚泥貯留槽へそれぞれ移送することができる構造とすること。</p> <p>(ロ) 有効容量は、濃縮汚泥の引抜計画に見合う容量とし、有効水深は、2メートル以上5メートル以下とすること。ただし、汚泥を脱離液と濃縮汚泥とに有効に分離することができる装置を設けた場合においては、この限りでない。</p> <p>(ハ) 汚泥かきよせ装置を設ける場合にあつては底部の勾配は100分の5以上とし、当該装置を設けない場合にあつては底部をホッパー型とし、ホッパーの勾配を水平面に対しては45度以上とすること。ただし、汚泥を脱離液と濃縮汚泥とに有効に分離することができる装置を設けた場合においては、この限りでない。</p> <p>(九) 汚泥貯留槽</p> <p>(イ) 有効容量は、汚泥の搬出計画に見合う容量とすること。</p> <p>(ロ) 汚泥の搬出を容易に行うことができる構造とすること。</p> <p>二 接触ばつ気方式</p> <p>前号に定める尿尿浄化槽の構造で同号の(四)の回転板接触槽を(一)から(九)までに定める構造の接触ばつ気槽に置き換えた構造としたもの。</p> <p>(一) 2室以上に区分し、汚水が長時間接触材に接触する構造とすること。</p> <p>(二) 有効容量は、有効容量1立方メートルに対する日平均流入水BODが0.5キログラム以下となるようにし、かつ、日平均汚水量の5分の2に相当する容量以上とすること。</p> <p>(三) 第1室の有効容量は、第1室の有効容量1立方メートルに対する日平均流入水BODが0.8キログラム以下となるようにし、かつ、接触ばつ気槽の有効容量の5分の3に相当する容量以上とすること。</p>

改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号	改正 平成 3 年建設省告示第 135 号	改正 昭和 63 年建設省告示第 342 号	制定 昭和 55 年建設省告示第 1292 号
<p>(四) 有効水深は、1.5メートル以上5メートル以下とすること。</p> <p>(五) 有効容量に対する接触材の充填率は、55パーセント以上とし、接触ばつ気槽の底部との距離を適切に保持する等、当該槽内の循環流を妨げず、かつ、当該槽内の水流が短絡しないように充填すること。</p> <p>(六) 接触材は、生物膜による閉塞が生じ難い形状とし、生物膜が付着しやすく、十分な物理的強度を有する構造とすること。</p> <p>(七) ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に攪拌し、溶存酸素を1リットルにつき1ミリグラム以上に保持し、かつ、空気を容易に調整することができる構造とすること。</p> <p>(八) 各室は、生物膜を効率よく逆洗し、はく離することができる機能を有し、かつ、はく離汚泥その他の浮遊汚泥を引き抜き、沈殿分離槽、沈殿槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備へ移送することができる構造とすること。なお、ポンプ等により強制的に移送する場合には、移送量を調整することができる構造とすること。</p> <p>(九) 消泡装置を設けること。</p> <p>三 散水濾床方式</p> <p>第一号に定める尿尿浄化槽の構造で同号の(五)の回転板接触槽を(一)から(九)までに定める構造の散水濾床に置き換えた構造としたもの。</p> <p>(一) 濾材の部分の有効容量は、砕石を用いる場合にあつては濾材1立方メートルに対する日平均流入水BODが0.7キログラム以下、砕石以外のものを用いる場合にあつては濾材の表面積1平方メートルに対する日平均流入水BODが8グラム以下となるようにすること。</p> <p>(二) 濾材の部分の深さは、砕石を用いる場合にあつては1.2メートル以上、砕石以外のものを用いる場合にあつては2.5メートル以上とすること。</p>	<p>(四) 有効水深は、1.5メートル以上5メートル以下とすること。</p> <p>(五) 有効容量に対する接触材の充填率は、55パーセント以上とすること。</p> <p>(六) 接触材は、生物膜による閉塞が生じ難い形状とし、生物膜が付着しやすい構造とすること。</p> <p>(七) ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に攪拌し、溶存酸素をおおむね1PPMに保持するように十分な酸素を供給し、かつ、はく離汚泥を沈殿分離室に移送することができる構造とすること。</p> <p>(八) 第1室は、生物膜をはく離することができる機能を有し、かつ、はく離汚泥を引き抜き、沈殿分離槽、沈殿槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮槽へ移送することができる構造とすること。</p> <p>(九) 消泡装置を設けること。</p> <p>三 散水濾床方式</p> <p>第一号に定める尿尿浄化槽の構造で同号の(四)の回転板接触槽を(一)から(九)までに定める構造の散水濾床に置き換えた構造としたもの。</p> <p>(一) 濾材の部分の有効容量は、砕石を用いる場合にあつては濾材1立方メートルに対する日平均流入水BODが0.7キログラム以下、砕石以外のものを用いる場合にあつては濾材の表面積1平方メートルに対する日平均流入水BODが8グラム以下となるようにすること。</p> <p>(二) 濾材の部分の深さは、砕石を用いる場合にあつては1.2メートル以上、砕石以外のものを用いる場合にあつては2.5メートル以上とすること。</p>	<p>(四) 有効水深は、1.5メートル以上5メートル以下とすること。</p> <p>(五) 有効容量に対する接触材の充填率は、55パーセント以上とすること。</p> <p>(六) 接触材は、生物膜による閉塞が生じ難い形状とし、生物膜が付着しやすい構造とすること。</p> <p>(七) ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に攪拌し、溶存酸素をおおむね1PPMに保持するように十分な酸素を供給し、かつ、はく離汚泥を沈殿分離室に移送することができる構造とすること。</p> <p>(八) 第1室は、生物膜をはく離することができる機能を有し、かつ、はく離汚泥を引き抜き、沈殿分離槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮槽へ移送することができる構造とすること。</p> <p>(九) 消泡装置を設けること。</p> <p>三 散水濾床方式</p> <p>第一号に定める尿尿浄化槽の構造で同号の(四)の回転板接触槽を(一)から(九)までに定める構造の散水濾床に置き換えた構造としたもの。</p> <p>(一) 濾材の部分の有効容量は、砕石を用いる場合にあつては濾材1立方メートルに対する日平均流入水BODが0.7キログラム以下、砕石以外のものを用いる場合にあつては濾材の表面積1平方メートルに対する日平均流入水BODが8グラム以下となるようにすること。</p> <p>(二) 濾材の部分の深さは、砕石を用いる場合にあつては1.2メートル以上、砕石以外のものを用いる場合にあつては2.5メートル以上とすること。</p>	<p>(四) 有効水深は、1.5メートル以上5メートル以下とすること。</p> <p>(五) 有効容量に対する接触材の充填率は、55パーセント以上とすること。</p> <p>(六) 接触材は、生物膜による閉塞が生じ難い形状とし、生物膜が付着しやすい構造とすること。</p> <p>(七) ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に攪拌し、溶存酸素をおおむね1PPMに保持するように十分な酸素を供給し、かつ、はく離汚泥を沈殿分離室に移送することができる構造とすること。</p> <p>(八) 第1室は、生物膜をはく離することができる機能を有し、かつ、はく離汚泥を引き抜き、沈殿分離槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮槽へ移送することができる構造とすること。</p> <p>(九) 消泡装置を設けること。</p> <p>三 散水濾床方式</p> <p>第一号に定める尿尿浄化槽の構造で同号の(四)の回転板接触槽を(一)から(九)までに定める構造の散水濾床に置き換えた構造としたもの。</p> <p>(一) 濾材の部分の有効容量は、砕石を用いる場合にあつては濾材1立方メートルに対する日平均流入水BODが0.7キログラム以下、砕石以外のものを用いる場合にあつては濾材の表面積1平方メートルに対する日平均流入水BODが8グラム以下となるようにすること。</p> <p>(二) 濾材の部分の深さは、砕石を用いる場合にあつては1.2メートル以上、砕石以外のものを用いる場合にあつては2.5メートル以上とすること。</p>

改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号	改正 平成 3 年建設省告示第 135 号	改正 昭和 63 年建設省告示第 342 号	制定 昭和 55 年建設省告示第 1292 号
<p>(三) 散水量は、砕石を用いる場合にあつては濾床の表面積 1 平方メートルに対して 1 日当たり 10 立方メートル以下、砕石以外のものを用いる場合にあつては濾材の表面積 1 平方メートルに対して 1 日当たり 0.6 立方メートル以上とする。</p> <p>(四) 固定ノズル又は回転散水機（回転散水機の散水口と濾床の表面との間隔を 15 センチメートル以上としたものに限る。）によつて濾床の表面に均等に散水することができる構造とすること。</p> <p>(五) 濾材受けの下面と槽の底部との間隔は、30 センチメートル以上とし、かつ、槽の底部の勾配は、50 分の 1 以上とすること。</p> <p>(六) 送気及び排気のための通気設備を設けること。</p> <p>(七) 濾材には、径が 5 センチメートル以上 7.5 センチメートル以下の硬質の砕石又はこれと同等以上に好気性生物膜を生成しやすく、1 立方メートル当たりの表面積が 80 平方メートル以上、かつ空隙率が 90 パーセント以上であるものを用いること。</p> <p>(八) ポンプ升を有し、当該ポンプ升には、浮遊物によつて閉塞しない構造で、かつ、十分な処理能力を有する散水用ポンプを 2 台以上設けること。</p> <p>(九) 分水装置を有し、当該装置は、砕石を用いる場合にあつては日平均汚水量の 100 パーセントに相当する容量以上、砕石以外のものを用いる場合にあつては濾材の部分の深さが 2.5 メートルのときに日平均汚水量の 200 パーセント以上に相当する容量(濾材の部分の深さが異なる場合においては、当該深さに応じた容量) 以上の散水濾床からの流出水をポンプ升へ 1 日に移送することができる構造とすること。</p>	<p>(三) 散水量は、砕石を用いる場合にあつては濾床の表面積 1 平方メートルに対して 1 日当たり 10 立方メートル以下、砕石以外のものを用いる場合にあつては濾材の表面積 1 平方メートルに対して 1 日当たり 0.6 立方メートル以上とする。</p> <p>(四) 固定ノズル又は回転散水機（回転散水機の散水口と濾床の表面との間隔を 15 センチメートル以上としたものに限る。）によつて濾床の表面に均等に散水することができる構造とすること。</p> <p>(五) 濾材受けの下面と槽の底部との間隔は、30 センチメートル以上とし、かつ、槽の底部の勾配は、50 分の 1 以上とすること。</p> <p>(六) 送気及び排気のための通気設備を設けること。</p> <p>(七) 濾材には、径が 5 センチメートル以上 7.5 センチメートル以下の硬質の砕石又はこれと同等以上に好気性生物膜を生成しやすく、1 立方メートル当たりの表面積が 80 平方メートル以上、かつ空隙率が 90 パーセント以上であるものを用いること。</p> <p>(八) ポンプ升を有し、当該ポンプ升には、浮遊物によつて閉塞しない構造で、かつ、十分な処理能力を有する散水用ポンプを 2 台以上設けること。</p> <p>(九) 分水装置を有し、当該装置は、砕石を用いる場合にあつては日平均汚水量の 100 パーセントに相当する容量以上、砕石以外のものを用いる場合にあつては濾材の部分の深さが 2.5 メートルのときに日平均汚水量の 200 パーセント以上に相当する容量(濾材の部分の深さが異なる場合においては、当該深さに応じた容量) 以上の散水濾床からの流出水をポンプ升へ 1 日に移送することができる構造とすること。</p>	<p>(三) 散水量は、砕石を用いる場合にあつては濾床の表面積 1 平方メートルに対して 1 日当たり 10 立方メートル以下、砕石以外のものを用いる場合にあつては濾材の表面積 1 平方メートルに対して 1 日当たり 0.6 立方メートル以上とする。</p> <p>(四) 固定ノズル又は回転散水機（回転散水機の散水口と濾床の表面との間隔を 15 センチメートル以上としたものに限る。）によつて濾床の表面に均等に散水することができる構造とすること。</p> <p>(五) 濾材受けの下面と濾の底部との間隔は、30 センチメートル以上とし、かつ、濾の底部の勾配は、50 分の 1 以上とすること。</p> <p>(六) 送気及び排気のための通気設備を設けること。</p> <p>(七) 濾材には、径が 5 センチメートル以上 7.5 センチメートル以下の硬質の砕石又はこれと同等以上に好気性生物膜を生成しやすく、1 立方メートル当たりの表面積が 80 平方メートル以上、かつ空隙率が 90 パーセント以上であるものを用いること。</p> <p>(八) ポンプ升を有し、当該ポンプ升には、浮遊物によつて閉塞しない構造で、かつ、十分な処理能力を有する散水用ポンプを 2 台以上設けること。</p> <p>(九) 分水装置を有し、当該装置は、砕石を用いる場合にあつては日平均汚水量の 100 パーセントに相当する容量以上、砕石以外のものを用いる場合にあつては濾材の部分の深さが 2.5 メートルのときに日平均汚水量の 200 パーセント以上に相当する容量(濾材の部分の深さが異なる場合においては、当該深さに応じた容量) 以上の散水濾床からの流出水をポンプ升へ 1 日に移送することができる構造とすること。</p>	<p>(三) 散水量は、砕石を用いる場合にあつては濾床の表面積 1 平方メートルに対して 1 日当たり 10 立方メートル以下、砕石以外のものを用いる場合にあつては濾材の表面積 1 平方メートルに対して 1 日当たり 0.6 立方メートル以上とする。</p> <p>(四) 固定ノズル又は回転散水機（回転散水機の散水口と濾床の表面との間隔を 15 センチメートル以上としたものに限る。）によつて濾床の表面に均等に散水することができる構造とすること。</p> <p>(五) 濾材受けの下面と濾の底部との間隔は、30 センチメートル以上とし、かつ、濾の底部の勾配は、50 分の 1 以上とすること。</p> <p>(六) 送気及び排気のための通気設備を設けること。</p> <p>(七) 濾材には、径が 5 センチメートル以上 7.5 センチメートル以下の硬質の砕石又はこれと同等以上に好気性生物膜を生成しやすく、1 立方メートル当たりの表面積が 80 平方メートル以上、かつ空隙率が 90 パーセント以上であるものを用いること。</p> <p>(八) ポンプ升を有し、当該ポンプ升には、浮遊物によつて閉塞しない構造で、かつ、十分な処理能力を有する散水用ポンプを 2 台以上設けること。</p> <p>(九) 分水装置を有し、当該装置は、砕石を用いる場合にあつては日平均汚水量の 100 パーセントに相当する容量以上、砕石以外のものを用いる場合にあつては濾材の部分の深さが 2.5 メートルのときに日平均汚水量の 200 パーセント以上に相当する容量(濾材の部分の深さが異なる場合においては、当該深さに応じた容量) 以上の散水濾床からの流出水をポンプ升へ 1 日に移送することができる構造とすること。</p>

改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号	改正 平成 3 年建設省告示第 135 号	改正 昭和 63 年建設省告示第 342 号	制定 昭和 55 年建設省告示第 1292 号
<p>四 長時間ばつ気方式</p> <p>(一) 及び (二) に定める構造のスクリーン及び、沈砂槽に、沈澱槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、(七) に定める構造の汚泥濃縮貯留槽 (処理対象人員が 501 人以上の場合) においては、(八) 及び (九) に定める構造の汚泥濃縮貯留槽 (処理対象人員が 501 人以上の場合) においては、(八) 及び (九) に定める構造の汚泥濃縮貯留槽及び汚泥貯留槽) を備えた構造で処理対象人員が 201 人以上 2,000 人以下であるもの。</p> <p>(一) スクリーン</p> <p>(イ) 荒目スクリーンに細目スクリーン、破砕装置又は微細目スクリーンのいずれかをこの順序に組み合わせた構造とすること。ただし、微細目スクリーンにあつては、流量調整槽の次に設けることができる。</p> <p>(ロ) 荒目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね 50 ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができ、容易に掃除することができる構造とすること。</p> <p>(ハ) 細目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね 20 ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができ、容易に掃除することができる構造とすること。</p> <p>(ニ) 破砕装置は、汚物等を有効に破砕することができる構造とし、目幅の有効間隔をおおむね 20 ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。</p> <p>(ホ) 微細目スクリーンは、目幅の有効間隔を 1 ミリメートルから 2.5 ミリメートル程度とし、スクリーンに付着した汚物等を自動的に除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とすること。</p> <p>20 ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。</p>	<p>四 長時間ばつ気方式</p> <p>(一) 及び (二) に定める構造のスクリーン及び、沈砂槽 (<u>処理対象人員が 500 人以下の場合においては、沈砂槽を省略することができる。</u>) に、(三) から (六) までに定める構造の流量調整槽、ばつ気槽、沈澱槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、(七) に定める構造の汚泥濃縮貯留槽 (処理対象人員が 501 人以上の場合) においては、(八) 及び (九) に定める構造の汚泥濃縮貯留槽及び汚泥貯留槽) を備えた構造で処理対象人員が 201 人以上 2,000 人以下であるもの。</p> <p>(一) スクリーン</p> <p>(イ) 荒目スクリーンに細目スクリーン、破砕装置又は微細目スクリーンのいずれかをこの順序に組み合わせた構造とすること。ただし、微細目スクリーンにあつては、流量調整槽の次に設けることができる。</p> <p>(ロ) 荒目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね 50 ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができ、容易に掃除することができる構造とすること。</p> <p>(ハ) 細目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね 20 ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができ、容易に掃除することができる構造とすること。</p> <p>(ニ) 破砕装置は、汚物等を有効に破砕することができる構造とし、目幅の有効間隔をおおむね 20 ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。</p> <p>(ホ) 微細目スクリーンは、目幅の有効間隔を 1 ミリメートルから 2.5 ミリメートル程度とし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができ、容易に掃除することができる構造とすること。</p> <p>20 ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。</p>	<p>四 長時間ばつ気方式</p> <p>(一) 及び (二) に定める構造のスクリーン及び、沈砂槽 (処理対象人員が 500 人以下の場合) においては、沈砂槽を省略することができる。) に、(三) から (六) までに定める構造の流量調整槽、ばつ気槽、沈澱槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、(七) に定める構造の汚泥濃縮貯留槽 (処理対象人員が 501 人以上の場合) においては、(八) 及び (九) に定める構造の汚泥濃縮貯留槽及び汚泥貯留槽) を備えた構造で処理対象人員が 201 人以上 2,000 人以下であるもの。</p> <p>(一) スクリーン</p> <p>(イ) 荒目スクリーンに細目スクリーン、破砕装置又は微細目スクリーンのいずれかをこの順序に組み合わせた構造とすること。ただし、微細目スクリーンにあつては、流量調整槽の次に設けることができる。</p> <p>(ロ) 荒目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね 50 ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができ、容易に掃除することができる構造とすること。</p> <p>(ハ) 細目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね 20 ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができ、容易に掃除することができる構造とすること。</p> <p>(ニ) 破砕装置は、汚物等を有効に破砕することができる構造とし、目幅の有効間隔をおおむね 20 ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。</p> <p>(ホ) 微細目スクリーンは、目幅の有効間隔を 1 ミリメートルから 2.5 ミリメートル程度とし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができ、容易に掃除することができる構造とすること。</p> <p>20 ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。</p>	<p>四 長時間ばつ気方式</p> <p>(一) 及び (二) に定める構造のスクリーン及び、沈砂槽 (処理対象人員が 500 人以下の場合) においては、沈砂槽を省略することができる。) に、(三) から (六) までに定める構造の流量調整槽、ばつ気槽、沈澱槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、(七) に定める構造の汚泥濃縮貯留槽 (処理対象人員が 501 人以上の場合) においては、(八) 及び (九) に定める構造の汚泥濃縮貯留槽及び汚泥貯留槽) を備えた構造で処理対象人員が 201 人以上 2,000 人以下であるもの。</p> <p>(一) スクリーン</p> <p>(イ) 荒目スクリーンに細目スクリーン、破砕装置又は微細目スクリーンのいずれかをこの順序に組み合わせた構造とすること。ただし、微細目スクリーンにあつては、流量調整槽の次に設けることができる。</p> <p>(ロ) 荒目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね 50 ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができ、容易に掃除することができる構造とすること。</p> <p>(ハ) 細目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね 20 ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができ、容易に掃除することができる構造とすること。</p> <p>(ニ) 破砕装置は、汚物等を有効に破砕することができる構造とし、目幅の有効間隔をおおむね 20 ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。</p> <p>(ホ) 微細目スクリーンは、目幅の有効間隔を 1 ミリメートルから 2.5 ミリメートル程度とし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができ、容易に掃除することができる構造とすること。</p> <p>20 ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。</p>

改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号	改正 平成 3 年建設省告示第 135 号	改正 昭和 63 年建設省告示第 342 号	制定 昭和 55 年建設省告示第 1292 号
<p>(ハ) 微細目スクリーンを流量調整槽の前に設ける場合は、破砕装置と組み合わせること。</p> <p>(ト) 処理対象人員が 500 人以下の場合においては、(イ) から (ホ) までにかかわらず、第一号の (二) によること ができる。</p> <p>(二) 沈砂槽</p> <p>第一号の (三) に定める構造とすること。</p> <p>(三) 流量調整槽</p> <p>第一号の (四) に定める構造とすること。</p> <p>(四) ばつ気槽</p> <p>(イ) 有効容量は、有効容量 1 立方メートルに対する日平均流入水 BOD が 0.3 キログラム以下となるようにし、かつ、日平均汚水量の 3 分の 2 に相当する容量以上とすること。</p> <p>(ロ) 有効水深は、1.5 メートル (処理対象人員が 501 人以上の場合においては、2 メートル) 以上 5 メートル以下とすること。ただし、特殊な装置を設けた場合においては、5 メートルを超えることができる。</p> <p>(ハ) ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に攪乱し、溶存酸素をおおむね 1 リットルにつき 1 ミリグラム以上に保持し、かつ、空気を容易に調整することができる構造とすること。</p> <p>(ニ) 沈殿槽からの汚泥返送量を 容易に調整し、及び計量することができる装置を設けること。</p> <p>(ホ) 消泡装置を設けること。</p> <p>(五) 沈殿槽</p> <p>(イ) 有効容量は、日平均汚水量の 6 分の 1 に相当する容量以上とすること。</p> <p>(ロ) 槽の水面の面積は、水面積負荷が 8 立方メートル (処理対象人員が 500 人を超える部分については、15 立方メートル) 以下となるようにすること。</p>	<p>(ハ) 処理対象人員が 500 人以下の場合においては、(イ) から (ホ) までにかかわらず、第一号の (二) によること ができる。</p> <p>(二) 沈砂槽</p> <p>(イ) 有効容量は、1 時間当たりの最大汚水量の 60 分の 1 に相当する容量以上とすること。ただし、ばつ気装置を設ける場合においては、1 時間当たりの最大汚水量の 60 分の 3 に相当する容量以上とし、かつ、消泡装置を設けるものとする。</p> <p>(ロ) 排砂装置を備えた砂だまりを設けること。</p> <p>(三) 流量調整槽</p> <p>第一号の (三) に定める構造とすること。</p> <p>(四) ばつ気槽</p> <p>(イ) 有効容量は、有効容量 1 立方メートルに対する日平均流入水 BOD が 0.3 キログラム以下となるようにし、かつ、日平均汚水量の 3 分の 2 に相当する容量以上とすること。</p> <p>(ロ) 有効水深は、1.5 メートル (処理対象人員が 501 人以上の場合においては、2 メートル) 以上 5 メートル以下とすること。ただし、特殊な装置を設けた場合においては、5 メートルを超えることができる。</p> <p>(ハ) ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に攪拌し、溶存酸素をおおむね 1PPM に保持するように十分な酸素を供給することができる構造とすること。</p> <p>(ニ) 沈殿槽からの汚泥返送量を計量することができる装置を設けること。</p> <p>(ホ) 消泡装置を設けること。</p> <p>(五) 沈殿槽</p> <p>(イ) 有効容量は、日平均汚水量の 6 分の 1 に相当する容量 (3 立方メートル未満の場合においては、<u>3 立方メートル</u>) 以上とすること。</p> <p>(ロ) 槽の水面の面積は、水面積負荷が 8 立方メートル (処理対象人員が 500 人を超える部分については、15 立方メートル) 以下となるようにすること。</p>	<p>(ハ) 処理対象人員が 500 人以下の場合においては、(イ) から (ホ) までにかかわらず、第一号の (二) によること ができる。</p> <p>(二) 沈砂槽</p> <p>(イ) 有効容量は、1 時間当たりの最大汚水量の 60 分の 1 に相当する容量以上とすること。ただし、ばつ気装置を設ける場合においては、1 時間当たりの最大汚水量の 60 分の 3 に相当する容量以上とし、かつ、消泡装置を設けるものとする。</p> <p>(ロ) 排砂装置を備えた砂だまりを設けること。</p> <p>(三) 流量調整槽</p> <p>第一号の (三) に定める構造とすること。</p> <p>(四) ばつ気槽</p> <p>(イ) 有効容量は、有効容量 1 立方メートルに対する日平均流入水 BOD が 0.3 キログラム以下となるようにし、かつ、日平均汚水量の 3 分の 2 に相当する容量以上とすること。</p> <p>(ロ) 有効水深は、1.5 メートル (処理対象人員が 501 人以上の場合においては、2 メートル) 以上 5 メートル以下とすること。ただし、特殊な装置を設けた場合においては、5 メートルを超えることができる。</p> <p>(ハ) ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に攪拌し、溶存酸素をおおむね 1PPM に保持するように十分な酸素を供給することができる構造とすること。</p> <p>(ニ) 沈殿槽からの汚泥返送量を計量することができる装置を設けること。</p> <p>(ホ) 消泡装置を設けること。</p> <p>(五) 沈殿槽</p> <p>(イ) 有効容量は、日平均汚水量の 6 分の 1 に相当する容量 (3 立方メートル未満の場合においては、3 立方メートル) 以上とすること。</p> <p>(ロ) 槽の水面の面積は、水面積負荷が 8 立方メートル (処理対象人員が 500 人を超える部分については、15 立方メートル) 以下となるようにすること。</p>	<p>(ハ) 処理対象人員が 500 人以下の場合においては、(イ) から (ホ) までにかかわらず、第一号の (二) によること ができる。</p> <p>(二) 沈砂槽</p> <p>(イ) 有効容量は、1 時間当たりの最大汚水量の 60 分の 1 に相当する容量以上とすること。ただし、ばつ気装置を設ける場合においては、1 時間当たりの最大汚水量の 60 分の 3 に相当する容量以上とし、かつ、消泡装置を設けるものとする。</p> <p>(ロ) 排砂装置を備えた砂だまりを設けること。</p> <p>(三) 流量調整槽</p> <p>第一号の (三) に定める構造とすること。</p> <p>(四) ばつ気槽</p> <p>(イ) 有効容量は、有効容量 1 立方メートルに対する日平均流入水 BOD が 0.3 キログラム以下となるようにし、かつ、日平均汚水量の 3 分の 2 に相当する容量以上とすること。</p> <p>(ロ) 有効水深は、1.5 メートル (処理対象人員が 501 人以上の場合においては、2 メートル) 以上 5 メートル以下とすること。ただし、特殊な装置を設けた場合においては、5 メートルを超えることができる。</p> <p>(ハ) ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に攪拌し、溶存酸素をおおむね 1PPM に保持するように十分な酸素を供給することができる構造とすること。</p> <p>(ニ) 沈殿槽からの汚泥返送量を計量することができる装置を設けること。</p> <p>(ホ) 消泡装置を設けること。</p> <p>(五) 沈殿槽</p> <p>(イ) 有効容量は、日平均汚水量の 6 分の 1 に相当する容量 (3 立方メートル未満の場合においては、3 立方メートル) 以上とすること。</p> <p>(ロ) 槽の水面の面積は、水面積負荷が 8 立方メートル (処理対象人員が 500 人を超える部分については、15 立方メートル) 以下となるようにすること。</p>

改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号	改正 平成 3 年建設省告示第 135 号	改正 昭和 63 年建設省告示第 342 号	制定 昭和 55 年建設省告示第 1292 号
<p>(ハ) 越流せきを設けて沈殿槽から汚水が越流する構造とし、越流せきの長さは、越流負荷が 30 立方メートル（処理対象人員が 500 人を超える部分については、50 立方メートル）以下となるようにすること。</p> <p>(ニ) 有効水深は、1.5メートル（処理対象人員が 501 人以上の場合においては、2メートル）以上とすること。ただし、槽の底部がホッパー型の場合においては、ホッパー部の高さの 2 分の 1 に相当する長さを当該有効水深に含めないものとする。</p> <p>(ホ) 槽の底部がホッパー型の場合においては、当該平面の形状を円形又は正多角形（正三角形を除く。）とすること。</p> <p>(ヘ) ホッパーは、勾配を水平面に対し 60 度以上とし、底部を汚泥の有効な引抜きをすることができる構造とすること。</p> <p>(ト) 汚泥を有効に集積し、かつ、自動的に引き抜くことにより、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備へ移送するともに、ばつ気槽へ日平均汚水量の 200 パーセント以上に相当する汚泥を 1 日に移送することができる構造とすること。</p> <p>(チ) 浮上物が生ずるおそれのあるものにあつては、浮上物を除去することができる装置を設けること。</p> <p>(六) 消毒槽</p> <p>第 1 第一号の（四）に定める構造とすること。</p> <p>(七) 汚泥濃縮貯留槽</p> <p>第一号の（八）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、第一号の（八）の（イ）中「流量調整槽」を「流量調整槽又はばつ気槽」と読み替えるものとする。</p> <p>(八) 汚泥濃縮設備</p> <p>第一号の（九）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、第一号の（九）中「流量調整槽」を「流量調整槽又はばつ気槽」と読み替えるものとする。</p> <p>(九) 汚泥貯留槽</p> <p>第一号の（十）に定める構造とすること。</p>	<p>(ハ) 越流せきを設けて沈殿槽から汚水が越流する構造とし、越流せきの長さは、越流負荷が 30 立方メートル（処理対象人員が 500 人を超える部分については、50 立方メートル）以下となるようにすること。</p> <p>(ニ) 有効水深は、1.5メートル（処理対象人員が 501 人以上の場合においては、2メートル）以上とすること。ただし、槽の底部がホッパー型の場合においては、ホッパー部の高さの 2 分の 1 に相当する長さを当該有効水深に含めないものとする。</p> <p>(ホ) 処理対象人員が 500 人以下の場合においては、当該槽の平面の形状を円形又は正多角形（正三角形を除く。）とすること。</p> <p>(ヘ) ホッパーは、勾配を水平面に対し 60 度以上とし、底部を汚泥の有効な引抜きをすることができる構造とすること。</p> <p>(ト) 汚泥を有効に集積し、かつ、自動的に引き抜くことにより、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮槽へ移送し、及びばつ気槽へ日平均汚水量の 200 パーセント以上に相当する汚泥を 1 日に移送することができる構造とすること。</p> <p>(チ) 浮上物が生ずるおそれのあるものにあつては、浮上物を除去することができる装置を設けること。</p> <p>(六) 消毒槽</p> <p>第 1 第一号の（四）に定める構造とすること。</p> <p>(七) 汚泥濃縮貯留槽</p> <p>第一号の（七）に定める構造に準ずるものとする。この場合において、第一号の（七）の（イ）中「流量調整槽」を「ばつ気槽」と読み替えるものとする。</p> <p>(八) 汚泥濃縮槽</p> <p>第一号の（八）に定める構造に準ずるものとする。この場合において、第一号の（八）の（イ）中「流量調整槽」を「ばつ気槽」と読み替えるものとする。</p> <p>(九) 汚泥貯留槽</p> <p>第一号の（九）に定める構造とすること。</p>	<p>(ハ) 越流せきを設けて沈殿槽から汚水が越流する構造とし、越流せきの長さは、越流負荷が 30 立方メートル（処理対象人員が 500 人を超える部分については、50 立方メートル）以下となるようにすること。</p> <p>(ニ) 有効水深は、1.5メートル（処理対象人員が 501 人以上の場合においては、2メートル）以上とすること。ただし、槽の底部がホッパー型の場合においては、ホッパー部の高さの 2 分の 1 に相当する長さを当該有効水深に含めないものとする。</p> <p>(ホ) 処理対象人員が 500 人以下の場合においては、当該槽の平面の形状を円形又は正多角形（正三角形を除く。）とすること。</p> <p>(ヘ) ホッパーは、勾配を水平面に対し 60 度以上とし、底部を汚泥の有効な引抜きをすることができる構造とすること。</p> <p>(ト) 汚泥を有効に集積し、かつ、自動的に引き抜くことにより、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮槽へ移送し、及びばつ気槽へ日平均汚水量の 200 パーセント以上に相当する汚泥を 1 日に移送することができる構造とすること。</p> <p>(チ) 浮上物が生ずるおそれのあるものにあつては、浮上物を除去することができる装置を設けること。</p> <p>(六) 消毒槽</p> <p>第 1 第一号の（四）に定める構造とすること。</p> <p>(七) 汚泥濃縮貯留槽</p> <p>第一号の（七）に定める構造に準ずるものとする。この場合において、第一号の（七）の（イ）中「流量調整槽」を「ばつ気槽」と読み替えるものとする。</p> <p>(八) 汚泥濃縮槽</p> <p>第一号の（八）に定める構造に準ずるものとする。この場合において、第一号の（八）の（イ）中「流量調整槽」を「ばつ気槽」と読み替えるものとする。</p> <p>(九) 汚泥貯留槽</p> <p>第一号の（九）に定める構造とすること。</p>	<p>(ハ) 越流せきを設けて沈殿槽から汚水が越流する構造とし、越流せきの長さは、越流負荷が 30 立方メートル（処理対象人員が 500 人を超える部分については、50 立方メートル）以下となるようにすること。</p> <p>(ニ) 有効水深は、1.5メートル（処理対象人員が 501 人以上の場合においては、2メートル）以上とすること。ただし、槽の底部がホッパー型の場合においては、ホッパー部の高さの 2 分の 1 以下の部分を当該有効水深に含めないものとする。</p> <p>(ホ) 処理対象人員が 500 人以下の場合においては、平面の形状を円形又は正多角形（正三角形を除く。）とすること。</p> <p>(ヘ) ホッパーは、勾配を水平面に対し 60 度以上とし、底部を汚泥の有効な引抜きをすることができる構造とすること。</p> <p>(ト) 汚泥を有効に集積し、かつ、自動的に引き抜いて、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮槽へ移送し、及びばつ気槽へ日平均汚水量の 200 パーセント以上に相当する汚泥を 1 日に返送することができる構造とすること。</p> <p>(チ) 浮上物が生ずるおそれのあるものにあつては、浮上物を除去することができる装置を設けること。</p> <p>(六) 消毒槽</p> <p>第 1 第一号の（四）に定める構造とすること。</p> <p>(七) 汚泥濃縮貯留槽</p> <p>第一号の（七）に定める構造に準ずるものとする。この場合において、第一号の（七）の（イ）中「流量調整槽」を「ばつ気槽」と読み替えるものとする。</p> <p>(八) 汚泥濃縮槽</p> <p>第一号の（八）に定める構造に準ずるものとする。この場合において、第一号の（八）の（イ）中「流量調整槽」を「ばつ気槽」と読み替えるものとする。</p> <p>(九) 汚泥貯留槽</p> <p>第一号の（九）に定める構造とすること。</p>

改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号	改正 平成 3 年建設省告示第 135 号	改正 昭和 63 年建設省告示第 342 号	制定 昭和 55 年建設省告示第 1292 号
<p>第 3 BOD の除去率が 85 パーセント以上及び放流水の BOD が 1 リットルにつき 30 ミリグラム以下である性能を有し、かつ、衛生上支障がなまでの一に該当し、かつ、第 1 第七号に定める構造としたものとする。ただし、尿尿と雑排水とを合併して処理する方法に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一回転板接触方式 <p>第 2 第一号に定める尿尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、同号本文中「101 人以上 2,000 人以下であるもの」を「101 人以上であるもの」と、同号の(五)の(ハ)中「12 グラム」を「5 グラム」と読み替えるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 二 接触ばつ気方式 <p>第 2 第二号に定める尿尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、第 2 第一号本文中「101 人以上 2,000 人以下であるもの」を「201 人以上であるもの」と、第 2 第二号の(二)中「0.5 キログラム」を「0.3 キログラム」と、「5 分の 2」を「3 分の 2」と、同号の(三)中「0.8 キログラム」を「0.5 キログラム」と読み替えるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 三 散水濾床方式 <p>第 2 第三号に定める尿尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、第 2 第一号本文中「101 人以上 2,000 人以下であるもの」を「101 人以上であるもの」と、第 2 第三号の(一)中「0.7 キログラム」を「0.1 キログラム」と、「8 グラム」を「3 グラム」と読み替えるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 四 長時間ばつ気方式 <p>第 2 第四号に定める尿尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、同号本文中「101 人以上 2,000 人以下であるもの」を「101 人以上 5,000 人以下であるもの」と、同号の(四)の(イ)中「0.3 キログラム」を「0.2 キログラム (処理対象人員が 500 人を超える部分については、0.3 キログラム)」と読み替えるものとする。</p>	<p>第 3 BOD の除去率が 85 パーセント以上及び放流水の BOD が 30PPM 以下である性能を有し、かつ、衛生上支障がないものの構造は、第一号から第五号までの一に該当し、かつ、第 1 第六号に定める構造としたものとする。ただし、尿尿と雑排水とを合併して処理する方法に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一回転板接触方式 <p>第 2 第一号に定める尿尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、同号本文中「201 人以上 2,000 人以下であるもの」を「201 人以上であるもの」と、同号の(四)の(ハ)中「12 グラム」を「5 グラム」と読み替えるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 二 接触ばつ気方式 <p>第 2 第二号に定める尿尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、第 2 第一号本文中「201 人以上 2,000 人以下であるもの」を「201 人以上であるもの」と、第 2 第二号の(二)中「0.5 キログラム」を「0.3 キログラム」と、「5 分の 2」を「3 分の 2」と、同号の(三)中「0.8 キログラム」を「0.5 キログラム」と読み替えるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 三 散水濾床方式 <p>第 2 第三号に定める尿尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、第 2 第一号本文中「201 人以上 2,000 人以下であるもの」を「201 人以上であるもの」と、第 2 第三号の(一)中「0.7 キログラム」を「0.1 キログラム」と、「8 グラム」を「3 グラム」と読み替えるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 四 長時間ばつ気方式 <p>第 2 第四号に定める尿尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、同号本文中「201 人以上 2,000 人以下であるもの」を「201 人以上 5,000 人以下であるもの」と、同号の(四)の(イ)中「0.3 キログラム」を「0.2 キログラム (処理対象人員が 500 人を超える部分については、0.3 キログラム)」と読み替えるものとする。</p>	<p>第 3 BOD の除去率が 85 パーセント以上及び放流水の BOD が 30PPM 以下である性能を有し、かつ、衛生上支障がないものの構造は、第一号から第五号までの一に該当し、かつ、第 1 第六号に定める構造としたものとする。ただし、尿尿と雑排水とを合併して処理する方法に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一回転板接触方式 <p>第 2 第一号に定める尿尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、同号本文中「201 人以上 2,000 人以下であるもの」を「201 人以上であるもの」と、同号の(四)の(ハ)中「12 グラム」を「5 グラム」と読み替えるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 二 接触ばつ気方式 <p>第 2 第二号に定める尿尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、第 2 第一号本文中「201 人以上 2,000 人以下であるもの」を「201 人以上であるもの」と、第 2 第二号の(二)中「0.5 キログラム」を「0.3 キログラム」と、「5 分の 2」を「3 分の 2」と、同号の(三)中「0.8 キログラム」を「0.5 キログラム」と読み替えるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 三 散水濾床方式 <p>第 2 第三号に定める尿尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、第 2 第一号本文中「201 人以上 2,000 人以下であるもの」を「201 人以上であるもの」と、第 2 第三号の(一)中「0.7 キログラム」を「0.1 キログラム」と、「8 グラム」を「3 グラム」と読み替えるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 四 長時間ばつ気方式 <p>第 2 第四号に定める尿尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、同号本文中「201 人以上 2,000 人以下であるもの」を「201 人以上 5,000 人以下であるもの」と、同号の(四)の(イ)中「0.3 キログラム」を「0.2 キログラム (処理対象人員が 500 人を超える部分については、0.3 キログラム)」と読み替えるものとする。</p>	<p>第 3 BOD の除去率が 85 パーセント以上及び放流水の BOD が 30PPM 以下である性能を有し、かつ、衛生上支障がないものの構造は、第一号から第五号までの一に該当し、かつ、第 1 第四号に定める構造としたものとする。ただし、尿尿と雑排水とを合併して処理する方法に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一回転板接触方式 <p>第 2 第一号に定める尿尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、同号本文中「201 人以上 2,000 人以下であるもの」を「201 人以上であるもの」と、同号の(四)の(ハ)中「12 グラム」を「5 グラム」と読み替えるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 二 接触ばつ気方式 <p>第 2 第二号に定める尿尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、第 2 第一号本文中「201 人以上 2,000 人以下であるもの」を「201 人以上であるもの」と、第 2 第二号の(二)中「0.5 キログラム」を「0.3 キログラム」と、「5 分の 2」を「3 分の 2」と、同号の(三)中「0.8 キログラム」を「0.5 キログラム」と読み替えるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 三 散水濾床方式 <p>第 2 第三号に定める尿尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、第 2 第一号本文中「201 人以上 2,000 人以下であるもの」を「201 人以上であるもの」と、第 2 第三号の(一)中「0.7 キログラム」を「0.1 キログラム」と、「8 グラム」を「3 グラム」と読み替えるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 四 長時間ばつ気方式 <p>第 2 第四号に定める尿尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、同号本文中「201 人以上 2,000 人以下であるもの」を「201 人以上 5,000 人以下であるもの」と、同号の(四)の(イ)中「0.3 キログラム」を「0.2 キログラム (処理対象人員が 500 人を超える部分については、0.3 キログラム)」と読み替えるものとする。</p>

改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号	改正 平成 3 年建設省告示第 135 号	改正 昭和 63 年建設省告示第 342 号	制定 昭和 55 年建設省告示第 1292 号
<p>五 標準活性汚泥方式</p> <p>(一) 及び (二) に定める構造のスクリーン及び沈砂槽に、(三) から (六) までに定める構造の流量調整槽、ばつ気槽、沈澱槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、(七) 及び (八) に定める構造の汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽を備えた構造で処理対象人員が 5,001 人以上であるもの。</p> <p>(一) スクリン</p> <p>第 2 第四号の (一) に定める構造とすること。</p> <p>(二) 沈砂槽</p> <p>第 2 第一号の (三) に定める構造とすること。</p> <p>(三) 流量調整槽</p> <p>第 2 第一号の (四) に定める構造とすること。</p> <p>(四) ばつ気槽</p> <p>第 2 第四号の (四) に定める構造に準ずるものとする。</p> <p>この場合において、同号の (四) の (イ) 中「0.3 キログラム」を「0.6 キログラム」と、「3 分の 2」を「3 分の 1」と、同号の (四) の (ロ) 中「1.5 メートル (処理対象人員が 501 人以上の場合においては、2 メートル)」を「3 メートル」と読み替えるものとする。</p> <p>(五) 沈澱槽</p> <p>第 2 第四号の (五) に定める構造に準ずるものとする。</p> <p>この場合において、同号の (五) の (イ) 中「6 分の 1」を「8 分の 1」と、同号の (五) の (ロ) 中「8 立方メートル (処理対象人員が 500 人を超える部分については、15 立方メートル)」を「18 立方メートル」と、同号の (五) の (ト) 中「200 パーセント」を「100 パーセント」と読み替えるものとする。</p> <p>(六) 消毒槽</p> <p>第 1 第一号の (四) に定める構造とすること。</p> <p>(七) 汚泥濃縮設備</p> <p>第 2 第一号の (九) に定める構造に準ずるものとする。</p> <p>この場合において、同号の (九) 中「流量調整槽」を調整又はばつ気槽と読み替えるものとする。</p> <p>(八) 汚泥貯留槽</p> <p>第 2 第一号の (十) に定める構造とすること。</p>	<p>五 標準活性汚泥方式</p> <p>(一) 及び (二) に定める構造のスクリーン及び沈砂槽に、(三) から (六) までに定める構造の流量調整槽、ばつ気槽、沈澱槽及び消毒槽をこの順序に組み合せ、(七) 及び (八) に定める構造の汚泥濃縮槽及び汚泥貯留槽を備えた構造で処理対象人員が 5,001 人以上であるもの。</p> <p>(一) スクリン</p> <p>第 2 第四号の (一) に定める構造とすること。</p> <p>(二) 沈砂槽</p> <p>第 2 第四号の (二) に定める構造とすること。</p> <p>(三) 流量調整槽</p> <p>第 2 第一号の (三) に定める構造とすること。</p> <p>(四) ばつ気槽</p> <p>第 2 第四号の (四) に定める構造に準ずるものとする。</p> <p>この場合において、同号の (四) の (イ) 中「0.3 キログラム」を「0.6 キログラム」と、「3 分の 2」を「3 分の 1」と、同号の (四) の (ロ) 中「1.5 メートル (処理対象人員が 501 人以上の場合においては、2 メートル)」を「3 メートル」と読み替えるものとする。</p> <p>(五) 沈澱槽</p> <p>第 2 第四号の (五) に定める構造に準ずるものとする。</p> <p>この場合において、同号の (五) の (イ) 中「6 分の 1」を「8 分の 1」と、同号の (五) の (ロ) 中「8 立方メートル (処理対象人員が 500 人を超える部分については、15 立方メートル)」を「18 立方メートル」と、同号の (五) の (ト) 中「200 パーセント」を「100 パーセント」と読み替えるものとする。</p> <p>(六) 消毒槽</p> <p>第 1 第一号の (四) に定める構造とすること。</p> <p>(七) 汚泥濃縮槽</p> <p>第 2 第一号の (八) に定める構造に準ずるものとする。</p> <p>この場合において、同号の (八) の (イ) 中「流量調整槽」を「ばつ気槽」と読み替えるものとする。</p> <p>(八) 汚泥貯留槽</p> <p>第 2 第一号の (九) に定める構造とすること。</p>	<p>五 標準活性汚泥方式</p> <p>(一) 及び (二) に定める構造のスクリーン及び沈砂槽に、(三) から (六) までに定める構造の流量調整槽、ばつ気槽、沈澱槽及び消毒槽をこの順序に組み合せ、(七) 及び (八) に定める構造の汚泥濃縮槽及び汚泥貯留槽を備えた構造で処理対象人員が 5,001 人以上であるもの。</p> <p>(一) スクリン</p> <p>第 2 第四号の (一) に定める構造とすること。</p> <p>(二) 沈砂槽</p> <p>第 2 第四号の (二) に定める構造とすること。</p> <p>(三) 流量調整槽</p> <p>第 2 第一号の (三) に定める構造とすること。</p> <p>(四) ばつ気槽</p> <p>第 2 第四号の (四) に定める構造に準ずるものとする。</p> <p>この場合において、同号の (四) の (イ) 中「0.3 キログラム」を「0.6 キログラム」と、「3 分の 2」を「3 分の 1」と、同号の (四) の (ロ) 中「1.5 メートル (処理対象人員が 501 人以上の場合においては、2 メートル)」を「3 メートル」と読み替えるものとする。</p> <p>(五) 沈澱槽</p> <p>第 2 第四号の (五) に定める構造に準ずるものとする。</p> <p>この場合において、同号の (五) の (イ) 中「6 分の 1」を「8 分の 1」と、同号の (五) の (ロ) 中「8 立方メートル (処理対象人員が 500 人を超える部分については、15 立方メートル)」を「18 立方メートル」と、同号の (五) の (ト) 中「200 パーセント」を「100 パーセント」と読み替えるものとする。</p> <p>(六) 消毒槽</p> <p>第 1 第一号の (四) に定める構造とすること。</p> <p>(七) 汚泥濃縮槽</p> <p>第 2 第一号の (八) に定める構造に準ずるものとする。</p> <p>この場合において、同号の (八) の (イ) 中「流量調整槽」を「ばつ気槽」と読み替えるものとする。</p> <p>(八) 汚泥貯留槽</p> <p>第 2 第一号の (九) に定める構造とすること。</p>	<p>五 標準活性汚泥方式</p> <p>(一) 及び (二) に定める構造のスクリーン及び沈砂槽に、(三) から (六) までに定める構造の流量調整槽、ばつ気槽、沈澱槽及び消毒槽をこの順序に組み合せ、(七) 及び (八) に定める構造の汚泥濃縮槽及び汚泥貯留槽を備えた構造で処理対象人員が 5,001 人以上であるもの。</p> <p>(一) スクリン</p> <p>第 2 第四号の (一) に定める構造とすること。</p> <p>(二) 沈砂槽</p> <p>第 2 第四号の (二) に定める構造とすること。</p> <p>(三) 流量調整槽</p> <p>第 2 第一号の (三) に定める構造とすること。</p> <p>(四) ばつ気槽</p> <p>第 2 第四号の (四) に定める構造に準ずるものとする。</p> <p>この場合において、同号の (四) の (イ) 中「0.3 キログラム」を「0.6 キログラム」と、「3 分の 2」を「3 分の 1」と、同号の (四) の (ロ) 中「1.5 メートル (処理対象人員が 501 人以上の場合においては、2 メートル)」を「3 メートル」と読み替えるものとする。</p> <p>(五) 沈澱槽</p> <p>第 2 第四号の (五) に定める構造に準ずるものとする。</p> <p>この場合において、同号の (五) の (イ) 中「6 分の 1」を「8 分の 1」と、同号の (五) の (ロ) 中「8 立方メートル (処理対象人員が 500 人を超える部分については、15 立方メートル)」を「18 立方メートル」と、同号の (五) の (ト) 中「200 パーセント」を「100 パーセント」と読み替えるものとする。</p> <p>(六) 消毒槽</p> <p>第 1 第一号の (四) に定める構造とすること。</p> <p>(七) 汚泥濃縮槽</p> <p>第 2 第一号の (八) に定める構造に準ずるものとする。</p> <p>この場合において、同号の (八) の (イ) 中「流量調整槽」を「ばつ気槽」と読み替えるものとする。</p> <p>(八) 汚泥貯留槽</p> <p>第 2 第一号の (九) に定める構造とすること。</p>

改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号	改正 平成 3 年建設省告示第 135 号	改正 昭和 63 年建設省告示第 342 号	制定 昭和 55 年建設省告示第 1292 号
<p>第 4 BOD の除去率が 55 パーセント以上及び放流水の BOD が 1 リットルにつき 120 ミリグラム 以下である性能を有し、かつ、衛生上支障がないものの構造は、第 1 第三号のうち同号の (二) の散水濾床を除いたものに該当し、かつ、第 1 第七号 に定める構造としたものとする。</p>	<p>第 4 BOD の除去率が 55 パーセント以上及び放流水の BOD が 120PPM 以下である性能を有し、かつ、衛生上支障がないものの構造は、第 1 第三号のうち同号の (二) の散水濾床を除いたものに該当し、かつ、第 1 第六号に定める構造としたものとする。</p>	<p>第 4 BOD の除去率が 55 パーセント以上及び放流水の BOD が 120PPM 以下である性能を有し、かつ、衛生上支障がないものの構造は、第 1 第三号のうち同号の (二) の散水濾床を除いたものに該当し、かつ、第 1 第四号に定める構造としたものとする。</p>	<p>第 4 BOD の除去率が 55 パーセント以上及び放流水の BOD が 120PPM 以下である性能を有し、かつ、衛生上支障がないものの構造は、第 1 第三号のうち同号の (二) の散水濾床を除いたものに該当し、かつ、第 1 第四号に定める構造としたものとする。</p>

改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号	改正 平成 3 年建設省告示第 135 号	改正 昭和 63 年建設省告示第 342 号	制定 昭和 55 年建設省告示第 1292 号																																																																																																																								
<p>第 5 一次処理装置による浮遊物質の除去率が 55 パーセント以上、一次処理装置からの流出水に含まれる浮遊物質が 1 リットルにつき 250 ミリグラム以下及び一次処理装置からの流出水が滞留しない程度の地下浸透能力を有し、かつ、衛生上支障がない尿尿浄化槽の構造は、次の各号に定める構造としたものとする。</p> <p>一 第 1 第三号の(一)に定める構造で、かつ、第 1 第七号に定める構造とした一次処理装置とこれからの流出水を土壤に均等に散水して浸透処理する地下浸透部分とを組み合わせた構造とすること。</p> <p>二 地下浸透部分は、地下水位が地表面(地質が不透水性の場合においては、トレンチの底面)から 1.5メートル以上深い地域に、かつ、井戸その他の水源からの水平距離が 30メートル以上の位置に設けること。</p> <p>三 処理対象人員 1 人当たりの地下浸透部分の面積は、次の表に掲げる数値以上とすること。ただし、土壤の浸透時間は、次号に定める試験方法により測定するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1052 2169 1331 2822"> <tr> <td>土壤の浸透時間 (単位 分)</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>1 人当たりの浸透面積 (単位 平方メートル)</td> <td>1.</td> <td>2.</td> <td>3.</td> <td>3.</td> <td>7.</td> <td>9.</td> <td>1.</td> <td>5.</td> <td>6.</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>5</td> </tr> </table> <p>四 土壤の浸透時間試験方法は、次の(一)から(三)までに定める方法によること。</p> <p>(一) 3 箇所ないし 5 箇所に設置した試験孔においてそれぞれ測定した浸透時間の平均値を浸透処理予定地の浸透時間とすること。</p> <p>(二) 試験孔は、浸透処理予定地又はその近接地において、径を 30センチメートル、深さを散水管の深さにおおむね 15センチメートルを加算したもの(地盤面より 40センチメートル未満の場合においては、40センチメートル)とした円筒形の下底に厚さがおおむね 5センチメートルの砂利を敷いたものとする。</p>	土壤の浸透時間 (単位 分)	1	2	3	4	5	0	5	0	6	1 人当たりの浸透面積 (単位 平方メートル)	1.	2.	3.	3.	7.	9.	1.	5.	6.		5	0	5	0	5	0	0	0	5	<p>第 5 一次処理装置による浮遊物質の除去率が 55 パーセント以上、一次処理装置からの流出水に含まれる浮遊物質が 250PPM 以下及び一次処理装置からの流出水が滞留しない程度の地下浸透能力を有し、かつ、衛生上支障がない尿尿浄化槽の構造は、次の各号に定める構造としたものとする。</p> <p>一 第 1 第三号の(一)に定める構造で、かつ、第 1 第六号に定める構造とした一次処理装置とこれからの流出水を土壤に均等に散水して浸透処理する地下浸透部分とを組み合わせた構造とすること。</p> <p>二 地下浸透部分は、地下水位が地表面(地質が不透水性の場合においては、トレンチの底面)から 1.5メートル以上深い地域に、かつ、井戸その他の水源からの水平距離が 30メートル以上の位置に設けること。</p> <p>三 処理対象人員 1 人当たりの地下浸透部分の面積は、次の表に掲げる数値以上とすること。ただし、土壤の浸透時間は、次号に定める試験方法により測定するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1052 1486 1331 2139"> <tr> <td>土壤の浸透時間 (単位 分)</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>1 人当たりの浸透面積 (単位 平方メートル)</td> <td>1.</td> <td>2.</td> <td>3.</td> <td>3.</td> <td>7.</td> <td>9.</td> <td>1.</td> <td>5.</td> <td>6.</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>5</td> </tr> </table> <p>四 土壤の浸透時間試験方法は、次の(一)から(三)までに定める方法によること。</p> <p>(一) 3 箇所ないし 5 箇所に設置した試験孔においてそれぞれ測定した浸透時間の平均値を浸透処理予定地の浸透時間とすること。</p> <p>(二) 試験孔は、浸透処理予定地又はその近接地において、径を 30センチメートル、深さを散水管の深さにおおむね 15センチメートルを加算したもの(地盤面より 40センチメートル未満の場合においては、40センチメートル)とした円筒形の下底に厚さがおおむね 5センチメートルの砂利を敷いたものとする。</p>	土壤の浸透時間 (単位 分)	1	2	3	4	5	0	5	0	6	1 人当たりの浸透面積 (単位 平方メートル)	1.	2.	3.	3.	7.	9.	1.	5.	6.		5	0	5	0	5	0	0	0	5	<p>第 5 一次処理装置による浮遊物質の除去率が 55 パーセント以上、一次処理装置からの流出水に含まれる浮遊物質が 250PPM 以下及び一次処理装置からの流出水が滞留しない程度の地下浸透能力を有し、かつ、衛生上支障がない尿尿浄化槽の構造は、次の各号に定める構造としたものとする。</p> <p>一 第 1 第三号の(一)に定める構造で、かつ、第 1 第六号に定める構造とした一次処理装置とこれからの流出水を土壤に均等に散水して浸透処理する地下浸透部分とを組み合わせた構造とすること。</p> <p>二 地下浸透部分は、地下水位が地表面(地質が不透水性の場合においては、トレンチの底面)から 1.5メートル以上深い地域に、かつ、井戸その他の水源からの水平距離が 30メートル以上の位置に設けること。</p> <p>三 処理対象人員 1 人当たりの地下浸透部分の面積は、次の表に掲げる数値以上とすること。ただし、土壤の浸透時間は、次号に定める試験方法により測定するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1052 804 1331 1457"> <tr> <td>土壤の浸透時間 (単位 分)</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>1 人当たりの浸透面積 (単位 平方メートル)</td> <td>1.</td> <td>2.</td> <td>3.</td> <td>3.</td> <td>7.</td> <td>9.</td> <td>1.</td> <td>5.</td> <td>6.</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>5</td> </tr> </table> <p>四 土壤の浸透時間試験方法は、次の(一)から(三)までに定める方法によること。</p> <p>(一) 3 箇所ないし 5 箇所に設置した試験孔においてそれぞれ測定した浸透時間の平均値を浸透処理予定地の浸透時間とすること。</p> <p>(二) 試験孔は、浸透処理予定地又はその近接地において、径を 30センチメートル、深さを散水管の深さにおおむね 15センチメートルを加算したもの(地盤面より 40センチメートル未満の場合においては、40センチメートル)とした円筒形の下底に厚さがおおむね 5センチメートルの砂利を敷いたものとする。</p>	土壤の浸透時間 (単位 分)	1	2	3	4	5	0	5	0	6	1 人当たりの浸透面積 (単位 平方メートル)	1.	2.	3.	3.	7.	9.	1.	5.	6.		5	0	5	0	5	0	0	0	5	<p>第 5 一次処理装置による浮遊物質の除去率が 55 パーセント以上、一次処理装置からの流出水に含まれる浮遊物質が 250PPM 以下及び一次処理装置からの流出水が滞留しない程度の地下浸透能力を有し、かつ、衛生上支障がない尿尿浄化槽の構造は、次の各号に定める構造としたものとする。</p> <p>一 第 1 第三号の(一)に定める構造で、かつ、第 1 第四号に定める構造とした一次処理装置とこれからの流出水を土壤に均等に散水して浸透処理する地下浸透部分とを組み合わせた構造とすること。</p> <p>二 地下浸透部分は、地下水位が地表面(地質が不透水性の場合においては、トレンチの底面)から 1.5メートル以上深い地域に、かつ、井戸その他の水源からの水平距離が 30メートル以上の位置に設けること。</p> <p>三 処理対象人員 1 人当たりの地下浸透部分の面積は、次の表に掲げる数値以上とすること。ただし、土壤の浸透時間は、次号に定める試験方法により測定するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1052 109 1331 762"> <tr> <td>土壤の浸透時間 (単位 分)</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>1 人当たりの浸透面積 (単位 平方メートル)</td> <td>1.</td> <td>2.</td> <td>2.</td> <td>3.</td> <td>3.</td> <td>7.</td> <td>9.</td> <td>1.</td> <td>5.</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>5</td> </tr> </table> <p>四 土壤の浸透時間試験方法は、次の(一)から(三)までに定める方法によること。</p> <p>(一) 3 箇所ないし 5 箇所に設置した試験孔においてそれぞれ測定した浸透時間の平均値を浸透処理予定地の浸透時間とすること。</p> <p>(二) 試験孔は、浸透処理予定地又はその近接地において、径を 30センチメートル、深さを散水管の深さにおおむね 15センチメートルを加算したもの(地盤面より 40センチメートル未満の場合においては、40センチメートル)とした円筒形の下底に厚さがおおむね 5センチメートルの砂利を敷いたものとする。</p>	土壤の浸透時間 (単位 分)	1	2	3	4	5	0	5	0	6	1 人当たりの浸透面積 (単位 平方メートル)	1.	2.	2.	3.	3.	7.	9.	1.	5.		5	0	5	0	5	0	0	0	5
土壤の浸透時間 (単位 分)	1	2	3	4	5	0	5	0	6																																																																																																																		
1 人当たりの浸透面積 (単位 平方メートル)	1.	2.	3.	3.	7.	9.	1.	5.	6.																																																																																																																		
	5	0	5	0	5	0	0	0	5																																																																																																																		
土壤の浸透時間 (単位 分)	1	2	3	4	5	0	5	0	6																																																																																																																		
1 人当たりの浸透面積 (単位 平方メートル)	1.	2.	3.	3.	7.	9.	1.	5.	6.																																																																																																																		
	5	0	5	0	5	0	0	0	5																																																																																																																		
土壤の浸透時間 (単位 分)	1	2	3	4	5	0	5	0	6																																																																																																																		
1 人当たりの浸透面積 (単位 平方メートル)	1.	2.	3.	3.	7.	9.	1.	5.	6.																																																																																																																		
	5	0	5	0	5	0	0	0	5																																																																																																																		
土壤の浸透時間 (単位 分)	1	2	3	4	5	0	5	0	6																																																																																																																		
1 人当たりの浸透面積 (単位 平方メートル)	1.	2.	2.	3.	3.	7.	9.	1.	5.																																																																																																																		
	5	0	5	0	5	0	0	0	5																																																																																																																		

改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号	改正 平成 3 年建設省告示第 135 号	改正 昭和 63 年建設省告示第 342 号	制定 昭和 55 年建設省告示第 1292 号
<p>(三) 浸透速度の測定は、降雨時を避けて次の順序に従い行うものとする。</p> <p>(イ) 砂利上 25 センチメートルの深さになるように清水を注水し、水深が 10 センチメートル下つた時は砂利上おおむね 25 センチメートルの深さにもどるまで注水し、水深の変動と時間をフックゲージにより測定し、浸透水量が一定化するまで繰り返し返すこと。</p> <p>(ロ) 浸透水量が一定化してから 20 分経過後水位を砂利上 25 センチメートルにもどし、土質が粘質の場合にあつては 10 ミリメートル、その他の場合にあつては 30 ミリメートル水が降下するに要する時間を測定し、1 分当たりの浸透水深（単位 ミリメートル）で 25 ミリメートルを除いた数値を浸透時間とすること。</p> <p>五 トレンチは、均等に散水することができる構造とし、幅を 50 センチメートル以上 70 センチメートル以下、深さを散水管の深さに 15 センチメートル以上を加算したものとし、砂利又は砂で埋めること。</p> <p>六 トレンチは、長さを 20 メートル以下とし、散水管相互の間隔を 2 メートル以上とすること。</p> <p>七 トレンチは、泥、ごみ、雨水等の浸入を防ぐため地表面を厚さおおむね 15 センチメートル突き固めた土で覆うこと。</p>	<p>(三) 浸透速度の測定は、降雨時を避けて次の順序に従い行うものとする。</p> <p>(イ) 砂利上 25 センチメートルの深さになるように清水を注水し、水深が 10 センチメートル下つた時は砂利上おおむね 25 センチメートルの深さにもどるまで注水し、水深の変動と時間をフックゲージにより測定し、浸透水量が一定化するまで繰り返し返すこと。</p> <p>(ロ) 浸透水量が一定化してから 20 分経過後水位を砂利上 25 センチメートルにもどし、土質が粘質の場合にあつては 10 ミリメートル、その他の場合にあつては 30 ミリメートル水が降下するに要する時間を測定し、1 分当たりの浸透水深（単位 ミリメートル）で 25 ミリメートルを除いた数値を浸透時間とすること。</p> <p>五 トレンチは、均等に散水することができる構造とし、幅を 50 センチメートル以上 70 センチメートル以下、深さを散水管の深さに 15 センチメートル以上を加算したものとし、砂利又は砂で埋めること。</p> <p>六 トレンチは、長さを 20 メートル以下とし、散水管相互の間隔を 2 メートル以上とすること。</p> <p>七 トレンチは、泥、ごみ、雨水等の浸入を防ぐため地表面を厚さおおむね 15 センチメートル突き固めた土で覆うこと。</p>	<p>(三) 浸透速度の測定は、降雨時を避けて次の順序に従い行うものとする。</p> <p>(イ) 砂利上 25 センチメートルの深さになるように清水を注水し、水深が 10 センチメートル下つた時は砂利上おおむね 25 センチメートルの深さにもどるまで注水し、水深の変動と時間をフックゲージにより測定し、浸透水量が一定化するまで繰り返し返すこと。</p> <p>(ロ) 浸透水量が一定化してから 20 分経過後水位を砂利上 25 センチメートルにもどし、土質が粘質の場合にあつては 10 ミリメートル、その他の場合にあつては 30 ミリメートル水が降下するに要する時間を測定し、1 分当たりの浸透水深（単位 ミリメートル）で 25 ミリメートルを除いた数値を浸透時間とすること。</p> <p>五 トレンチは、均等に散水することができる構造とし、幅を 50 センチメートル以上 70 センチメートル以下、深さを散水管の深さに 15 センチメートル以上を加算したものとし、砂利又は砂で埋めること。</p> <p>六 トレンチは、長さを 20 メートル以下とし、散水管相互の間隔を 2 メートル以上とすること。</p> <p>七 トレンチは、泥、ごみ、雨水等の浸入を防ぐため地表面を厚さおおむね 15 センチメートル突き固めた土で覆うこと。</p>	<p>(三) 浸透速度の測定は、降雨時を避けて次の順序に従い行うものとする。</p> <p>(イ) 砂利上 25 センチメートルの深さになるように清水を注水し、水深が 10 センチメートル下つた時は砂利上おおむね 25 センチメートルの深さにもどるまで注水し、水深の変動と時間をフックゲージにより測定し、浸透水量が一定化するまで繰り返し返すこと。</p> <p>(ロ) 浸透水量が一定化してから 20 分経過後水位を砂利上 25 センチメートルにもどし、土質が粘質の場合にあつては 10 ミリメートル、その他の場合にあつては 30 ミリメートル水が降下するに要する時間を測定し、1 分当たりの浸透水深（単位 ミリメートル）で 25 ミリメートルを除いた数値を浸透時間とすること。</p> <p>五 トレンチは、均等に散水することができる構造とし、幅を 50 センチメートル以上 70 センチメートル以下、深さを散水管の深さに 15 センチメートル以上を加算したものとし、砂利又は砂で埋めること。</p> <p>六 トレンチは、長さを 20 メートル以下とし、散水管相互の間隔を 2 メートル以上とすること。</p> <p>七 トレンチは、泥、ごみ、雨水等の浸入を防ぐため地表面を厚さおおむね 15 センチメートル突き固めた土で覆うこと。</p>

改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号	改正 平成 3 年建設省告示第 135 号	改正 昭和 63 年建設省告示第 342 号	制定 昭和 55 年建設省告示第 1292 号
<p>第 6 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項又は第 3 項の規定により、同法第 2 条第 1 項に規定する公用水域に放流水を排出する尿尿浄化槽に関して、放流水の BOD を 1 リットルにつき 20 ミリグラム以下とする排水基準が定められている場合には、当該尿尿浄化槽の構造は、第一号から第五号までの一号から第五号までの一に該当し、かつ、第 1 第七号に定める構造としたものとする。ただし、尿尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。</p> <p>一 回転板接触方式</p> <p>第 2 第一号に定める尿尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、同号本文中「101 人以上 2,000 人以下であるもの」を「101 人以上であるもの」と、同号の（一）の（ロ）中「計算した数値以上」を「計算した数値に 1.1 を乗じて得た数値以上」と、同号の（四）の（イ）中「24 分の 1 の 1.5 倍」を「24 分の 1 の 1 倍」と、同号の（五）の（ハ）中「12 グラム」を「5 グラム」と読み替えるものとする。</p>	<p>第 6 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項又は第 3 項の規定により、同法第 2 条第 1 項に規定する公用水域に放流水を排出する尿尿浄化槽に関して、放流水の BOD を 20PPM 以下とする排水基準が定められている場合には、当該尿尿浄化槽の構造は、第一号から第五号までの一に該当し、かつ、第 1 第六号に定める構造としたものとする。ただし、尿尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。</p> <p>一 回転板接触方式</p> <p>第 2 第一号に定める尿尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、同号本文中「二 201 人以上 2,000 人以下であるもの」を「201 人以上であるもの」と、同号の（一）の（ロ）中「計算した数値以上」を「計算した数値に 1.1 を乗じて得た数値以上」と、同号の（三）の（イ）中「24 分の 1 の 1.5 倍」を「24 分の 1 の 1 倍」と、同号の（四）の（ハ）中「12 グラム」を「5 グラム」と読み替えるものとする。</p>	<p>第 6 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項又は第 3 項の規定により、同法第 2 条第 1 項に規定する公用水域に放流水を排出する尿尿浄化槽に関して、放流水の BOD を 20PPM 以下とする排水基準が定められている場合には、当該尿尿浄化槽の構造は、第一号から第五号までの一に該当し、かつ、第 1 第六号に定める構造としたものとする。ただし、尿尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。</p> <p>一 回転板接触方式</p> <p>（一）から（五）までに定める構造のスクリーン、流量調整槽、回転板接触槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、（六）及び（七）に定める構造の汚泥濃縮槽及び汚泥貯留槽を備えた構造で処理対象人員が 501 人以上であるもの。</p> <p>（一） スクリーン 第 2 第一号の（二）に定める構造とすること。 （二） 流量調整槽 第 2 第一号の（三）に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号の（三）の（イ）中「24 分の 1 の 1.5 倍」を「24 分の 1 の 1 倍」と読み替えるものとする。 （三） 回転板接触槽 第 2 第一号の（四）に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号の（四）の（ハ）中「12 グラム」を「5 グラム」と読み替えるものとする。 （四） 沈殿槽 第 2 第一号の（五）に定める構造とすること。 （五） 消毒槽 第 1 第一号の（四）に定める構造とすること。 （六） 汚泥濃縮槽 第 2 第一号の（八）に定める構造とすること。 （七） 汚泥貯留槽 第 2 第一号の（九）に定める構造とすること。</p>	<p>第 6 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項又は第 3 項の規定により、同法第 2 条第 1 項に規定する公用水域に放流水を排出する尿尿浄化槽に関して、放流水の BOD を 20PPM 以下とする排水基準が定められている場合には、当該尿尿浄化槽の構造は、第一号から第五号までの一に該当し、かつ、第 1 第四号に定める構造としたものとする。ただし、尿尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。</p> <p>一 回転板接触方式</p> <p>（一）から（五）までに定める構造のスクリーン、流量調整槽、回転板接触槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、（六）及び（七）に定める構造の汚泥濃縮槽及び汚泥貯留槽を備えた構造で処理対象人員が 501 人以上であるもの。</p> <p>（一） スクリーン 第 2 第一号の（二）に定める構造とすること。 （二） 流量調整槽 第 2 第一号の（三）に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号の（三）の（イ）中「24 分の 1 の 1.5 倍」を「24 分の 1 の 1 倍」と読み替えるものとする。 （三） 回転板接触槽 第 2 第一号の（四）に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号の（四）の（ハ）中「12 グラム」を「5 グラム」と読み替えるものとする。 （四） 沈殿槽 第 2 第一号の（五）に定める構造とすること。 （五） 消毒槽 第 1 第一号の（四）に定める構造とすること。 （六） 汚泥濃縮槽 第 2 第一号の（八）に定める構造とすること。 （七） 汚泥貯留槽 第 2 第一号の（九）に定める構造とすること。</p>

改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号	改正 平成 3 年建設省告示第 135 号	改正 昭和 63 年建設省告示第 342 号	制定 昭和 55 年建設省告示第 1292 号
<p>二 接触ばつ気方式</p> <p>第 2 第二号に定める屎尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、第 2 第一号本文中「101 人以上 2,000 人以下であるもの」を「101 人以上であるもの」と、同号の（一）の（ロ）中「計算した数値以上」を「計算した数値に 1.1 を乗じて得た数値以上」と、同号の（四）の（イ）中「24 分の 1 の 1.5 倍」を「24 分の 1 の 1 倍」と、第 2 第二号の（二）中「0.5 キログラム」を「0.3 キログラム」と、「5 分の 2」を「3 分の 2」と、同号の（三）中「0.8 キログラム」を「0.5 キログラム」と読み替えるものとする。</p>	<p>二 接触ばつ気方式</p> <p>第 2 第二号に定める屎尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、第 2 第一号本文中「201 人以上 2,000 人以下であるもの」を「201 人以上であるもの」と、同号の（一）の（ロ）中「計算した数値以上」を「計算した数値に 1.1 を乗じて得た数値以上」と、同号の（三）の（イ）中「24 分の 1 の 1.5 倍」を「24 分の 1 の 1 倍」と、第 2 第二号の（二）中「0.5 キログラム」を「0.3 キログラム」と、「5 分の 2」を「3 分の 2」と、同号の（三）中「0.8 キログラム」を「0.5 キログラム」と、同号の（八）中「第 1 室」を「各室」と読み替えるものとする。</p>	<p>二 接触ばつ気方式</p> <p>（一）から（五）までに定める構造のスクリーン、流量調整槽、接触ばつ気槽、沈澱槽及び消毒槽をこの順序に組み合せ、（六）及び（七）に定める構造の汚泥濃縮槽及び汚泥貯留槽を備えた構造で処理対象人員が 501 人以上であるもの。</p> <p>（一） スクリーン 第 2 第一号の（二）に定める構造とすること。 （二） 流量調整槽 第 2 第一号の（三）に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号の（三）の（イ）中「24 分の 1 の 1.5 倍」を「24 分の 1 の 1 倍」と読み替えるものとする。 （三） 接触ばつ気槽 第 2 第二号の（一）から（九）までに定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号の（二）中「0.5 キログラム」を「0.3 キログラム」と、「5 分の 2」を「3 分の 2」と、同号の（三）中「0.8 キログラム」を「0.5 キログラム」と読み替えるものとする。 （四） 沈澱槽 第 2 第一号の（五）に定める構造とすること。 （五） 消毒槽 第 1 第一号の（四）に定める構造とすること。 （六） 汚泥濃縮槽 第 2 第一号の（八）に定める構造とすること。 （七） 汚泥貯留槽 第 2 第一号の（九）に定める構造とすること。</p>	<p>二 接触ばつ気方式</p> <p>（一）から（五）までに定める構造のスクリーン、流量調整槽、接触ばつ気槽、沈澱槽及び消毒槽をこの順序に組み合せ、（六）及び（七）に定める構造の汚泥濃縮槽及び汚泥貯留槽を備えた構造で処理対象人員が 501 人以上であるもの。</p> <p>（一） スクリーン 第 2 第一号の（二）に定める構造とすること。 （二） 流量調整槽 第 2 第一号の（三）に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号の（三）の（イ）中「24 分の 1 の 1.5 倍」を「24 分の 1 の 1 倍」と読み替えるものとする。 （三） 接触ばつ気槽 第 2 第二号の（一）から（九）までに定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号の（二）中「0.5 キログラム」を「0.3 キログラム」と、「5 分の 2」を「3 分の 2」と、同号の（三）中「0.8 キログラム」を「0.5 キログラム」と読み替えるものとする。 （四） 沈澱槽 第 2 第一号の（五）に定める構造とすること。 （五） 消毒槽 第 1 第一号の（四）に定める構造とすること。 （六） 汚泥濃縮槽 第 2 第一号の（八）に定める構造とすること。 （七） 汚泥貯留槽 第 2 第一号の（九）に定める構造とすること。</p>

改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号	改正 平成 3 年建設省告示第 135 号	改正 昭和 63 年建設省告示第 342 号	制定 昭和 55 年建設省告示第 1292 号
<p>三 散水濾床方式</p> <p>(一) 及び (二) に定める構造のスクリーン及び沈砂槽に、(三) から (六) までに定める構造の流量調整槽、散水濾床、沈澱槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、(七) 及び (八) に定める構造の汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽を備えた構造で処理対象人員が 501 人以上であるもの。</p> <p>(一) スクリーン</p> <p>(イ) 荒目スクリーン及び微細目スクリーンをこの順序に組み合わせた構造とすること。ただし、微細目スクリーンは、流量調整槽の次に設けることができる。</p> <p>(ロ) 荒目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね 50 ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とすること。</p> <p>(ハ) 微細目スクリーンは、目幅の有効間隔を 1 ミリメートルから 2.5 ミリメートル程度とし、スクリーンに付着した汚物等を自動的に除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とすること。</p> <p>一ト以下スクリーンを備えた副水路を設けること。</p> <p>(ニ) 微細目スクリーンを流量調整槽の前に設ける場合は、破碎装置と組み合わせること。</p> <p>(ホ) 破碎装置は、汚物等を有効に破碎することができる構造とし、目幅の有効間隔がおおむね 20 ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。</p> <p>(二) 沈砂槽</p> <p>第 2 第一号の (三) に定める構造とすること。</p> <p>(三) 流量調整槽</p> <p>第 2 第一号の (四) に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号の (四) の (イ) 中「24 分の 1 の 1.5 倍」を「24 分の 1 の 1 倍」と読み替えるものとする。</p> <p>(四) 散水濾床</p> <p>第 2 第三号の (一) から (九) までに定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号の (一) 中「0.7 キログラム」を「0.1 キログラム」と、「8 グラム」を「3 グラム」と読み替えるものとする。</p>	<p>三 散水濾床方式</p> <p>(一) から (五) までに定める構造のスクリーン、流量調整槽、散水濾床、沈澱槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、(六) 及び (七) に定める構造の汚泥濃縮槽及び汚泥貯留槽を備えた構造で処理対象人員が 501 人以上であるもの。</p> <p>(一) スクリーン</p> <p>第 2 第一号の (二) に定める構造とすること。</p> <p>(二) 流量調整槽</p> <p>第 2 第一号の (三) に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号の (三) の (イ) 中「24 分の 1 の 1.5 倍」を「24 分の 1 の 1 倍」と読み替えるものとする。</p> <p>(三) 散水濾床</p> <p>第 2 第三号の (一) から (九) までに定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号の (一) 中「0.7 キログラム」を「0.1 キログラム」と、「8 グラム」を「3 グラム」と読み替えるものとする。</p>	<p>三 散水濾床方式</p> <p>(一) から (五) までに定める構造のスクリーン、流量調整槽、散水濾床、沈澱槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、(六) 及び (七) に定める構造の汚泥濃縮槽及び汚泥貯留槽を備えた構造で処理対象人員が 501 人以上であるもの。</p> <p>(一) スクリーン</p> <p>第 2 第一号の (二) に定める構造とすること。</p> <p>(二) 流量調整槽</p> <p>第 2 第一号の (三) に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号の (三) の (イ) 中「24 分の 1 の 1.5 倍」を「24 分の 1 の 1 倍」と読み替えるものとする。</p> <p>(三) 散水濾床</p> <p>第 2 第三号の (一) から (九) までに定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号の (一) 中「0.7 キログラム」を「0.1 キログラム」と、「8 グラム」を「3 グラム」と読み替えるものとする。</p>	<p>三 散水濾床方式</p> <p>(一) から (五) までに定める構造のスクリーン、流量調整槽、散水濾床、沈澱槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、(六) 及び (七) に定める構造の汚泥濃縮槽及び汚泥貯留槽を備えた構造で処理対象人員が 501 人以上であるもの。</p> <p>(一) スクリーン</p> <p>第 2 第一号の (二) に定める構造とすること。</p> <p>(二) 流量調整槽</p> <p>第 2 第一号の (三) に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号の (三) の (イ) 中「24 分の 1 の 1.5 倍」を「24 分の 1 の 1 倍」と読み替えるものとする。</p> <p>(三) 散水濾床</p> <p>第 2 第三号の (一) から (九) までに定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号の (一) 中「0.7 キログラム」を「0.1 キログラム」と、「8 グラム」を「3 グラム」と読み替えるものとする。</p>

改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号	改正 平成 3 年建設省告示第 135 号	改正 昭和 63 年建設省告示第 342 号	制定 昭和 55 年建設省告示第 1292 号
<p>(五) 沈殿槽 第 2 第一号の (六) に定める構造とすること。 (六) 消毒槽 第 1 第一号の (四) に定める構造とすること。 (七) 汚泥濃縮設備 第 2 第一号の (九) に定める構造とすること。 (八) 汚泥貯留槽 第 2 第一号の (十) に定める構造とすること。</p> <p>四 長時間ばつ気方式 第 2 第四号に定める尿尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、同号本文中「二 101 人以上 2,000 人以下であるもの」を「101 人以上であるもの」と、同号の (三) 中「構造とすること」を「構造に準ずるもの」とすること。この場合において、同号の (四) の (イ) 中「24 分の 1 の 1.5 倍」を「24 分の 1 の 1 倍」と読み替えるものとすると、同号の (四) の (イ) 中「0.3 キログラム」を「0.2 キログラム (処理対象人員が 500 人を超える部分については、0.3 キログラム)」と読み替えるものとする。</p>	<p>(四) 沈殿槽 第 2 第一号の (五) に定める構造とすること。 (五) 消毒槽 第 1 第一号の (四) に定める構造とすること。 (六) 汚泥濃縮槽 第 2 第一号の (八) に定める構造とすること。 (七) 汚泥貯留槽 第 2 第一号の (九) に定める構造とすること。</p> <p>四 長時間ばつ気方式 第 2 第四号に定める尿尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、同号本文中「二 201 人以上 2,000 人以下であるもの」を「201 人以上であるもの」と、同号の (三) 中「構造とすること」を「構造に準ずるもの」とすること。この場合において、同号の (三) の (イ) 中「24 分の 1 の 1.5 倍」を「24 分の 1 の 1 倍」と読み替えるものとすると、同号の (四) の (イ) 中「0.3 キログラム」を「0.2 キログラム (処理対象人員が 500 人を超える部分については、0.3 キログラム)」と読み替えるものとする。</p>	<p>(四) 沈殿槽 第 2 第一号の (五) に定める構造とすること。 (五) 消毒槽 第 1 第一号の (四) に定める構造とすること。 (六) 汚泥濃縮槽 第 2 第一号の (八) に定める構造とすること。 (七) 汚泥貯留槽 第 2 第一号の (九) に定める構造とすること。</p> <p>四 長時間ばつ気方式 (一) 及び (二) に定める構造のスクリーン及び沈砂槽に、(三) から (六) までに定める構造の流量調整槽、ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合せ、(七) 及び (八) に定める構造の汚泥濃縮槽及び汚泥貯留槽を備えた構造で処理対象人員が 501 人以上 5,000 人以下であるもの。 (一) スクリーン 第 2 第四号の (一) に定める構造とすること。 (二) 沈砂槽 第 2 第四号の (二) に定める構造とすること。 (三) 流量調整槽 第 2 第一号の (三) に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号の (三) の (イ) 中「24 分の 1 の 1.5 倍」を「24 分の 1 の 1 倍」と読み替えるものとする。 (四) ばつ気槽 第 2 第四号の (四) に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号の (四) の (イ) 中「0.3 キログラム」を「0.2 キログラム (処理対象人員が 500 人を超える部分については、0.3 キログラム)」と読み替えるものとする。</p>	<p>(四) 沈殿槽 第 2 第一号の (五) に定める構造とすること。 (五) 消毒槽 第 1 第一号の (四) に定める構造とすること。 (六) 汚泥濃縮槽 第 2 第一号の (八) に定める構造とすること。 (七) 汚泥貯留槽 第 2 第一号の (九) に定める構造とすること。</p> <p>四 長時間ばつ気方式 (一) 及び (二) に定める構造のスクリーン及び沈砂槽に、(三) から (六) までに定める構造の流量調整槽、ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合せ、(七) 及び (八) に定める構造の汚泥濃縮槽及び汚泥貯留槽を備えた構造で処理対象人員が 501 人以上 5,000 人以下であるもの。 (一) スクリーン 第 2 第四号の (一) に定める構造とすること。 (二) 沈砂槽 第 2 第四号の (二) に定める構造とすること。 (三) 流量調整槽 第 2 第一号の (三) に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号の (三) の (イ) 中「24 分の 1 の 1.5 倍」を「24 分の 1 の 1 倍」と読み替えるものとする。 (四) ばつ気槽 第 2 第四号の (四) に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号の (四) の (イ) 中「0.3 キログラム」を「0.2 キログラム (処理対象人員が 500 人を超える部分については、0.3 キログラム)」と読み替えるものとする。 (五) 沈殿槽 第 2 第四号の (五) に定める構造とすること。 (六) 消毒槽 第 1 第一号の (四) に定める構造とすること。</p>

改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号	改正 平成 3 年建設省告示第 135 号	改正 昭和 63 年建設省告示第 342 号	制定 昭和 55 年建設省告示第 1292 号
<p>五 標準活性汚泥方式</p> <p>第 3 第五号に定める屎尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、同号の (三) 中「構造とすること」を「構造に準ずるものとする」とし、第 2 第一号の (四) の (イ) 中「24 分の 1 の 1.5 倍」を「24 分の 1 の 1 倍」と読み替えるものとする。</p>	<p>五 標準活性汚泥方式</p> <p>第 3 第五号に定める構造に準ずるもの。この場合において、同号の (三) 中「構造とすること」を「構造に準ずるものとする」とし、第 2 第一号の (三) の (イ) 中「24 分の 1 の 1.5 倍」を「24 分の 1 の 1 倍」と読み替えるものとする。</p>	<p>(七) 汚泥濃縮槽</p> <p>第 2 第一号の (八) に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号の (八) の (イ) 中「流量調整槽」を「ばつ気槽」と読み替えるものとする。</p> <p>(八) 汚泥貯留槽</p> <p>第 2 第一号の (九) に定める構造とすること。</p> <p>五 標準活性汚泥方式</p> <p>第 3 第五号に定める構造に準ずるもの。この場合において、同号の (三) 中「構造とすること」を「構造に準ずるものとする」とし、第 2 第一号の (三) の (イ) 中「24 分の 1 の 1.5 倍」を「24 分の 1 の 1 倍」と読み替えるものとする。</p>	<p>(七) 汚泥濃縮槽</p> <p>第 2 第一号の (八) に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号の (八) の (イ) 中「流量調整槽」を「ばつ気槽」と読み替えるものとする。</p> <p>(八) 汚泥貯留槽</p> <p>第 2 第一号の (九) に定める構造とすること。</p> <p>五 標準活性汚泥方式</p> <p>第 3 第五号に定める構造に準ずるもの。この場合において、同号の (三) 中「構造とすること」を「構造に準ずるものとする」とし、第 2 第一号の (三) の (イ) 中「24 分の 1 の 1.5 倍」を「24 分の 1 の 1 倍」と読み替えるものとする。</p>

改正 平成 7 年建設省告示第 2094 号	改正 平成 3 年建設省告示第 135 号	改正 昭和 63 年建設省告示第 342 号	制定 昭和 55 年建設省告示第 1292 号
<p>第 7 から第 13 まで (略)</p> <p>附 則 (平成 7 年 12 月 27 日 建設省告示第 2094 号)</p> <p>1 この告示は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 この告示の施行の日から起算して 3 月を経過する日までの間は、この告示による改正前の規定による尿尿浄化槽の構造については、なお従前の例によることができる。</p>	<p>第 7 から第 8 まで (略)</p> <p>附 則 (平成 3 年 2 月 1 日 建設省告示第 135 号)</p> <p>この告示は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>第 7 から第 8 まで (略)</p> <p>附 則 (昭和 63 年 3 月 8 日 建設省告示第 342 号)</p> <p>この告示は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>第 7 から第 8 まで (略)</p> <p>附 則 (昭和 55 年 7 月 14 日 建設省告示第 1292 号)</p> <p>1 この告示は、昭和 56 年 6 月 1 日から施行する。</p> <p>2 昭和 44 年建設省告示第 1726 号は、廃止する。</p>

浄化槽の設計・施工上の運用指針 2015 年版

[資料編]

平成 27 年 4 月

編集 日本建築行政会議

〒162-0825
東京都新宿区神楽坂 1 丁目 15 番地
神楽坂 1 丁目ビル 6 階

電話 (03) 5225-7711

